平成２６年旭市議会第４回定例会会議録目次

第　１　号（１２月１日）

議事日程……１

本日の会議に付した事件……１

出席議員……１

欠席議員……２

説明のため出席した者……２

事務局職員出席者……２

開　　会……３

議長報告事項……３

会議録署名議員の指名……３

会期の決定……４

議案上程……４

議案第　１号　平成２６年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第　２号　旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３号　旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　４号　旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　５号　旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第　６号　旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　７号　旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　８号　旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　９号　旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第１０号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第１１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第１２号　専決処分の承認について（平成２６年度旭市一般会計補正予算）

提案理由の説明並びに政務報告……５

議案の補足説明……１３

散　　会……２２

第　２　号　（１２月４日）

議事日程……２３
本日の会議に付した事件……２３
出席議員……２３
欠席議員……２３
説明のため出席した者……２３
事務局職員出席者……２４
開　　議……２５
議案質疑……２５
議案第９号、第１０号、第１１号直接審議（先議）……３０
常任委員会議案付託……３１
散　　会……３１

第　３　号　（１２月８日）

議事日程……３３
本日の会議に付した事件……３３
出席議員……３３
欠席議員……３３
説明のため出席した者……３３
事務局職員出席者……３４
開　　議……３５
一般質問……３５
１４番　林　　七　巳……３５
１番　林　　晴　道……５３
４番　有　田　惠　子……７３
１０番　伊　藤　　保……９５
９番　太　田　將　範……１０９
会議時間の延長……１１７

散　　会……１２５

第　４　号　（１２月９日）

議事日程……１２７
本日の会議に付した事件……１２７
出席議員……１２７
欠席議員……１２７
説明のため出席した者……１２７
事務局職員出席者……１２８
開　　議……１２９
一般質問……１２９
　１８番　木　内　欽　市……１２９
　１７番　滑　川　公　英……１５０
　１３番　伊　藤　房　代……１７３
　　２番　髙　橋　秀　典……１８２
散　　会……１９８

第　５　号　（１２月１７日）

議事日程……１９９
本日の会議に付した事件……１９９
出席議員……１９９
欠席議員……２００
説明のため出席した者……２００
事務局職員出席者……２０１
開　　議……２０２
常任委員長報告……２０２
質疑、討論、採決……２０５
発議案上程……２０８
発議第　１号　米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について
提案理由の説明……２０８

質疑、討論、採決……２０９
事務報告……２１０
議長辞職の件……２１１
議長選挙の件……２１２
副議長辞職の件……２１５
副議長選挙の件……２１６
議長報告事項の件……２１９
閉　　会……２２０

平成２６年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第１号）

平成２６年１２月１日（月曜日）午前１０時開会

第　１　開　　会
第　２　議長報告事項
第　３　会議録署名議員の指名
第　４　会期の決定
第　５　議案上程
第　６　提案理由の説明並びに政務報告
第　７　議案の補足説明

本日の会議に付した事件

日程第　１　開　　会
日程第　２　議長報告事項
日程第　３　会議録署名議員の指名
日程第　４　会期の決定
日程第　５　議案上程
日程第　６　提案理由の説明並びに政務報告
日程第　７　議案の補足説明

出席議員（２２名）

１番	林　　晴　道	２番	髙　橋　秀　典
３番	米　本　弥一郎	４番	有　田　惠　子
５番	宮　内　　保	６番	磯　本　　繁
７番	飯　嶋　正　利	８番	宮　澤　芳　雄
９番	太　田　將　範	１０番	伊　藤　　保
１１番	島　田　和　雄	１２番	平　野　忠　作
１３番	伊　藤　房　代	１４番	林　　七　巳

１５番	向　後　悦　世	１６番	景　山　岩三郎
１７番	滑　川　公　英	１８番	木　内　欽　市
１９番	佐久間　茂　樹	２０番	林　　俊　介
２１番	髙　橋　利　彦	２２番	林　　正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	明　智　忠　直	副　市　長	加　瀬　寿　一
教　育　長	夛　田　哲　雄	病院事業管理者	吉　田　象　二
秘書広報課長	飯　島　　茂	行政改革推進課長	加　瀬　正　彦
総　務　課　長	堀　江　通　洋	企画政策課長	伊　藤　　浩
財　政　課　長	林　　清　明	税　務　課　長	佐　藤　一　則
市民生活課長	伊　藤　正　男	環　境　課　長	浪　川　　昭
保険年金課長	渡　邊　　満	健康管理課長	野　口　國　男
社会福祉課長	加　瀬　恭　史	子育て支援課長	山　口　訓　子
高齢者福祉課長	石　毛　健　一	商工観光課長	堀　江　隆　夫
農水産課長	高　木　寛　幸	建　設　課　長	大久保　孝　治
都市整備課長	林　　利　夫	下水道課長	石　毛　　隆
会計管理者	赤　松　　正	消　防　長	佐　藤　清　和
水　道　課　長	鈴　木　邦　博	病院事務部長	飯　塚　正　志
病院経理課長	土　師　　学	庶　務　課　長	横　山　秀　喜
学校教育課長	石　見　孝　男	生涯学習課長	佐久間　　隆
体育振興課長	石　嶋　幸　衛	監査委員事務局長	田　杭　平　三
農業委員会事務局長	岩　井　正　和		

事務局職員出席者

事　務　局　長	伊　藤　恒　男	事務局次長	髙　安　一　範

開会　午前１０時　０分

○議長（髙橋利彦）　おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第１　開　　会

○議長（髙橋利彦）　ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成26年旭市議会第４回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第２　議長報告事項

○議長（髙橋利彦）　日程第２、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第３　会議録署名議員の指名

○議長（髙橋利彦）　日程第３、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

11番、島田和雄議員、12番、平野忠作議員、以上の２議員を指名いたします。

◎日程第４　会期の決定

○議長（髙橋利彦）　日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの17日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月17日までの17日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第12号までの12議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５　議案上程

○議長（髙橋利彦）　日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第12号までの12議案を一括上程いたします。

議案第　１号　平成２６年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第　２号　旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　３号　旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　４号　旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　５号　旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第　６号　旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　７号　旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　８号　旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第　９号　旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第１０号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第１１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第１２号　専決処分の承認について（平成２６年度旭市一般会計補正予算）

◎日程第６　提案理由の説明並びに政務報告

○議長（髙橋利彦）　日程第６、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長　明智忠直　登壇）

○市長（明智忠直）　おはようございます。

本日、ここに平成26年旭市議会第４回定例会を招集し、平成26年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第１号は、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,470万円を追加し、予算の総額を301億5,810万円とするものであります。

議案第２号は、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３号は、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正の条例の制定について、議案第４号は、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも職員の給与改正に合わせて所要の改正を行う

ものであります。

議案第５号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第６号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、出産育児一時金の支給額について所要の改正を行うものであります。

議案第７号は、旭市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、神西住宅及び双葉団地の一部を用途廃止するため、所要の改正を行うものであります。

議案第８号は、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国における産科医療補償制度の補償対象基準及び掛金等の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第９号は、旭市教育委員会委員の任命について同意を求めることについてでありまして、新たに委員を任命するに当たり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、加藤尚美氏が適任と考え、提案するものであります。

議案第10号及び議案第11号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、平成27年３月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。私は、吉野直子氏並びに宮野作一氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。

議案第12号は、専決処分の承認についてでありまして、平成26年度旭市一般会計補正予算について衆議院の解散に伴う選挙執行経費を専決処分したものであります。

次に、11月30日現在の国及び県の支援金の支給状況について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が対象世帯の約99％に当たる807世帯に、加算支援金が約82％に当たる658世帯に、合わせて13億8,550万円が支給をされております。

また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、329世帯に１億6,199万4,000円を支給したところであります。

さらに、津波被災住宅再建支援金については、305世帯に３億605万9.000円を支給しております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

初めに、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業、南堀之内バイパス整備事業については、早期完成に向けて、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いしてまいります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業についても、関係地権者へのご理解とご協力をお願いするとともに、海上野球場付近の延長約510メートル区間について施工中であります。

津波避難道路については、飯岡地区の（仮称）横根三川線の測量設計業務を実施しており、今後、関係地権者の皆様に道路用地を取得できるよう、ご理解とご協力をお願いしてまいります。

また、旭地区の椎名内西足洗線については、地元の皆様への説明会を９月30日に開催いたしました。今後は、調査・測量及び設計業務を進め、関係地権者の皆様にご理解とご協力をお願いしてまいります。

次に、防災について申し上げます。

災害時に必要な物資の確保を図るため、11月10日に株式会社コメリと「災害時における物資供給に関する協定」を締結いたしました。

株式会社コメリは、旭市内に３店舗を構えており、災害時には日用品等の生活物資や食料、飲料水、防災活動に必要な資機材などを優先的に供給してもらうことが可能となります。

なお、この株式会社コメリとの協定も含めて、旭市における災害協定の締結先は31団体となっております。

また、今年度に整備を進めております津波避難タワーについては、飯岡地区のタワーが11月17日に完成し、富浦地区のタワーも今月中旬には完成する予定であります。これらの施設は、市民の皆様や小・中学校等から要望があれば、随時開放しますので、見学や体験をしていただくことで、いざというときの避難場所を確認していただきたいと考えております。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

千葉県海匝土木事務所により進められている海岸基盤整備工事については、下永井から平松までの区間で実施されており、萩園地区及び矢指地区については、平成26年度中の発注に向けて調整が進められているところであります。残る区間についても、早期の着手と完成に向けて引き続き要望してまいります。

また、海岸減災林整備については、候補となる樹種を選定し、適正を確認するための試験植樹を予定しております。

次に、海岸保安林について申し上げます。

三川地先における減災盛土整備については、他の工事から出る建設発生土を使用することで工事費を縮減しており、現在、３月の完成に向けて順調に進捗しております。

次に、排水路の整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、早期完成を目指して事業の進捗を図ってまいります。

次に、保健事業について申し上げます。

新型インフルエンザ等への対応については、国が制定した新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本年10月に、旭市としての対策行動計画を策定いたしました。この計画は、新型インフルエンザ等が発生した際に、影響を最小限に抑えられるよう、全国で統一的に迅速な対応を図るためのものであり、全ての市町村で、ほぼ同じ内容となっております。

次に、感染症対策について申し上げます。

予防接種法で義務づけられた定期予防接種については、幼児期に多くかかる水痘と、高齢者の肺炎球菌を予防するワクチンの接種が新たに対象として加わり、10月１日から接種を開始したところであります。

次に、中央病院について申し上げます。

国は医療の質的向上を図る目的で、医薬分業を推奨しており、院外処方率は７割を超える状況にあります。このため、旭中央病院においても、これまでさまざまな検討を重ねてまいりましたが、医療を取り巻く環境の変化に対応するとともに、薬の待ち時間の解消を図るため、平成27年夏ごろをめどに、院外処方へ移行することを決定いたしました。

これにより、今後はどこの調剤薬局においても薬を受け取れることとなり、受診者の利便性の向上が図られるものと考えております。

一方、経営形態については、昨年５月に検討委員会から提出された報告書において、職員の意識の変化を促し、より一層の迅速、柔軟な経営を可能とするため、地方独立行政法人へ移行すべきとのことでありました。

この報告を受けて、これまでに議会をはじめ、地区懇談会や各種団体の皆様、さらに、病院の職員へも内容を説明するとともに、地方独立行政法人についてさまざまな角度から検討してまいりました。また、直近の医療情勢を踏まえ、これまでの病院完結型医療から国が推進する地域完結型医療への転換にも取り組んでいるところであります。

しかし、地方における医師、看護師の確保はますます困難となっており、自治体病院を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

こうした状況の中、将来にわたって安定した病院経営を行うためには、より一層の柔軟かつ迅速な経営が必要であると考え、旭中央病院の経営形態を地方独立行政法人に移行する方向で進めていきたいと思っております。

なお、移行に関する調査検討に必要な経費として、本定例会に補正予算を計上したところであります。

次に、子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金について申し上げます。

子育て世帯臨時特例給付金については、これまで3,928名に総額6,677万円の支払いを終えておりますが、支給対象者の増が見込まれるため、本定例会に補正予算を計上したところであります。

また、臨時福祉給付金についても、子育て世帯臨時特例給付金と並行して事務を進めており、これまでに7,538名、支給総額9,613万5,000円の支払いを終えております。

どちらの給付金も、申請の受け付けを12月26日まで行いますが、漏れのないよう引き続き広報等で周知してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校改築工事については、現在、校舎・屋内運動場の杭打ち工事が終了し、建物の土台を造る基礎工事を進めております。これと並行して、外周の土留め工事や校庭の排水施設埋設工事も行っており、建築・外構工事ともに順調に進んでおります。

今後も工期内の完成を目指し、しっかりと工事監理を行ってまいります。

富浦小学校の避難階段設置工事については、11月末に完了し、外階段から屋上に上がれるようになり、児童や地域の方々の津波避難所が確保できることとなりました。

嚶鳴小学校大規模改造工事については、外部工事と２階、３階の内装工事が終了し、残りは１階の内装のみとなりました。工事は順調に進んでおり、来年１月末に完成する見込みであります。

次に、学校教育について申し上げます。

沖縄交流事業については、例年、２月に実施しておりましたが、インフルエンザの流行や大雪による交通機関への影響等を考慮して、本年度から11月に変更いたしました。

11月20日には歓迎交流会を開催し、中城村教育長をはじめ、中城村の児童18名と旭市の児童20名等が参加して、踊りの発表などを行いました。また、翌21日には、嚶鳴小学校で全校児童とのふれあい交流会が開催され、親睦を深めることができました。

次に、社会教育について申し上げます。

11月15日、東総文化会館において青少年意見発表大会を開催いたしました。この大会には、小学生８名、中学生２名、高校生２名、一般から２名の総勢14名が参加し、その力強い主張は、集まった大勢の方々に感動を与えるとともに、青少年健全育成に対する理解と関心を深めることができました。

文化振興については、９月28日に地域に伝わるお囃子や神楽などの「あさひのまつり」を開催し、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に大勢の観客から盛大な拍手が送られました。

また、10月25日から11月３日にかけては、各地区及び部門ごとに市民文化祭を開催し、大勢の方々に市民の文化活動の成果を楽しんでいただきました。

このほか、11月16日の生涯学習フェスティバルでは、地元旭市出身のＪＡＸＡ（宇宙航空研究開発機構）職員、嶋田和人氏を講師にお招きし、文化講演を開催いたしました。

嶋田氏は、医師として国際宇宙ステーションに滞在する日本人宇宙飛行士の健康管理に携わっており、来場した多くの市民に、宇宙開発の近況や宇宙で生活するための環境について、興味深いお話をしていただきました。会場からは多くの質問も飛び出し、大変有意義な講演となりました。

今後も、市民の文化意識の高揚が図られるよう、幅広い文化事業を展開してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

10月12日、東総運動場において、第５回市民体育祭を開催いたしました。

好天に恵まれ、多くの市民の方々に参加をいただき、出場者の頑張る姿、観客の笑顔、ユニークな数々のレース等、市民のかたいきずながができたものと確信しております。

10月22日と23日には、第６回向太陽杯パークゴルフ大会を、あさひ健康パークにおいて開催いたしました。県外及び市外の選手に市内選抜選手を含めた総勢160名による交流試合が、悪天候にもかかわらず、和やかな雰囲気の中で行われました。また、大会期間中は、出場者に旭市の食材を提供し、食の郷旭の魅力を発信することができました。

今後のイベントとしては、12月21日に、第10回市民駅伝大会が東総運動場を会場に開催されます。また、来年の２月１日には、勇気・元気・復興への道をスローガンに、第26回旭市飯岡しおさいマラソン大会が開催されます。全国各地から約5,000名のランナーが、旭のしおさいロードを駆け抜ける予定であります。

次に、東京オリンピック事前キャンプ地の誘致について申し上げます。

11月19日、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ地を本市へ誘致するため、誘致推進本部を設置いたしました。

今後は、事前キャンプ地として総合体育館を含めた市内施設の活用、また、観光施設や特産品及び郷土の歴史文化などの情報発信、さらに、児童・生徒へのスポーツに対する意識の啓発など、この機会を捉えて取り組んでまいりたいと考えております。なお、誘致推進本部の活動経費として、本定例会に補正予算を計上したところであります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業施策については、経営所得安定対策としての今年の飼料用米の取り組み面積が、目標を超える210ヘクタールとなり、支援の追加が必要となりましたので、本定例会に補正予算を計上したところであります。

次に、交流事業について申し上げます。

本市の農業者と交流を行っているジェフユナイテッド市原・千葉レディースから、10月19日に東総運動場で行われた「なでしこリーグ公式戦セレモニー」へ参加のお誘いがありました。当日は、旭産の米などの農産物をＰＲさせていただきました。

次に、産業まつりについて申し上げます。

秋の産業まつりについては、11月９日に文化の杜公園で、また、23日には海上コミュニティ運動公園を会場に開催いたしました。

両会場とも、ステージイベントや農畜産物の展示販売、特産品の販売を楽しみに、開始前から大勢の方にご来場いただき、大変なにぎわいとなりました。まつりの運営にご協力をいただいた方々に感謝を申し上げます。

次に、商業振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続く中、市内500を超える店舗で構成する旭市商業振興連合会では、商業振興策として、本年度２回目のプレミアム付き共通商品券の発行事業に取り組む予定であります。

今回の発行は、１万セット、総額１億1,000万円分を12月７日及び８日に販売いたします。なお、使用期間は短期間での消費刺激を考慮して、半年間と設定されております。市としても、これら商業の活性化に資する取り組みを引き続き支援してまいります。

次に、工業振興について申し上げます。

あさひ新産業パークへの企業誘致については、新たな進出企業として１社が来年４月１日の稼働を目指し、現在工場を建設中であります。

今回の進出企業は、外食産業界で国内屈指の会社として東京都港区に本社を置く株式会社ゼンショーホールディングスで、フードサービスチェーンを多く経営し、関連会社として、

すき家、なか卯、ココス、はま寿司、宝島等々、本市の国道126号沿いに軒を並べる店舗を多く抱えております。食品産業の工場であるため、市内の農畜産業と結びついた製造を期待するところであります。

今後も、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

次に、観光について申し上げます。

恒例の秋のヘラ鮒釣り大会が、10月26日に袋公園東溜池で、11月９日には長熊釣堀センターで行われ、市内外から多くの釣り客の参加をいただき、盛況のうちに終了することができました。

また、11月24日に千葉市内で開催された国際千葉駅伝大会では、スタート会場の県総合スポーツセンター陸上競技場に、東日本大震災の被災地ということでご配慮をいただき、旭市の特産品紹介コーナーを設けていただいて、旭市の幾つかの特産品を販売させていただきました。

この会場へは、私自身も足を運び、参加11か国13チームの選手と日本陸上競技連盟の役員等に旭市をＰＲした手拭いを配布するなど、2020年東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地誘致活動につながったものと考えております。

11月25日には、千葉県観光商談会が都内で開催され、観光資源の商品化に向けた取り組みにおいて、県内で最優秀賞を受賞した旭市の提案を、旅行業者など36社の前で発表するなど、旭市のＰＲを行ってまいりました。

次に、旧食彩の宿いいおか荘について申し上げます。

いいおか荘については、旭市の観光拠点として一日も早く再開できるよう、11月17日から今月12日までを募集期間として、再度、貸付先の公募を行っているところであります。

募集期間の終了後には、速やかに貸付先を選定し、民間事業者としての利点を活用することで、来年の夏には再開したいと考えております。

次に、道の駅施設整備事業について申し上げます。

11月５日、道の駅直売施設出荷者説明会を干潟公民館で開催し、年内の直売施設出荷者協議会設立に向けて、道の駅に出荷を希望された方々と協議を開始したところであります。

また、11月16日には、これまでご協力をいただいた関係者の皆様ご出席のもと、道の駅建設工事の起工式が行われ、平成27年秋の開業を目指して、現場もいよいよ本格的に始動したところであります。

次に、旭市イメージアップキャラクター「あさピー」について申し上げます。

あさピーについては、市内外の各種イベントにおいて積極的にＰＲ活動を行っております。

10月18日には滋賀県彦根市で開催された「ご当地キャラ博ｉｎ彦根」に、また、11月22日には埼玉県羽生市で開催された「世界キャラクターさみっとｉｎ羽生」にと、いずれも全国規模のイベントに参加し、多くの来場者と触れ合ってまいりました。

今後も、市内をはじめ、市外・県外のイベントなどへ積極的に参加して、旭市の魅力をより多くの方々に知ってもらえるような活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、地区懇談会について申し上げます。

復興への取り組みやまちづくりについて、市民の皆様と直接話し合う地区懇談会を、10月19日から市内６か所で開催いたしました。本年度は、合わせて579名の参加があり、多くの方と意見交換をすることができました。

特に今回は、国土強靭化地域計画や公共施設の抱える課題について説明いたしました。参加した皆様からは、災害時の情報伝達や避難場所、公共施設の整備の進め方などを、また、政策に関しては、道の駅や人口減少対策、いいおか荘の再開など、合わせて71件の意見や提案をいただきました。

今後、内容を検討の上、市政に反映してまいりたいと考えております。

最後に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎の建設場所については、市民会議やパブリックコメント、さらに地区懇談会等における市民の意見を参考にしながら、関係する法令を調査検討して決定してまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨を説明し、併せて市政の近況について申し上げました。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第７　議案の補足説明

○議長（髙橋利彦）　日程第７、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第１号、第７号、第12号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長　林　清明　登壇）

○財政課長（林　清明）　それでは、議案第１号、議案第７号及び議案第12号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第１号、平成26年度旭市一般会計について申し上げます。

補正予算書の１ページ、お開きください。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ2,470万円を追加し、予算の総額を301億5,810万円とするものです。

第２条繰越明許費の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

２ページから４ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額でありますので、説明を省略し、内容は事項別明細書で説明いたします。

５ページをお願いいたします。

第２表、繰越明許費補正ですが、８事業につきまして繰り越しの追加設定をお願いするものです。

２款１項総務管理費の新庁舎建設事業は、新庁舎建設に係る基本設計や地質調査等の委託業務であり、新庁舎建設位置の決定に時間を要しているため、発注時期が遅れており、年度内での業務完了が困難であると見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次の、８款２項道路橋梁費では、右段の６事業、総額11億3,238万6,000円について、繰越明許費の設定をお願いするもので、一つ目の道路新設改良事業及び次の冠水対策排水整備事業は、道路境界確定が難航していることと、関係官公庁等との協議に不測の日数を要しており、年度内の工事完成が困難であると見込まれるため、次の蛇園南地区流末排水整備事業及び飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、前年度の繰り越し工事が現在施工中であり、隣接する本年度工事の着工が遅れているとともに、関係官公庁との協議に期間を要しており、年度内での工期の確保ができないため、次の震災復興・津波避難道路整備事業は、設計変更や不動産鑑定等に関する業務委託について、地権者の同意や関係機関との協議に不測の日数を要しており、年度内での業務完了が困難であると見込まれるため、次の橋梁維持補修事業は、関係機関との協議に不測の日数を要しており、年度内での工事完成が困難であると見込まれるため、それぞれ繰越明許費の設定をお願いするものであります。

次に、９款１項消防費の消防庫整備事業は、第５中隊、これは干潟地区です、第２分団第

１部の消防庫の改築工事でありまして、二度にわたる入札不調により、年度内では標準工期が確保できないため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

９ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

なお、事業内容につきましては、歳出のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

13款２項１目総務費国庫補助金788万1,000円の追加は、説明欄１社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増で、住民基本台帳システム改修等に係る補助金が確定したため、予算計上するものです。

２目民生費国庫補助金837万3,000円の追加は、１節社会福祉費国庫負担金、説明欄１地域生活支援事業費等補助金587万3,000円、及び２節児童福祉費国庫補助金、説明欄１子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金250万円の増によるものです。

14款２項１目民生費県補助金293万6,000円の追加は、説明欄１地域生活支援事業費等補助金の増によるものです。

16款１項３目農林水産業費寄附金250万円の追加は、畜産振興のために篤志寄附を計上するものであります。

10ページをお願いいたします。

17款２項２目災害復興基金繰入金80万円の追加は、企画事務費に充当を予定するものです。

18款１項１目繰越金97万円の追加は、留保していた繰越金の一部を今回の補正財源として計上するものです。

19款５項４目雑入124万円の追加は、説明欄１緑の募金東日本大震災復興事業交付金を新規計上するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして歳出です。

11ページ、お願いいたします。

１款１項１目議会費285万円6,000円の追加は、説明欄１議員報酬130万5,000円及び説明欄２議会関係職員給与費155万1,000円の増で、ともに人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づき、議員の期末手当の支給率が引き上げられることによる影響額の増と一般職の職員の給与、勤勉手当等の引き上げ改定及び人事異動等による増であります。

なお、以下の各款に計上されています人件費の補正につきましては、各款ごとの人件費の

組み替えを行ったものでありまして、説明は省略させていただきます。28ページ以降の給与費明細書の中で、その概要を説明させていただきます。

12ページ、お願いいたします。

２款１項７目企画費195万8,000円の追加は、説明欄１企画事務費の増であり、海岸減災林整備に係る記念植樹式及び新たに設置する東京オリンピック事前キャンプ地誘致推進本部会議に係る経費と、旭中央病院地方独立行政法人化に係るコンサルティング業務に係る委託料であります。

８目電子計算費98万円1,000円の追加は、説明欄１電算システム運用事業の増で、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に関する電算システムの中間サーバーを管理する地方公共団体情報システム機構への負担金を計上するものであります。

15ページ、お願いいたします。下から２段目です。

３款１項２目障害者福祉費1,179万9,000円の追加は、説明欄１地域生活支援事業の増で、利用者数の増加に伴い事業費を増額するものです。

17ページをお願いいたします。一番下です。

３款３項１目児童福祉総務費のうち、説明欄２子育て世帯臨時特例給付金給付事業250万円の追加は、支給対象児童数の増に伴い給付額を増額するものです。

20ページをお願いいたします。中ほどです。

６款１項３目農業振興費337万2,000円の追加は、説明欄１水田農業構造改革推進事業の増で、主に補助対象作物である飼料用米の作付面積の増加に伴い補助金を増額するものです。

４目畜産振興費250万円の追加は、説明欄１家畜防疫対策事業の増であり、畜産振興のための篤志寄附金250万円を、豚流行性下痢の感染防止対策に係る補助金として交付するものです。

28ページ、お願いいたします。

特別職の給与費明細書です。

下段の比較欄をご覧ください。

長等、これは市長、副市長です。の期末手当24万4,000円、共済費欄４万1,000円、及び議員の期末手当130万5,000円の増は、歳出で申し上げましたが、人事院勧告等に基づき、期末手当の年間支給率を0.15月引き上げたことによる影響額です。

29ページをお願いいたします。

一般職、（１）総括の表になります。

今回の補正は、人事院勧告等に基づく給料及び職員手当等の引き上げ改定と人事異動等による増減額を計上した結果、比較欄の合計のとおり、人件費総額での補正額はなしとして、各款での予算組み替えのみといたしました。

比較欄で申し上げますと、給料が2,051万7,000円の減、職員手当等が2,973万4,000円の増、共済費が921万7,000円の減額となります。

以上で、議案第１号の補足説明を終わります。

次に、議案第７号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

議案第７号をお願いいたします。

本議案は、神西住宅及び双葉団地の一部を用途廃止するため、条例別表に規定されている住宅の戸数を、神西住宅は15戸から14戸へ、双葉団地は51戸から47戸へ改めるものです。

神西住宅は昭和40年度から42年度、双葉団地は昭和36年度から44年度の建築であり、両住宅とも耐用年数の30年を大幅に過ぎていることから、住宅の老朽化が著しく、防犯・防災などの管理上の面でも支障を来している状況です。

このような状況から、当該市営住宅については新規募集を停止し、空き家になった住宅から用途廃止を行っており、今回、５戸の用途廃止を行うものです。用途廃止後につきましては、順次解体撤去を行ってまいります。

議案第７号の補足説明は以上です。

続きまして、議案第12号、専決処分の承認について申し上げます。

議案第12号をお願いいたします。

平成26年度旭市一般会計補正予算（第３号）であります。

この補正予算は、去る11月21日に衆議院が解散され、総選挙が実施されることとなったため、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、11月21日に補正予算を専決処分し、本議会において承認を求めるものであります。

なお、本経費の財源、歳入につきましては、全額、県支出金を予定するものです。

補正予算書の１ページ、お開きください。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ3,400万円を追加し、予算の総額を301億3,340万円とするものです。

５ページをお願いいたします。

歳入です。

14款３項１目総務費委託金として3,400万円を計上するものです。

６ページ、お願いいたします。

歳出です。

２款４項６目衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査費は、目を新規に設定し、3,400万円を計上するものです。

主な内容は、投票管理者等への報酬、投・開票事務従事者等への職員手当、入場券等の通信運搬費、ポスター掲示場設置撤去委託料であります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（髙橋利彦）　財政課長の補足説明は終わりました。

議案第２号、第３号、第４号、第５号、第９号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長　堀江通洋　登壇）

○総務課長（堀江通洋）　議案第２号から補足説明をいたします。

まず、議案第２号、旭市議会の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき改正する一般職の職員の給与改定に合わせて改正するものであります。

第１条につきましては、平成26年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の205から100分の220に改め、100分の15引き上げ、年間支給率を100分の395から100分の410にするものであります。

第２条では、平成27年度以降の期末手当の支給率を６月期においては100分の190から100分の197.5に改め、12月期においては100分の220から100分の212.5に改め、期末手当の年間支給率を100分の410とするものです。

附則の第１項は施行期日を定めるものです。第２項は、第１項で定める施行期日が12月期の期末手当の基準日である12月１日を過ぎてしまうため、本年12月期の期末手当の適用日を平成26年12月１日とするものです。第３項は、本年12月期の期末手当について、12月10日の支給日に改定前の率で支給したものを内払いとみなし、改正後の率との差額を後日支給するものです。

議案第３号について補足説明いたします。

議案第３号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、また、議案第４号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制

定についての以上２議案につきましては、議案第２号と同様に改正をするものであります。

続きまして、議案第５号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、職員の給与を改正するものでありまして、第１条で平成26年度の改正を、第２条で平成27年度の改正をしております。また、第３条、第４条は一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正で、人事院勧告に伴う、これも所要の改正を行うものです。

それでは、第１条でございますが、第27条第２項の改正は平成26年12月期の勤勉手当の支給率を、１号では一般職の職員を100分の67.5から100分の82.5とし、100分の15引き上げ、２号で再任用職員にあっては100分の32.5から100分の37.5とし、100分の５引き上げるものであります。

附則第13項は、勤勉手当支給率の変更により55歳以上で７級職員の1.5％の給与削減に対応する勤勉手当支給枠の算出率の変更をするものです。

別表１の給料表につきましては、国と同様に給料表を改正するもので、若年層に重点を置いて引き上げ、給料表全体の平均改定率は0.3％となります。

また、別表２の改正は通勤手当でありまして、区分に応じて70円から3,060円までの幅で引き上げを行うものです。

第２条でございますが、第27条第２項の改正は、平成27年度以降の勤勉手当について改めるもので、６月期、12月期とも100分の75に改め、再任用職員にあっては100分の35に改めるものであります。これにより、期末手当と勤勉手当の合計は、年間で、一般職にあっては100分の395から100分の410となり、再任用職員にあっては100分の210から100分の215となります。

第３条については、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でありまして、特定任期付職員の給与の特例に関する第７条第１項の給料表の改正と、平成26年12月期の期末手当の支給率を100分の15引き上げ、年間支給率を100分の295から100分の310とするものでございます。

第４条については、平成27年度以降の任期付職員の期末手当について改めるもので、６月期、12月期においてそれぞれ100分の155とし、年間の支給率を100分の310とするものです。

附則の第１項は施行期日を定めるもので、第２項は、第１項で定める施行期日が12月期の期末手当の基準日である12月１日を過ぎてしまうため、本年12月期の勤勉手当に係る部分について適用日を平成26年12月１日とするものです。第３項は、本年12月期の期末勤勉手当に

ついて、12月10日の支給日に改定前の率で支給したものを内払いとみなし、改正後の率との差額を後日支給しようとするものでございます。

次に、議案第９号、旭市教育委員会委員の任命について同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

現在、欠員となっております教育委員１名を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回任命したい方は、旭市ロの660番地１にお住まいの加藤尚美氏、昭和48年８月５日生まれの方です。

同法に規定する保護者からの任命となります。

なお、加藤氏は同法に規定する欠格事項、及び兼職の禁止、並びに地方自治法に規定する兼業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（髙橋利彦）　総務課長の補足説明は終わりました。

議案第６号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長　渡邊　満　登壇）

○保険年金課長（渡邊　満）　議案第６号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、健康保険法施行令の一部改正に伴う出産育児一時金に係る所要の改正を行うものであります。

新旧対照表の24ページをご覧願います。

出産育児一時金の支給額は現在39万円となっておりますが、これを40万4,000円に改めるものであります。

なお、施行は平成27年１月１日からとなります。

以上で、議案第６号の補足説明を終わります。

○議長（髙橋利彦）　保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第８号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長　土師　学　登壇）

○病院経理課長（土師　学）　議案第８号、病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

今回の改正は、現在、分娩料に含まれている産科医療補償制度の保険料の改定に伴う分娩

料の改正であります。

具体的には、平成21年１月に産科医療補償制度が導入され、掛金３万円が分娩料に加算されておりましたが、保険料の見直しにより、掛金が１万6,000円に減額されるものです。

今回の改正といたしましては、分娩料と掛金を分離し、時間内を12万円、時間外14万5,000円、休日・深夜17万円、帝王切開時９万5,000円とし、別途掛金を加算すると改正するものです。

以上で、議案第８号の補足説明を終わります。

○議長（髙橋利彦）　病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第10号、第11号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長　伊藤正男　登壇）

○市民生活課長（伊藤正男）　議案第10号及び議案第11号について、補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市の人権擁護委員の定数は10名でありますが、このうち２名が平成27年３月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

議案第10号で推薦したい方は、旭市足川1765番地２にお住まいの吉野直子氏、昭和20年１月６日生まれの方であります。

吉野直子氏は、平成15年から人権擁護委員として積極的に活動されており、長年にわたり、小学校の教員として子どもたちの教育に当たられてきました。また、いじめ問題など、人権問題について豊富な知識と経験をお持ちで、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

次に、議案第11号に推薦したい方は、旭市琴田3188番地にお住まいの宮野作一氏、昭和24年９月４日生まれの方であります。

宮野氏は、平成18年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で、地域における信望も大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

なお、お二人とも、人権擁護委員法第７条第１項の規定による委員の欠格条項につきましては該当する事項はありません。

また、委員の任期は平成27年４月１日から平成30年３月31日までの３年間であります。

以上で、議案第10号及び議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（髙橋利彦）　市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（髙橋利彦）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は12月４日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会　午前１１時　１分

平成２６年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第２号）

平成２６年１２月４日（木曜日）午前１０時開議

第　１　議案質疑

第　２　常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

日程第　１　議案質疑

追加日程　議案第９号、第１０号、第１１号直接審議（先議）

日程第　２　常任委員会議案付託

出席議員（２２名）

１番	林　　晴　道	２番	髙　橋　秀　典
３番	米　本　弥一郎	４番	有　田　惠　子
５番	宮　内　　保	６番	磯　本　　繁
７番	飯　嶋　正　利	８番	宮　澤　芳　雄
９番	太　田　將　範	１０番	伊　藤　　保
１１番	島　田　和　雄	１２番	平　野　忠　作
１３番	伊　藤　房　代	１４番	林　　七　巳
１５番	向　後　悦　世	１６番	景　山　岩三郎
１７番	滑　川　公　英	１８番	木　内　欽　市
１９番	佐久間　茂　樹	２０番	林　　俊　介
２１番	髙　橋　利　彦	２２番	林　　正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智忠直	副市長	加瀬寿一
教育長	夛田哲雄	病院事業管理者	吉田象二
秘書広報課長	飯島茂	行政改革推進課長	加瀬正彦
総務課長	堀江通洋	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	林清明	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	伊藤正男	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	山口訓子
高齢者福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	赤松正	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員事務局長	田杭平三
農業委員会事務局長	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	髙安一範

開議　午前１０時　０分

○議長（髙橋利彦）　おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案質疑

○議長（髙橋利彦）　日程第１、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第１号から議案第12号までの12議案を順次議題といたします。

議案第１号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、議案第１号、一般会計補正予算についてでございますが、12ページ、７目企画費、13節のコンサルティング業務委託料でございますが、これはどのような業務をいつまでに行うのか。また、業務の委託先をどのような業者に委託するのかお伺いをいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　それでは、12ページのコンサルティング業務委託の具体的な内容ということのご質問に対してお答えいたします。

この業務につきましては、旭中央病院を、地方独立行政法人化するための定款、評価委員会条例に関しまして、必要な情報収集や先進地事例等の調査、助言等を、経営形態の移行に精通しているプロの目から行っていただくためのコンサルティング業務委託となります。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　この業務は、旭中央病院を独立行政法人化に移行するための調査という

ことでございますが、委託先は広告宣伝的な機関であるのか、それとも法律等の資格を有する助言的な機関であるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　今言われた後のほうの、助言的ですね、そのコンサルに委託しようと考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、その業務結果に基づいて、調査の結果に基づいて、今後、旭中央病院をどのような形で独立行政法人化に移行する等の、年次計画等を行う、そのようなものであるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　今回、業務委託、内容的には、定款、評価委員会ですね、その辺の調査というか、先進地事例等と資料等を提出いただきまして、それに基づいて私どものほうで、行政側のほうで、その議案としての形を整えていくというようなことで考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、米本弥一郎議員。

○３番（米本弥一郎）　おはようございます。

本定例会の政務報告で、旭中央病院の経営形態を地方独立行政法人に移行する方向で進めていきたいと思っておりますとの報告がありました。また議案第１号、一般会計補正予算に、独法化のためのコンサルティング業務委託料100万円が計上されました。独法化に向けて第一歩を踏み出そうとしている、このような認識をしております。

ご承知のとおり、地方自治体では二元代表制がとられております。ですから、私ども議員、議会といたしましても、市長と同じ市民の代表という立場で、十分な調査研究をした上で判断してまいりたいと考えております。

そこで、林晴道議員に引き続き、このコンサルティング業務委託料についてお伺いいたします。

先ほどの答弁で、コンサルティングの内容、どのような業者に委託するかなど了解いたしました。では、この委託期間はいつまでになるのか。言いかえれば、独法の定款の案と、評価委員会条例の案がいつできる見込みであるかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　米本弥一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　期間でありますが、来年の３月までを予定しております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　米本弥一郎議員。

○３番（米本弥一郎）　ありがとうございました。

前回の議会全員協議会で、地方独立行政法人の設立までの流れの説明があり、この後も幾つもの議決や許認可申請が必要とのことでありました。この後にも、コンサルティング業務委託をすることになるのか、現時点ではどのように考えているのか、見通し等をお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　米本弥一郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　今後の流れということでありますが、先進地事例等で、独法化までの流れですが、１年から１年半くらいを要しております。定款や評価委員会条例のほかにも中期目標である、それから中期計画の策定をはじめ、財産評価や会計システムの開始など、さまざまな取り組みが必要となってまいります。

これにつきましては専門的な知識が必要となりますので、来年度におきましても、コンサルティングへの業務委託を考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　米本弥一郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第１号の質疑を終わります。

議案第２号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　質疑なしと認めます。

議案第３号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　質疑なしと認めます。

議案第４号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　質疑なしと認めます。

議案第５号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　質疑なしと認めます。

議案第６号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　質疑なしと認めます。

議案第７号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　質疑なしと認めます。

議案第８号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

米本弥一郎議員。

○３番（米本弥一郎）　議案第８号の補足説明では、分娩料に含まれていた産科医療補償制度の掛金３万円を分離するとの説明でございました。したがいまして、改正後の金額が、実質の分娩料ということになります。この金額の算出の根拠をお伺いいたします。

また、産科医療補償制度の説明をお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　米本弥一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師　学）　それでは、ただいまのご回答のほう申し上げます。

先般の議案の補足説明と一部重複いたしますけれども、こちらのお手元のほうの新旧対照

表26ページをご覧いただけますでしょうか。

今回の改正は、産科医療補償制度の保険料の改正に伴う改正となります。ただいまご質問のございました産科医療補償制度ですけれども、国の安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、平成21年１月に創設されました。１分娩当たり３万円の保険料が、分娩料に加算されたことに伴い、平成20年12月議会において当時12万円だった分娩料を15万円に改正した経緯がございます。

この補償制度は、脳性麻痺を対象としておりますが、今回掛金の見直しが実施されまして、平成27年１月から現在の３万円が１万6,000円に減額をされるということに決まりました。今後も掛金の変更が予想されることから、分娩料と掛金を分離し、分娩料から一律３万円の掛金分を引き下げ、別途掛金を加算する改正を行うものです。

分娩料自体の料金設定は、近隣の産科を有する医療機関の設定を参考にしておりまして、入院料、差額室料含めて、45万円から50万円程度になるように設定のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　米本弥一郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第８号の質疑を終わります。

議案第９号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

◎追加日程　議案第９号、第１０号、第１１号直接審議（先議）

○議長（髙橋利彦）　おはかりいたします。議案第９号、第10号、第11号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第９号、第10号、第11号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第９号、第10号、第11号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第９号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（髙橋利彦）　全員賛成。

よって、議案第９号は同意することに決しました。

議案第10号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（髙橋利彦）　全員賛成。

よって、議案第10号は同意することに決しました。

議案第11号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（髙橋利彦）　全員賛成。

よって、議案第11号は同意することに決しました。

◎日程第２　常任委員会議案付託

○議長（髙橋利彦）　日程第２、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第１号から議案第８号までと議案第12号の９議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表１、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、15日までに審査を終了いたしますようお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は８日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会　午前１０時１５分

平成２６年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第３号）

平成２６年１２月８日（月曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２２名）

１番	林　　晴　道	２番	髙　橋　秀　典
３番	米　本　弥一郎	４番	有　田　惠　子
５番	宮　内　　保	６番	磯　本　　繁
７番	飯　嶋　正　利	８番	宮　澤　芳　雄
９番	太　田　將　範	１０番	伊　藤　　保
１１番	島　田　和　雄	１２番	平　野　忠　作
１３番	伊　藤　房　代	１４番	林　　七　巳
１５番	向　後　悦　世	１６番	景　山　岩三郎
１７番	滑　川　公　英	１８番	木　内　欽　市
１９番	佐久間　茂　樹	２０番	林　　俊　介
２１番	髙　橋　利　彦	２２番	林　　正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市　　長	明　智　忠　直	副　市　長	加　瀬　寿　一
教　育　長	夛　田　哲　雄	病院事業管理者	吉　田　象　二
秘書広報課長	飯　島　　茂	行政改革推進課長	加　瀬　正　彦

総務課長	堀江通洋	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	林清明	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	伊藤正男	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	山口訓子
高齢者福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	赤松正	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員事務局長	田杭平三
農業委員会事務局長	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	髙安一範

開議　午前１０時　０分

○議長（髙橋利彦）　おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（髙橋利彦）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　林　　七　巳

○議長（髙橋利彦）　通告順により、林七巳議員、ご登壇願います。

（１４番　林　七巳　登壇）

○１４番（林　七巳）　おはようございます。

議席番号14番、一般質問いたします。

久々の一般質問ですので、何か足ががたがた言っているところでありますが、その点、ご容赦願いたいと思います。

今この議場の外では、国会議員の選挙の最中です。１年前は、自分たちもその選挙の最中でした。国の選挙は、これからの日本を左右する大事な選挙です。また、今の旭市も大事な時です。新市庁舎の問題、中央病院の独立行政法人と数々の大事な案件がたくさんあります。

それでは、質問いたします。

第１に新庁舎建設について４項目、中央病院について３項目、庁舎の分煙について３項目、ＰＣＢについて４項目質問いたします。

１項目めの候補地の一つで、パブリックコメントで最有力地となっている文化の杜公園について、その建設目的と完了年月日は。

２項目めです。庁舎を建設した場合の公園に係る補助金の返還額。

３項目め、用途変更の手続きに必要な期間は。

４項目め、建設開始の予定年度はどのようになっているのか質問いたします。

次に、中央病院について質問いたします。

中央病院のこの独立法人化につきましては、私は反対の意味で質問するわけではありません。いまだ、まだ自分が勉強途中ということで質問させていただきます。

それでは１項目め、有料駐車場北側の市道について質問いたします。

２項目め、独立行政法人化について質問いたします。

３項目め、市民の理解が必要なため、市民アンケートの予定について質問いたします。

それから、庁舎の分煙について、１項目め、庁舎内禁煙について。

２項目め、勤務時間について。

３項目め、喫煙室についてお伺いいたします。

大きな４番目のＰＣＢについて、１項目め、現在どのくらいこの市にあるのか。

２項目め、校舎・病院解体時にどのくらいあったのか。

３番目、保管場所はどこにあるのか。

４項目め、処理は今後どうするのかをお尋ねいたします。

以上で４項目質問いたします。あとは議席で再質問しますので、簡潔によろしくお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長　明智忠直　登壇）

○市長（明智忠直）　おはようございます。

議員の皆さん方には大変ご苦労さまでございます。

それでは、林七巳議員の質問に、私のほうから２項目めの中央病院についてということで、その（２）、独立行政法人についてということでお答えをしたいと思います。

議会冒頭の政務報告でも申し上げましたとおり、昨年５月の旭中央病院検討委員会の報告を受けながら、これまでに議会をはじめ地区懇談会や各種団体の皆様、また、病院職員へ説明を行うとともに、地方独立行政法人についてさまざまな角度から検討してまいりました。

一方、中央病院においては直近の医療情勢を踏まえ、病院完結型医療から地域完結型医療への転換にも取り組んでいるところであります。しかし、地方における医師、看護師の確保

はますます困難となっており、自治体病院を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

こうした状況の中、将来にわたって安定した病院経営を行うためには、より一層の柔軟かつ迅速な経営が必要であると考え、旭中央病院の経営形態を地方独立行政法人に移行する方向で進めていきたいと考えているところであります。よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　それでは、林七巳議員の４項目中、３項目、１と３と４についてお答えいたします。

まず、１項目め、新庁舎建設について、一つとして文化の杜公園建設目的と完了年月日はいつかというご質問に対してお答えいたします。

建設目的としまして、平成13年３月30日付で都市計画決定を受けました。その後、平成13年７月24日付で事業認可を取得し、都市公園事業として事業が開始されました。

その中で、文化の拠点としての整備を行うとともに、都市防災に資する公園を建設目的としております。また、平成18年度に実施された旭文化の杜公園基本設計では、一つとして、東総文化会館と県立図書館を中心として、人々が積極的に参加し、親子で楽しむことができ学ぶことができる空間的役割を果たすこと。

二つ目として、自然とのふれあい、イベントの開催など多目的に利用できるオープンスペースに、災害時の広域避難地や救援物資の集積・配布などの防災機能を持たせることとしております。完成年月日は、平成24年３月末日工事が完成し、平成24年４月１日から公園の供用開始をしております。

二つ目として、補助金の返還額はというご質問ですが、新庁舎を文化の杜公園に建設すると仮定した場合、公園区域の一部を除外する必要が生じます。除外した分についての国庫補助金、まちづくり交付金です、それの返還が想定されるため、現在県や国と相談中でございます。

三つ目として、用途変更の手続きに必要な期間はということでございますが、用途変更の手続きについては、旭市都市計画審議会での審査が必要となります。現在、文化の杜公園に決定した場合を考え、県との事前協議が完了してからおおむね６か月を想定しております。

４番目として、建設開始の予定年度はということでございますが、建設位置が決定された後、庁舎建設基本設計及び設計業務等を行い、その後工事着工する予定でございます。

次に、３項目めの庁舎の分煙についての中の２番目でございますが、勤務時間についてのご質問にお答えいたします。

職員の勤務時間については、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第２条において、

勤務時間の割り振りとして、午前８時30分から午後５時15分とされております。また、休憩時間については、同規則第５条で、午後零時から午後１時までと定められております。

最後に４項目めのＰＣＢについてお答えいたします。

まず一つ目ですが、現在どのくらいあるのかということにお答えいたします。

平成18年に市内の全ての施設を対象に、使用している変圧器等にＰＣＢが含まれているか調査を実施し、ＰＣＢを含む機器等を把握しております。現在使用が終了し保管されている機器が14機ございます。使用中の機器が７機ございます。

次に２番目ですが、校舎解体時にどのくらいあったのかというご質問ですが、既に解体した第３給食センターでは、ＰＣＢを含んだ変圧器が２機使用されており、解体した際に海上支所へ移動し、現在も保管しております。

そのほか、旧海上中学校を解体した際に使用を終了した変圧器１機、豊畑小学校のキュービクルを更新した際に使用を終了した変圧器１機をいずれも海上支所へ移動しております。

三つ目として、保管場所はどこかということでございますが、現在保管している変圧器等大型のＰＣＢ廃棄物については、本庁舎、海上支所、飯岡支所、農村環境改善センターにおいて保管しております。使用済みの蛍光灯安定器については、本庁舎、飯岡保健センター、いいおかユートピアセンターにおいて保管しております。

四つ目として、処理は今後どうするのかというご質問ですが、ＰＣＢ廃棄物の保管、処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等において、処理期限、保管状況の報告、廃棄物の移動、処分等を行った際の届け出義務等が厳格に定められております。

本市における状況としては、ＰＣＢの濃度の高い廃棄物については、処分を行えるのは環境省が所管する日本環境安全事業株式会社のみとなっており、本市で該当する機器は使用中の機器を含め３機ございます。既に処分の登録申請は済ませており、処分の順番を待っている状況でございます。順番が回ってまいりましたら速やかに処分する予定でございます。濃度の低いＰＣＢ廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の４に規定する無害化処理施設として認定を受けた施設でなければ処分を行えないこととなっております。今年度に既に県内の認定法人と契約を締結し、年度内に12機の処分を予定しております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　それでは、２項目めの中央病院についてのうち１番の有料駐車場

北側の市道にお答え申し上げます。

本路線は、県道銚子旭線から中央病院へ向かうコンビニエンスストアのある交差点を起点とし、中央病院有料駐車場の北側を経由して中央病院アクセス道へ連絡する市道１-042号線でございます。有料駐車場北側の約170メートル区間の道路は、舗装幅員が約3.6メートルから４メートルで、道路南側には約1.2メートル幅で農業用水と道路排水が並行しております。このふた付きの水路と舗装面とでは約10センチの高低差があるため、車両のすれ違いに不便を来しております。車両の円滑なすれ違いのためには道路の拡幅が必要ですが、道路両側の病院駐車場の形態を勘案すると、拡幅は困難だと思われます。

対策の一つとしましては、一方通行の規制につきましては警察の所管となりますが、規制することにより病院内に迂回路を求める車両が増加し、玄関前が混雑して危険である等の弊害も懸念されます。一部の場所で路肩に駐車している車両が通行を妨げている様子も見受けられますが、駐車禁止の規制につきましても警察の所管となります。

いずれにいたしましても、対策につきましては中央病院と警察を含め検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（髙橋利彦）　企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　２番目の中央病院についてのうちの（３）市民アンケートにつきまして予定はあるかということのご回答をさせていただきます。

去る８月25日の全員協議会におきまして申し上げましたが、市民の皆様には昨年の地区懇談会や各種団体説明会におきまして、旭中央病院検討委員会から提出されました報告書の内容について説明させていただきました。その際、全体といたしましては賛成の意見の方が多く、特に各種団体の説明会では、多くの方から賛成の意見がありました。今後は、広報や地区懇談会を通じまして、独法化の進捗状況を市民の皆様にお知らせする予定であります。そのため、アンケートにつきましては今現在考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　私のほうからは、３番目の庁舎の分煙についての１番、庁舎内禁煙について、それから４番目の質問のＰＣＢについてお答えさせていただきます。

まず、庁舎内の禁煙につきましては、当院はがん診療連携拠点病院の指定を受けておりますことから、敷地内を全面禁煙としております。また、全面禁煙は平成19年４月１日から実施しております。

次に、ＰＣＢのご質問ですけれども、（２）の校舎・病院解体時にどのくらいあったのかということですけれども、平成24年・25年に解体工事を実施した際に、ＰＣＢが含まれる疑いのある機器等につきまして試験検査を実施した結果「ＰＣＢ廃棄物の処理目標基準を下回り、ＰＣＢ廃棄物に該当しない」と報告書が提出されております。

この結果に基づきまして、解体工事の際のトランス等につきましては、産業廃棄物として処分いたしました。その解体工事とは別に、平成24年度に行いました改修工事の際、当院汚水処理場の変電所のトランス類の廃棄処分等についても同様に検査を実施した結果、こちらは「ＰＣＢ処理目標基準を上回り、ＰＣＢ廃棄物に該当する」という報告書が提出されました。現在、高圧トランス３台を敷地内に保管してございます。この処分でございますけれども、本年度中に業者に処分を委託することとしております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　財政課長。

○財政課長（林　清明）　それでは、三つ目、庁舎の分煙についてのうち庁舎内禁煙についてと喫煙室についてにお答えいたします。

現在、庁舎内の禁煙につきましては、旭市庁舎管理規則に基づきまして、指定場所以外での喫煙を禁止しております。

庁舎の禁煙の経過でございますが、平成15年11月１日から喫煙場所を指定して分煙といたしました。続いて、平成22年４月からは建物内を原則禁煙といたしました。

次に喫煙室、喫煙場所についてですが、健康増進法に基づく受動喫煙防止の観点から屋外に設置しており、本庁舎でいうと北側トイレ脇ということになります。たばこの煙が非喫煙者へ流れ出る危険性がない場所を考慮するとその場所が適当だというふうに考えております。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　それでは、１項目めのパブリックコメントとありますが、この前のあれでは、全ての合併した時の町、市、均一ではなかったように聞きましたが、どうしてそのような偏った人選をしたのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　パブリックコメントとは、市の重要な施策を決定していただくために市民の意見を伺う方法の一つでございます。パブリックコメントで人を特定して調査するということはしてございません。

また、市では新庁舎の建設に際し、新庁舎に関する事項について幅広い見地から意見を求めることを目的に、旭市新庁舎建設市民会議を設置しております。また、庁舎の中にも課長さん方を対象に、新庁舎建設検討委員会を設置してございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　では、次の質問をいたします。

次というより２回目ですが、私たち議員になった時には、あの公園は最初、東京都の江戸川区と協定を結んで防災公園とするという説明がありましたが、それはいつそれでなくなったのかお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　最初の答弁でも申し上げましたけれども、平成18年に実施された旭文化の杜公園基本設計では、一つとして東総文化会館と県立図書館を中心として、人々が積極的に参加し、親子で楽しむことができ、学ぶことができる空間的役割を果たすこと、二つ目として、自然とのふれあい、イベントの開催など多目的に利用できるオープンスペース、災害時の広域避難地、それから救援物資等の集積・配布などの防災機能を持たせることとしております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（髙橋利彦）　じゃ、答弁漏れもありますので、再答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　江戸川区のことに関しては、過去に協定を結んだり、そういうことは記憶にございませんので、それに似たようなというのは、ちょっと私は存じておりません。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　たしか３期生以上の方は、前の伊藤市長のときにそのようなことを聞いたと思います。

それでは、完了してまだわずかの年月にもかかわらず、どうしてこの市庁舎と変わるのか、行政の一貫性がないように思われますが、その点はどうでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　市内からお願いしてございます市民会議においても、文化の杜公園が最適だという結論もいただいております。

それと、どうして文化の杜公園を完成してからというご質問ですけれども、新庁舎建設基本構想の中で四つの箇所が昨年指定されました。それに伴って、旭市民会議、それから庁舎建設検討委員会、パブリックコメント、そういうもので文化の杜公園が適当であるというご意見をいただいております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　補助金を返還してまでどうしてそこにしなければならないのか、ほかの所は考えになかったのか、再度お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　文化の杜公園を仮定した場合、まちづくり交付金の返還が必要になります。しかし、基本構想の中で４か所指定されておりますので、そのほかについても用地の取得と考えられます。そういうことで、補助金返還、用地取得、どの場所に行ってもお金の支出は伴うものでございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　まだ決定されていないのに、どうして事前協議でしているということは、ちょっと暴走し過ぎてはいないでしょうか。その点をお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　確定していないのにというご質問ですが、事務局としましては、確定してから動いていたでは時間がかかります。そういうことで、新庁舎建設市民会議の中で、新庁舎の位置の提言、要するに出された内容ですが、市民会議において議論した結果、都市計画の変更手続きや公園整備に関して受けた補助金の一部返納、起債の一部繰り上げ償還といった課題はあるものの、市の中心部にあり、市民の利便性も高い点、現公園施設が県の広域防災拠点及び市の広域避難場所として位置付けており、防災機能も備わっていることから、庁舎が建設されることで防災拠点としての機能が高まり、公園機能もより向上する点を総合

的に判断し、市民会議の方向性として、新庁舎の建設位置は旭文化の杜公園とすることが望ましいとの結論となりましたので提言いたしますということを受けまして、国・県と事務局としては協議を進めております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　そうすると、もう決定したと同じような状況ではないですか。もう協議しているということは、ほかの所はどこも協議したり買収したり、そういうことをしていないということですから、そこをもう県・国と協議しているということは、既に決定しているようなお答えにとれますけれども、皆さん、どう聞いたか分かりませんけれども、私にはそのようにとれました。

それでは、この公園にした場合、職員の駐車場は確保できるんですか。その点をお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　林議員、文化の杜公園で決定ということで、駐車場の件も聞いてきているんでしょうか。事務局としては、職員の駐車場は現南側にある、そういうものを活用していきたいなと内部では思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　そうすると、今度３番目になるのかな。

そうしますと、わざわざ公園にする必要はないじゃないですか。だって、年間1,000万円もの税金を投入し、職員の駐車場を借りているわけですよ。それなのにまだそこへ公園に建てても、それだけの10年で１億円ですよ。そういう見通しのない建設は、市民の皆さんから理解が得られないと思いますが、その点のご意見をお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　今、林議員の質問の中で、文化の杜公園、それから図書館の先の公園、いろいろこれも考えていかなければならないと思います。ただ、現在借用している駐車場も一応案の中にはございますということで、現在の検討の一つになっております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　ぜひ、今度そういうすばらしい庁舎を建てるのであれば、ある程度今問題になっているところを解決できるような場所に、自分はしてほしいと要望して、この項は終わりにいたします。

それでは、４番の仮というか、その場所でなくても建設予定の年月日はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　現段階では、平成28年度中の着工、竣工時期については、今のところ29年度末を想定しております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　今この建設単価が高騰している中、なぜそんなに急がなければならないのか。住民のため、市民のためなら、高い税金を低く抑えて先送りしたほうが市民のためになるのではないかと思いますが、その点をお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　事業費の高騰から計画の凍結や先送りをすべきではないかというご質問ですが、ご案内のとおり既にこの庁舎は築50年以上経過しております。耐震性も不足しております。建物の耐力指標であるＩｓ値は、鉄筋コンクリート造りの建物の基準がＩｓ値0.6以上とされております。国の施設においてはさらに厳しく、この基準数値の1.5倍のＩｓ値0.9とされていて、地方公共団体においてもこの基準を満たすことが望ましいとされております。

そういった中で、本庁舎の耐震性能はＩｓ値、この受け付けの上、0.26という状況であります。今後、先の震災のような地震が起きた際、倒壊の危険があることから、その災害が起きた時間によっては、市民も職員も巻き込まれます。そういうことから、早急な建て替えを行ってまいりたいと考えております。

それとまた、以前から何回も申しておりますが、合併して９年になります。市内各所に分散している行政機能についても、市民の利便性や今後の維持費等を鑑みたとき、早目に一つの庁舎として機能を集約することが肝要であるとの判断から、今後も事業を進めてまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　幾らこういうふうに市民のためと言っても、頭の中はやるに決まっているあれですから、でも４年前に、皆さんご承知のとおりのベニヤ板ですか、コンパネという板が950円くらいで買えていたんです。それが今1,500円しています。３割強が上がっているわけです。そこでどうして、やるなではないですよ、今強行しなければならないかというところで、答えは地震のあれが弱いとか、職員が地震で倒れて死んだらしょうがない、そういう所は日本中どこにでもあると思いますよ。それを私はやらないじゃなくて、少しでも市民のために、高い税金を払っているんですから、３割上がったら、今貯金積んであるのゼロですよ。

それで、総務課長はコンクリートだけ50億円かかりますと言っているわけです。そうすると、あとの施設やったら、前の総務課長が言ったように80億円、100億円とかかりますよ。それを市民は望んでいますか。市民は税金を少しでも安くしてくださいというのが、私の耳に入っている声です。もうこれ答えはいりません、言ったって同じことですから。

それでは、次の質問に入ります。中央病院です。

有料駐車場の北側の道路が狭い……

（発言する人あり）

○１４番（林　七巳）　答弁はいらないと言ったでしょう。言ったって同じことですから。

だから、今この中央病院の駐車場に入りましたけれども、市としては１級市道をどうしてこのような段差のあるようなことにしてあるのか。本当にあれすれ違うことができないんです、待っていなければ。この解決はする気があるのかないのか、それをお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　最初の回答でも申し上げましたが、現在、市道の南側については中央病院が所有しております。それと、北側につきましては借地ということでお伺いしております。それと東の角ですが、こちらは民間の食堂ですか、そちらも建っておりますので、現在拡幅するという部分では、これは病院の担当ともちょっと協議をさせていただきました。ちょっと厳しいのかなと、それと、道路を広げたとしまして、当然ながら病院のほうの駐車場が今度は利用形態が悪くなるという部分がございます。そのようなことから、ちょっとす

ぐにの拡幅というものは難しいというふうに認識しております。

それと、１級の認定でございますが、これにつきましては、中央病院アクセス道ができましてから、１本のルートとしまして、中央病院の北側の進入路から東までの間を認定してございます。こういう経緯でございます。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　あの辺は都市計画地域でしょう。それなのにどうしてああいう狭い道で、また病院のほうからはその不便性を市のほうにお願いした経過はありますか、病院のほうにお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　病院側から、市道についての協議を行ったことはないというふうに伺っております。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　それでは、今度は独立行政法人化についてお伺いいたします。

私は、この独立法人化について質問するに当たって、反対だから質問するわけではありません。これだけは申しておきます。

この間の議案質疑で、１期生の議員から、どうして100万円の補正予算を組んだのか質問がたしかあったと思います。１期生はまだ２回か３回、多くとも３回くらいの勉強しかしていないわけですよ。自分たちだって五、六回、それも２時間くらいのあれしかしていない。その中で、市長はどのように考えていますか、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　先ほども申し上げましたとおり、この独法化の議論が始まってから２年半余り、結論が検討委員会から出まして１年半以上過ぎました。そんな中で議員の皆さん方、365日１年あるわけでありますので、その中で集まっての勉強会は五、六回だと思いますけれども、独立行政法人がいいのか悪いのか、各議員の皆さん方、それぞれの期間、十分考える、検討する時間はあったと思います。

そういったことの中で、２年半を過ぎて検討委員会の方向性が出てから結論を出せないというのは、行政としてすごく怠慢といいましょうか、そういったことにつながるし、そのことよりも、やはり今の時期が、体力がある時期に独立行政法人にしていったほうがいいとい

う結論に達したわけでありまして、これは病院とも何回も議論してきたわけでありますので、今ここではっきりと独立行政法人のほうへ進んでいきたいと、そういう思いで施政方針といいましょうか、政務報告をさせていただいたところでありますので、これから一つ一つの問題点、たくさんあります、独立行政法人化にするためには。その問題一つ一つをクリアするために、アドバイザーでなくて、コンサルという形で一つ一つ、行政として、設置者としての立場、そういったものを相談するコンサルにとりあえず来年３月、今年度いっぱいの予算として100万円を計上したところでありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　確かに補正予算100万円、請求していますが、ということは、自分たちは補正予算を組んでまでコンサルタントや、そういう勉強をしようと。じゃ、議員は政務、昔は調査費といいましたが、それで勉強しろということですが、それを誰がリーダーとって、ましてやこの市は議員のグループがありませんので、やはり議会にもそういった勉強のあれを与える。ただ自分たちだけ分からないから予算請求して付ける、これはちょっと、議員は今まで２年６か月ですか、何か月か期間があったんだから、勉強して当然のことだというような市長の答弁ですけれども、じゃ、市のほうはそれよりも早く分かっているわけですから、自分らもそういう勉強をしたらよかったじゃないですか、わざわざ100万円の補正予算を付け、当初予算にないものを付けてやっているなら、自分らが分からなかったから予算を付けて、私はそのように感じましたが……

（発言する人あり）

○１４番（林　七巳）　だから、それを指摘しているわけで、議会にもそのようなあれをやってほしいということです。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　行政のほうで勉強して、これからそういった独法化について決めていくということではなくて、市長が今政務報告をしましたように、独法化のほうへ進んでいきたいと意思表示したわけであります。そのためにクリアしなければ、病院と行政の中で、役所の中でクリアしなければならない問題がたくさんあります。設置者の立場ということもありますし、そういった部分をコンサルに、これからクリアするためのいろいろアドバイスをしてもらうということでありますので、勉強ということがそれぞれここにいる執行部の皆さん方もそれぞれしていると思います。一人一人はしていると思います。改めて行政と病院で独

法化にするための事務手続きや、クリアしなければならない問題、そういったものをアドバイスしていただくということで予算をしたわけでありますので、よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　市長、そんなに興奮しないで、ただ私の言いたいのは、議会にもそういう、市のほうで独法の分かる先生とか、そういうので説明をしていただきたいという、確かに文教福祉ですか、委員会では確かに行ったりしていますけれども、ほかの議員は、そんなにまだ回数も少ないし、ほかの独法の病院もかなり見に行ったことも少ないと思いますので、それをただ言っただけなんですけれども、私は最初から言ったとおり反対じゃありませんよ。ただ、その理解するのに時間のかかる人、それから遅い人、やはりいますから、その点を考慮してほしいと言っただけなんですけれども、じゃ、次の質問に入ります。

市民アンケートですが、執行部はしないと、そういう答えでしたが、確かにこの開設以来黒字で、本当に病院の先生方にはご苦労さまですが、ただこれ、まだみんな理解していない中で22名で決めていいのか、それにはやはりそういう勉強会ないし時間を少しでも、時間がなければそういう勉強会をもっと開いてほしいというのが自分の考えでありまして、その点をお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　先ほどもお答えしましたが、これから、例えば独法の進捗状況に応じて一つ一つ決めていくということがありますので、１回にすぽっと決定をしてという行為ではございません。

ですから、その進捗状況に応じた市民の方々には説明していきたい、これは広報、それからホームページ等で説明するし、また、次年度においても地区懇談会等ありますので、そういう時に丁寧な説明をしてご理解をしていただきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　ぜひとも市民に分かるような説明、それで議員は個々に判断して賛成するわけですから、ぜひとも周知徹底をしていただきたいと思います。

これで病院のほうは終わりにいたします。

それでは、庁舎の分煙についてお伺いいたします。

いつごろ市長から文書で禁煙というのが出たのか、言葉で出たのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　先ほどのご答弁の中でも申し上げましたが、最初、喫煙場所の指定につきましては、15年10月３日付で総務課長から通知が出ております。庁舎及び市の施設を別紙のとおり禁煙といたしますので、課員に周知をお願いしますという文書の中で、11月１日から指定された喫煙場所ということで、当時は本庁舎につきましては西側階段の踊り場、それから１階の北側の風よけ室、３階のロビー、職員休憩室ということで指定しております。

続きまして、平成22年４月１日付でやはり総務課長から各課宛てということで、受動喫煙の防止についてという中で、建物内を禁煙にしますということで、屋外の適当な場所に灰皿を移して、そこで吸うということになっております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　この質問をすると言ったら、議長からこういう文書をいただき、禁煙は、旧ドイツ、ナチスが禁煙法を制定したと、お前、よく勉強しろと、恥かくよということでいただきました。確かに皆さん、たばこを吸う権利はあるわけですよ。ですけれども、２階にもトイレがあるのにわざわざ下のトイレまで行ってたばこを吸いに行く、それを議長が見て、格好悪いから外から見えないようにしろということで、すぐに何かつい立てを作ったとか何とかというお話がありますけれども、確かに高校生、中学生じゃあるまいし、便所でたばこを吸うなんて、ましてや高級官僚がね、いや、恥ずかしいの一途ですよ、本当に。

それから、これ１回にしますからね、勤務時間内に何度も何度もたばこを吸いに行く、それで私はこの勤務時間はということをやったんです。そうすると、たばこを吸わない人と吸う人では大変な差が出てくるわけですよ。ですから、この１と２は、これで終わりにします。これは答えはいりません。

じゃ、喫煙室について、議長は、この旭市は６億円近いたばこの税金が来ているということです。そんなにたばこの吸いたい優秀な官僚に、ぜひとも喫煙室を造っていただきたいと思います。それを質問いたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　喫煙室をぜひ造ってくれということでありますが、そのことについては造らない予定です。議員の中からは、一部では行政改革が足りない、無駄な経費を使い

過ぎるというご指摘がある中で、あと数年の庁舎に喫煙室を造るということが無駄だと私どもは考えておりますので、新たな庁舎の中ではそういった部屋ができるのかもしれませんが、この庁舎の中に、それこそ本庁舎のこの３階建ての建物の中に喫煙室を造るということは考えておりません。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　私は、この市庁舎の中にとは言っていませんよ。議長は、前に副市長の車は無駄だと、そういう質問をしたことがありますが、だって、市長車、議長車、車庫の中に置いておく必要ないでしょう、外だっていいわけですよ。あそこに豪華な職員のために喫煙室を造ってあげたら、私は、職員はどれだけ喜ぶかと思いますが、それが市民に喜ばれるか、喜ばれないかは市民の考えですけどね。だって、車は外にあったってさびないですよ、今は塗装がいいから。これは、議長、答えはいいですよ、一服して……、じゃ、また言いたくなってしまう、俺が。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　一方で先ほど、喫煙に行っている時間は無駄だから差を付けるべきだというようなお話があった中で、わざわざ遠い所へ喫煙室を造るのはいかがなものかと思いますし、そういった面では、造るのであれば庁舎内だろうと思いますので、ご理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　また俺が質問したくなってしまう。

休み時間にたばこを吸うことですよ。小便しに行ってたばこを吸ってくれと私は言っていませんよ。１時間の休み時間があるわけでしょう、そこで吸ったらどうですかと。やっぱり余計なこと言ったら、余計なこと言いたくなってしまうから、だから、これはいいです。

（発言する人あり）

○１４番（林　七巳）　ある、これも長いから。

○議長（髙橋利彦）　じゃ、続けましょう。

林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　では、ＰＣＢについてお伺いいたします。

現在どのくらいあるのかというあれでお聞きしましたら、数々あるということです。

それでは、一つお伺いしますが、旧いいおか荘にあったＰＣＢの安定器ですか、これはど

こに片したのか。また、片す時に職員が片したのか、どの業者を頼んで片したのか、そのあれがあるでしょうからお答え願います。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　いいおか荘において使用していた機器のうち、使用を終了した変圧器が３機ございます。そのうちの１機についてはＰＣＢが含まれるとの検査結果でございました。この廃棄物については、集約管理を行うため平成21年11月に飯岡支所へ移動し、現在まで保管しております。誰が持っていったのかについては、ちょっと私は存じておりません。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　このＰＣＢは移動禁止なんです。法律に触れるわけなんです。移動する場合には、そのちゃんとした許可を持った人が、ちゃんとした容器に入れて移動しなければならない、それが分からないということが行政であっていいものか、ちゃんと日報にあると思うんですが、その点をお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員、（３）の保管場所の問題ですか。

○１４番（林　七巳）　いや違う、まだ１回目のですよ。

○議長（髙橋利彦）　ただいまの質問。

○１４番（林　七巳）　１回目のですよ。

○議長（髙橋利彦）　ＰＣＢの問題、（３）……

○１４番（林　七巳）　（１）ですよ。

○議長（髙橋利彦）　分かりました。

（発言する人あり）

○１４番（林　七巳）　保管場所でね、保管場所は保管場所でまた違うところをやらなければならないから。しっかり項目を作っておいてあるわけですよ。

○議長（髙橋利彦）　じゃ、林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　林議員の移動についてのご質問ですが、移動は保管事業主本人または、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の４に規定する収集運搬に関する許可を得た業者に委託し、運搬しなければならないこととされております。

いいおか荘の移動については、保管事業主本人が移動したと思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　これ以上あれしてもしょうがありませんが、じゃ、次の（２）に行きます。

校舎・病院解体時ですが、昭和47年度以前の蛍光灯にもありましたが、これはどのように処理したのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　昭和47年８月以前に製造された業務用施設用蛍光灯などに用いられる安定器です。安定器の中にＰＣＢが入っているものがあります。その安定器については保管してございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　分かりました。安定器というのはトランスなんです。

それでは、２回目の解体時のマニュアルは全て、行政ですからお持ちと思いますが、ＰＣＢのほかにも石綿ですか、アスベストね、これもあったと思うんです。この解体時に、細かいことは聞きませんが、そのマニュアルは全て業者からとってそろえてありますか、お聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　アスベストについては、資料もございませんし、私もちょっと存じておりませんので、失礼します。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　じゃ、これ、議長、最後にします、４番に移っていきます。

処理を間違えると、近隣の町長が命をなくした例もありますので、しっかりと専門の処理をお願いしたいと思います。

鉄は1,300度で溶けますけれども、ＰＣＢは１万度の処理熱が必要なんです。この１万度の熱はプラズマしか処理できないわけです。原爆は３万度といいますけれども、ぜひともこの処理を間違えないように、また、市民、子どもたちに安全な旭市を、ぜひ執行部の方々にお願いいたしまして、この質問の全てを終わりにいたします。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時30分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時１６分

再開　午前１１時３０分

○議長（髙橋利彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　林　　晴　道

○議長（髙橋利彦）　続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（１番　林　晴道　登壇）

○１番（林　晴道）　皆さん、そして、この中継をご覧の方々、こんにちは。１番議席の林晴道でございます。

本年第４回定例会におきまして、髙橋議長より一般質問の許可がおりましたので、通告の順序に従いまして、大きく４項目９点の質問を、市民の命と幸せが一番との観点から質問をいたします。

おかげさまで、議員活動もはや一年になろうとしていますが、この間４回の定例会に２回、臨時議会を経験し一巡いたします。先輩議員から、議員としてのルールやマナーなどの指導を受け、この町で生まれ育ったことに大きな誇りと喜びを持って、精いっぱい活動をしてまいりました。当議会、一番下議員といたしまして、しっかりと底上げを図ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、執行部の皆様方には、４月からの消費税の増税やさらなる年金の引き下げの中、市民の生活は厳しさを増していると思われます。本市においても、財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、我慢するものなど、めり張りを持って取り組んでいただきたいと思います。

それでは、１項目め、環境対策について。

今、地球の環境は人間の生活活動に必要な原材料を提供するとともに、それによって生じ

るさまざまな不要物質や汚染物質を受け入れ、同化するという役割を果たしてきました。しかし、産業革命以降、人間の生産活動が急激なスピードで拡大した結果、排出される不要物質の量も飛躍的に増加し、また、容易には分解されない汚染物質が環境に捨てられるなど、地球の環境にもさまざまな影響があらわれるようになり、今日、地球環境問題として認識されるようになりました。

そこで、（１）不法投棄の現状と防止対策について質問いたします。本市においての産業廃棄物の不法投棄等の不適正処分の現状と、その防止対策についてお伺いいたします。

（２）最終処分場の状況について質問いたします。本市の最終処分場、旭市グリーンパークは、平成９年５月から容量16万8,400立米で埋め立てを開始していますが、年平均何立米埋め立てられ、現在までにどれほどの割合になっているのかお伺いいたします。

２項目め、東京ガス株式会社千葉～鹿島ラインについて。

環境への意識が高まりつつある中、環境に優しく需給安定性に優れた天然ガスの普及拡大が求められています。政府の2030年、エネルギー需給見通しの中でも、一次エネルギー供給に占める天然ガスの割合が今後さらに高まるものと想定されています。

また、地球温暖化防止のため、先進国等に対する二酸化炭素削減を定めた京都議定書が発効され、天然ガスの果たす役割は重要になってきています。本市においては、旧干潟地区の東西に東京ガス千葉～鹿島ラインの高圧ガス輸送導管が埋設されておりますが、そこで（１）事業概要について質問いたします。建設の目的、計画、市内ガス管埋設状況や構造物等についてお伺いいたします。

（２）施設等の利用計画について質問いたします。市内にある２か所の工業団地は、いずれも比較的このパイプラインから近い場所にあります。クリーンで省エネを推進する上で最も有効的な天然ガスの導入を望む声が高まっており、沿線の工業団地や一般ガス事業者へ利用可能と聞いておりますが、現在、本市として何らかの取り組みを行ってきたのか、また、これまで企業から利用等の要望があったのかお伺いいたします。

３項目め、公共事業の品質確保について。

昨今、公共工事の入札で自治体の示した予定価格内で落札する建設業者があらわれず、発注ができなくなる事例が多く見られます。これは、政府の経済対策や東日本大震災の復興事業などで工事が全体として増え、建設コストが高騰しており、全国の公共工事で入札不調が相次いでいます。

公共工事の品質確保に関する法律が平成17年４月１日に施行され、それ以降、県及び県内

市町村では建設工事等の入札及び契約制度の改善が毎年行われております。県は、平成17年度以降９年間で14回、約49項目の改善を行っています。また、この法律に関する改正強化が本年９月30日に閣議決定されました。

そこで、（１）入札・契約の制度について質問いたします。本市におけるこれまでの最低制限価格の改善状況についてお伺いいたします。

（２）入札参加資格審査の基準について質問いたします。建設工事等格上げ基準についてお伺いいたします。

４項目め、病院事業について。

今定例会初日の市長の政務報告に、旭中央病院においても平成27年夏ごろをめどに薬を院外処方へ移行することを決定した。一方、経営形態を地方独立行政法人に移行する方向で進めていきたいと、大きな事業方針が打ち出されました。当院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしています。第166回通常国会において成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、地方公共団体が経営する病院事業は、事業単体としても、また、当該地方公共団体の財政運営全体の観点からも、一層健全経営が求められています。

当院においては、議場に事業管理者、事務部長、経理課長がおりますが、今後建設的な協議、議論をするために、ぜひ旭市民の目線に立って、一致協力して病院事業に取り組んでいただきたい。

それでは、（１）人間ドックの受診状況について質問いたします。当院における受診概要と予約等の利用状況、また、本市国民健康保険被保険者や市職員の当院人間ドック受診割合と契約医療機関についてお伺いいたします。

（２）不動産等の賃貸借状況について質問いたします。旭中央病院使用地において、不動産の借地と貸付地について、面積や費用、またその使い方と契約方法をお伺いいたします。

（３）医薬品の取り扱いについて質問いたします。薬を院外処方へ移行した場合の病院事業計画の収支に与える影響についてお伺いいたします。

以上、４項目９点の質問をいたします。なお、再質問につきましては自席にて行いますが、執行部の皆様方には、中学生にも理解できるような優しい答弁をお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川　昭）　それでは、環境対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、本市においての産業廃棄物の不法投棄等の不適正処分の現状と、その対策についてのご質問にお答えいたします。

現在把握しております旭市内の産業廃棄物の不法投棄箇所は61か所で、全体量の推計は約41万4,000トンであります。過去５年間に旭市内で発生した産業廃棄物の不法投棄につきましては、平成22年度は５件３トン、平成23年度は３件8.2トン、平成24年度はございませんでした。平成25年度は３件8.5トンで、こちらは全て撤去済みでございます。平成26年度につきましては、11月末現在２件３トンと推移しており、大規模な不法投棄は大幅に減少しており、近年の傾向としては小規模でゲリラ的な不法投棄が残念ではありますが、後が絶えない状況であります。

次に、不法投棄の防止対策でございますが、旭市では、不法投棄の未然防止を目的に不法投棄監視員を26名、廃棄物減量化推進員を179名配置し不法投棄の監視や市への通報等を依頼するとともに、不法投棄防止パトロール業務委託により、年間206回程度市内一円の見回りなどを実施し、不法投棄の防止活動を官民一体で進めているところであります。

次に、（２）最終処分場の状況についてのご質問にお答えいたします。

現在使用しております旭市グリーンパークは、今年８月に残容量の測量を実施しております。その結果から、埋め立て容量16万8,400立方メートルのうち約10万9,200立方メートルを埋め立てし、約５万9,200立方メートル、35.2％の残容量となります。なお、これまでの年間平均の埋め立て量は、約6,300立方メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　それでは、２番目の東京ガス千葉～鹿島ラインについて、最初の事業概要について申し上げます。

東京ガス株式会社からの千葉～鹿島ラインの道路占用協議等で承知している概要について申し上げます。

まず始点でございますが、千葉市でございます。終点は茨城県神栖市まで、全長79.3キロメートル、うち旭市は約9.9キロメートルでございます。

事業の着工は平成18年７月、竣工は平成24年３月でございます。

圧力ですが、７メガパスカル、こちらは70気圧ということだそうです。口径は600ミリの鋼管です。この千葉～鹿島ラインは、これまで天然ガスの供給インフラが整備されていなかった千葉県北東部地域及び茨城県東南部地域における天然ガスのさらなる普及・拡大を目指

し建設が進められたもので、沿線及び茨城県鹿島臨海工業地帯の工業用や周辺ガス事業者が天然ガスを使えるようになったものでございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　それでは、議員のほうから東京ガス千葉～鹿島ラインにつきましての２点目、施設の利用計画等につきましてご質問いただきました。ご回答申し上げます。

この施設の利用計画、これにつきましては市内の企業等から市への要望、これにつきましては担当課であります商工観光課では、昨年から今年にかけまして、複数の企業からこの東京ガスの施設利用が可能であるかどうか、そういう問い合わせはいただいております。

この件につきましては、東京ガスと情報を共有しまして、東京ガスの担当者からは、市内企業が直接ガスの供給を受けること、これは可能である。ただし、本管から企業までの接続管の新設、さらには減圧施設等の設備費、これにつきましては必要であるわけですけれども、これらに係ります経費、これは全て供給を受ける側の負担ということで聞いております。一部、鎌数の工業団地、本管から若干、３キロ程度距離があるわけですけれども、一部の企業の試算では２億円から３億円、こういう金額がかかることで聞いております。

企業のエネルギーの確保としましては、天然ガスの利用は大きなメリットがあると聞いております。また、複数問い合わせいただきました企業、食品産業あるいは医療品の製造を担う企業等でございます。震災で大きな被害のあった本市におきまして、災害時に途切れのない製品の供給体制を整える必要なインフラ整備として、ご質問のガスパイプラインの活用は担当課でも重要と考えております。

ただし、しかしながら現実的な問題としまして、市内ガス事業者あるいは企業がご質問のガスを活用するには多額の経費がかかります。一企業での負担できる金額ではなくて、企業間の連携、さらには県あるいは国の支援が必要でないか、そういうふうに考えております。

また、議員のほうから、本市の取り組みということでご質問いただきました。担当課としましては、この秋に東京ガスからの情報をいただきまして、都内で東京ガスのセミナー等が開催されました。市内の企業等にも参加のご案内をしまして、担当の職員も参加させていただきまして、このクリーンなエネルギーの活用につきまして勉強を今始めているところでございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　財政課長。

○財政課長（林　清明）　３番目の公共事業の品質確保について、２点お答え申し上げます。

最低制限価格は、平成17年７月の合併時に、旭市契約事務取扱規程で定められました。建築工事やこれらに類する工事及びこれらに附帯する設備工事については、予定価格の100分の80、一般土木工事、舗装工事及びその他の工事や製造では予定価格の100分の70と定めております。その後、平成25年３月21日には、解体工事等についても100分の70ということで、新たに加えたものであります。

それから、２点目の入札参加資格審査の基準についてお答えいたします。

旭市が発注する建設工事の入札に参加しようとする者は、国または県において建設業法に基づく経営事項審査を受けなければなりません。旭市では、この審査の結果から算出された総合評定値を客観点数として、建設業者の格付けを行っております。参考までに、土木一式、建築一式における格付けは、Ａ等級が700点以上、Ｂ等級が550点から699点、Ｃ等級が450点から549点、Ｄ等級が450点未満となっております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　私のほうからは、４番の病院事業についての（１）人間ドックの受診状況、それから（３）医薬品の取り扱いについて答弁させていただきます。

まず、人間ドックの受診状況、当院の概要と利用状況でございますけれども、平成25年度の実績でお答えいたします。

ドックのコースは、大きく分けますと１日ドックと２日ドックに分類されております。最初に１日ドックの実績ですが、昨年度は1,702名でございました。次に、２日ドックですけれども1,368名でございました。市民の割合といたしましては、１日ドックが、旭市内の方が606名35.6％、２日ドックが、旭市内532名37.3％となっております。また、予約の状況でございますけれども、１日ドックは３月まで予約が埋まっている状況であります。それから、２日ドックに関しましては、今月末、12月末まで埋まっている状況にあります。

次に、（３）の医薬品の取り扱い、薬を院外処方へ移行した場合の病院事業会計の収支に与える影響についてというご質問でございます。

このたびの院外処方への移行につきましては、患者サービスの面や収益面などさまざまな要因を勘案した結果に基づくものでございます。患者サービスの面でございますけれども、院外処方にすることで、院外の調剤薬局でお薬をお受けいただくことになり、不便をおかけはいたしますけれども、都合のよい時間に希望する場所で薬を受領でき、待ち時間の改善が

図られると考えております。また、同じ処方の場合には若干負担が増えますけれども、後発医薬品、いわゆるジェネリック薬品への変更などができるようになり、お薬代が軽減されることも可能となり、経済的負担の軽減も図られると考えております。併せて、薬剤業務にも余裕が生じますので、入院や外来化学療法などの患者に対する指導や安全管理などの充実が図れると考えます。

また、ご質問にありました薬剤部関連の収支でございますけれども、院内処方では薬剤の診療報酬が内服薬を同じ患者に７種類以上処方いたしますと10％減額されるルールになっており、当院では毎年１億円以上の減収となっております。また、薬品に係る消費税の負担も４月の増税により昨年に比べ年間２億円近く増加すると予想しており、院外処方への移行によりこれらの税収や税負担がなくなり、収益面ではプラスになると考えております。具体的には、今年度の診療実績が維持されると仮定した試算では、通年ベースで見ますと院内処方の場合には約１億5,000万円の赤字が予想されますが、院外処方とした場合は約３億円程度の黒字が見込まれるところでございます。

今回の院外処方の移行決定は、以上のような要因を総合的に検討した結果であります。利用者の方々のご理解をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　病院経理課長。

○病院経理課長（土師　学）　それでは、私のほうからは４番の病院事業の（２）不動産の賃貸借状況についてご回答申し上げます。

まず、現在賃借している土地でございますけれども、建物用地と駐車場用地の２種類ございます。建物用地といたしましてはシルバーケア、ケアハウス、養護老人ホーム、第１職員宿舎、看護専門学校の玄関ひさしの一部で、計４件で4,681平方メートルでございます。駐車場用地といたしましては、患者様用と職員用で合計、こちらが３万6,000平方メートルほどでございます。合計面積では４万714平方メートルを地権者26名から3,414万円ほどで賃借をしてございます。

一方、賃貸のほうでございますが、不動産の賃貸につきましては、職員の居住建設用地として土地の貸し付けが６件、1,924平方メートルでございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　４番の（１）人間ドックの受診状況について、市役所の職員の状況

はどうなんだというご質問がございましたので、お答えいたします。

職員については毎年、職員の福利厚生の面から健康診断を実施しております。35歳以上の方を対象に実施しております。その中で旭中央病院での受診者は28名で、全体の12％となっております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊　満）　それでは、質問４の１、人間ドックの受診状況、国保の状況についてのご質問でありますけれども、国民健康保険においては、平成25年度の受診状況ですが、40歳から74歳までの対象者１万8,250人に対しまして受診しました数が697人、また、75歳以上の後期高齢でありますけれども39名受診しております。

以上であります。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは１項目め、環境対策について（１）不法投棄の現状と防止対策について再質問をいたします。

これまで61か所に41万4,000トンというふうにありましたが、把握できているものに対して撤去の状況はどのようになっているのか、また、監視状況及び年206回程度という市内の見回りについて詳しくお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　環境課長。

○環境課長（浪川　昭）　それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

初めに不法投棄の撤去の状況でございますが、不法投棄につきましては行為者等の原因者が適正に処理することが原則となっております。行為者等の撤去が見込めない場合は、国等の支援を受け県が実施することになります。

それと、監視の状況についてでございますが、先ほど申し上げましたように不法投棄監視員と廃棄物減量化推進員ですか、それぞれに担当する区、また、それぞれの区並びに自治会等の区域を主に監視を行っていただいております。

それと、年間206回程度実施しております市内の見回りの詳しい内容ということでございますが、これは１週間単位で申し上げさせていただきますと、朝１回、夕方３回実施しております。それと、パトロールの時間帯でございますが、朝が７時から９時までの２時間、夕方は、これはちょっと時期的に時間が異なりまして、４月から９月の期間は午後５時から８時までの３時間、10月から３月までは午後４時から７時までとなっております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　このような状況に環境汚染が非常に心配でありますが、その対応はとれているのか。また、近年でも産業廃棄物の不法投棄が後を絶えないとのことですが、現在の監視や見回りが適切とは思えません。今後一切の不法投棄をさせないよう強化策や新たな対策が必要と考えますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川　昭）　それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

初めに、周辺地域の環境への影響ということでございますが、こちらにつきましては千葉県において県内の大規模な不法投棄現場を16か所選定いたしまして、２年に１回環境調査を実施しております。そのうち旭市では、海上地区の倉橋字猪鹿々野地先及び同じく倉橋の字奥野地先、この２か所が選定されておりまして、環境調査の結果については、特段異常はないということでございます。

それと、千葉県のほうに確認いたしましたところ、不法投棄により生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある場合については、随時環境調査を行っているということでございます。

その結果、環境への支障が生じていた場合、また、生じるおそれがある場合については、代執行により撤去していくということでございます。

次に、監視体制でございますが、千葉県では平成11年に県・県警による合同監視チームが発足し、不法投棄への防止の取り組みが強化されました。また、地域的な取り組みとしては、県の振興事務所が中心となりまして、市町村、地元警察、消防、土木事務所等で産業廃棄物の不法投棄等の合同パトロールを実施し、監視体制の強化を図っております。また、不法投棄防止パトロールにおきまして、小規模な不法投棄があった場合などは、パトロールコースを変更したり重点的にパトロールを行う地点を設けるなどして、柔軟な対応をしながら不法投棄の防止に努めております。

今後もさらに千葉県、地元警察等と連携を密にしまして、市内の不法投棄撲滅に向けて鋭意努めてまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　現在２か所で調査をしているということでありますが、現在の調査に加

えて、市内で61か所確認がとれている所の環境調査を行うことや、産業廃棄物、不法投棄等原状回復を県などに対して支援事業等の要望をお願いしたいのですがお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川　昭）　それでは、お答えさせていただきます。

現在61か所把握しているわけでございますが、こちらにつきましては県のほうの現地確認の結果から、現時点では特に支障がないということにされております。ただ、今後状況の変化等で相談等があった場合には県のほうに報告して対応していただきたいと思っております。

また、原状回復の支援でございますが、こちらにつきましては、実施できるのが県ということでございますので、こちらのほうにつきましてもそういう事態になった場合には、速やかに県のほうに報告して、お願いしていくということになろうかと思います。よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、（２）最終処分場の状況について再質問をいたします。

埋め立て物の管理状況について、排ガス中のダイオキシンや放射能等の検査状況を、以前使用していた埋め立てが終わっている松沢最終処分場と併せてお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川　昭）　それでは、最終処分場のダイオキシン等の管理状況ということでございますが、松沢処分場と旭市グリーンパークのダイオキシン類の測定は、放流水と地下水をおのおの年１回実施し、結果は環境基準以下となっております。

続いて、旭市グリーンパークの放射性物質の測定については、月１回放流水と地下水を実施し、こちらも環境基準以下となっております。

このほか、両処分場におきまして、放流水の水質検査としてカドミウム等の測定も毎月実施しておりまして、こちらも全て環境基準以下ということでございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、今後、旭市グリーンパークが埋め立てを終了した場合の使われ方と、次の最終処分場の検討についてお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川　昭）　それでは、グリーンパークが埋め立てを終了した場合の使われ方、それと次の最終処分場ということのご質問にお答えいたします。

現状では、特に埋め立て後の利用方法等については検討を行っておりません。埋め立てが完了した後にいろいろな方々のご意見をお聞きしながら利用方法を考えていきたいというふうに考えております。

また、次の最終処分場についてですが、東総地区広域市町村圏事務組合におきまして進めておりますごみ処理広域化推進事業において、広域ごみ処理施設の建設計画スケジュールが示されております。こちらの中で、広域ごみ焼却施設の稼働及び最終処分場の使用開始は平成33年度に予定されております。現在その準備が進められているところでございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　次に２項目め、東京ガス千葉～鹿島ラインについて、（１）事業概要について再質問をいたします。

高圧ガス輸送導管の埋設により、災害時の安全性や道路への影響と、旭市米込地先にあるガス遮断施設の稼働時における近隣への影響についてお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　安全性や道路への影響ということでございますが、東京ガスのほうでは安定供給、安全性の確保のために材料や接合方法等に配慮がされておりまして、パイプラインが埋設されている道路工事について、注意ステッカーで立ち会いを求める等の対策がされております。

材料でございます。世界的に広く使用されている米国石油協会規格の鋼管でございます。ガス輸送導管の沈下を測定する沈下棒ボックスの設置や、ガス輸送導管の曲がり部の埋設位置を明確にする目印ボックス、目印シールの設置、それと保安上ガスを遮断するバルブ及びガスを大気中に安全に拡散するバルブステーションの設置等々でございます。

なお、パイプラインにつきましては、道路舗装面から1.2メートル以上の深さに埋設され、埋め戻しの際には掘削した発生土ではなく山砂等の良質土を使用しており、路肩の決壊や路面の沈下等の大きな影響は確認されておりません。

それと、お尋ねのバルブステーションをあけた場合ですが、これまで放出はございません

でした。当然ながら、設置するに当たっては国の法律に基づいた安全処理対策を設置していると思われます。当然ながら人体、その他作物等に影響のない範囲での処理というふうに認識しております。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　これらの建設により、本市へ償却資産税やその他収入等がかなり見込まれると思われますが、それらの状況や本市に対しての利点についてお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則）　それでは、税額等につきましては地方税法等により守秘義務があるため差し控えさせていただきたいと思いますが、一般的な地方税法等の規定によりまして、固定資産税につきまして、賦課期日につきましては毎年１月１日現在、土地・建物・償却資産が対象となります。税率につきましては課税標準額の1.4％でございます。

また、東京ガスのように資産が二つ以上の県にまたがるような場合は、総務大臣から課税標準額の配分通知がございます。それに基づきまして、市は税額を決定していきます。総務大臣からのガス事業の配分方法につきましては、導管、パイプラインの延長でおのおのの市町村に案分となります。また、東京ガスのパイプラインの事業の完成は、先ほど建設課の課長のほうからお話がありましたが、24年３月、旭市のパイプラインの延長は9,939メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　建設課のほうは、その他収入ということでございまして、法定外公共物の占用料、これは旭市使用料及び手数料に関する条例の規定によりまして、平成25年度は延べ延長約8.6キロメートルの部分です。これは純然たる市道の占用でございます。それに対して年間で約140万円の収入がございます。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、舗装修繕の取り決め等についてお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　舗装修繕の取り決め等ということでございますが、道路占用許可の条件としましては、「舗装本復旧工事後の瑕疵については、申請人の負担において修復す

ること」と記載されております。また、「使用期間の満了、許可の取り消し、又は使用しなくなったときは、許可を受けた者の負担において現地を速やかに原状に復し、市係員の検査を受けること」とされております。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　（２）の施設等の利用計画について、再質問をいたします。

複数の企業から施設利用に対する問い合わせがあったようですが、このガスを活用するには施設整備等に多額の経費がかかることも分かりました。需要があるということは、企業誘致に対し環境面、経済面を含めかなり有利に働くものと考えますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　それでは、議員のほうから環境面、あるいは企業がどのように有利かということで、特に環境面につきましてはうちのほうで東京ガスの研修等にも参加していますので、こちらでお答えさせていただきます。

天然ガスに切り替えた場合、環境面、企業の誘致、どういうように有利ということでありますけれども、環境面におきましては、都市ガスの二酸化炭素、これはCO_2ですか、この排出指数、これを100とした場合、Ａ重油で138、クリーンなＬＰガス、液化石油ガスで116と、他の燃料と比べましてかなり環境に優しいエネルギー、こういうところであると聞いております。また、企業におきましても他の燃料と比べまして、例えば燃料貯蔵庫あるいは消火設備など、こういう附帯設備を必要としない。さらには、企業の中では今言いました設備投資、管理面の中での相当の軽減が図られる、そういうことで聞いております。これらの附帯設備の減少、これによりまして、消防法の適用法令も減りまして、人件費の面でも企業には相当有利になる、そういうことで聞いております。

一番、企業のほうからは、担当者からは、安全なクリーンなエネルギーを使用することで、企業イメージが相当高まる、これが一番のメリット、そういうことで聞いております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　このクリーンで省エネな天然ガスに対して、本市の環境対策という側面からは、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今ご質問の中で私はちょっと話をしましたけれども、特に企業、委員から冒頭ありました京都議定書、この問題のクリアということは今叫ばれている、そんなことでこのガス管の利用につきましては、冒頭言いました企業間の連携、これが不可欠でありますので、そういうようなものを続けながら企業の環境の対策に結び付けていきたい、そういうふうに考えています。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　商工のほうで環境に対しても答弁いただきまして、ありがとうございました。

この建設により収入もかなり見込まれると思われますし、災害時のエネルギー対策などに国土強靭化計画を踏まえ、ぜひ検討してもらいたい、検討すべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　現在、旭市では国土強靭化地域計画を策定しておりますが、この中で大規模自然災害でも企業が生産停止に陥らないために、多様なエネルギー調達手段を確保することを記載する予定であります。具体的には、太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進や、災害に強いインフラ整備として、既存ガスパイプラインの利用の検討などが盛り込まれる予定であります。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは３項目め、公共事業の品質確保について、（１）入札・契約制度について再質問をいたします。

国は建設工事のダンピング受注の排除及び契約価格の適正化のため、最低制限価格を設定するものとしており、県はこれを受け、中央公共工事契約制度運用協議会モデルに準拠して最低制限価格を設定していますが、本市においての対応をお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　先ほどの答弁の中でも一部申し上げましたが、本市においては工事の種目ごとに予定価格に一定の率を乗じた額、これを最低制限価格としておりまして、ただいまありました県と同じような協議会モデル方式は使用しておりません。参考までに申し上

げますと、近隣の状況は、香取市がほぼ県と同様、銚子市、匝瑳市、横芝光町については、旭市と同様に予定額に一定の率を乗じた額ということでやっていると聞いております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　今、香取市の状況をお伺いしましたが、調べますと平成17年以降９回の改善を行っており、国や県に準拠しております。最低制限価格を国の低入札価格調査基準の見直しを受けて改正された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠すべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　協議会モデルと現在の本市の方式の検討ということで、以前一度、過去の入札の例を使いまして最低制限価格を両方の方式で計算したことがございます。その時、議員おっしゃるとおり、協議会モデルで算定したもののほうが高い金額になりました。

現在、旭市の平成25年度の入札状況から考えますと、落札率80％以上で入札した業者が全体の87.6％となっており、最低制限価格で設定された金額付近、低い所で落札された案件は数％という状況であります。今のところ率の引き上げをする必要はないのかなと考えております。

ただ、今後仮に最低制限価格付近での入札、落札が多くなってきた場合、ダンピング防止などの観点からご意見のとおり最低制限価格の検討は必要であると思いますので、今後の入札の状況を注視するとともに近隣の状況、これを参考に検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　よろしくお願いします。

（２）の入札参加資格審査の基準について再質問をいたします。

本市の入札制度は、国・県及び近隣と比較し非常に遅れた制度となっており、建設工事等格付け基準について早急な改善が必要と考えますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　本市における工事業者の格付け、これについては先ほど申し上げたとおりですが、確かに建築一式、それから土木一式、これにおきましては、約半数の業者が

Ａ等級となっておりまして、全体的にバランスを欠く状態となっているのは事実であります。過去の入札、応札状況を勘案いたしまして、研究していきたいと考えております。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　入札参加資格審査基準規定の点数審査は、経営事項審査の結果によるものとし、基準点数を規定に明記し、県の規定に準拠し基準の引き上げを行うべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　基準点数を規定に明記ということにつきましては、今後検討していきたいと考えております。

それから、基準点数を県の規定に準拠して基準の引き上げを行うべきということでありますが、千葉県では総合評定値を客観点数としてもう一つ主観点数、これは一定の対象期間内の工事成績による評価を県でいたしまして、これを主観点数として客観点数に加える、これを格付けの基準点としているということであります。

現在では、旭市ではこの主観点数は取り入れておりません。というのは、検査の際にそういった意図での調査がかつてなかったということで、現在の完成検査につきましては、そういったことも含めて点数を付けるようにしておりますので、これがある程度まとまってきた時点でこういった主観点数を導入すること、これを含めて基準点数の変更についても検討していきたいと考えております。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　じゃ、次に４項目め、病院事業について、（１）人間ドックの受診状況について再質問いたします。

旭市民が旭中央病院への人間ドック受診割合が少ないように感じますが、それはどのようなことが考えられるのか、また、国保の人間ドック受診契約医療機関が、今年度から市外の３医療機関と新たに契約した理由をお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊　満）　それでは、国保の医療機関の広げた理由でありますけれども、25年度までは旭中央病院と飯倉医院の２医療機関でありました。先ほど説明にもありましたように、既にこの時点で３月までの日帰りがいっぱいになっているという状況を踏まえまし

て、平成26年度からこの医療機関のほかに、銚子市の島田総合病院、匝瑳市の匝瑳市民病院、それから東庄町の東庄病院、この３医療機関を追加したところであります。

現時点で市外の医療機関に受診した件数ですけれども、21人であります。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　当院への受診割合が少ないという理由につきましては、当院の受診状況から見ますと、約３割が市内、７割が市外ということで、現在の人間ドックの割合も、１日ドックが35.6％、２日ドックが37.3％となっていることから、少ないといったわけではないのではないかと考えております。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　人間ドックの受診の予約待ちの解消や、それに伴い、今後受診者の拡大、縮小に対する考え、また、市民の早期受診を受け入れる市民枠等の検討をすべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　最初に、先ほど第１問の答弁におきまして、平成25年度の実績のうち２日ドックの実績を1,368名というふうにお答えしてしまいましたけれども、1,425名の誤りでございました。おわびして訂正させていただきます。

ただいまの今後拡大の余地があるのか、また、市民枠についてというご質問でございますけれども、ドックの受診者の検査につきましては通常の診療の合間を縫って実施しております。このため、単純に拡大するには別途医師及び医療機器の確保が必要であり、現状ではいろいろ制約があるところでありますので、現在の枠組みの中で拡大する方法はないか検討してまいりたいと考えております。

また、市民枠につきましては、他の公立病院の状況などを調査いたしまして、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　また、ここでもやはり医師不足ということなんでございますが、人間ドック受診により医業への影響、その部分がどの程度あるのか、また、医療機関の機能分離で紹介・逆紹介との関係をどのように考えるのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　まず、医業への影響でございますけれども、当然今申しましたとおり、拡大するといった場合には、医師、それから内視鏡検査やＭＲＩ、ＣＴなどの医療機器をそちらで使うということは、外来、入院の患者の医療に対して影響を与えることになると思いますので、なかなか、人間ドックと我々の行っている診療については、一方を急激に増やすことはちょっと難しいと思っております。

それから、紹介・逆紹介ですけれども、これにつきましても、本院で人間ドックを受けた方が、本院をそのままその結果で受診いたしますと当然紹介の対象になりませんので、できましたら、簡単な検査等はお近くの医院、病院等で受けて、その結果、その病院から紹介をしていただくのがいいんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　では、（２）不動産等の賃貸借状況について再質問をいたします。

賃借地では、おおむねこれは駐車場用地のようでありますが、今後、用地購入等病院の使用地をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師　学）　それでは、ただいまのご質問、賃借地の今後、どのように使用地を考えているのかということでございますが、病院の所有地に隣接して今賃借しているものにつきましては、有効活用が可能であれば、条件が合えばということでございますが、買い取りをその時点で検討したいというふうに考えています。

また、他の駐車場の借地につきましては、院外処方の意向等による駐車場の混雑状況ですとか、そういうようなものを見ながら、必要台数分を確保しつつ検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、貸付地のほうについては、病院関係者と契約しているようですが、退職等をした場合にはどのような契約になっているのか、また、これまでにそのような事例等がありましたらお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師　学）　それでは、まず、契約には、賃貸借期間を定めてございます。ご質問のありました退職した場合ということでございますが、現在退職した職員が１名おりますが、賃貸借契約期間内であり、そのまま今居住してございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　今後、未利用地ができた場合や、使い方や処分等の考え、また、契約方法の変更等、考えがありましたら具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師　学）　ただいまのご質問の件でございますが、今後、未利用地ができた時点で、最も有効に活用できるような方法を検討して、活用のほうはしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、（３）の医薬品の取り扱いについて再質問いたします。

今、ご回答の中で中央病院においてもさまざまな検討を重ねてまいりましたとありました。そこで、基本的な実施方法について、いつどのような形で決められたのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　院外処方の検討状況についてのご質問でございますけれども、院外処方の検討につきましては、消費税の増税が国会で決議された2012年後半から消費税が８％、10％になった場合の収支への影響がどうなるか大まかに試算はしておりましたけれども、この時点では若干の黒字を確保できると考えておりまして、具体的な検討は、当時はしておりませんでした。

今年の初めになりまして、国の方針といたしましてジェネリック医薬品の使用促進の強化や薬剤師法の改正が行われることが明らかになり、これに伴いまして待ち時間がさらに延長し患者サービスの低下が懸念されたことから、急遽院外処方について内部での検討を始めたところであります。

その後、ジェネリック医薬品の導入が一段落した６月と７月の診療実績を基に、院外処方に移行した場合の試算を行ったところ、院内処方のままでは消費税８％でも赤字が見込まれることになり、10％ではさらに大きくなることが分かってまいりました。

こういう両方の面から総合的に検討した結果、患者サービスの向上を図り、かつ収支の悪化を回避するには院外処方が最も有効であろうと、９月中旬に開催いたしました経営管理会議において方針を定めたものであります。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　今後はどこの調剤薬局においても薬を受け取ることができるようになります。病院事業収支の改善にもつながるので、患者の利便性を一番に考え、早い時期に院外処方を実施すべきと思いますが、本市においての需要と供給のつり合いについてお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　本市における、薬局における薬局の需要と供給の話だと思うんですけれども、当院は現在１日1,200枚程度の処方をしております。これの９割ぐらい、約1,000枚近くが院外処方へ移行することになります。

現在の病院の周辺には当然でありますけれども、調剤薬局等は直近にはございません。車で少し行った所にはございますけれども、すぐにはございませんので、今後、周りの薬剤師会ですとか県と協議いたしまして、周辺及び各所に調剤薬局が開設されるよう働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、最後に質問します。

この院外処方をすることによる病院のプロジェクトチームというところで、県や薬剤師会に協力をいただきながら進めていくとのことですが、具体的に県や薬剤師会はどのような協力をしていただけるのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　県及び薬剤師会へのお願いでございますけれども、まず、県に

おきましては、薬局開設の認可権限を持っておりますので、その辺につきましてスムーズに開設がいくようお願いしてまいりたいと考えております。

また、薬剤師会、これは県全体をつかさどっております県薬剤師会、それから、各市町村ごとにある各市町村における薬剤師会等がございまして、各薬剤師会それぞれにお願いして回ることはもとより、県薬剤師会のほうへお願いすることによりまして、広域的な医薬分業の推進ができるものと考えております。具体的には、病院の中にファクシミリ等を設けまして、それを各薬局のほうに患者の処方箋を送っていただくことになるわけですけれども、そういった設置の費用ですとか、そういったものを調整せざるを得ないと。

また、併せて薬剤師会と、本院には１割程度茨城県のほうからも患者がいらっしゃっておりますので、茨城県のほうとも併せて協議が必要ではないかと考えております。早急に協力をいただきながら進めてまいります。

また、林議員からは、いろいろと今回の院外処方につきまして質問していただきまして、市民の方に説明できる機会を与えていただいてありがたいと思っております。患者にも混乱が生じないよう、きちんと情報をお伝えして、スムーズな移行について心がけたいと思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時40分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時３６分

再開　午後　１時４０分

○議長（髙橋利彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　有　田　恵　子

○議長（髙橋利彦）　続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（４番　有田恵子　登壇）

○４番（有田恵子）　議員番号４番、有田恵子でございます。

一般質問、今回は10項ございまして、１番から申し上げます。

本庁舎における喫煙について。

１、受動喫煙防止への取り組みについて伺います。

この項目については午前中の議員の質問とダブりますので、この点は確認だけさせていただいてほとんど割愛させていただきますけれども、確認事項ですね。本庁舎建物全部禁煙、敷地においては北側トイレ脇に限定ということで、管理は財政課が管理すると。お願い事項なんですけれども、議員も訪問者も職員も区別なくこれは適用、取り組みに対しては協力して適用されるということで、このことを今申し上げたこれらの方々に周知徹底していただくということをご提案させていただき、それができるかどうか、イエス・オア・ノーのご返事だけいただきたいということです。

２番にまいります。監査委員について。

１、市の予算規模に対する監査委員の人数について。

現在の状況、どういった法律でそうなっているかというようなことと、一番知りたいことは常勤、非常勤の別、勤務時間等をお聞きしたいということで、これはどこででも調べられることなんですけれども、なぜこれを今回申し上げたいかというと、財政状況が国は悪化しております。合併後10年が来ようとしております。大変厳しい時にあって、通例の監査では困難なことが起こるのではないかと危惧するわけでございます。今の状況がどうなっているかということをまずお聞きするということで、また次、質問させていただきます。

次に三つ目、三川蛇園道路と蛇園南地区流末排水整備事業について。これは事前にも建設課にお伺いしております。

１番、各事業の費用について。もちろんこれは用地買収費用も含まれるということですね。各事業ですから、三川道路と末水、流末ですね。排水事業、各事業の費用。

２番、費用対効果。これも私は前回もお聞きしましたけれども、値段、費用というのがかなり変わっております。直近の数値をいただきたいということ。

三つ目ですね、各事業の関連性。これはご存じのように同じ蛇園地区にございまして、なんですけれども、名前は同じ所なんですけれども結構離れて、全然別な感じがいたします。これを同時にやる。そしてその費用を教えていただくことになるんですけれども、この関連性、あるのかないのかというような話です。

四つ目、ここが大事な所なんですけれども、新市建設計画との整合性についてという。新市建設計画というのは、平成17年合併時に策定された計画でございます。それを基にこの三

川道路、蛇園道路ができたというようなことで流れておりますけれども、本当にそうかどうかというところをお聞きしたい。

四つ目の大きな項目に入ります。

行政改革アクションプラン。あまり聞きなれないんですけれども、今はやっているみたいな感じのことなんですけれども。

一つ目が、秘書広報課の取り組みがない理由。あちこちの各事業所ほとんど課がございまして、アクションを起こしているということなんですけれども、秘書広報課が抜けていたような気がいたします。もしそうでなかったら指摘していただいたらいいんですけれども、広報紙のことでお伺いいたします。

二つ目、地区懇談会での箱物インフラ整備の説明について。先般私も参加しましたけれども、地区懇は。この箱物インフラの整備のスライドを見せていただきました。そのスライドの内容というのは、詳しく数値を挙げながら、より分かりやすいプロの解説でやっておられたのでよく分かったんですけれども、その説明についてなんですけれども、今回敬老大会、次にいきますけれどもここでリンクさせているわけですけれども、お金の使い方ですね。そういう調整作用をする所が、いるものはいる、お金がかかってもいるものはいる。防災に関してはいるというような話で、いらないものはいらないというようなことを判断するような大事な部署であるわけですね。次の５番にリンクするんですけれども、その辺の一貫性、整合性、矛盾がないかとかいうような話をお聞かせいただきたいということ。

３番目、インフラ整備に対してアクションを起こさない理由。アクションプランを読ませていただいたときに、ぽんと抜けているのがインフラ整備に対してなんです。最後に来る結果まとめとして、皆さんで節約しましょうねと市民に呼びかける所があるんですね、スライドで。全く矛盾する話になっています。その辺のところをお聞かせいただきたい。わざわざ抜くのかというような話ですね。

５番目、敬老大会について。

１番目、参加者への対応について。参加者へというのは、招待される65歳以上の方ですね。70歳ですかね。対応について、今回パンが出なかった、ジュースが出なかったと大騒ぎになったんですけれども、それがなぜ、今までずっとやってきたことを初めてされたのかという理由です。

２番目、各会場の参加人数について。前回できなかったこともあるんですけれども、ずっと敬老大会は続いているわけです。今回の参加人数ですね、がた減りだったと思います。ど

れぐらい減ったかということをお聞きしたい。そのアンケートもとっておられたみたいですから、そのアンケートの結果も教えていただきたいということ。

６番目、道の駅。

道の駅はもう土地も整備してあと建てるだけとかいうような話で、駅長も選定されたとかいうような話なんですけれども、前回も私は質問させていただきましたが、ほかのことをもう言っても仕方ないから言いませんけれども、１番のこの赤字が出た場合の責任のとり方について、これをお伺いしたい。名前は今募集中で、懸賞付きみたいな感じで募集なんですけれども、いずれにしても株式会社の形態をとるわけですね。そうすると、もうかったら税金を払わないといけない。本来の株式会社組織でやられるわけですね。運営して半年は途中だから赤字が出るだろう、初めだから赤字が出る。次期目は、課長のお答えは、赤字は想定しておりませんという答えが前回でした。赤字というのは想定しないといけない。想定しないじゃなくて想定しないといけないんですよ。そこのところ。仮に赤字が出たらというよりも多分出ると思いますよ、次期から。初年度どころじゃないですね。この責任のとり方、一般的に株式会社であれば社長が身を切るということです。それを覚悟でやっておられますねと。

これを申しますのは、市民の税金は使っていただかないことを確約してほしいということが提案としてございますので、よろしくお願いいたします。

７番目、旭中央病院について。

この件についても、１番、介護施設の特養とグループホームの赤字について。これも再三私は質問しているわけなんですけれども、特に特養、特別養護老人ホームも全国的に知られた名前になってしまいましたけれども、特養。この特養は空前の黒字が出ております、全国的に。あまりにも黒字が出過ぎて、留保しているのが一つのホームで３億円もあって、これが、これだけもうかるんだったら介護報酬を下げるということで、去年下がったんです。えらい目に遭っているんですけれども、この３億円を減らすために国がやっているわけです。

グループホーム、これは精神科のいわゆる障害者用のグループホーム。ここも同じように、私は旭市内のを全部調べてまいりましたけれども、これも全部黒字です。全国黒字、近所も黒字。なぜここだけが赤字なのか。これはちょっと奇異な感じがいたします。これを説明していただきたいということ。

８番目、袋公園用地売買契約について。

１番、市と地権者との契約書についてとございます。これは私のシリーズみたいな感じで、４回目でございます。日増しに情報が入ってきております。これが最後のところで、疑義を

持つ解決すべき最後の質問となります。その内容がこの１番です、ずばり。市と地権者との契約書について。これはもうほかのことは一切お聞きいたしません。その後のこともお聞きいたしません。旭市と地権者、事前にもこの話は投げております。回答も来ております。もう一度確認をとりたいと思います、ここで。

地権者、平成21年５月12日に地権者自らが本庁舎に来られて、契約書にサインして実印を押してというような話があります。本当にそうですか。イエス・オア・ノー、これだけお聞きしたいと思います。本当に地権者ですかという話です。

次、９番目、避難道路の整備について。

１番、飯岡漁港から刑部岬への階段を避難道路にする提案をさせていただきたいと思います。私も3.11の時は３階から津波を見ていました。揺れてから２時間半、ずっと海を見ておりました。その動きは全部分かるんですけれども、皆さん、刑部岬に車で逃げました、上に。市内の人だけじゃないですよ、市外の人もみんな。当日も観光客がおられました、海に。みんな刑部岬に逃げたんです。近所の海の沿線のレストランが何軒かあったんですけれども、皆さん人はいなかったです。みんな逃げました。どこに、刑部岬です。それは車があるからなんですけれども、仮に車がなかったとしたら大変な迂回をさせないといけない。階段で上ったりしましたけれども。

これはＮＰＯ法人の方々からも再三言われているんですけれども、あの階段を何とか避難道路に変えていただけないかということの要望がありましてね、その階段の手前は緩やかなスロープで始まっているんですけれども、そのスロープが始まる前の道路がちょっと狭いわけですね。竹やぶとかめちゃくちゃだったんですけれども、たまたまＮＰＯ法人の方が花を植える会とかいろんな会があって、きれいな状態にしてくださっているから、こんな所に細い道路があったんだなんて思うんですけれども、あまりにも細い。せっかくそこまでしていただくし、避難道路のことに対しては本当に皆さん敏感になっておられて、これができれば60メートルの高さの刑部岬ですから一番安全な所なんですね。これをぜひ検討していただきたいという、私だけではないです、あちこちから申し出が来ております。

最後、10番目、産業まつりについて。

旭の産業まつり、これも全部行きましたし、時期を変えて飯岡の水産まつりというのもございます。それも、どれもこれも私はまいりますけれども、この前、旭もどっちも行って分かったんですけれども、同じ業者が同じものを、私は買ってしまったんですけれども、６割が重なっているわけですね。こっちにもこっちにも出していると。これって、椎名佐千子は

一人ですから、こっちしか行けないというような話で、せっかくのイベントが分散されるということは、これイベントとしては不利な感じではないか。経費節減、今もういろんな経費節減をやっているわけですから、そのために行政改革があるわけですから。一本化してさらに、経費節減だけの問題じゃないんですね。

イベントというものが、大きくやったほうが効果的だというような観点のほうが私は強いんですけれども、その辺検討も。１か所に集約というの、これは間違っていてすみません。１回で終わらせるという、そういう意味の。１回で集約して、例えば店が出店したい人が多過ぎるんだったら、別に旭でやっても海上でやっても別にいいんですけれども、場所は変わっても。一日でやれるような、ぐるっと車でも回れるように、そういうようなイベントにならないかなと。これも提案でございます。

以上、１回目の質問です。ありがとうございます。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　それでは、受動喫煙の防止についてお答え申し上げます。

受動喫煙の防止については、本庁舎の職員の喫煙場所については北側トイレ脇を喫煙場所として指定しており、これを徹底してまいります。また、来庁者への庁舎内禁煙を周知するため、出入り口に灰皿を設置し、庁舎内に入る際はたばこを消すようにご協力をお願いしているところであります。本庁舎３階の喫煙につきまして、本庁舎の３階は議会関係の施設でありますので、議会でご判断いただきながら受動喫煙の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　それでは、２番の監査委員について、市の予算規模に対する監査委員の人数についてお答えいたします。

旭市の平成26年度予算は、一般会計、特別会計、病院事業や水道事業の企業会計を含めますと875億円です。県内で予算総額が800億円から1,000億円程度の規模である他市を参考に、また昨今の行政運営の多様化なども踏まえ、今年４月から監査委員３人体制といたしました。

監査委員制度について申し上げます。

まず、選任方法ですが、監査委員は議会の同意を得た上で市長が任命いたします。地方自治法第196条第１項に基づいて任命いたします。定数につきましては、人口25万人以上の市

では４人、そのほかの市町村では二人となっております。なお、識見を有する者から選任される委員は条例で増やすことができるとされております。この法律では、地方自治法第195条第２項に定められております。これにより、旭市では監査委員を定数３人と定め、本年４月から議員１名、識見を有する者２名の計３人で監査を行っていただいております。また、委員については非常勤でございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　それでは、３番目のご質問でございます。

三川蛇園道路と蛇園南地区流末排水整備事業について、４点ほどご質問がございました。

まず、１点目のご回答を申し上げます。

各事業の概算費用でございます。飯岡海上連絡道三川蛇園線、これは先の10月22日の全員協議会でお示しいたしました25億5,900万円を予定してございます。蛇園南地区流末排水路整備事業、こちらにつきましては19億600万円を予定してございます。

２点目でございます。費用対効果についてということでございますが、平成26年９月定例会の決算審査特別委員会におきまして、平成26年３月時点ではトンネルの概算工事費を約17億円と申し上げ、平成26年10月22日の議会全員協議会では、約17億円は高額であるため、トンネルの断面を縮小した概算工事費をＪＲに算出してもらったところ、約14億円との回答を得た旨をご報告させていただきました。この14億円も、まだ概算であること、また、トンネル断面を縮小することに伴う交差点の再協議を調えた上でトンネル工事費の再積算となるため、Ｂ／Ｃの分母となるコスト分が算出できないことから、現時点ではＢ／Ｃの算出はできない状況でございます。

質問の３点目でございます。各事業の関連性についてということでございます。

飯岡海上連絡道路三川蛇園線の整備を、社会資本整備総合交付金事業で採択を受けて、基幹事業として道路を整備し、この道路整備と関連する、懸案でありました蛇園南地区の排水対策を効果促進事業として、同じく社会資本総合整備交付金の事業採択を受け、蛇園南地区の地域排水と連絡道の道路排水を併せて処理するものでございます。

最後の４点目でございます。新市建設計画との整合について。

新市建設計画においては、地域間連絡道路の整備の道路新設事業、これは国道126号、海上町道0207号線として位置付けられております。ただし、事業を開始するに当たり幾つかのルートが検討されましたが、将来を見据えての結果が現在の計画となっておりまして、平成

22年度から社会資本整備総合交付金事業として着手したものでございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　有田議員の質問の第９番目、避難道路整備について、飯岡漁港から刑部岬への階段を避難道路にする提案についてお答えいたします。

災害はいつどこで起こるか分かりません。また、どこで被害に遭うか想定できない。そのような状況下では、個々が適切な避難行動をとらなければなりません。そのようなことから、観光遊歩道は、津波避難場所になっている上永井公園へ向かうための一つの手段であり近道となりますので、市では今年度中に、この観光遊歩道の入り口に避難経路を示す看板を設置する予定でおります。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦）　それでは、行政改革アクションプランにつきましてお答え申し上げます。

まず１点目でございますが、秘書広報課の取り組みがない、抜けているのではということでございますが、これはきちんと入っておりますことを申し上げたいと思います。

まず、秘書広報課につきましては、平成22年から26年度の第２次アクションプランで取り組む事項といたしまして、市民に対する情報発信という分類の中で、公正で透明性の高い市政運営を行うために広報やホームページの充実に努め、行政情報の可視化を図るとしています。なお、議員にもお配りしてございますけれども、アクションプランの平成25年度の進捗状況では、この項目は順調となっております。

広報紙という点でございますが、事務事業評価の中でも平成24年と26年度の２か年、広報あさひ発行業務の評価を実施しております。市民の重要な情報源として活用されることがこの事務事業の目的であるため、アンケートを実施し、より読みやすく市民ニーズに即した紙面づくりに取り組むとともに、発行部数を精査して経費の節減に努めるほか、延べ業務時間の削減などにも取り組んでいくという改革改善策を示しているところでございます。

２点目の地区懇談会での箱物インフラ整備などの説明、それから、３点目のインフラ整備に対してアクションを起こさない理由ということで、これにつきましては二つ一緒にお答えさせていただきたいと思います。

今年度の地区懇談会では、公共施設白書を基にいたしまして、主に箱物公共施設の現状と

課題をお示しいたしまして、今後避けることのできない公共施設の更新問題につきまして、市民の皆様に知っていただくため説明させていただいたところでございます。

議員からは、いらないもの、それからいるもの等を判断していかないのかというようなことがあったと思います。整合性ということでございますが、ご質問の趣旨でございますけれども、行政改革において公共施設の更新を問題とするのであれば、既に着手している事業等についての優先順位付けとか、そういうことをおっしゃりたいのかなと思っています。道路等の公共工事なんですけれども、施設担当の各部署、これがございます。基本計画等に基づいて計画を立案いたしまして、財政課等の関連する各部署と十分な協議・検討を行いまして、所定の決裁等の手続きを経て、議会への説明、承認も得て実施している事業でございます。全て市にとって必要な事業であるというふうに考えております。

行政改革推進課が事業の優先順位など、それから調整機能を持たないのかという含みもあるかと思いますけれども、行政改革は国が以前実施いたしました事業仕分けとは違います。各事業の優先順位を決めるとか、行政改革推進課が単独で事業の中止・廃止を決定することはございません。行政改革推進課といたしましては、旭市の行政改革の大綱でございます現在の第２次アクションプランに基づいて、求められる行政ニーズに的確に応えるため、さまざまな取り組みを行っているところで、その内容といたしましては、プランに記載してございますけれども、旭市の行政運営を実務の面から見直す。その上で、経常経費の削減や行政サービスの向上のために各部署において取り組むべき目標を抽出している。この取り組みのための調整、それから各部署への働きかけなどを行うということで行政改革を推進しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史）　私からは、５番目の敬老大会について、（１）参加者への対応についてということで、初めにパンとお茶を廃止した経緯について申し上げます。

社会福祉関係につきましては、需要の拡大とともに予算も増大しております。以前から検討しておりました事務事業の見直しの中で、敬老大会の経費も見直しの対象となりました。検討を重ねる中で、特定の方々にお配りするものであり、会場の一つである東総文化会館におきましては飲食は禁止となっております。そのようなことから、比較的元気な高齢者の方々には少し我慢していただきたいというような思いから、パン・お茶の配布を廃止したものであります。

続いて、（２）の各会場での参加人数について申し上げます。

東総文化会館においては486名の参加でした。これは、前回であります平成24年度よりも500名少ない状況でした。海上公民館においては174名の参加で、前回よりも187名の減少でした。いいおかユートピアセンターにおいては141名の参加で、前回よりも259名の減少となっております。

続いて、アンケート調査の結果ですけれども、パン・お茶の配布についての項目がありますので、その部分について申し上げますと、393名の方からの提出がございまして、39.7％に当たる156名の方が再開、またパンを出してほしいということを希望されました。また、お茶だけとか、コストを下げてでも復活してほしいと希望された方が30.5％に当たる120名いらっしゃいました。また、廃止のままでもよいと判断されている方が24.2％、95名いらっしゃいました。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　それでは、道の駅の赤字が出た場合の責任ということで、この議会でも３回か４回目くらいの質問になったかと思います。ここで、私のほうからまず道の駅の今の考え方、国を含めての、これを少しお話しさせていただいて、その責任という形で述べさせていただきます。

まず、道の駅は単なる利益を目的とするスーパーではございません。国土交通省が所管する道の駅の登録には三つの要件があります。一つ目が道路利用者の休憩、二つ目が地域の情報発信、三つ目が活力ある地域づくりを行うための地域連携であります。この三つが機能することで、地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場が創出されるものであります。

さらに、旭市道の駅では、産業振興、地域振興、観光振興、道の駅による防災機能の活用、整備を目的としております。道の駅が完成すれば、県内トップクラスの農畜水産産物の販売、流通、１年を通して人が集う交流の拠点、旭市の情報発信基地、雇用の創出など、旭市の産業の起爆剤になるものであります。だからこそ現在全国で道の駅が人気を呼んでいるものだと思っております。また、国の政策においても、まち・ひと・しごとの創生として、道の駅の第二ステージの本格展開、道の駅による地方創生拠点の形成を推進しているところであります。

これを受けて、赤字になったということの回答ですが、総務省の第三セクター等の経営健全に関する指針がございます。初年度以外は赤字を想定しておりませんが、仮に赤字になっ

た場合には、経営責任は第三セクターにあります。売上げとサービスの向上はもとより、徹底した効率化による健全経営にしっかりと取り組まなければなりません。それでも赤字が出てしまったら、第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体であり、公共性・公益性が高い事業を行う法人であり、その経営は原則として第三セクター等の自助努力によるべきでありますが、性質上、第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、これは例えばトイレとか駐車場部分ですね。そのような機能の経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められるケースについては、地方公共団体が公的資金を行うこともやむを得ないと、国のほうからも指針が出ております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　病院経理課長。

○病院経理課長（土師　学）　それでは、私のほうからは７番の中央病院について、介護施設、特老等グループホームの赤字についてご回答申し上げます。

ご質問は、なぜ赤字だと、赤字の理由はということだったろうと思います。赤字とおっしゃっているのは、先般認定いただきました25年度決算のことを指して、その中の一つのセグメントである施設のことをおっしゃっているんだろうと思いますが、まず25年度決算で特別養護老人ホームは事業収益が２億1,022万1,000円、特別養護老人ホームの事業費用は２億1,026万7,000円で、最終的には４万6,000円赤字でございました。

赤字の理由といたしましては、先ほど民間の特老との比較でおっしゃっておりましたけれども、民間の特老と比較いたしますと人件費が高額であるというところだろうというふうに思います。ちなみに、26年度は黒字化する予定で今見込んでございます。

グループホーム・ケアホーム事業につきましては職員２名で、届け出は６名ですけれども、入居定員、現状運用は４名で運営しております。平成25年度決算では収益は593万円、費用が1,418万6,000円で、825万6,000円の赤字でございました。要因といたしましては、こちらは入居定員４名で実際運用してございまして、１日平均は3.6名で、これ以上増加を見込むのはなかなか難しいということと、費用は職員２名の人件費の負担の比率が収益に対して高いということでございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　都市整備課長。

○都市整備課長（林　利夫）　私からは、８番目の袋公園用地売買契約についてお答えいたします。

この契約につきましては、平成21年５月12日、地権者本人が来庁し契約書に署名捺印しております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸）　農水産課のほうから、10番目、産業まつりについて。１か所に集約して実施しない理由ということで、一回でできるようなイベントにという提案をいただきました。

市といたしまして、産業まつり、これは旭の合併前から旧旭市、海上町、干潟町におきまして、昭和60年前後に産業の振興と住民の交流を目的に、さらなる地域の活性化のために、秋の農産物の豊富な時期に開催されておりました。合併後も引き続きまして３地区での産業まつりを開催してきたところでございますけれども、行政改革における事務事業評価、これにつきましては各まつりで重なる出店者も多く、開催形態が似通っているということですので、市の大きなまつりとして一体感を持った開催を進める方向として考えております。

産業まつりは地域に根付いたまつりとなっておりますので、産業まつりの再編につきましては各地域の理解を得る合意形成のために、平成25年12月から各まつりの代表者を委員といたしました産業まつり検討委員会、こちらを設けて、開催方法ですとか開催場所などにつきまして協議を重ねているところであります。今年の産業まつりも、皆様のおかげで無事終了することができましたので、今後検討委員会を開催して検討してまいりたいと思っております。

旭市は県内一の農産物の生産地としてまつりの情報を発信し、多くの市内外の方に来場いただけるようなイベントにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　それでは、再質問に入ります。

１番、本庁舎における喫煙のところ。

先ほどの回答、イエス・オア・ノーでいいんですけれども、条件付きみたいな形で、議会は勝手にしろというような話ですね。この建物はご存じのように吹き抜け、階段が吹き抜けておりますよね。空気が循環してしまうんです。だから、３階はご自由に吸ってください、１階・２階は真面目に外へ行きます。これじゃだめなんですよ。どういうふうに解釈された

んですか、私の質問。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　庁舎内が禁煙だといっているのだから、周知徹底をしっかりとしてくださいというふうにとりました。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　だから、庁舎内とはどこですかという話になりますね。３階は勝手にやれじゃないんですよ。どうぞ。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　冒頭、財政課長から、庁舎の中の３階はこういう議場、それから議員控室、正副議長の部屋、委員会室と。３階については議員のほうに管理をお願いしてある関係上から、お願いはしてあるんですけれども、あと議員、全員協議会なり議長に申し出て、そういうものはきちんと議会のほうで決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　ありがとうございました。そういうことです、回答というのは。それで結構です。

２番目の質問にまいります。監査委員について再質問です。

条例というか法律第196条で旭市の場合２名ということで、それはよくよく承知しているわけです。ただ、870億円という予算規模というのは、全国上場企業だけでも3,400社あるわけです。中小入れていきますと５万5,000社という数があるんですけれども、875億円の売上げという換算でいきましたら全国で40位なんです。大企業の中でも超一流です。そうなりますと、もうけるわけではない地方公共団体ではありますけれども、規模が大き過ぎます。

ちょっと質問なんですけれども、監査委員が３名、うち２名が議員から出るということであと１名が識者ですか。

（発言する人あり）

○４番（有田惠子）　２名が識者で議員が１名ですか。すみません、どうも。

その常勤２名が識者、常勤ですか。そこのところちょっと。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　監査委員につきましては３名、非常勤でございます。

有田惠子議員の申している意味はちょっと分かります。こういう八百何億円の予算を抱えてということで大変だということなんですが、一応法律等で決まっておりますので、もしそのほかの特殊な事情等ありましたら外部監査委員、そういうものを雇わなければなりません。そういうことで現在、現３名の監査委員で十分機能していると思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　ありがとうございます。

人口が25万以上の所が都道府県なんですけれども、都道府県で大体４名ぐらいいらっしゃるというような話がさっきありましたね。それ以外は２名で、結構、旭市はちょっとぜいたくに３名いるというような話なんですけれども、人口規模が25万人ですね。ここは人口規模が25万人というと大体300億円くらいの規模の地方自治体になるんですけれども、中央病院が350億円ぐらい加算されてしまいます。そこのところを私は申し上げていて、あまりにも大き過ぎるということを言っているんですけれども、独法化になれば恐らく監査法人が付くからそれでいいとは思いますけれども、それもまだ決定しているわけじゃないですから。

それで、875億円に対して25万人という規模で考えるよりも、はるかに超えてしまったあれなので、なるかならないかとかいうんじゃなくて、提案としてやっぱり監査法人を置くべきかなという感じがしたものですから、ちょっとお考えいただきたい。それが嫌だったらもう切り離して、独法化に早く中央病院をしてしまったほうが簡単な話かなと、ふと思ったりもしますけれども、そういうことです。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　監査委員については、自治法できちんと人数については決められております。当旭市の監査委員については公認会計士もおりますし、きちんと３名で職務に当たっていただいております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　それでは、３番目の三川蛇園道路に移りたいと思います。再質問です。

各事業の費用ということで言っていただいたんですけれども、25億円が道路で排水が19億

円ということなんですけれども、２番目の費用対効果、数値について。これは再三言っているんですけれども、６億円だったんです、最初に、トンネルぶち抜き。17億円、分母が11増えるだけの話なんですけれども、ちょっと今計算できますけれども、この時間の間で計算しておいてくれますか。これ算数なんですよ。難しくないですよ。これ何回も言っているんですけれども、なぜここだけを飛ばすんですか、あえて。こんな簡単な算数、小学生でもできますよ。間で、時間のある限り計算しておいてくださいね、簡単ですから。

３番に移ります、その間に。

各事業の関連性について。ここちょっと大事な所なんですけれども、三川の道路を造ることと、蛇園の南地区の排水、これは同時にしないといけないんですか。切り離した問題じゃないんですかということです。これちょっとお願いします。

○議長（髙橋利彦）　有田恵子議員の３番目の、各事業の関連性についての再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　これまでもご回答の中で申し上げましたが、単純に分母を変えればいいというものではございません。それと、１回目のご質問に対する回答でも申し上げました。あくまでもこれは概算額でございます。最初のトンネルの17億円と同じように、今正確でない数字を申し上げますと、またその数字が先行するおそれがありますので、今現在はＢ／Ｃについてははじけないというお答えをさせていただいております。

それと、各事業の関連性ということでございます。これにつきましては、私が今さら申し上げることではないと思いますが、まず、国交省のホームページの中で交付金の概要、こちらも以前有田議員、見ていますよということでした。これまでの補助金制度でありますと、道路は道路、地域の排水というものは補助事業がございません。これが交付金事業に変わりまして、まず政策課題を自ら抽出したものが基幹事業にプラスされることができます。これらを効果促進事業と申します。先ほどの回答でも申し上げさせていただきました。ですから、これまでの補助金ではなかなか認められなかったもの、複合事業として地域のインフラ整備としての複合事業、こちらが道路の整備と排水整備事業を改めて併用して活用しているものでございます。

○議長（髙橋利彦）　有田恵子議員。

○４番（有田恵子）　２番の、これ幾ら言ったってやっていただけない。ちょっと言っておきますね。費用対効果。これ分母へ17を入れると、費用対効果のこの計算方法を分かっておら

れる方はいいんですけれども、１が基準、１が効果あるかないかの基準。１より上が効果がありですね。１より下だったら何の効果もない、やめたほうがいいと。これ１切っているんですよ、17入れると。それが怖いから言えないんでしょう。それだけの話でしょう。怖くて数字入れられないでしょう、１切ってしまうから。0.68とかそういうふうな数字になってしまうんですよ。

３番の事業の関連性、効果促進事業とか言うんですけれども、これ別々にやれるんでしょう、道路は道路。ちょっとその辺のところの回答、ちゃんとおっしゃっていませんよ。

○議長（髙橋利彦）　有田恵子議員に申し上げます。順番を追って質問をお願いしたいと思います。今の質問２ですか、３ですか。

○４番（有田恵子）　カウントに入れてください。

○議長（髙橋利彦）　じゃ（２）はいいですか。費用対効果。それはいいですか、もう質問は。

○４番（有田恵子）　費用対効果、これ必ず作ってください、今この間に。

○議長（髙橋利彦）　じゃ、大きい３の各事業の費用についてですか、１番目の。ここから順番を追ってやってください。

有田議員。

○４番（有田恵子）　各事業の費用、１番。これは聞きましたからいいですよ。費用対効果数値、作ってください、これ。

○議長（髙橋利彦）　１点目はいいですか。１点目の各事業の費用について。

○４番（有田恵子）　これはいいですよ。

○議長（髙橋利彦）　じゃ、２番目の費用対効果について。

○４番（有田恵子）　これ私が作りましょうか。１切っています。じゃ、これ結構です。

○議長（髙橋利彦）　これもいいですか。

○４番（有田恵子）　はい。次。

○議長（髙橋利彦）　じゃ、３番目。各事業の関連性について。

○４番（有田恵子）　各事業の関連性。これを再度確認させていただきますね。道路は道路で造る、排水整備は整備でする。これ日程を変えようと何年後にしようとしまいと、造れるという事業ですね。どうですか。

○議長（髙橋利彦）　有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　別々の事業というお話ですが、これはできません。それこそ手戻

りになってしまいます。道路を先行させて後から排水を造るという部分では、必ず手戻りになってしまいますので、それはできません。それらの各市町村が抱える政策課題、これらを基幹事業に合わせてできるというものが、この交付金事業の特徴でございます。

ですから、これまでのルートの経緯も含めまして、地域の抱える政策課題というものを踏まえた中で当時判断いたしまして、道路の整備と併せて地域の排水の整備も実施しますということで議会に承認をいただいたものでございます。

○議長（髙橋利彦）　有田議員、残り時間11分ですので、その辺考慮いただきたいと思います。

○４番（有田惠子）　問題はここが一番大事な所ですから。

４番、新市建設計画との整合性について。道路の番号を正しくちゃんと記入していただいていますかね、新市計画。いいかげんというか、126から0207、0208、103とか、何か物によってみんな違っているんですけれども、それちゃんとされていますか。仮にそれ、ちゃんと国とか県ですね、言っていなかったら、それまでの間違った所はオジャンですからね。その辺ちゃんとやっておられますか。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　これまでもご答弁申し上げてきました。19年当時から新市建設計画で示された路線番号、どちらがより効果を発揮するものかということで検討してまいりました。その結果が、21年９月の議会にて１本でのルートをお示ししたものでございます。あくまでも地域間連絡道路という大冠がございます。こちらを優先させたものの中でルート検討をしていったものでございます。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　もう１回いけますか、ここ。

（発言する人あり）

○４番（有田惠子）　いいですか、はい。

じゃ、一体としてやられるということで、そうすると25億円が道路、排水が19億円、合計44億円。これ大き過ぎますよ。こういう、もっと優先するものがありますでしょう。アクセスだとか何とかかんとか、いっぱいあるわけでしょう。こういう所をなぜ優先するのかと。間違っていますよ、本当に。その意識は全然ないですか。これはライブですからね。議事録に全部載りますからね。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　10月22日の全員協議会の中でも、地元の議員でございます林正一郎議員から、合併前の旧飯岡町・海上町議会議員連絡協議会なるもののご説明があったと思います。当時はそういった補助事業もなく、概算費用で60億円を超えると。とてもその体力が２町にはないということで、新市建設部会の中で地域間連絡道路としてどうしても取り上げていただきたいという部分を酌んだものがこの新市建設計画でございました。我々は、それに基づいて、全て議会に承認をいただいた中で実施をしているものでございます。

○議長（髙橋利彦）　市長。

○市長（明智忠直）　新市建設計画は合併時に計画されたものでありまして、それに基づきまして、平成19年に旭市総合計画基本構想が作成されたわけであります。その、今は後期基本計画に沿って、こういった総合計画というものはありますけれども、この中で地域間連絡道路の整備、その次に飯岡海上連絡道の整備ということをうたってあります。安全で魅力のあるまちづくりという基本方針の中で整備していこうと。そういうことに総合計画でなっておりますので、最上位計画でありますので、旭市の。それに従って今事業を遂行しているところでありますので、このことは議会でもかなりいろいろ、これまでにも議論していただいたことであり、今の状況の中で作られてきていると認識していただきたい、そのように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　今市長から最重要計画だという、合計44億円かけてもいいと。もともと60億円かけようかというような話があったというようなことですけれども、市庁舎の建設、40から50億円でできるということを前にもお聞きしたんですけれども、これは市庁舎よりもずっと大事なんですか。これ緊急ですか。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　総合計画は、やはり旭市のまちづくりの基本でありますので、庁舎もその中に入っております、きちっと。それで、有田議員が言いましたように、今両方で四十何億円と言いましたけれども、やはりこれは交付金事業であります。恐らく皆さん方は同じ税金ではないかと言われる方もいると思いますけれども、国からいただいてくるお金、県からの補助金、それを差し引きますと市の負担金というのは、道路のほうでは約５億円、そしてまた蛇園南流末排水路の中では約１億数千万円。その自治体の負担金で事業が完成するとい

うことになっております。

今後いろいろな状況の変化があろうかと思いますけれども、今言った数字が全部全てだとは言いませんけれども、大体そのくらいの額で自治体の負担、そういったことでできますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　行政改革アクションプランということで、先ほど課長のお話を聞いた限りでは、国の、昔民主党が派手にやっていたああいう行政改革とは違うんだと、この市は、ということでよろしいですかね。全然違うものだと。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦）　国の実施した行政改革とは違うものということではないです。国は事業を順位付けしながら、その事業を廃止に持っていくような事業を仕分けしておりました。このうちのほうのアクションプランというのは、少なくとも市民サービスを向上させるという大きな目的があります。そういう中で、経常経費も減らしていかなければいけないと。しかも、職員が事業を進める上で、例えば漫然と進めることのないような形で持っていけるように、そういったことも取り組みの中に全て入れて実施しているということで、単純にこの事業はやめますとか、そういう形ではないよということを言いたかったということでございます。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　１番はそれで結構でございます。

２番、地区懇の話ですね。あの説明を聞いて、そんなに多くの人がいるのか、一つの所に100名ほど参加されていましたね。何か所かやっておられましたけれども。あれを聞く限りでは、インフラを建てた後一番大事なことは、あとメンテがいるんだと。メンテが25億円、あのスライドですよ。メンテだけで25億円かかってしまうんだという、年間ですね。だから、インフラを造る、箱物、この２種類のものを造っていく段階であまり造れないんだというような話なんですね、あの話は。

その中で、メンテもかかってくる、老朽化どんどんしてくると。交付金がどんどん減らされると。15年後以降はがた減りになりますね、20億円減らされるというような話が来ますよね。そのときにインフラの古いもの、メンテがどんと入ってくるというようなことが書かれてあるわけですね。そうすると今の、ちょっと関係ないにしても、行政改革ということで関

係性を付けて話させていただきますけれども、造らないでいこう、メンテが大変だからという話の中でどんどん平気で44億円のができていくという、これは本当に矛盾した話の中でちょっと理解できないような感じで流れているんですけれども、これは行政改革の、課長のところで答えていただけるような話かどうかちょっと分からないんですけれども、どうですか。だめだったらだめでいいです。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦）　確かに地区懇で、今の公共施設、これは１市３町が合併して重複する施設もある、老朽化も相当進んでいる。今まであったものを全て同じように建て替えていきましょうという形であって、その時の費用を積み上げるとこのくらいの金額になりますよと。それをならしていくと年25億円が必要になってしまうのではないですかということを問題提起させていただきました。

ですから、この先にどういう形で行政改革を進めるのかというのは、いろいろな案があると思います。ただ、そこの中でも市民が近くにあればいいとかという形で、そのまま建て替えを進めていくことは難しいですよというのを、少なくとも意識の中に入れていただきたいということがまずあります。ですから、地区懇でご説明した内容につきましても断定的に、こうしますよということを言っていません。少なくとも今から考えていきませんかという形で投げかけています。そこのところが大事だと思っています。必要なもの、必要でないものを、少なくとも市民の側からも考えていただいた上で、将来のあるべき姿というのを考えていくというのがあるんだろうということで、示したものでございます。

今、有田議員は、インフラ施設についても、そこの中で考えていくとこの公共施設、いわゆる箱物だけじゃないから、矛盾があるんじゃないかということを言いたいのかもしれません。当然それは今うちのほうも、この先どういう形でいくのかというのを考えなければいけません。それについては、今公共施設等の総合管理計画というのを、国の中で平成28年度までに全て作りなさいよと。例えば今、国のほうはこれに位置付けられなければ社会資本整備等の補助金も付けない、そういうところに今方向転換しようとしています。

ですから、その計画が非常に大事であって、それらについて今後長寿命化計画をそれぞれ作って、それの中で公共施設、インフラも含めてどういうふうにしていくのか、その方針を立てていかなければいけないということであります。今現在はまだ、確かにお金に余裕があってできるという内容ではあります。ただ、将来的な危機感をうちのほうは申し上げた。今

から準備していきましょうということに、それをお話しさせていただいたということでございます。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　ありがとうございました。市民に対して警告、指導するということはすばらしいとは思います。

市民に言うだけじゃなくて、先にちゃんと考えてくださいね、執行部のほうも。何度も言いますけれども、税金なんですけれども、税金は、いわゆる市民税は取っていますよね、市は。でも、所得税、法人税は国に先に行きますね。結局戻ってきていますから、もらうんじゃないんですよ。払っているのを返してもらっているだけなんですよ。その辺が何か、税に対する考え方というのが執行部の方って、私ちょっと分からない。私、株式会社の社長をしておりますけれども、その感覚がやっぱり違うなと感じますね。

市は、蛇園に多くの市債を発行すればいいんだ、１億円の流末の市債を発行、足して５億円。この５億円だけでも大きいですよ。40億円もらえるとかいう、その感覚がですね。先に払っているんですよ、こっちが、市民が。その辺の感覚を訂正していただきたいなと、ちょっと頭を切り替えていただきたいなと思います。そういうことです。これで３番終わります。４番までね。

○議長（髙橋利彦）　答弁、どうします、今の。

○４番（有田惠子）　答弁は市長、お願いします。

○議長（髙橋利彦）　市長。

○市長（明智忠直）　先ほども申し上げましたように、税は国へも地方へも、皆さん方、私どもはじめ払っているわけでありますので、お札の色は分かりませんけれども、ただ言えることは、事業をやらなければ国からはお金は引っ張ってこられないということであります。事業がなくて払った分だけ返してくれと、そういうわけにはいかないということは国の仕組みでありますので、それはそれで理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　もう終わりますよね。

○議長（髙橋利彦）　今度はどれやりますか。

○４番（有田惠子）　今度は５番です。長いから混乱しますよね、すみません。

ここからは回答が出ています。ちょっとコメントだけだっと言って終わります。寝とってください。

敬老大会ですね。これパンの問題じゃないんです。電話がじゃんじゃんかかってきた。パンの問題じゃないんですよ。いろんな所でお金を使いまくって、何で自分らにけちるんだというようなことで、パンが食べたいからという話はなかったです。そこまで貧しくないでしょう、ここの人たち。要するに本当は、パンを出したほうがいいですよ。寝たきりで家に閉じこもって何も出ない。医療介護費を使われるよりは、300円、400円のことでみんな楽しく来てもらうんだったら、パンぐらい出したほうがいいと思いますよ。そういうことです。

道の駅。これも結局何ですか。地方公共団体から税金が投入されるんですか。これなんかやめてください。訴えていきますよ。

７番、中央病院の赤字。この赤字、介護施設と病院と切り離すような考え方がないんですかね。これだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師　学）　今現在、病院事業会計の一セグメントとして行っておりまして、現状、切り離すということは病院のほうでは考えてございません。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　袋公園の、これ最終でいきたいんですけれども。ちょっと結論だけ言っておきますね。地権者ご本人が来られた。うそです、来ていません。これだけ。

９番いきます。続けていきますね。もう終わります。

避難道路整備。これはぜひもうちょっと考えていただいて、看板なんかあんなの安物ですよ。看板ぐらい立てるんじゃなくて、もうちょっと道路を整備していただいて、何かあった時には皆さん上がれるような入り口にしていただきたいなと思います。迂回させながらも、階段をスロープにできたらいいなと提案させていただきます。

産業まつり。これは、私はもう産業まつり大好きな人間ですから文句言いたくないんですけれども、イベントとして、日本中の一番のイベントにしていただきたいなという願いがありますから、分散投資は不利ですから一本にしたほうがいいんじゃないですかということを提案させていただきまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、３時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５４分

再開　午後　３時１０分

○副議長（平野忠作）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

引き続き一般質問を行います。

◇　伊　藤　　保

○副議長（平野忠作）　続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（１０番　伊藤　保　登壇）

○１０番（伊藤　保）　議席番号10番、公明党、伊藤保。発言の許可が出ましたので、質問をいたします。

今年も残すところ24日で新年を迎えることとなり、この14日には衆議院議員選挙が行われ、慌ただしい中、執行部の皆さんは現在新年度、平成27年度予算編成に追われていることと存じます。

来年は合併10周年を迎え、旭市にとって節目の年となるわけでございます。自主財源の少ない中、復興に向けた事業、新市計画事業や市民が安心して生活できる旭市へと、市政運営をしていかねばなりません。この時期、どうしても気になるのは新年度予算ですが、そこで１項目、平成27年度予算編成について３点ほど伺います。

１点目、市長がお考えになられる政策などは反映されると思いますので、新年度予算編成における市長の基本姿勢について伺います。

２点目、自主財源が少ない中での予算編成なので、収支見込みについて伺います。

３点目、行政改革について、来年度の目標を掲げると思います。その目標を伺います。

２項目めに、平成27年度予算で実施する施策について。

１点、新規に実施する施策について伺います。

３項目め、今、国が方針決定して今後行われるであろう制度が幾つかあります。旭市が実施する予定の施策、制度について３点ほど伺います。

先の国会で法案が成立しました地方創生について、どのような政策なのか伺います。

２点目、マイナンバー制度について、どのようなものか伺います。

３点目、地方公会計の整備推進についてこの５月に通達があったようですが、現在ほとんどの自治体では現金主義会計、単式簿記で、今後地方公共団体は平成30年３月、遅くとも平成33年３月までに発生主義会計、複式簿記に移行するようなことが雑誌に載っておりましたが、分かりやすく説明をお願いいたします。

消費税率が５％から８％になりましたが、植木や庭に水をまいたりする夏場から秋にかけて水道代が高いとあちこちで聞こえましたので、４項目めに水道料金について。

１点目、この近隣市町の水道料金について伺います。

２点目、料金を値上げした経緯について伺います。

３点目、繰出金等について伺います。

最後に、今後施設の老朽化などに伴い経費がかかることが予想されるのではないかと思われます。どのように対応するのか伺います。

以上で質問を終わります。再質問は自席で行いますので、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長　明智忠直　登壇）

○市長（明智忠直）　伊藤保議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、１項目めの27年度予算編成について、（１）の新年度予算編成における市長の基本姿勢についてということでお答えしたいと思います。

平成27年度の予算編成に当たっては、国・県の予算編成方針及び社会情勢等を十分に考慮しながら、旭市総合計画をはじめ各種主要計画に掲げる諸施策を着実に実施するとともに、市税等の自主財源の確保と歳出の見直し、合理化を図りながら、将来に向けてより効率的で健全な財政運営を進めるために、次の四つの基本的な考えに基づき予算編成を行ってまいります。

一つ目は、復興計画の仕上げへの取り組みとして被災者の生活再建、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくり及び「がんばろう！旭」復興支援事業等の着実な推進。

二つ目は、活力ある地域社会づくりへの対応として産業の活性化と市の魅力を高める道の駅施設を整備するとともに、定住促進や子育て世代への支援など人口減少対策に関する積極的な取り組みを図っていきたい。

三つ目は、「ひとが輝き　海とみどりがつくる健康都市“旭”」を将来像とした旭市総合

計画・後期基本計画の六つの基本方針に掲げる諸施策の計画的な実施を行ってまいります。

四つ目は、行政改革アクションプランに掲げる課題に対し、財政運営の効率化に関する取り組み事項に留意するとともに、事務事業評価や事務事業優先度評価等の結果を踏まえ予算編成をしていきたいと思っております。

以上が平成27年度の予算編成の基本方針であります。

○副議長（平野忠作）　財政課長。

○財政課長（林　清明）　私からは３点、お答え申し上げます。

初めに、予算編成についてのうち収支見込みについてであります。

新年度予算につきましては、現在予算編成に向けた作業を始めたところであり、各課の要求額の積み上げ作業を行っているところで、金額についてはこれからでありますので、ご容赦いただきたいと思います。ただ、ここ数年、震災・復興と合併関連事業により、本市の予算は増大してきております。平成28年度からの普通交付税の合併算定替えの終了に向けて経費を節減し、予算規模の抑制を図っていきたいと考えております。

次に、大きな２番目の実施する施策についてということでありますが、平成27年度に実施予定している主な施策については、現在継続中である事業が中心となるのだろうと思っておりますが、震災関連事業として震災復興、津波避難道路整備事業、津波被災住宅再建支援事業、飯岡中学校改築事業などを震災対策として、それから合併関連事業として、中央病院アクセス道路をはじめとした地域間連絡道路の整備、排水路整備事業など。また、活力ある社会づくりに向けた事業としては、道の駅施設整備事業や定住促進奨励金交付事業などを予定しております。

ご質問の新しい事業につきましては、今後関係部署と協議を重ねながら、施策の選択や事業費等を精査していきたいと考えておりますので、今の時点ではお話しできないところであります。

三つ目、最後ですが、大きな３番目の（３）として、地方公会計制度についての説明ということであります。

議員ご指摘のとおり、地方公会計制度は複式簿記、発生主義といった企業会計の考え方を取り入れ、道路や建物の資産、それから地方債の負債といったストック情報、減価償却費等の現金支出を伴わない費用や人件費等を含めた事業のフルコスト等を把握し、的確な財務マネジメントを実施するためのものであります。

本制度の導入の経緯につきましては、平成18年度総務省の通達により人口３万人以上の都

市に対して導入を図ることとされ、平成21年度（平成20年度決算）までに基準モデルまたは総務省方式改定モデルに基づいて、財務４表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、これらの整備、または４表作成に必要な情報開示をすることとされました。

旭市は、作成を開始した平成21年度、平成20年度決算から基準モデルに基づいた財務４表の作成を行っており、市のホームページ等で公表するとともに議会にもお示ししてきたところであります。さらに、本年４月30日に総務省から公表された今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書、これによりますと、財務書類等の作成に係る新たな基準が示され、平成29年度、平成28年度決算から、全ての地方公共団体が固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準により、この財務４表を作成することが求められたところであります。旭市については、今までと同様、改定すべきところは改定しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦）　それでは、平成27年度予算編成についてのうち（３）の行政改革についてということでお答え申し上げます。

行政改革の目標を伺うというようなことでございました。平成27年度でございますが、次期第３次アクションプランの計画の初年度となります。このアクションプランにつきましては、現在は所管課から提出されました推進項目の取りまとめを終えまして、行政改革推進課で計画内容を検討しているところでございます。

このような状況ですので、新年度予算でまだ、それも予算の編成段階ということで、来年度予算の行政改革の目標をお答えするというのは非常に難しいのかなと思っています。今、冒頭市長からもございましたとおり、行政改革アクションプランに掲げる課題というのは、予算編成の中でも留意する事項ということで出ております。仮に予算編成において行革によって見込めるということであれば、例えば歳入といたしましては収納率の向上への取り組みだったり、未利用資産の処分を推進する。それから、歳出であれば一般的行政経費の削減等経常的経費の減というのを見込めるのかなと思っています。

今策定中の第３次アクションプランにつきましては、素案等の早い段階で議会の皆様にもご報告いたしまして、ご意見を反映していきたいなと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（平野忠作）　企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　それでは、３番の（１）地方創生についてお答え申し上げます。

国会の解散直前に、まち・ひと・しごと創生法が可決され、総選挙後には本格的に地方創生の動きが活発になると思われます。この、まち・ひと・しごと創生法の概要を申し上げますと、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごとの創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとし、「まち」に関しては、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域を形成、「ひと」に関しては、地域社会を担う個性豊かな多様な人材の確保、「しごと」に関しては、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を目指すものというものであります。

以上です。

○副議長（平野忠作）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　では、３番の国の方針で市が実施するマイナンバー制度の概要についてご説明いたします。

法律によりますと、本制度の趣旨・目的は、国や地方公共団体など複数の公共機関にある個人の情報について、同一の者の情報であることを確認できるシステムを構築して迅速かつ安全に情報を管理し利用することにより、行政運営の効率化と公平・公正な行政サービスの推進を図るとともに、行政手続き等における各種届け出、申請等の手続きや、本人の確認の手段の簡素化など、国民の利便性の向上を目指すものとされております。

身近なことで説明いたしますと、住民票がある全ての住民に個人番号を付番し、番号法で定められた事務、例えば年金や手当といった社会保障分野、申告等の税務分野、災害の支援といった災害対策分野の事務において、国や地方公共団体等の複数の機関で管理されている個人情報を個人番号で関連付けて相互に活用していくことです。

そのことについて、市役所等の窓口での申請時に所得証明や課税証明、住民票などの添付書類が不要となります。市民の利便性が向上するとともに、文書でやりとりしていた国・県や他市町村への照会作業について、システムを活用することで時間や手間が大幅に軽減されるなど、行政にとっても事務の効率化に大きく資する制度となっております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　水道課長。

○水道課長（鈴木邦博）　大きい４番、水道料金についての（１）近隣市町村の料金についてでございますが、２か月20立方メートルの基本料金ということで回答させていただきます。銚子市が3,585円、東庄町が4,536円、香取市が4,536円、匝瑳市が4,449円となっております。旭市は5,184円でございます。

（２）料金を値上げした経緯についてでございますが、平成19年４月に水道料金を改定させていただきましたが、これは合併時における水道料金が合併前の各市町時代の水道料金をそのまま引き継いで暫定的な措置となっていたものを改定したものであり、平成12年４月改定以後、７年ぶりに改定させていただいたものであります。

水道料金設定に当たりましては、四つの水道事業体が一つになり運営を一本化したことによるメリットを生かすための緊急時の配水管のループ化。これは旭地区と飯岡地区、あるいは旭地区と干潟地区の連絡管、これは合併前からもあったんですけれども、合併したことによってより強固なものにするということで、さらにループ化を行ったということであります。

それから、配水場の集水管理システムや末端水質管理システムの導入。これは旭配水場の事務所におきまして、海上・飯岡・干潟配水場の配水池の水位や機械設備等の運転監視ができるようなシステムですけれども、そういったものを導入したということです。及び、その当時竣工後25年以上経過していて老朽化、機能低下、部品供給不能等の問題が発生していました電気計装機械設備等の維持・更新工事、さらには累積欠損金の解消を考慮して、料金設定を行ったものであります。

（３）の繰出金等についてでございますが、自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない水道事業に対しまして、料金格差を縮小させるために資本費の一部について一般会計から繰り出す制度があります。繰り出した場合は、交付税等によりその一部を措置されることになっております。繰り出しの対象となる上水道事業は平成26年度の基準で、末端給水事業のうち前々年度における当該事業の有収水量１立米当たりの資本費が164円以上及び給水原価が260円以上の場合で、経営健全化のための十分な努力をしていると認められる事業体が対象となります。

４番目の今後の対応ということで、老朽化あるいは更新工事というような意味合いの質問だったと思いますけれども、旭市の水道は昭和56年10月に給水を開始しました。一番古い管は35年ほどたっていることになります。水道管の耐用年数は40年とされておりますが、他の歴史のある水道事業体の状況を見ますと、特別過酷な条件、例えば交通量が多いとか、あるいは地盤が悪いとか、そういった所は別にしまして、40年を経過したからということで一律

的に更新を行っている所はありません。通常50年、60年というふうに長もちさせて使用しているというのが実態のようであります。

このように、歴史のある水道事業体の例からしますと、旭市の本格的な更新事業はまだ多少余裕があるのかなというふうに考えておりますが、しかし水道管が破裂しますと大きな事故につながったり、また、断水等水道利用者にも多大な迷惑をおかけすることになりますので、水道管の埋設状況等を考慮し、条件の悪い所から少しずつ更新作業を進めていくというふうに考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　何点か再質問をさせていただきます。

先ほど市長のほうから答弁をいただきました。第一に復興の完了というお話がありました。まだまだ、液状化をされた所とかそのまま残っているような状況であります。これを今後どうするのかということをこの中に、計画に入るのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　完了というような言葉では言わなかったと思います。仕上げへの取り組みをしっかりやっていくということを言ったつもりでありますけれども、当然まだまだ、それこそ皆さん方も、市民のみんなも、復興が完全になっていないというような部分がいっぱいあると思います。残った部分は仕上げということで全力を尽くして、県・国にもいろんな部分で要望していきながら、自治体単独でやれる事業についても、また生活再建、産業の振興、そういった部分でもしっかりとフォローしていかなければと、そんなふうに思っておりますので、そういった関連の予算はぜひ見積もっていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　ぜひお願いしたいと思います。

あと、２点目ですけれども、収支見込みについて伺いましたけれども、地方交付税、これは今年入っている部分があると思うんですけれども、地方交付税の見込みというのは来年度どのぐらいなのかというのは分かりますでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　総務省の思いとしては、減らさないでいきたいということのようでありますけれども、いろんな部分で改革が進んでおり、合併を進めてきた経緯もありますので、基準については若干落ちるものがあるのかなと思いますが、基本的には現状維持を目指してくれるものだと考えております。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　それでは、合併前の１市３町の交付税、合計の。それと今年の交付税はどのぐらい増えているのかお聞きしたいんですけれども、分かれば。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　申し訳ありません。合併前については今数字を持っておりませんのでご容赦いただいて、18年、合併直後と比べてということでよろしければお話ししたいと思います。平成18年度と昨年、平成25年度の交付税額を比較いたしますと、平成18年度が64億2,371万6,000円。これに対しまして平成25年度は73億4,372万2,000円で、９億2,000万6,000円、14.3％の増となっております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　これは病院分というのがあると思うんですけれども、これは別なんでしょうか。病院分を除いた金額はどのぐらいになるのか分かりますでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

しばらくお待ちください。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　先ほど申した数字が病院を除いた分ということであります。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　この項目は４回で終わりですね。

○副議長（平野忠作）　次、行政改革について。

○１０番（伊藤　保）　ぜひ市民に支障のないようなことをやっていただきたいと思います。

次に、行政改革について、来年の分、５か年ですか。長期であるというお話ですので、これもしっかりと市民に支障のないような形で、７年ですけれども、市民に支障がないような形で行っていただければと思います。人員削減とかさまざまな点で市民に支障を来すと、ま

た大変なことにもなりますので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。２項目め、実施する新しい施策についてはまだはっきりとは分からないということでよろしいんでしょうかね。およそこういったものをやりたいという、そういうお考えというのは持っていないんでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　先ほど申し上げましたとおり、現在各課の要求が上がってきて、それを精査しているところでありますので、新規事業についてはもうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　次に、３項目めに移ります。

地方創生についてですけれども、１点目。

これはまだ法律ができておりませんので、今後市としてまた、こちらからやはり上げなくてはいけないという、そういうものがあります。ですので、これはどのように今後行っていくのか、あるいは市民団体から聞いたものをやるのか。それとも、この地域の特性を生かしたということで市民から広く聞いて、それで行うのか。その点だけちょっとお聞きします。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　まず、地方創生の具体的な政策については現在のところまだ全体像が見えてきていません。内閣官房に設置されました、まち・ひと・しごと創生本部がありまして、そこによりますと、まず地方公共団体においては国がその策定する長期ビジョン、それと総合戦略、この二つを勘案して当該地方公共団体の人口動向をまず分析しまして、将来展望を示す地方人口ビジョンと、それを基に当該地方公共団体における今後５か年の目標、施策の基本的方向性や施策を提示する地方総合戦略を策定するものとされております。

旭市としましては、まず来年早々より人口動向の分析を開始いたします。そして、地方人口ビジョンを作成していきたいと考えております。その上で、旭市版の地方戦略を策定していくこととなると思います。今、市民の意見とかそういうものの聞き取りということなんですが、その辺もどうやっていいのかという国から示されているビジョンは、今この計画でいくと今年度12月くらいまでかかる。それを受けてやるということなものですから、その辺は今後しっかり国のほうのものを見ながら作成していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　この地方創生ですけれども、消滅する自治体が多いという話がありまして、人口減少に歯どめをかける。それから、地域の活性化というのがまずあって、これが作られたと思うんですね。地域の活性化ですから、こちらからやはり、旭市はこういう特徴があるんだというものを訴えていくというのも大事な点だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

次の質問ですけれども、マイナンバー制度についてですけれども、このメリット、デメリットがあると思うんですね。銀行の通帳の出し入れから何からすっかり分かってしまうというような、そういったものもお聞きしておりますけれども、そのメリット、デメリットというのはあるのかどうかお聞きします。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　ご質問のメリット、デメリットなんですが、メリットについては先ほど申し上げましたように、国や地方公共団体の複数の機関で管理されている個人情報を個人番号で関連付けて相互に活用していくこと。デメリットについては、ないものと信じておりますが、世間では要するに漏えい、そういうものを疑う方もいるかと思いますが、そういう情報の漏えいはないものと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　このマイナンバー制度ですけれども、小渕内閣の時に話があって、建設事業主から非常に反対されて一回取りやめになった経緯があるということで、それはなぜかというと、やはり税務署に数字が全部分かってしまうというお話で一回延びた経緯があるんですね。ですので、市民にやはりしっかりと利点としてのこと、デメリットのことというのはやはり掲示していただきたいなと、このように思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

地方公会計制度ですけれども、これは固定資産台帳とかそういったものはもうできているのでしょうか。それを聞きたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　固定資産台帳についてはできております。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　これ複雑になってくると思うので、若手の起用もあると思うので、人材育成という形ではどのようになっているのかお聞きしたいと思います。どのように取り組んでいるのか。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　資格を持ったという意味ではなくて、県や国が実施しております研修会等に職員を派遣しております。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　ぜひ支障がないようにお願いしたいと思います。

４点目の水道料金についてですけれども、近隣市と比べるとやはりかなり高いわけでございますけれども、これなぜ上げたかというと、先ほど話がありましたとおり８％になってからかなり高いんじゃないかというふうなお話が出ました。10％になって軽減税率ができれば、その辺のところも解消されるのかなというふうには思いますけれども、この近隣市の料金については伺いましたけれども、２点目の料金を上げた経緯についてはちょっと課長から先ほど答弁いただきましたけれども、その経緯については大体分かりました。ただ、３年に一遍見直しをするというふうに当時答弁されているわけです。いただいた資料を見ると、23年度でほぼ一般会計から繰り入れがないという形であります。そうなってくると、かなりもうけと言ったらおかしいけれども、利益が出ているんじゃないかというふうに思うんですね。現在のところ25年度６億8,200万円、このぐらい留保されているという話です。そうですね。

（発言する人あり）

○１０番（伊藤　保）　そうすると、県のほうの補助金というのは高料金対策として今まで出ていた分がなくなってきているわけですね。その辺のところをちょっとお聞きしたいのと、あともう１点は、３年後に見直しをするというふうに過去に答弁されているわけですから、答弁の３年後の内容、やったのかどうか、その辺のところ見直しの会議をしたのかどうか、これを伺いたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員に聞きます。水道料金の（１）の近隣市町村の料金についてか、あるいは（２）の料金を値上げした経緯についてか。２のほうですか。

では、伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博）　平成19年４月に値上げした時に、確かに３年後に見直ししますというようなことになっていました。水道料金は、基本的には３年から５年のスパンで見直ししなさいということなんですけれども、平成20年、21年ぐらいに企業債の５％、６％ぐらいで借りていたのが、借り替えしましたものですから、その辺で利息が随分下がった関係で、先ほど言った国の高料金対策に資本費と給水原価が基準に当てはまらなくなったために、23年以降該当にならないということでゼロになっているわけなんです。

今、19年４月に料金改定させていただきまして、先ほど言ったように、借り換えしたとかそういったもので利息が下がったりいろいろな状況で、純利益がここ何年か１億円、２億円、去年の25年も１億一千幾ら出て、その前も１億2,000万円とか出ていますので、今徐々に下がってはきているんですけれども、そういったような様子を見ますとまだもうちょっと大丈夫なのかなということもありますので、そのままでいるというような経過であります。

以上です。

（発言する人あり）

○水道課長（鈴木邦博）　会議は、そういったような状況、純利益が上がっていますので特別、水道課の中でそういった必要ないというような……。

失礼。運営協議会のほうで過去にそういった協議がなされて、先ほど言いましたように利益が上がっているということで、当面見直しは必要ないというようなことだと思います。

以上です。

○副議長（平野忠作）　水道課長に申し上げます。もうちょっとはっきり分かりやすく言ってください。聞いていてもちょっと分かりづらいもので。

伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　先ほど、行ったということでございますけれども、当時の資料を見てみますと、これは亡くなられた神子議員が質疑をしているわけですけれども、22年以降については改めて検討することとなっておりますので、将来にわたって水道水を安定供給し続けられるよう、事業の経営状況を見定めながら適正な料金設定をしてまいりますという当時の課長の答弁が出ておりますね。

そうすると適正な料金というのは、地方公共団体ですから、また公営企業ですから、これは留保をどんどんしていくというのはちょっと、市民に上げた金額に対して、今もうかって

いると、もう少しもうけようかと。もうけと言ったらおかしいけれども、利益がもう少しある、何か目的があってこういうふうに留保させているのでしょうか。それをちょっとお聞きします。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博）　先ほども説明いたしましたけれども、水道管につきましては耐用年数が40年ということで、まだ35年、多少余裕があるんですけれども、電機機械系統が当時25年以上経過していて老朽化、あるいは機能低下、部品供給不能等の問題が発生していたということで、それらを修繕していくというようなことと、先ほども更新、老朽化対策もまだ年数はありますけれども、ある程度事業費を平準化するために少しずつやっていくということで、それに充てていくというような考えでおります。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　充てていくという考えということですけれども、どれにどのぐらい充てるのかというのがこの留保資金では分からないわけですね。全体的な事業費、改良・改築する事業費ですね、それらはきちっと出ているんでしょうか、お聞きします。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　水道の留保資金がかなりあるということで、企業会計でありますので本当にいいことだなと思いますけれども、その留保資金の中でこれからの維持管理費用、例えばさっき耐震化の問題、新聞にも旭市では耐震化が一個もできていないというような話もありましたし、今、海上の配水池一つ、水道が順調に市内全域に回るようなことの計画の中で、配水池一つを工事するにしても15億円くらいかかるんですよね。だから、そういったこれからの整備、そしてまた維持管理費に充てていきたいということで、恐らく今の水道運営協議会の中でもその話は出たものと私も記憶しているんですけれども、そういった維持管理費に充てたいというようなことで、運営協議会の委員の皆さん方にはご理解いただいているところであります。

配水池、今海上のやつ15億円くらいかかりますので、そういった部分でもかなりの高額な出費があるわけでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　伊藤市長が話されていた中に、旭市だけじゃなくて、この地域はほか

の地域に比べると2.5倍から２倍ぐらい高いということで、県にもお願いしているというお話です。今、高料金対策が出ましたけれども、県にやはりお願いして、もう少し何とか水道料金を一般市並みにしてもらえるか、そういう部分を話していただきたいなと、このように思うんですけれども、その辺はできるんでしょうか、お聞きします。

○副議長（平野忠作）　５回目の質問ですけれども、特別。

（発言する人あり）

○副議長（平野忠作）　水道課長。

（発言する人あり）

○副議長（平野忠作）　いいですか。答えはいいということね。

では、答弁をお願いします。

○水道課長（鈴木邦博）　ただいま質問がありました県内の料金格差を縮めるために、県のほうでは水道事業の統合広域化というのを進めています。県内に今、用水供給事業というのが六つあるんですけれども、まずそこを統合広域化するということで、今六つ一気にはちょっと進められないということで、九十九里広域水道企業団と南房総広域水道企業団と県水が一本化して、そういった統合あるいは広域化ということを進めています。その状況に応じて、さらに他の地域あるいは私たちがやっている末端の給水事業についても広域化していって、料金の格差縮小というようなことをやっていくという方向付けになっておりますので、先ほど言いましたように九十九里と南房総との統合というのを見ながら進めるということになっておりますので、その様子を見ていきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　ぜひね、格差がかなりあるんです。ですから市民に、やはり水道料金が高い所と安い所ではかなり違いますから、私も自分の家のことですけれども、水道料金が高いので井戸を掘りましたけれども、そういうふうな対策も自分ではして、市民もそういう対策をしていますけれども、やはりそれは強く県に訴えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、４時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　４時　０分

再開　午後　４時１５分

○議長（髙橋利彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

市長。

○市長（明智忠直）　先ほど伊藤保議員の質問に対しての答弁で私の間違いがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

海上の配水場の増設・増築につきまして、十数億円かかると言いましたけれども、実際は５億4,000万円だそうでありますので、ご理解いただきたいと思います。訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◇　太　田　將　範

○議長（髙橋利彦）　続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（９番　太田將範　登壇）

○９番（太田將範）　日本共産党、太田將範でございます。ただいまより一般質問を行います。

一つ目につきましては、食彩の宿いいおか荘についての質問をしたいと思います。

ご存じのように、いいおか荘は飯岡の元の町民の方々から見ますと、大変気持ちのこもった施設といいますか、大切な施設だったというようにお聞きしております。ここが復興しませんと、なかなか東日本大震災からの復興というふうに結び付かないというのが飯岡の方々の、人たちの気持ちではないかと思います。

そこで、今３次の公募という形で業者を募集しておりますけれども、その貸付実務の進捗状況とか分かる範囲で、何社ぐらいが来ているというようなことをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、具体的に、例えば旧いいおか荘の時に雇用の状況で何人、人を雇っていたとか、地元の商売の方々からどれだけ商品を買い入れていたというようなことについて、経済効果といいますか、そういったものが分かれば、アバウトで結構ですのでお答えをいただきたいと思います。

それから、今度候補者の選定に当たりまして、３次の公募という形での募集要項というのが出ております。これを見ますと、賃貸契約というよりはむしろ経営の委託契約みたいな形

の契約に近いものなんですけれども、これが１次、２次、３次の時の公募の条件と一致しているのかどうか、あるいは変わったのかどうか、この辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

次に、２番目といたしましては、介護保険について質問します。

今年の６月に通常国会を通りまして、医療介護の総合法案というものが国会を通過しました。その前に、介護保険につきましては来年の４月からかなり大きな制度の変更がございます。これにつきまして、どのような形のものになっていくのか。また、医療介護総合法によりどのように旭市の介護が変わっていくのかというようなことにつきましてご回答をお願いしたいと思います。

次に、同じ介護保険につきまして、（２）といたしましては、要介護１・２の認定者の施設入居の制限ということがこれから出てくる可能性があります。ですから、これについて担当の課はどう考えているのかというようなことをお尋ねします。

（３）といたしまして、要支援１・２の方々の認定者の支援事業についてお尋ねします。どういった形になるのか。今まで介護保険で行われていたものが市の事業に移っていくということになりますけれども、具体的な準備だとか、どういうふうになるのかというようなことについて、担当課より説明を求めたいと思います。

それから、（４）として、医療介護総合法の財源問題と旭市の対応についてということでございますけれども、特に低所得者用の減免制度を入れる場合、国は消費税の増税分を充てると、10％になった時の増税分を充てるという主張でした。ところが、今度選挙で１年半ですか、先送りされてしまったということになりますと、当然事業が行われなくなるか、あるいは、このままやって旭市の自己負担でいくのかどうか。この辺についてお尋ねします。

大きな３番目として、子ども・子育て支援事業について質問いたします。

旭市の就学前の子育て支援事業の概況を求めたいと思います。

これも来年の４月から、かなり制度設計が変わります。幼保と一緒にやる認定こども園とか小規模保育、あるいは家庭的保育、あるいはショートステイといったさまざまなメニューが出てきております。今まで旭市の場合ですと、ほとんど幼稚園と保育園という形で就学前の子どもたちの支援といいますか、そういったものを行ってきているわけですけれども、これがどのように変わっていくのか。特に旭市の場合、主だった形での事業者が、ほとんど市が行うか、幼稚園等学校法人ですか、そういったところがやっていたと思うんですけれども、新しい形ですと、定員から何から物すごく種類が多くて、とても私どもではちょっと覚え切

れないような制度設計になってきております。

そうなってきておりますので、その制度設計について、例えば幼稚園型の３歳児以降を教育としてやっていたところが、保育に参入することもできるようになりますし、また逆もできるようになります。20人未満の定員で保育もできますし、いろんな形の保育ができますけれども、具体的にもう来年の４月からということになりますので、具体的に事業者の方がそういった事業に参画してくるのかどうか、この辺、担当課のほうで分かれば教えていただきたいと思います。

それから、保育と幼稚園の経営という形だけではなくて、就学前の子どもたちに対していろんな形での支援の事業に取り組まれることができるようになります。特に新しい事業として旭市で考えているものがあるのかどうか、これについてもちょっとお答えをいただきたいと思います。

特に心配なのは、（３）の小規模保育の認定基準、あるいは施設だとか人員配置の基準、こういったものがどうなっていくのか。国の基準ですとかなり、今の制度から見ると甘い基準です。これについて、例えば小規模保育の場合ですと、20人未満の子どもを預かることができますので、これから人口が減少していって定員の20名を維持できなくなった場合、そういった形での保育もできるわけですので、そういった形で９月の議会ではそういった法案が出てきています。ですから、そういったことにつきまして旭市の対応について、特に小規模あるいは家庭的保育を行っている場合に、支援の仕方について、基準のとり方について説明を求めたいと思います。

それから、（４）として、これもやはり消費税絡みなんですが、子育て支援の制度を実現するために消費税を10％に上げると、その財源を使うということが明記されております。ですから、これもやはり穴があいてしまうわけですから、この辺の財源問題をどう考えているのかということについて質問させていただきます。

次に、大きな４番として、病院事業について、旭中央病院の経営形態について質問します。

最初に、林議員からいろいろ一般質問がありましたけれども、似たような感じになってダブるかもしれませんけれども、中央病院との間では意見のやりとり、質問のやりとりはあったんですけれども、この議会の中で執行部あるいは企画政策課長あたりとのやりとりというのはまだ行われておりません。施政方針演説で独立行政法人化が妥当だという方向が出てきているということになりますので、特に独立行政法人化しなければならないメリットとかデメリット問題というのがまた出てくるはずなんです。それから、独立行政法人にしなければ

ならない必要性、こういったことについて担当課から説明を求めたいと思います。

次の質問は自席で行います。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　それでは、議員のほうからいいおか荘につきまして何点かご質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

最初に進捗の状況というようなことで、応募の状況につきましてお答えいたします。

募集につきましては、ご承知のように今週末、12月12日が申し込みの期日となっております。本日午前中現在でありますけれども、ちょっと確認した中では先週まで10の事業者に現地説明等を行って――申し訳ありません。その前に、現在での募集申し込みの提出はまだ１件もございません。ただ、申込者はありませんけれども、先週末まで10の事業者、この方々が現場いいおか荘等の現地説明、これに参加しております。本日午前中１件、それと午後１件、本日二つの事業者から現地説明の申し込みがあったところで、担当職員が現場を案内しております。そういうようなことで、12の事業者が現地を見ているということでご理解いただければと思います。

それと、２回目の公募と３回目の今回の公募の違いでございます。大きくは、議員のほうからありましたように、今回は無償貸し付けを前提といたしました。ただし、修繕は借りるほうでお願いをしたいと。今回につきましては、温泉施設の再開、これも明記をさせていただいた。それと貸付期間、これを15年以内というようなことで明記をさせていただきました。さらに、開業につきましては27年、来年７月の開業で計画をしていただきたい。そういうようなことであらかじめ明記をさせていただいたものでございます。

それと、議員のほうから経済効果等の質問がございました。

最初に、経済効果というか雇用の関係をお答えいたします。

旧飯岡町時代、平成16年ですと当時正職員が８名、臨時職員が７名というようなことで当時の職員から聞いております。その他パートがいたと。この中では、臨時職員のうち１名、これだけ市外。市外の方は１名であったということでございます。合併しまして、平成22年、この時点では正職員が３名、臨時職員が27名。この臨時職員27名のうち市外の方は２名であったということで、多くの方が市内の方を雇用していたということでございます。

あと、仕入れの関係、主に食材になろうかと思います。これにつきましては、いいおか荘を閉じる前の平成22年の時点では、食材、主に魚類ということで聞いております。４者とい

うようなことで。ただ、市外の業者からの買い付けもあったということで聞いております。ただ、飲料、お酒類等につきましては飯岡の酒販組合、ここから一括して納品を受けていたと、そういうことで確認をしてございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　それでは、介護保険について、最初に、このたびの改正により現制度にどのような影響が生じるかについてお答えいたします。

まず一つ目としまして、要支援の方が受ける予防給付の訪問介護と通所介護を、平成29年度までに市の実情に応じた地域の多様な資源を活用する新しい介護予防、日常生活支援総合事業に移行することになります。

二つ目は、特別養護老人ホームの新規入所の条件が、平成27年４月から要介護３以上の要介護者、または居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者になります。

三つ目は、平成27年度から、保険料につきまして低所得者の保険料の軽減割合が拡大されます。

四つ目は、利用者の自己負担割合が平成27年８月から、一定以上の所得がある方については１割から２割になります。

五つ目は、住民税非課税者の施設入所時にかかる費用のうち、食費、居住費を補助する補足給付につきまして、平成27年８月から預貯金の資産等の状況についても勘案することになります。

次に、（２）の要介護１・２の認定者の施設入所の制限についてお答えいたします。

新たに施設入所される方については、原則要介護３以上に制限することになりますが、やむを得ない事情により在宅での生活が著しく困難であると認められた場合には、市町村の適切な関与のもと施設ごとに設置している入所判定委員会を経て、特例的に施設入所が認められます。

次に、（３）ですが、要支援１・２の認定者の支援事業についてお答えいたします。

今回の改正によりまして、市町村が行う地域支援事業に新たな介護予防・日常生活総合事業が創設され実施されます。この事業は、要支援者を対象とした予防給付のうち訪問介護と通所介護を移行して実施するとともに、ＮＰＯ法人や民間企業、ボランティアなどの地域資源を活用して多様なサービスを提供していくものでございます。現在、本市では既存のサービス以外のサービス支援が不足しているため、29年４月までの２年間の猶予期間の中で、地

域の多様なサービスの充実を図りながら、事業が円滑に推進できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

（４）の医療介護総合法の財源問題と旭市の対応についての中で、低所得者の軽減の話がございましたけれども、低所得者の保険料の軽減措置としましては、国の方針は平成27年度の保険料から公費を投入し軽減割合が拡大される予定でございます。住民税非課税世帯で段階的に軽減が拡大され、今現在の１号被保険者の約27％の方が軽減される予定でございます。

保険料の軽減に関する指標は、国が２分の１、県が４分の１、市が４分の１負担することになります。国の指標につきましては、消費税増税分を充てることになっておりましたが、増税を見送った後、まだ国から具体的な内容等は示されておりません。今後は国の動向に注意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子）　それでは、３の子ども・子育て支援事業について、（１）から（４）までの４項目を回答させていただきます。

初めに、（１）旭市の就学前の子育て支援事業の概要説明を求めることについてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度では、市町村が地域の保育需要をはじめとしたさまざまな子育て支援サービスのニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画を策定することになっています。５年を１期とするこの計画には、認定こども園や幼稚園、保育所などにおける幼児期の教育・保育の提供体制の確保のほか、子育て支援センターや一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業の提供体制など、旭市における子ども・子育て支援事業などを定めてまいります。

平成27年４月の市内教育保育の提供体制等といたしましては、具体的に４月に新制度へ参加してくる私立幼稚園等はない予定でございまして、新制度に移行せず現行制度によってこれまでどおり運営を予定している民間幼稚園の４施設のほか、新制度により２号認定または３号認定の支給認定が必要となる市内全公立・私立合わせて18の保育所があります。

なお、少し利用者サイドから触れさせていただきますが、利用者の皆様には市のホームページですとか広報あさひ、また市内の保育施設等を通じて新制度の概要や教育・保育施設の利用に当たって市に申請が必要となる支給認定証の交付手続きなどの変更点について周知を図っているところであります。

新制度における支給認定の申請は、新年度保育所の入所申し込みと一緒に、今月12月11日から同時受付を実施いたします。新制度によって利用手続きには若干の変更があるものの、旭市として幼児期の教育や保育の内容そのものはこれまでどおり継続してまいりますとともに、より質の高い保育の提供を目指してまいります。

続きまして、（２）の2015年４月実施の子ども・子育て支援制度に基づく新たな事業予定はあるのかについてでございますが、（仮称）旭市子ども・子育て支援事業計画（案）の主なポイントといたしましては、保育の確保、認定こども園の普及等のほか、地域子ども・子育て支援の強化を挙げています。地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められております。この13事業は国・県の交付金の対象となります。

旭市の事業計画（案）では、法定13事業のうち既に実施してきた子育て支援センター事業や妊婦健康診査、一時預かり事業、病児・病後児保育事業などの７事業についてはこれまでどおり継続して実施するほか、平成27年４月からの新規事業といたしましては、利用者支援事業の実施を予定しております。これまで、市が運営する旭市子育て支援センターで子育て相談業務を行ってまいりましたが、この新規事業の利用者支援事業は事業を拡充いたしまして、保育コンシェルジュまたは保育コーディネーターなどと呼ばれている利用者支援専門職員として、市が実施するさまざまな保育施設や子ども・子育て支援事業などから、相談者のニーズに合った利用が受けられるように支援をするものでございます。

続きまして、（３）小規模保育の認定基準や人員の配置、国基準に対する旭市の対応についてでございますが、小規模保育事業の認定基準や人員の配置につきましては、議員からお話がありましたとおり、前回の９月市議会において旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例として議決をいただいたところでございます。

小規模保育事業は、定員が６人以上19人以下で、比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施する事業で、職員の資格、利用定員等によりＡ型、Ｂ型、Ｃ型の３種類に分かれております。この条例を制定するに当たり、旭市の基本的な考え方といたしましては、本市の実情を勘案して職員数や設備、面積などを定めた国基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的には国の基準を旭市の基準といたしましたが、ご質問の小規模保育事業は低年齢の乳幼児の子どもをお預かりする施設であることからも、子どもの安全性確保に努めるため、定員数が６人以上10人以下となるＣ型において、家庭的保育者のうち１名は保育士資格を有する者とすると、市独自の基準を追加して

定めております。なお、６人以上19人以下のＡ型、Ｂ型につきましては、職員の配置数、保育室や園庭の面積基準は保育所と同じようになっております。

続きまして、最後になりますが、（４）新制度の財源についてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度に係る財源といたしましては、子ども・子育て支援法により国庫及び県交付金により市町村に交付されることとなっております。これらの財源は、ご質問にもありましたとおり、消費税率10％への引き上げによって恒久的に確保する7,000億円が新制度に充てられることになっています。今般、消費税率10％への引き上げが延期されましたが、新制度については予定どおり平成27年４月１日施行する旨の通知が国からあったところです。しかしながら、27年度の財源につきましては現段階では示されていませんが、今後も国の動向を見守り、平成27年４月１日からの新制度の本格施行に向けて準備に遺漏のないよう進めてまいりたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　それでは、経営形態につきましてのメリットとデメリット、どういうものがあるかということでお答えしたいと思います。

まず、最大のものは医師、看護師等の医療スタッフの確保が図れるということ。それから、国の医療施策の動向を勘案した柔軟かつ迅速な経営判断ができるということだと思っております。特に、今医療介護総合推進法との関連でいいますと、国が進める地域完結型を目指し、県が来年度は地域医療ビジョンの策定をすることになっておりますが、このことに関しましても、例えば香取海匝医療圏の地域完結型医療を考えたときに、旭中央病院と民間病院との連携が容易になるというようなメリットがあろうかと思います。

また、デメリットという形では、どうしても移行に対する移行経費が発生すると。それから、市民にとってみると、もしかすると政策医療、不採算部門が切り捨てられるのではないかという市民の不安がある。これにつきましては、地区懇談会等でもよく丁寧に説明をしたところであります。それからもう一つは、病院職員の皆さんが公務員ではなくなるということの不安ですか。これは病院のほうに今年の２月に２回ほど行って、病院の方々と説明会、それからそういった不安がありますかということで、何人かの方が手を挙げられて、そういうものがあるということで、実際にはそういうものを払拭できる説明はしてきたんですが、やはり不安があるというようなことがありました。

このようなことがメリット、デメリットなのかなと。まだたくさんあるんですが、主だっ

たものとして説明させていただきました。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（髙橋利彦）　おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　それでは、１番目のいいおか荘についてちょっと質問させてください。

この募集要項を見ますと、選定委員会が申請者について、書類審査及び申請者からプレゼンテーションによる提案を受けるということになっているようです。それで、この選定委員会というのはどういうような方々が委員になっているのかどうか。また、総合評価という形で評価する項目があるわけなんですけれども、点数制を採用しているということなんですけれども、どういった形で選定をするのか。総合評価の付け方とかそういったことについてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今議員のほうから、要項に沿った選定委員会のご質問をいただきました。

まず、選定委員会のほうの設置につきまして、要項のほうでは設置いたしますということで記載がございます。まだ市長の決裁はとってございません。ただ、前回と同様、おおむね10名程度でお願いをしたいというふうに担当課では考えています。特にいいおか荘の問題に精通した方々、この方々にお願いをする予定で考えております。

選定に当たりましては、議員のほうからありましたように、要項に実は５項目、大きく記

載があるかと思います。一つ目は事業計画に関すること、二つ目は施設の改修計画に関すること、三つ目としましては経営上の収支計画に関すること、４点目としまして申請者の現状の経営状況に関すること、さらに五つ目としまして地域活動への貢献。この大きく分けた５項目、それと細部では19事項になっております。これらにつきまして、それぞれ点数制を設けまして、一番点数の上位の方を有力候補者としまして選定をしたい、そういうふうな形で担当課では今考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　選定委員ですけれども、条例を見ますとかなり役所の課長が半分ぐらい入っているというのがほかの所でも多いんですけれども、その辺は間違いないんでしょうか。

それともう１点、第２回目の公募の時には非常に経営的に問題がある方々との契約になったと私は思っているんです。その時に、選定委員の方々はどういった人たちがいて、どういうような審査をしたのかというようなことについて質問いたします。指名競争入札の場合は、選定委員の方々は、経営上著しい不安定なことが予想される事業者に関しては選定しないということもあり得るよというふうになっているわけですね。ですから、これは公募ですから、もっと自由度が高いわけですから、選定する際の事業者としての能力、これについては非常に厳しくなければいけないというふうに思います。ですから、２回目の時に、担当課長だけじゃないと思うんですね、行政の課長たち、そうそうたる方々が恐らく入っていたと思うんです。ですから、一担当課の責任ということじゃなくてやはり全体の責任だということです。

旧飯岡町の方々というのは非常にいいおか荘の再開を待ち望んでいるわけですよ。ですから、それに沿ったような形での選定ができないものかということで、そういったことで、今私が言ったことで大体間違いないだろうかということをちょっとお答えください。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今、議員のほうから選定委員会の委員の関係につきましてご質問いただきました。

今、私ども担当課のほうでは、12日の募集期日の締め切りを見まして、早急に選定委員の皆さん方にお願いしたい。その中で、特に担当課で考えておりますのは、資金繰りですか、資金計画がちゃんと見られる方。そういうような方を、ぜひ今回につきましては就任していただきたいな、そんなことで今検討しているところでございます。

さらには、特にこのいいおか荘、観光の拠点ということで観光には本当に大切な施設でございます。観光に携わる方々の代表、さらには地元の食材、これをぜひ使ってほしい、そういう願いもございます。そういうような形で、場合によっては漁業協同組合の方々、こういう方にもぜひ連携という部分で選定の中に入っていただきたいなと、そういう思いは持っております。

先ほど、前回のということでございます。前回も10人のメンバーで組織させていただきました。その中には、前回は飯岡地区の区長会の会長、あるいは元の食彩の宿いいおか荘の運営委員会の会長等々入ってございました。あるいは女性の方にも入っていただきました。今回は若干ちょっと変えて、いいおか荘を本当に大事に思って、そのような方々も大事に思っていただいているわけでありますけれども、経営に関して直にかかわりのある方々、こういう方々にお願いをしたい、そういうふうな思いで今考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　選定基準の中に地元の雇用とか入っておりますけれども、今担当課長がおっしゃったように地元の食材だとか地元の経済が潤うような、そういうような条項をこれから入れていただきたいと。あるいは、この打ち合わせの時にそういった項目を、口約束でもいいからもらっておいていただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　答弁はいいですか。

太田將範議員。

○９番（太田將範）　では次に、介護保険について質問させていただきます。

ちょうど今回、今年が、第５期の介護保険事業計画が来年の３月で締めになるんですけれども、その辺の実態と、今後の６次の計画を組んでいく上でどの程度のずれがあるのか、この辺をちょっと、分かる範囲で教えていただきたいということと、あと、要介護３以上の方々で特老なんかに待機されている方はどのぐらいいるのか、ちょっとご回答をお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　再質問で、第５期の現状と今後の計画に反映されているかと。あと、要介護３以上の待機者というようなご質問に対してお答えいたします。

第５期では、基本施策としまして介護予防の推進と自立支援、地域ケア体制の整備、介護

保険サービスの充実、生活基盤の整備などを進めてまいりました。

平成26年10月末の65歳以上の第１号被保険者数は１万8,229人で、高齢化率は26.8％となっております。要支援・要介護認定者数は2,676人で、認定率は14.7％となっております。第５期計画値よりも、被保険者数、認定者数とも上回っている現状でございます。介護保険サービス給付費の推計では、計画値を下回っている状況でございます。

地域包括ケア体制の整備では、地域全体で支え合う体制づくりを目指し、介護事業者、医療機関、民生委員との連携体制の強化に取り組んでまいりました。また、介護保険サービスの充実では、第５期の特別養護老人ホーム48床の整備に取り組んでまいりました。第６期は、第５期を継承しまして、地域ケア体制の整備が中心となって計画を進めていく予定でございます。

あと、特別養護老人ホームの入所希望者ですか、これにつきましては、26年７月１日現在で、要支援１から全部希望される方は今368人となっておりまして、そのうち要介護の重度の方、ひとり暮らし等の世帯の状況を考慮いたしますと、約40人ぐらいがすぐ入所を待っている方だと感じております。これにつきまして、対応としましては、第６期の介護保険事業計画の中で施設整備を検討していきたいと考えております。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　医療と介護が連動しながら事業をしていかなければならないということになろうかと思いますけれども、医療のほうでは７・１看護の再検討、それから、今まで入院していた人たちをなるべく地域で見なさいよという形で、退院を迫られます。そういう方向がもう出てきております。それから、特別養護老人ホームも、施設から在宅へという形でのシフトがかなり進むというようなことが予想されております。

ですから、地域の中に要介護、要支援、非常に分かりづらい方々がこれから増えてくるというのが今の実態で、これからの実態になろうかと思います。年寄りが増えるだけではなくて、医療で面倒を見るのか介護で面倒を見るのか、境目が分からない。こういう人たちが増えてくるのではないかと。

それから、要介護１・２ということなんですけれども、この１・２の方々と要支援の方々との差というのは非常に分かりづらいらしいんですね。特に認知症だとか、そういった症状の方々につきましてはなかなか実態が分からないという、介護１になったり要支援になったりすると。状況によってまるきり変わってしまうというようなことが報告されております。

ですから、こういった形でかなりのボリュームの部分を地域包括支援という形で預かると

いうことになりますと、先ほど課長がおっしゃいましたけれども、29年からということで間に合うのかどうか。この辺をお聞きしたいんです。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　新しい総合事業のお話だと思いますけれども、これにつきましては来年の４月から国のほうでは実施しなさいと言っていますけれども、やはり今議員言われたように、いろいろな資源とか問題がございまして、うちのほうはそれをいろいろ考慮しながら２年先延ばしさせていただいて、その間によく包括支援体制を整えていくというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　介護保険のほうの総合事業のほうを先走ってやっているといいますか、先行事例といいますか、それの中ではかなりの部分、今までかかっていた、例えばヘルパーだとかが今までやってくれていた仕事の中身が総合事業の中に組み込まれていきますと、ＮＰＯの職員の方とかボランティアの方、あと雇われている会社の人たちになっていって専門家がいなくなってくると。その中で、専門的な介護だとか看護をせずに、そちらのほうが総合事業のほうに引っ張っていってしまうという事例がいっぱい出てきているようです。その上に、今度の総合事業の場合ですと介護保険から外れますので、介護認定というのが必要なくなってしまうと。特に要支援の方々はなくなってしまうということになりますよね。そうしますと、介護保険から完全に分離されてしまうという、そういう可能性があるわけです。むしろそういうことのほうが多くなるんじゃないかというふうに心配されております。

ですから、今こうしたガイドラインというのが出ているらしいんですけれども、安上がりのサービスへの流し込みとか、要介護認定を受けさせない、介護サービスからの卒業あるいは退学というようなことが現実の問題として起きているそうです。先行事例としてそういうのが報告されておりますので、こういったことについては担当課としてはどのようなお考えをお持ちになっていますでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　新しい総合事業で、要支援の方が介護保険から外れるということではございませんので、要支援はやはり要支援の認定を介護保険でいたしますので、そ

の分、十分ご理解いただきたいと思います。

先行事例があって、窓口とかでそういうサービスから外れると。あと、専門的な介護者がいないとかいう、そういう問題はございますけれども、まず認定におきましては市の窓口で包括支援センターなり、私どもの高齢者福祉課で受け付けいたします。その際にはそういう、介護保険ではございませんとか、認定されませんのであなたは違うサービスですと、そういうことはございませんので。あと、あくまで要支援者と非該当者についても、私どもで包括支援センターの職員がケアマネジメントをしますので、そういう締め出したようなサービスとか、そういうことは一切ございません。今後も今までどおりのサービスをしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　ありがとうございました。

とにかく要望ですけれども、非常に制度設計が複雑になってきているのと、難しくなってきているということと、分かりづらくなってきているということがありますので、それにつきましては市民の皆さんへの説明責任といいますか、そういったものを果たしながら事業を進めていっていただきたいと思います。

では次に、３番目の問題について質問いたします。

就学前の子育て支援ということではかなり細かくご説明をいただきまして、ありがとうございました。大体旭市の場合、今までどおりの子育て支援、これが受けられるということは、きょう一般質問させていただきまして確認できましたので、その辺はお礼申し上げたいと思います。

心配されることですけれども、財源がどうなるかと、やはりそこのところだと思うんです。ですから、その辺につきましても議会も協力する中で、やはりきちっと財源を保障してもらうように請求していくべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、旭中央病院の経営形態についてですけれども、先ほど担当課長からお話がありましたけれども、しなければならない必要性といいますか必然性というのが、病院当局との議論の中でも企画政策課の中でもちょっと分からないというのが実態ですね。なぜ移行しなければならないのか。

地方独立行政法人という組織が注目されたのは、やはり自治体病院が漫然とした経営をやっていたと。４分の３ぐらいが赤字を抱えていると。その中で、総務省がこれじゃちょっと

まずいよということで、民間型の経営形態を入れろと。病床をセットにすれば、例えばまだ赤字で資金ショートしそうな自治体病院が、要するに５年間とか７年間という形の起債を起こすことができて、そのおかげでいろいろな計画を５年間なりで作って再生しろというのが、これが独立行政法人を作った大きな原因なんですよ。

ですから、課長と話していても必要性とかそういったものが全然分からない、必然性とか分からないから話がすれ違ってしまうんですよ、僕らの感覚とね。意味分かりますでしょうか。ですから、そういった意味でのきちっとした、医者の問題でも病院のほうでも非常に頑張っているわけですから、組織形態をいじる必要は全くないというのが私どもの、市民の方々の感じなんですよ。

もう一つ申し上げたいのは、私どもは去年、選挙の折にアンケート調査を行いまして、病院の項目を１本入れました。その時にどういうことができたかというと、ちょうどそのころは地区懇談会を皆さん方がやった時期なんですね。その時のアンケートを見ますと、200通ぐらい返ってきまして、３分の２の方々が「地方独立行政法人って何」という、クエスチョンマークなんですよ。４分の１ぐらいの人が反対。賛成したのは８％。ですから、課長がこの間行って、皆さん賛成していますよというのは、私どもがとったアンケートの中では出てこないんですよ。出てこないということと同時に、課長は約束されましたよね、いろいろ意見を聞く機会を持ちますよと。それはこれからやるのでしょうか、やらないのでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　これから独法を進める中で、12月１日の全協でもお話ししたんですが、一つ一つクリアしていかなければならないと思っています。その進捗状況を踏まえた中で、市民にも説明していかなければならないと思っております。

それからもう１点、議員おっしゃった病院のほうの関係ということの中身。ちょっと私、痛切に感じたんですが、11月30日に地域医療シンポジウムがありました。飯岡のユートピアセンターです。この席の最後の病院長、田中先生のお話の中に、病院というのは適正な医師の数というのが、私どもも今まで全然知らなくて、100床当たり35人というお話を聞きました。これは病院にとってみると350人という形。そこに関係者がいろいろいて、ですから今240ですか。こういうのもすごく、今議員は私もよく知らないということで、確かに知らないんですが、そういうこともこれから知っておいて、やはり足りない中で病院の医者、それから医療スタッフが頑張っている。その経営形態云々よりも中身がそういうこともあるのか

なと痛切に感じました。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　医者の数が足りるか足りないかというのは、もう一つは、10万人当たりの医者の数ですよ。旭市は確かに単独の市としたら抜群の人数がいるわけですよ。中央病院にいらっしゃいますから。ところが、周辺部分になってしまいますと大体百五、六十人ぐらいじゃないかと思います。10万人当たりね。

それで、ここの病院がたくさん持っているから比較的数字がよく見えるんだけれども、中央病院以外に行ってしまいますとほとんど無医村に近いんですよ。そこで今、銚子市があの状態です。東金市は県立病院をなくしました。それから、匝瑳市は医師が半減しています。それから、多古町はもう診療の稼働率、ベッドの稼働率が半分近くになっています。佐原の病院も県は撤退すると、こういう計画になっておりまして、こういった計画と医療総合計画の中で地域の二次医療圏の医療をどうするかということが、県は今度義務付けられるわけですね。かなりいろいろな状況が出てくると思いますので、経営形態はそんなに早急にいじらないほうが僕はいいんではないかと思います。担当課長のちょっと意見も求めたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　先ほど来、いい状況の経営形態でいる中で経営形態をいじらないで病院に任せておけばいいというような話を、太田議員の発言がありましたけれども、我々にとっては病院からの要望がかなり多いものがあります。大きいものがあります。そういった中で検討委員会を立ち上げて、このいい時期に、体力のある時期に独立行政法人化へ移行したらいいのかなと、そんなような検討委員会の結果でありますし、私ども執行部のほうもそういった考えで進めていきたいという方向性を示したわけでありますので、病院に任せておけばいいというような部分では少し違うような気もしますし、病院側の独法の方向でやっていきたいというような希望もかなりあったわけでありますので、病院のほうの考えも聞いていただければと、そのように思います。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　話がかみ合っていないんですけれども、全部病院に任せなさいということは私は言っていないんですよ。むしろ逆に、執行部がこういう医療計画を県と一緒に作っ

ていくよという、そういうスタンスが私は感じられないんですよ。それはもう具体的に医療と介護の総合法案が通ってしまいましたので、早急に作っていかなければいけないと。県との整合性を持たせなければいけないということも出てくるんだろうと思うんですね。

ですから、それほど急いでやらずに、むしろそういった点でのすり合わせをきちっとした上で組織問題を考えていく必要があるのではないかと私は思います。ですから、そういうことですので、病院に全て任せなさいということではないということで、むしろ執行部のほうがそういう医療の計画を県と一緒に作っていくと。病院も含めますけれども、そういった姿勢がやはり必要なのではないのかなというふうに私は考えます。

もう１点は、やはり市民が知らされていないということですね。これにつきましては、やはり早急に手を打ってもらいたい、このように思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（髙橋利彦）　これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　５時１３分

開議　午前１０時　０分

○議長（髙橋利彦）　おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（髙橋利彦）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　林　　七　巳

○議長（髙橋利彦）　通告順により、林七巳議員、ご登壇願います。

（１４番　林　七巳　登壇）

○１４番（林　七巳）　おはようございます。

議席番号14番、一般質問いたします。

久々の一般質問ですので、何か足ががたがた言っているところでありますが、その点、ご容赦願いたいと思います。

今この議場の外では、国会議員の選挙の最中です。１年前は、自分たちもその選挙の最中でした。国の選挙は、これからの日本を左右する大事な選挙です。また、今の旭市も大事な時です。新市庁舎の問題、中央病院の独立行政法人と数々の大事な案件がたくさんあります。

それでは、質問いたします。

第１に新庁舎建設について４項目、中央病院について３項目、庁舎の分煙について３項目、ＰＣＢについて４項目質問いたします。

１項目めの候補地の一つで、パブリックコメントで最有力地となっている文化の杜公園について、その建設目的と完了年月日は。

２項目めです。庁舎を建設した場合の公園に係る補助金の返還額。

３項目め、用途変更の手続きに必要な期間は。

４項目め、建設開始の予定年度はどのようになっているのか質問いたします。

次に、中央病院について質問いたします。

中央病院のこの独立法人化につきましては、私は反対の意味で質問するわけではありません。いまだ、まだ自分が勉強途中ということで質問させていただきます。

それでは１項目め、有料駐車場北側の市道について質問いたします。

２項目め、独立行政法人化について質問いたします。

３項目め、市民の理解が必要なため、市民アンケートの予定について質問いたします。

それから、庁舎の分煙について、１項目め、庁舎内禁煙について。

２項目め、勤務時間について。

３項目め、喫煙室についてお伺いいたします。

大きな４番目のＰＣＢについて、１項目め、現在どのくらいこの市にあるのか。

２項目め、校舎・病院解体時にどのくらいあったのか。

３番目、保管場所はどこにあるのか。

４項目め、処理は今後どうするのかをお尋ねいたします。

以上で４項目質問いたします。あとは議席で再質問しますので、簡潔によろしくお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長　明智忠直　登壇）

○市長（明智忠直）　おはようございます。

議員の皆さん方には大変ご苦労さまでございます。

それでは、林七巳議員の質問に、私のほうから２項目めの中央病院についてということで、その（２）、独立行政法人についてということでお答えをしたいと思います。

議会冒頭の政務報告でも申し上げましたとおり、昨年５月の旭中央病院検討委員会の報告を受けながら、これまでに議会をはじめ地区懇談会や各種団体の皆様、また、病院職員へ説明を行うとともに、地方独立行政法人についてさまざまな角度から検討してまいりました。

一方、中央病院においては直近の医療情勢を踏まえ、病院完結型医療から地域完結型医療への転換にも取り組んでいるところであります。しかし、地方における医師、看護師の確保

はますます困難となっており、自治体病院を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

こうした状況の中、将来にわたって安定した病院経営を行うためには、より一層の柔軟かつ迅速な経営が必要であると考え、旭中央病院の経営形態を地方独立行政法人に移行する方向で進めていきたいと考えているところであります。よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　それでは、林七巳議員の４項目中、３項目、１と３と４についてお答えいたします。

まず、１項目め、新庁舎建設について、一つとして文化の杜公園建設目的と完了年月日はいつかというご質問に対してお答えいたします。

建設目的としまして、平成13年３月30日付で都市計画決定を受けました。その後、平成13年７月24日付で事業認可を取得し、都市公園事業として事業が開始されました。

その中で、文化の拠点としての整備を行うとともに、都市防災に資する公園を建設目的としております。また、平成18年度に実施された旭文化の杜公園基本設計では、一つとして、東総文化会館と県立図書館を中心として、人々が積極的に参加し、親子で楽しむことができ学ぶことができる空間的役割を果たすこと。

二つ目として、自然とのふれあい、イベントの開催など多目的に利用できるオープンスペースに、災害時の広域避難地や救援物資の集積・配布などの防災機能を持たせることとしております。完成年月日は、平成24年３月末日工事が完成し、平成24年４月１日から公園の供用開始をしております。

二つ目として、補助金の返還額はというご質問ですが、新庁舎を文化の杜公園に建設すると仮定した場合、公園区域の一部を除外する必要が生じます。除外した分についての国庫補助金、まちづくり交付金です、それの返還が想定されるため、現在県や国と相談中でございます。

三つ目として、用途変更の手続きに必要な期間はということでございますが、用途変更の手続きについては、旭市都市計画審議会での審査が必要となります。現在、文化の杜公園に決定した場合を考え、県との事前協議が完了してからおおむね６か月を想定しております。

４番目として、建設開始の予定年度はということでございますが、建設位置が決定された後、庁舎建設基本設計及び設計業務等を行い、その後工事着工する予定でございます。

次に、３項目めの庁舎の分煙についての中の２番目でございますが、勤務時間についてのご質問にお答えいたします。

職員の勤務時間については、旭市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第２条において、

勤務時間の割り振りとして、午前８時30分から午後５時15分とされております。また、休憩時間については、同規則第５条で、午後零時から午後１時までと定められております。

最後に４項目めのＰＣＢについてお答えいたします。

まず一つ目ですが、現在どのくらいあるのかということにお答えいたします。

平成18年に市内の全ての施設を対象に、使用している変圧器等にＰＣＢが含まれているか調査を実施し、ＰＣＢを含む機器等を把握しております。現在使用が終了し保管されている機器が14機ございます。使用中の機器が７機ございます。

次に２番目ですが、校舎解体時にどのくらいあったのかというご質問ですが、既に解体した第３給食センターでは、ＰＣＢを含んだ変圧器が２機使用されており、解体した際に海上支所へ移動し、現在も保管しております。

そのほか、旧海上中学校を解体した際に使用を終了した変圧器１機、豊畑小学校のキュービクルを更新した際に使用を終了した変圧器１機をいずれも海上支所へ移動しております。

三つ目として、保管場所はどこかということでございますが、現在保管している変圧器等大型のＰＣＢ廃棄物については、本庁舎、海上支所、飯岡支所、農村環境改善センターにおいて保管しております。使用済みの蛍光灯安定器については、本庁舎、飯岡保健センター、いいおかユートピアセンターにおいて保管しております。

四つ目として、処理は今後どうするのかというご質問ですが、ＰＣＢ廃棄物の保管、処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法等において、処理期限、保管状況の報告、廃棄物の移動、処分等を行った際の届け出義務等が厳格に定められております。

本市における状況としては、ＰＣＢの濃度の高い廃棄物については、処分を行えるのは環境省が所管する日本環境安全事業株式会社のみとなっており、本市で該当する機器は使用中の機器を含め３機ございます。既に処分の登録申請は済ませており、処分の順番を待っている状況でございます。順番が回ってまいりましたら速やかに処分する予定でございます。濃度の低いＰＣＢ廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の４に規定する無害化処理施設として認定を受けた施設でなければ処分を行えないこととなっております。今年度に既に県内の認定法人と契約を締結し、年度内に12機の処分を予定しております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　それでは、２項目めの中央病院についてのうち１番の有料駐車場

北側の市道にお答え申し上げます。

本路線は、県道銚子旭線から中央病院へ向かうコンビニエンスストアのある交差点を起点とし、中央病院有料駐車場の北側を経由して中央病院アクセス道へ連絡する市道１-042号線でございます。有料駐車場北側の約170メートル区間の道路は、舗装幅員が約3.6メートルから４メートルで、道路南側には約1.2メートル幅で農業用水と道路排水が並行しております。このふた付きの水路と舗装面とでは約10センチの高低差があるため、車両のすれ違いに不便を来しております。車両の円滑なすれ違いのためには道路の拡幅が必要ですが、道路両側の病院駐車場の形態を勘案すると、拡幅は困難だと思われます。

対策の一つとしましては、一方通行の規制につきましては警察の所管となりますが、規制することにより病院内に迂回路を求める車両が増加し、玄関前が混雑して危険である等の弊害も懸念されます。一部の場所で路肩に駐車している車両が通行を妨げている様子も見受けられますが、駐車禁止の規制につきましても警察の所管となります。

いずれにいたしましても、対策につきましては中央病院と警察を含め検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（髙橋利彦）　企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　２番目の中央病院についてのうちの（３）市民アンケートにつきまして予定はあるかということのご回答をさせていただきます。

去る８月25日の全員協議会におきまして申し上げましたが、市民の皆様には昨年の地区懇談会や各種団体説明会におきまして、旭中央病院検討委員会から提出されました報告書の内容について説明させていただきました。その際、全体といたしましては賛成の意見の方が多く、特に各種団体の説明会では、多くの方から賛成の意見がありました。今後は、広報や地区懇談会を通じまして、独法化の進捗状況を市民の皆様にお知らせする予定であります。そのため、アンケートにつきましては今現在考えておりませんのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　私のほうからは、３番目の庁舎の分煙についての１番、庁舎内禁煙について、それから４番目の質問のＰＣＢについてお答えさせていただきます。

まず、庁舎内の禁煙につきましては、当院はがん診療連携拠点病院の指定を受けておりますことから、敷地内を全面禁煙としております。また、全面禁煙は平成19年４月１日から実施しております。

次に、ＰＣＢのご質問ですけれども、（２）の校舎・病院解体時にどのくらいあったのかということですけれども、平成24年・25年に解体工事を実施した際に、ＰＣＢが含まれる疑いのある機器等につきまして試験検査を実施した結果「ＰＣＢ廃棄物の処理目標基準を下回り、ＰＣＢ廃棄物に該当しない」と報告書が提出されております。

この結果に基づきまして、解体工事の際のトランス等につきましては、産業廃棄物として処分いたしました。その解体工事とは別に、平成24年度に行いました改修工事の際、当院汚水処理場の変電所のトランス類の廃棄処分等についても同様に検査を実施した結果、こちらは「ＰＣＢ処理目標基準を上回り、ＰＣＢ廃棄物に該当する」という報告書が提出されました。現在、高圧トランス３台を敷地内に保管してございます。この処分でございますけれども、本年度中に業者に処分を委託することとしております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　財政課長。

○財政課長（林　清明）　それでは、三つ目、庁舎の分煙についてのうち庁舎内禁煙についてと喫煙室についてにお答えいたします。

現在、庁舎内の禁煙につきましては、旭市庁舎管理規則に基づきまして、指定場所以外での喫煙を禁止しております。

庁舎の禁煙の経過でございますが、平成15年11月１日から喫煙場所を指定して分煙といたしました。続いて、平成22年４月からは建物内を原則禁煙といたしました。

次に喫煙室、喫煙場所についてですが、健康増進法に基づく受動喫煙防止の観点から屋外に設置しており、本庁舎でいうと北側トイレ脇ということになります。たばこの煙が非喫煙者へ流れ出る危険性がない場所を考慮するとその場所が適当だというふうに考えております。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　それでは、１項目めのパブリックコメントとありますが、この前のあれでは、全ての合併した時の町、市、均一ではなかったように聞きましたが、どうしてそのような偏った人選をしたのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　パブリックコメントとは、市の重要な施策を決定していただくために市民の意見を伺う方法の一つでございます。パブリックコメントで人を特定して調査するということはしてございません。

また、市では新庁舎の建設に際し、新庁舎に関する事項について幅広い見地から意見を求めることを目的に、旭市新庁舎建設市民会議を設置しております。また、庁舎の中にも課長さん方を対象に、新庁舎建設検討委員会を設置してございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　では、次の質問をいたします。

次というより２回目ですが、私たち議員になった時には、あの公園は最初、東京都の江戸川区と協定を結んで防災公園とするという説明がありましたが、それはいつそれでなくなったのかお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　最初の答弁でも申し上げましたけれども、平成18年に実施された旭文化の杜公園基本設計では、一つとして東総文化会館と県立図書館を中心として、人々が積極的に参加し、親子で楽しむことができ、学ぶことができる空間的役割を果たすこと、二つ目として、自然とのふれあい、イベントの開催など多目的に利用できるオープンスペース、災害時の広域避難地、それから救援物資等の集積・配布などの防災機能を持たせることとしております。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（髙橋利彦）　じゃ、答弁漏れもありますので、再答弁をお願いします。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　江戸川区のことに関しては、過去に協定を結んだり、そういうことは記憶にございませんので、それに似たようなというのは、ちょっと私は存じておりません。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　たしか３期生以上の方は、前の伊藤市長のときにそのようなことを聞いたと思います。

それでは、完了してまだわずかの年月にもかかわらず、どうしてこの市庁舎と変わるのか、行政の一貫性がないように思われますが、その点はどうでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　市内からお願いしてございます市民会議においても、文化の杜公園が最適だという結論もいただいております。

それと、どうして文化の杜公園を完成してからというご質問ですけれども、新庁舎建設基本構想の中で四つの箇所が昨年指定されました。それに伴って、旭市民会議、それから庁舎建設検討委員会、パブリックコメント、そういうもので文化の杜公園が適当であるというご意見をいただいております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　補助金を返還してまでどうしてそこにしなければならないのか、ほかの所は考えになかったのか、再度お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　文化の杜公園を仮定した場合、まちづくり交付金の返還が必要になります。しかし、基本構想の中で４か所指定されておりますので、そのほかについても用地の取得と考えられます。そういうことで、補助金返還、用地取得、どの場所に行ってもお金の支出は伴うものでございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　まだ決定されていないのに、どうして事前協議でしているということは、ちょっと暴走し過ぎてはいないでしょうか。その点をお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　確定していないのにというご質問ですが、事務局としましては、確定してから動いていたでは時間がかかります。そういうことで、新庁舎建設市民会議の中で、新庁舎の位置の提言、要するに出された内容ですが、市民会議において議論した結果、都市計画の変更手続きや公園整備に関して受けた補助金の一部返納、起債の一部繰り上げ償還といった課題はあるものの、市の中心部にあり、市民の利便性も高い点、現公園施設が県の広域防災拠点及び市の広域避難場所として位置付けており、防災機能も備わっていることから、庁舎が建設されることで防災拠点としての機能が高まり、公園機能もより向上する点を総合

的に判断し、市民会議の方向性として、新庁舎の建設位置は旭文化の杜公園とすることが望ましいとの結論となりましたので提言いたしますということを受けまして、国・県と事務局としては協議を進めております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　そうすると、もう決定したと同じような状況ではないですか。もう協議しているということは、ほかの所はどこも協議したり買収したり、そういうことをしていないということですから、そこをもう県・国と協議しているということは、既に決定しているようなお答えにとれますけれども、皆さん、どう聞いたか分かりませんけれども、私にはそのようにとれました。

それでは、この公園にした場合、職員の駐車場は確保できるんですか。その点をお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　林議員、文化の杜公園で決定ということで、駐車場の件も聞いてきているんでしょうか。事務局としては、職員の駐車場は現南側にある、そういうものを活用していきたいなと内部では思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　そうすると、今度３番目になるのかな。

そうしますと、わざわざ公園にする必要はないじゃないですか。だって、年間1,000万円もの税金を投入し、職員の駐車場を借りているわけですよ。それなのにまだそこへ公園に建てても、それだけの10年で１億円ですよ。そういう見通しのない建設は、市民の皆さんから理解が得られないと思いますが、その点のご意見をお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　今、林議員の質問の中で、文化の杜公園、それから図書館の先の公園、いろいろこれも考えていかなければならないと思います。ただ、現在借用している駐車場も一応案の中にはございますということで、現在の検討の一つになっております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　ぜひ、今度そういうすばらしい庁舎を建てるのであれば、ある程度今問題になっているところを解決できるような場所に、自分はしてほしいと要望して、この項は終わりにいたします。

それでは、４番の仮というか、その場所でなくても建設予定の年月日はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　現段階では、平成28年度中の着工、竣工時期については、今のところ29年度末を想定しております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　今この建設単価が高騰している中、なぜそんなに急がなければならないのか。住民のため、市民のためなら、高い税金を低く抑えて先送りしたほうが市民のためになるのではないかと思いますが、その点をお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　事業費の高騰から計画の凍結や先送りをすべきではないかというご質問ですが、ご案内のとおり既にこの庁舎は築50年以上経過しております。耐震性も不足しております。建物の耐力指標であるＩｓ値は、鉄筋コンクリート造りの建物の基準がＩｓ値0.6以上とされております。国の施設においてはさらに厳しく、この基準数値の1.5倍のＩｓ値0.9とされていて、地方公共団体においてもこの基準を満たすことが望ましいとされております。

そういった中で、本庁舎の耐震性能はＩｓ値、この受け付けの上、0.26という状況であります。今後、先の震災のような地震が起きた際、倒壊の危険があることから、その災害が起きた時間によっては、市民も職員も巻き込まれます。そういうことから、早急な建て替えを行ってまいりたいと考えております。

それとまた、以前から何回も申しておりますが、合併して９年になります。市内各所に分散している行政機能についても、市民の利便性や今後の維持費等を鑑みたとき、早目に一つの庁舎として機能を集約することが肝要であるとの判断から、今後も事業を進めてまいりた

いと考えております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　幾らこういうふうに市民のためと言っても、頭の中はやるに決まっているあれですから、でも４年前に、皆さんご承知のとおりのベニヤ板ですか、コンパネという板が950円くらいで買えていたんです。それが今1,500円しています。３割強が上がっているわけです。そこでどうして、やるなではないですよ、今強行しなければならないかというところで、答えは地震のあれが弱いとか、職員が地震で倒れて死んだらしょうがない、そういう所は日本中どこにでもあると思いますよ。それを私はやらないじゃなくて、少しでも市民のために、高い税金を払っているんですから、３割上がったら、今貯金積んであるのゼロですよ。

それで、総務課長はコンクリートだけ50億円かかりますと言っているわけです。そうすると、あとの施設やったら、前の総務課長が言ったように80億円、100億円とかかりますよ。それを市民は望んでいますか。市民は税金を少しでも安くしてくださいというのが、私の耳に入っている声です。もうこれ答えはいりません、言ったって同じことですから。

それでは、次の質問に入ります。中央病院です。

有料駐車場の北側の道路が狭い……

（発言する人あり）

○１４番（林　七巳）　答弁はいらないと言ったでしょう。言ったって同じことですから。

だから、今この中央病院の駐車場に入りましたけれども、市としては１級市道をどうしてこのような段差のあるようなことにしてあるのか。本当にあれすれ違うことができないんです、待っていなければ。この解決はする気があるのかないのか、それをお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　最初の回答でも申し上げましたが、現在、市道の南側については中央病院が所有しております。それと、北側につきましては借地ということでお伺いしております。それと東の角ですが、こちらは民間の食堂ですか、そちらも建っておりますので、現在拡幅するという部分では、これは病院の担当ともちょっと協議をさせていただきました。ちょっと厳しいのかなと、それと、道路を広げたとしまして、当然ながら病院のほうの駐車場が今度は利用形態が悪くなるという部分がございます。そのようなことから、ちょっとす

ぐにの拡幅というものは難しいというふうに認識しております。

それと、１級の認定でございますが、これにつきましては、中央病院アクセス道ができましてから、１本のルートとしまして、中央病院の北側の進入路から東までの間を認定してございます。こういう経緯でございます。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　あの辺は都市計画地域でしょう。それなのにどうしてああいう狭い道で、また病院のほうからはその不便性を市のほうにお願いした経過はありますか、病院のほうにお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　病院側から、市道についての協議を行ったことはないというふうに伺っております。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　それでは、今度は独立行政法人化についてお伺いいたします。

私は、この独立法人化について質問するに当たって、反対だから質問するわけではありません。これだけは申しておきます。

この間の議案質疑で、１期生の議員から、どうして100万円の補正予算を組んだのか質問がたしかあったと思います。１期生はまだ２回か３回、多くとも３回くらいの勉強しかしていないわけですよ。自分たちだって五、六回、それも２時間くらいのあれしかしていない。その中で、市長はどのように考えていますか、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　先ほども申し上げましたとおり、この独法化の議論が始まってから２年半余り、結論が検討委員会から出まして１年半以上過ぎました。そんな中で議員の皆さん方、365日１年あるわけでありますので、その中で集まっての勉強会は五、六回だと思いますけれども、独立行政法人がいいのか悪いのか、各議員の皆さん方、それぞれの期間、十分考える、検討する時間はあったと思います。

そういったことの中で、２年半を過ぎて検討委員会の方向性が出てから結論を出せないというのは、行政としてすごく怠慢といいましょうか、そういったことにつながるし、そのことよりも、やはり今の時期が、体力がある時期に独立行政法人にしていったほうがいいとい

う結論に達したわけでありまして、これは病院とも何回も議論してきたわけでありますので、今ここではっきりと独立行政法人のほうへ進んでいきたいと、そういう思いで施政方針といいましょうか、政務報告をさせていただいたところでありますので、これから一つ一つの問題点、たくさんあります、独立行政法人化にするためには。その問題一つ一つをクリアするために、アドバイザーでなくて、コンサルという形で一つ一つ、行政として、設置者としての立場、そういったものを相談するコンサルにとりあえず来年３月、今年度いっぱいの予算として100万円を計上したところでありますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　確かに補正予算100万円、請求していますが、ということは、自分たちは補正予算を組んでまでコンサルタントや、そういう勉強をしようと。じゃ、議員は政務、昔は調査費といいましたが、それで勉強しろということですが、それを誰がリーダーとって、ましてやこの市は議員のグループがありませんので、やはり議会にもそういった勉強のあれを与える。ただ自分たちだけ分からないから予算請求して付ける、これはちょっと、議員は今まで２年６か月ですか、何か月か期間があったんだから、勉強して当然のことだというような市長の答弁ですけれども、じゃ、市のほうはそれよりも早く分かっているわけですから、自分らもそういう勉強をしたらよかったじゃないですか、わざわざ100万円の補正予算を付け、当初予算にないものを付けてやっているなら、自分らが分からなかったから予算を付けて、私はそのように感じましたが……

（発言する人あり）

○１４番（林　七巳）　だから、それを指摘しているわけで、議会にもそのようなあれをやってほしいということです。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　行政のほうで勉強して、これからそういった独法化について決めていくということではなくて、市長が今政務報告をしましたように、独法化のほうへ進んでいきたいと意思表示したわけであります。そのためにクリアしなければ、病院と行政の中で、役所の中でクリアしなければならない問題がたくさんあります。設置者の立場ということもありますし、そういった部分をコンサルに、これからクリアするためのいろいろアドバイスをしてもらうということでありますので、勉強ということがそれぞれここにいる執行部の皆さん方もそれぞれしていると思います。一人一人はしていると思います。改めて行政と病院で独

法化にするための事務手続きや、クリアしなければならない問題、そういったものをアドバイスしていただくということで予算をしたわけでありますので、よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　市長、そんなに興奮しないで、ただ私の言いたいのは、議会にもそういう、市のほうで独法の分かる先生とか、そういうので説明をしていただきたいという、確かに文教福祉ですか、委員会では確かに行ったりしていますけれども、ほかの議員は、そんなにまだ回数も少ないし、ほかの独法の病院もかなり見に行ったことも少ないと思いますので、それをただ言っただけなんですけれども、私は最初から言ったとおり反対じゃありませんよ。ただ、その理解するのに時間のかかる人、それから遅い人、やはりいますから、その点を考慮してほしいと言っただけなんですけれども、じゃ、次の質問に入ります。

市民アンケートですが、執行部はしないと、そういう答えでしたが、確かにこの開設以来黒字で、本当に病院の先生方にはご苦労さまですが、ただこれ、まだみんな理解していない中で22名で決めていいのか、それにはやはりそういう勉強会ないし時間を少しでも、時間がなければそういう勉強会をもっと開いてほしいというのが自分の考えでありまして、その点をお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　先ほどもお答えしましたが、これから、例えば独法の進捗状況に応じて一つ一つ決めていくということがありますので、１回にすぽっと決定をしてという行為ではございません。

ですから、その進捗状況に応じた市民の方々には説明していきたい、これは広報、それからホームページ等で説明するし、また、次年度においても地区懇談会等ありますので、そういう時に丁寧な説明をしてご理解をしていただきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　ぜひとも市民に分かるような説明、それで議員は個々に判断して賛成するわけですから、ぜひとも周知徹底をしていただきたいと思います。

これで病院のほうは終わりにいたします。

それでは、庁舎の分煙についてお伺いいたします。

いつごろ市長から文書で禁煙というのが出たのか、言葉で出たのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　先ほどのご答弁の中でも申し上げましたが、最初、喫煙場所の指定につきましては、15年10月３日付で総務課長から通知が出ております。庁舎及び市の施設を別紙のとおり禁煙といたしますので、課員に周知をお願いしますという文書の中で、11月１日から指定された喫煙場所ということで、当時は本庁舎につきましては西側階段の踊り場、それから１階の北側の風よけ室、３階のロビー、職員休憩室ということで指定しております。

続きまして、平成22年４月１日付でやはり総務課長から各課宛てということで、受動喫煙の防止についてという中で、建物内を禁煙にしますということで、屋外の適当な場所に灰皿を移して、そこで吸うということになっております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　この質問をすると言ったら、議長からこういう文書をいただき、禁煙は、旧ドイツ、ナチスが禁煙法を制定したと、お前、よく勉強しろと、恥かくよということでいただきました。確かに皆さん、たばこを吸う権利はあるわけですよ。ですけれども、２階にもトイレがあるのにわざわざ下のトイレまで行ってたばこを吸いに行く、それを議長が見て、格好悪いから外から見えないようにしろということで、すぐに何かつい立てを作ったとか何とかというお話がありますけれども、確かに高校生、中学生じゃあるまいし、便所でたばこを吸うなんて、ましてや高級官僚がね、いや、恥ずかしいの一途ですよ、本当に。

それから、これ１回にしますからね、勤務時間内に何度も何度もたばこを吸いに行く、それで私はこの勤務時間はということをやったんです。そうすると、たばこを吸わない人と吸う人では大変な差が出てくるわけですよ。ですから、この１と２は、これで終わりにします。これは答えはいりません。

じゃ、喫煙室について、議長は、この旭市は６億円近いたばこの税金が来ているということです。そんなにたばこの吸いたい優秀な官僚に、ぜひとも喫煙室を造っていただきたいと思います。それを質問いたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　喫煙室をぜひ造ってくれということでありますが、そのことについては造らない予定です。議員の中からは、一部では行政改革が足りない、無駄な経費を使い

過ぎるというご指摘がある中で、あと数年の庁舎に喫煙室を造るということが無駄だと私どもは考えておりますので、新たな庁舎の中ではそういった部屋ができるのかもしれませんが、この庁舎の中に、それこそ本庁舎のこの３階建ての建物の中に喫煙室を造るということは考えておりません。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　私は、この市庁舎の中にとは言っていませんよ。議長は、前に副市長の車は無駄だと、そういう質問をしたことがありますが、だって、市長車、議長車、車庫の中に置いておく必要ないでしょう、外だっていいわけですよ。あそこに豪華な職員のために喫煙室を造ってあげたら、私は、職員はどれだけ喜ぶかと思いますが、それが市民に喜ばれるか、喜ばれないかは市民の考えですけどね。だって、車は外にあったってさびないですよ、今は塗装がいいから。これは、議長、答えはいいですよ、一服して……、じゃ、また言いたくなってしまう、俺が。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　一方で先ほど、喫煙に行っている時間は無駄だから差を付けるべきだというようなお話があった中で、わざわざ遠い所へ喫煙室を造るのはいかがなものかと思いますし、そういった面では、造るのであれば庁舎内だろうと思いますので、ご理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　また俺が質問したくなってしまう。

休み時間にたばこを吸うことですよ。小便しに行ってたばこを吸ってくれと私は言っていませんよ。１時間の休み時間があるわけでしょう、そこで吸ったらどうですかと。やっぱり余計なこと言ったら、余計なこと言いたくなってしまうから、だから、これはいいです。

（発言する人あり）

○１４番（林　七巳）　ある、これも長いから。

○議長（髙橋利彦）　じゃ、続けましょう。

林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　では、ＰＣＢについてお伺いいたします。

現在どのくらいあるのかというあれでお聞きしましたら、数々あるということです。

それでは、一つお伺いしますが、旧いいおか荘にあったＰＣＢの安定器ですか、これはど

こに片したのか。また、片す時に職員が片したのか、どの業者を頼んで片したのか、そのあれがあるでしょうからお答え願います。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　いいおか荘において使用していた機器のうち、使用を終了した変圧器が３機ございます。そのうちの１機についてはＰＣＢが含まれるとの検査結果でございました。この廃棄物については、集約管理を行うため平成21年11月に飯岡支所へ移動し、現在まで保管しております。誰が持っていったのかについては、ちょっと私は存じておりません。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　このＰＣＢは移動禁止なんです。法律に触れるわけなんです。移動する場合には、そのちゃんとした許可を持った人が、ちゃんとした容器に入れて移動しなければならない、それが分からないということが行政であっていいものか、ちゃんと日報にあると思うんですが、その点をお聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員、（３）の保管場所の問題ですか。

○１４番（林　七巳）　いや違う、まだ１回目のですよ。

○議長（髙橋利彦）　ただいまの質問。

○１４番（林　七巳）　１回目のですよ。

○議長（髙橋利彦）　ＰＣＢの問題、（３）……

○１４番（林　七巳）　（１）ですよ。

○議長（髙橋利彦）　分かりました。

（発言する人あり）

○１４番（林　七巳）　保管場所でね、保管場所は保管場所でまた違うところをやらなければならないから。しっかり項目を作っておいてあるわけですよ。

○議長（髙橋利彦）　じゃ、林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　林議員の移動についてのご質問ですが、移動は保管事業主本人または、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の４に規定する収集運搬に関する許可を得た業者に委託し、運搬しなければならないこととされております。

いいおか荘の移動については、保管事業主本人が移動したと思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　これ以上あれしてもしょうがありませんが、じゃ、次の（２）に行きます。

校舎・病院解体時ですが、昭和47年度以前の蛍光灯にもありましたが、これはどのように処理したのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　昭和47年８月以前に製造された業務用施設用蛍光灯などに用いられる安定器です。安定器の中にＰＣＢが入っているものがあります。その安定器については保管してございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　分かりました。安定器というのはトランスなんです。

それでは、２回目の解体時のマニュアルは全て、行政ですからお持ちと思いますが、ＰＣＢのほかにも石綿ですか、アスベストね、これもあったと思うんです。この解体時に、細かいことは聞きませんが、そのマニュアルは全て業者からとってそろえてありますか、お聞きいたします。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　アスベストについては、資料もございませんし、私もちょっと存じておりませんので、失礼します。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員。

○１４番（林　七巳）　じゃ、これ、議長、最後にします、４番に移っていきます。

処理を間違えると、近隣の町長が命をなくした例もありますので、しっかりと専門の処理をお願いしたいと思います。

鉄は1,300度で溶けますけれども、ＰＣＢは１万度の処理熱が必要なんです。この１万度の熱はプラズマしか処理できないわけです。原爆は３万度といいますけれども、ぜひともこの処理を間違えないように、また、市民、子どもたちに安全な旭市を、ぜひ執行部の方々にお願いいたしまして、この質問の全てを終わりにいたします。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時30分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時１６分

再開　午前１１時３０分

○議長（髙橋利彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　林　　晴　道

○議長（髙橋利彦）　続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（１番　林　晴道　登壇）

○１番（林　晴道）　皆さん、そして、この中継をご覧の方々、こんにちは。１番議席の林晴道でございます。

本年第４回定例会におきまして、髙橋議長より一般質問の許可がおりましたので、通告の順序に従いまして、大きく４項目９点の質問を、市民の命と幸せが一番との観点から質問をいたします。

おかげさまで、議員活動もはや一年になろうとしていますが、この間４回の定例会に２回、臨時議会を経験し一巡いたします。先輩議員から、議員としてのルールやマナーなどの指導を受け、この町で生まれ育ったことに大きな誇りと喜びを持って、精いっぱい活動をしてまいりました。当議会、一番下議員といたしまして、しっかりと底上げを図ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、執行部の皆様方には、４月からの消費税の増税やさらなる年金の引き下げの中、市民の生活は厳しさを増していると思われます。本市においても、財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、我慢するものなど、めり張りを持って取り組んでいただきたいと思います。

それでは、１項目め、環境対策について。

今、地球の環境は人間の生活活動に必要な原材料を提供するとともに、それによって生じ

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林七巳議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時30分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時１６分

再開　午前１１時３０分

○議長（髙橋利彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　林　　晴　道

○議長（髙橋利彦）　続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（１番　林　晴道　登壇）

○１番（林　晴道）　皆さん、そして、この中継をご覧の方々、こんにちは。１番議席の林晴道でございます。

本年第４回定例会におきまして、髙橋議長より一般質問の許可がおりましたので、通告の順序に従いまして、大きく４項目９点の質問を、市民の命と幸せが一番との観点から質問をいたします。

おかげさまで、議員活動もはや一年になろうとしていますが、この間４回の定例会に２回、臨時議会を経験し一巡いたします。先輩議員から、議員としてのルールやマナーなどの指導を受け、この町で生まれ育ったことに大きな誇りと喜びを持って、精いっぱい活動をしてまいりました。当議会、一番下議員といたしまして、しっかりと底上げを図ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、執行部の皆様方には、４月からの消費税の増税やさらなる年金の引き下げの中、市民の生活は厳しさを増していると思われます。本市においても、財政状況や事業計画をしっかりと見きわめ、守るもの、攻めるもの、我慢するものなど、めり張りを持って取り組んでいただきたいと思います。

それでは、１項目め、環境対策について。

今、地球の環境は人間の生活活動に必要な原材料を提供するとともに、それによって生じ

るさまざまな不要物質や汚染物質を受け入れ、同化するという役割を果たしてきました。しかし、産業革命以降、人間の生産活動が急激なスピードで拡大した結果、排出される不要物質の量も飛躍的に増加し、また、容易には分解されない汚染物質が環境に捨てられるなど、地球の環境にもさまざまな影響があらわれるようになり、今日、地球環境問題として認識されるようになりました。

そこで、（１）不法投棄の現状と防止対策について質問いたします。本市においての産業廃棄物の不法投棄等の不適正処分の現状と、その防止対策についてお伺いいたします。

（２）最終処分場の状況について質問いたします。本市の最終処分場、旭市グリーンパークは、平成９年５月から容量16万8,400立米で埋め立てを開始していますが、年平均何立米埋め立てられ、現在までにどれほどの割合になっているのかお伺いいたします。

２項目め、東京ガス株式会社千葉～鹿島ラインについて。

環境への意識が高まりつつある中、環境に優しく需給安定性に優れた天然ガスの普及拡大が求められています。政府の2030年、エネルギー需給見通しの中でも、一次エネルギー供給に占める天然ガスの割合が今後さらに高まるものと想定されています。

また、地球温暖化防止のため、先進国等に対する二酸化炭素削減を定めた京都議定書が発効され、天然ガスの果たす役割は重要になってきています。本市においては、旧干潟地区の東西に東京ガス千葉～鹿島ラインの高圧ガス輸送導管が埋設されておりますが、そこで（１）事業概要について質問いたします。建設の目的、計画、市内ガス管埋設状況や構造物等についてお伺いいたします。

（２）施設等の利用計画について質問いたします。市内にある２か所の工業団地は、いずれも比較的このパイプラインから近い場所にあります。クリーンで省エネを推進する上で最も有効的な天然ガスの導入を望む声が高まっており、沿線の工業団地や一般ガス事業者へ利用可能と聞いておりますが、現在、本市として何らかの取り組みを行ってきたのか、また、これまで企業から利用等の要望があったのかお伺いいたします。

３項目め、公共事業の品質確保について。

昨今、公共工事の入札で自治体の示した予定価格内で落札する建設業者があらわれず、発注ができなくなる事例が多く見られます。これは、政府の経済対策や東日本大震災の復興事業などで工事が全体として増え、建設コストが高騰しており、全国の公共工事で入札不調が相次いでいます。

公共工事の品質確保に関する法律が平成17年４月１日に施行され、それ以降、県及び県内

市町村では建設工事等の入札及び契約制度の改善が毎年行われております。県は、平成17年度以降９年間で14回、約49項目の改善を行っています。また、この法律に関する改正強化が本年９月30日に閣議決定されました。

そこで、（１）入札・契約の制度について質問いたします。本市におけるこれまでの最低制限価格の改善状況についてお伺いいたします。

（２）入札参加資格審査の基準について質問いたします。建設工事等格上げ基準についてお伺いいたします。

４項目め、病院事業について。

今定例会初日の市長の政務報告に、旭中央病院においても平成27年夏ごろをめどに薬を院外処方へ移行することを決定した。一方、経営形態を地方独立行政法人に移行する方向で進めていきたいと、大きな事業方針が打ち出されました。当院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしています。第166回通常国会において成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、地方公共団体が経営する病院事業は、事業単体としても、また、当該地方公共団体の財政運営全体の観点からも、一層健全経営が求められています。

当院においては、議場に事業管理者、事務部長、経理課長がおりますが、今後建設的な協議、議論をするために、ぜひ旭市民の目線に立って、一致協力して病院事業に取り組んでいただきたい。

それでは、（１）人間ドックの受診状況について質問いたします。当院における受診概要と予約等の利用状況、また、本市国民健康保険被保険者や市職員の当院人間ドック受診割合と契約医療機関についてお伺いいたします。

（２）不動産等の賃貸借状況について質問いたします。旭中央病院使用地において、不動産の借地と貸付地について、面積や費用、またその使い方と契約方法をお伺いいたします。

（３）医薬品の取り扱いについて質問いたします。薬を院外処方へ移行した場合の病院事業計画の収支に与える影響についてお伺いいたします。

以上、４項目９点の質問をいたします。なお、再質問につきましては自席にて行いますが、執行部の皆様方には、中学生にも理解できるような優しい答弁をお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川　昭）　それでは、環境対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、本市においての産業廃棄物の不法投棄等の不適正処分の現状と、その対策についてのご質問にお答えいたします。

現在把握しております旭市内の産業廃棄物の不法投棄箇所は61か所で、全体量の推計は約41万4,000トンであります。過去５年間に旭市内で発生した産業廃棄物の不法投棄につきましては、平成22年度は５件３トン、平成23年度は３件8.2トン、平成24年度はございませんでした。平成25年度は３件8.5トンで、こちらは全て撤去済みでございます。平成26年度につきましては、11月末現在２件３トンと推移しており、大規模な不法投棄は大幅に減少しており、近年の傾向としては小規模でゲリラ的な不法投棄が残念ではありますが、後が絶えない状況であります。

次に、不法投棄の防止対策でございますが、旭市では、不法投棄の未然防止を目的に不法投棄監視員を26名、廃棄物減量化推進員を179名配置し不法投棄の監視や市への通報等を依頼するとともに、不法投棄防止パトロール業務委託により、年間206回程度市内一円の見回りなどを実施し、不法投棄の防止活動を官民一体で進めているところであります。

次に、（２）最終処分場の状況についてのご質問にお答えいたします。

現在使用しております旭市グリーンパークは、今年８月に残容量の測量を実施しております。その結果から、埋め立て容量16万8,400立方メートルのうち約10万9,200立方メートルを埋め立てし、約５万9,200立方メートル、35.2％の残容量となります。なお、これまでの年間平均の埋め立て量は、約6,300立方メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　それでは、２番目の東京ガス千葉～鹿島ラインについて、最初の事業概要について申し上げます。

東京ガス株式会社からの千葉～鹿島ラインの道路占用協議等で承知している概要について申し上げます。

まず始点でございますが、千葉市でございます。終点は茨城県神栖市まで、全長79.3キロメートル、うち旭市は約9.9キロメートルでございます。

事業の着工は平成18年７月、竣工は平成24年３月でございます。

圧力ですが、７メガパスカル、こちらは70気圧ということだそうです。口径は600ミリの鋼管です。この千葉～鹿島ラインは、これまで天然ガスの供給インフラが整備されていなかった千葉県北東部地域及び茨城県東南部地域における天然ガスのさらなる普及・拡大を目指

し建設が進められたもので、沿線及び茨城県鹿島臨海工業地帯の工業用や周辺ガス事業者が天然ガスを使えるようになったものでございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　それでは、議員のほうから東京ガス千葉～鹿島ラインにつきましての２点目、施設の利用計画等につきましてご質問いただきました。ご回答申し上げます。

この施設の利用計画、これにつきましては市内の企業等から市への要望、これにつきましては担当課であります商工観光課では、昨年から今年にかけまして、複数の企業からこの東京ガスの施設利用が可能であるかどうか、そういう問い合わせはいただいております。

この件につきましては、東京ガスと情報を共有しまして、東京ガスの担当者からは、市内企業が直接ガスの供給を受けること、これは可能である。ただし、本管から企業までの接続管の新設、さらには減圧施設等の設備費、これにつきましては必要であるわけですけれども、これらに係ります経費、これは全て供給を受ける側の負担ということで聞いております。一部、鎌数の工業団地、本管から若干、３キロ程度距離があるわけですけれども、一部の企業の試算では２億円から３億円、こういう金額がかかることで聞いております。

企業のエネルギーの確保としましては、天然ガスの利用は大きなメリットがあると聞いております。また、複数問い合わせいただきました企業、食品産業あるいは医療品の製造を担う企業等でございます。震災で大きな被害のあった本市におきまして、災害時に途切れのない製品の供給体制を整える必要なインフラ整備として、ご質問のガスパイプラインの活用は担当課でも重要と考えております。

ただし、しかしながら現実的な問題としまして、市内ガス事業者あるいは企業がご質問のガスを活用するには多額の経費がかかります。一企業での負担できる金額ではなくて、企業間の連携、さらには県あるいは国の支援が必要でないか、そういうふうに考えております。

また、議員のほうから、本市の取り組みということでご質問いただきました。担当課としましては、この秋に東京ガスからの情報をいただきまして、都内で東京ガスのセミナー等が開催されました。市内の企業等にも参加のご案内をしまして、担当の職員も参加させていただきまして、このクリーンなエネルギーの活用につきまして勉強を今始めているところでございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　財政課長。

○財政課長（林　清明）　３番目の公共事業の品質確保について、２点お答え申し上げます。

最低制限価格は、平成17年７月の合併時に、旭市契約事務取扱規程で定められました。建築工事やこれらに類する工事及びこれらに附帯する設備工事については、予定価格の100分の80、一般土木工事、舗装工事及びその他の工事や製造では予定価格の100分の70と定めております。その後、平成25年３月21日には、解体工事等についても100分の70ということで、新たに加えたものであります。

それから、２点目の入札参加資格審査の基準についてお答えいたします。

旭市が発注する建設工事の入札に参加しようとする者は、国または県において建設業法に基づく経営事項審査を受けなければなりません。旭市では、この審査の結果から算出された総合評定値を客観点数として、建設業者の格付けを行っております。参考までに、土木一式、建築一式における格付けは、Ａ等級が700点以上、Ｂ等級が550点から699点、Ｃ等級が450点から549点、Ｄ等級が450点未満となっております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　私のほうからは、４番の病院事業についての（１）人間ドックの受診状況、それから（３）医薬品の取り扱いについて答弁させていただきます。

まず、人間ドックの受診状況、当院の概要と利用状況でございますけれども、平成25年度の実績でお答えいたします。

ドックのコースは、大きく分けますと１日ドックと２日ドックに分類されております。最初に１日ドックの実績ですが、昨年度は1,702名でございました。次に、２日ドックですけれども1,368名でございました。市民の割合といたしましては、１日ドックが、旭市内の方が606名35.6％、２日ドックが、旭市内532名37.3％となっております。また、予約の状況でございますけれども、１日ドックは３月まで予約が埋まっている状況であります。それから、２日ドックに関しましては、今月末、12月末まで埋まっている状況にあります。

次に、（３）の医薬品の取り扱い、薬を院外処方へ移行した場合の病院事業会計の収支に与える影響についてというご質問でございます。

このたびの院外処方への移行につきましては、患者サービスの面や収益面などさまざまな要因を勘案した結果に基づくものでございます。患者サービスの面でございますけれども、院外処方にすることで、院外の調剤薬局でお薬をお受けいただくことになり、不便をおかけはいたしますけれども、都合のよい時間に希望する場所で薬を受領でき、待ち時間の改善が

図られると考えております。また、同じ処方の場合には若干負担が増えますけれども、後発医薬品、いわゆるジェネリック薬品への変更などができるようになり、お薬代が軽減されることも可能となり、経済的負担の軽減も図られると考えております。併せて、薬剤業務にも余裕が生じますので、入院や外来化学療法などの患者に対する指導や安全管理などの充実が図れると考えます。

また、ご質問にありました薬剤部関連の収支でございますけれども、院内処方では薬剤の診療報酬が内服薬を同じ患者に７種類以上処方いたしますと10％減額されるルールになっており、当院では毎年１億円以上の減収となっております。また、薬品に係る消費税の負担も４月の増税により昨年に比べ年間２億円近く増加すると予想しており、院外処方への移行によりこれらの税収や税負担がなくなり、収益面ではプラスになると考えております。具体的には、今年度の診療実績が維持されると仮定した試算では、通年ベースで見ますと院内処方の場合には約１億5,000万円の赤字が予想されますが、院外処方とした場合は約３億円程度の黒字が見込まれるところでございます。

今回の院外処方の移行決定は、以上のような要因を総合的に検討した結果であります。利用者の方々のご理解をいただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　病院経理課長。

○病院経理課長（土師　学）　それでは、私のほうからは４番の病院事業の（２）不動産の賃貸借状況についてご回答申し上げます。

まず、現在賃借している土地でございますけれども、建物用地と駐車場用地の２種類ございます。建物用地といたしましてはシルバーケア、ケアハウス、養護老人ホーム、第１職員宿舎、看護専門学校の玄関ひさしの一部で、計４件で4,681平方メートルでございます。駐車場用地といたしましては、患者様用と職員用で合計、こちらが３万6,000平方メートルほどでございます。合計面積では４万714平方メートルを地権者26名から3,414万円ほどで賃借をしてございます。

一方、賃貸のほうでございますが、不動産の賃貸につきましては、職員の居住建設用地として土地の貸し付けが６件、1,924平方メートルでございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　４番の（１）人間ドックの受診状況について、市役所の職員の状況

はどうなんだというご質問がございましたので、お答えいたします。

職員については毎年、職員の福利厚生の面から健康診断を実施しております。35歳以上の方を対象に実施しております。その中で旭中央病院での受診者は28名で、全体の12％となっております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊　満）　それでは、質問４の１、人間ドックの受診状況、国保の状況についてのご質問でありますけれども、国民健康保険においては、平成25年度の受診状況ですが、40歳から74歳までの対象者１万8,250人に対しまして受診しました数が697人、また、75歳以上の後期高齢でありますけれども39名受診しております。

以上であります。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは１項目め、環境対策について（１）不法投棄の現状と防止対策について再質問をいたします。

これまで61か所に41万4,000トンというふうにありましたが、把握できているものに対して撤去の状況はどのようになっているのか、また、監視状況及び年206回程度という市内の見回りについて詳しくお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　環境課長。

○環境課長（浪川　昭）　それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

初めに不法投棄の撤去の状況でございますが、不法投棄につきましては行為者等の原因者が適正に処理することが原則となっております。行為者等の撤去が見込めない場合は、国等の支援を受け県が実施することになります。

それと、監視の状況についてでございますが、先ほど申し上げましたように不法投棄監視員と廃棄物減量化推進員ですか、それぞれに担当する区、また、それぞれの区並びに自治会等の区域を主に監視を行っていただいております。

それと、年間206回程度実施しております市内の見回りの詳しい内容ということでございますが、これは１週間単位で申し上げさせていただきますと、朝１回、夕方３回実施しております。それと、パトロールの時間帯でございますが、朝が７時から９時までの２時間、夕方は、これはちょっと時期的に時間が異なりまして、４月から９月の期間は午後５時から８時までの３時間、10月から３月までは午後４時から７時までとなっております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　このような状況に環境汚染が非常に心配でありますが、その対応はとれているのか。また、近年でも産業廃棄物の不法投棄が後を絶えないとのことですが、現在の監視や見回りが適切とは思えません。今後一切の不法投棄をさせないよう強化策や新たな対策が必要と考えますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川　昭）　それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

初めに、周辺地域の環境への影響ということでございますが、こちらにつきましては千葉県において県内の大規模な不法投棄現場を16か所選定いたしまして、２年に１回環境調査を実施しております。そのうち旭市では、海上地区の倉橋字猪鹿々野地先及び同じく倉橋の字奥野地先、この２か所が選定されておりまして、環境調査の結果については、特段異常はないということでございます。

それと、千葉県のほうに確認いたしましたところ、不法投棄により生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある場合については、随時環境調査を行っているということでございます。

その結果、環境への支障が生じていた場合、また、生じるおそれがある場合については、代執行により撤去していくということでございます。

次に、監視体制でございますが、千葉県では平成11年に県・県警による合同監視チームが発足し、不法投棄への防止の取り組みが強化されました。また、地域的な取り組みとしては、県の振興事務所が中心となりまして、市町村、地元警察、消防、土木事務所等で産業廃棄物の不法投棄等の合同パトロールを実施し、監視体制の強化を図っております。また、不法投棄防止パトロールにおきまして、小規模な不法投棄があった場合などは、パトロールコースを変更したり重点的にパトロールを行う地点を設けるなどして、柔軟な対応をしながら不法投棄の防止に努めております。

今後もさらに千葉県、地元警察等と連携を密にしまして、市内の不法投棄撲滅に向けて鋭意努めてまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　現在２か所で調査をしているということでありますが、現在の調査に加

えて、市内で61か所確認がとれている所の環境調査を行うことや、産業廃棄物、不法投棄等原状回復を県などに対して支援事業等の要望をお願いしたいのですがお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川　昭）　それでは、お答えさせていただきます。

現在61か所把握しているわけでございますが、こちらにつきましては県のほうの現地確認の結果から、現時点では特に支障がないということにされております。ただ、今後状況の変化等で相談等があった場合には県のほうに報告して対応していただきたいと思っております。

また、原状回復の支援でございますが、こちらにつきましては、実施できるのが県ということでございますので、こちらのほうにつきましてもそういう事態になった場合には、速やかに県のほうに報告して、お願いしていくということになろうかと思います。よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、（２）最終処分場の状況について再質問をいたします。

埋め立て物の管理状況について、排ガス中のダイオキシンや放射能等の検査状況を、以前使用していた埋め立てが終わっている松沢最終処分場と併せてお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川　昭）　それでは、最終処分場のダイオキシン等の管理状況ということでございますが、松沢処分場と旭市グリーンパークのダイオキシン類の測定は、放流水と地下水をおのおの年１回実施し、結果は環境基準以下となっております。

続いて、旭市グリーンパークの放射性物質の測定については、月１回放流水と地下水を実施し、こちらも環境基準以下となっております。

このほか、両処分場におきまして、放流水の水質検査としてカドミウム等の測定も毎月実施しておりまして、こちらも全て環境基準以下ということでございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、今後、旭市グリーンパークが埋め立てを終了した場合の使われ方と、次の最終処分場の検討についてお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川　昭）　それでは、グリーンパークが埋め立てを終了した場合の使われ方、それと次の最終処分場ということのご質問にお答えいたします。

現状では、特に埋め立て後の利用方法等については検討を行っておりません。埋め立てが完了した後にいろいろな方々のご意見をお聞きしながら利用方法を考えていきたいというふうに考えております。

また、次の最終処分場についてですが、東総地区広域市町村圏事務組合におきまして進めておりますごみ処理広域化推進事業において、広域ごみ処理施設の建設計画スケジュールが示されております。こちらの中で、広域ごみ焼却施設の稼働及び最終処分場の使用開始は平成33年度に予定されております。現在その準備が進められているところでございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　次に２項目め、東京ガス千葉～鹿島ラインについて、（１）事業概要について再質問をいたします。

高圧ガス輸送導管の埋設により、災害時の安全性や道路への影響と、旭市米込地先にあるガス遮断施設の稼働時における近隣への影響についてお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　安全性や道路への影響ということでございますが、東京ガスのほうでは安定供給、安全性の確保のために材料や接合方法等に配慮がされておりまして、パイプラインが埋設されている道路工事について、注意ステッカーで立ち会いを求める等の対策がされております。

材料でございます。世界的に広く使用されている米国石油協会規格の鋼管でございます。ガス輸送導管の沈下を測定する沈下棒ボックスの設置や、ガス輸送導管の曲がり部の埋設位置を明確にする目印ボックス、目印シールの設置、それと保安上ガスを遮断するバルブ及びガスを大気中に安全に拡散するバルブステーションの設置等々でございます。

なお、パイプラインにつきましては、道路舗装面から1.2メートル以上の深さに埋設され、埋め戻しの際には掘削した発生土ではなく山砂等の良質土を使用しており、路肩の決壊や路面の沈下等の大きな影響は確認されておりません。

それと、お尋ねのバルブステーションをあけた場合ですが、これまで放出はございません

でした。当然ながら、設置するに当たっては国の法律に基づいた安全処理対策を設置していると思われます。当然ながら人体、その他作物等に影響のない範囲での処理というふうに認識しております。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　これらの建設により、本市へ償却資産税やその他収入等がかなり見込まれると思われますが、それらの状況や本市に対しての利点についてお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則）　それでは、税額等につきましては地方税法等により守秘義務があるため差し控えさせていただきたいと思いますが、一般的な地方税法等の規定によりまして、固定資産税につきまして、賦課期日につきましては毎年１月１日現在、土地・建物・償却資産が対象となります。税率につきましては課税標準額の1.4％でございます。

また、東京ガスのように資産が二つ以上の県にまたがるような場合は、総務大臣から課税標準額の配分通知がございます。それに基づきまして、市は税額を決定していきます。総務大臣からのガス事業の配分方法につきましては、導管、パイプラインの延長でおのおのの市町村に案分となります。また、東京ガスのパイプラインの事業の完成は、先ほど建設課の課長のほうからお話がありましたが、24年３月、旭市のパイプラインの延長は9,939メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　建設課のほうは、その他収入ということでございまして、法定外公共物の占用料、これは旭市使用料及び手数料に関する条例の規定によりまして、平成25年度は延べ延長約8.6キロメートルの部分です。これは純然たる市道の占用でございます。それに対して年間で約140万円の収入がございます。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、舗装修繕の取り決め等についてお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　舗装修繕の取り決め等ということでございますが、道路占用許可の条件としましては、「舗装本復旧工事後の瑕疵については、申請人の負担において修復す

ること」と記載されております。また、「使用期間の満了、許可の取り消し、又は使用しなくなったときは、許可を受けた者の負担において現地を速やかに原状に復し、市係員の検査を受けること」とされております。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　（２）の施設等の利用計画について、再質問をいたします。

複数の企業から施設利用に対する問い合わせがあったようですが、このガスを活用するには施設整備等に多額の経費がかかることも分かりました。需要があるということは、企業誘致に対し環境面、経済面を含めかなり有利に働くものと考えますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　それでは、議員のほうから環境面、あるいは企業がどのように有利かということで、特に環境面につきましてはうちのほうで東京ガスの研修等にも参加していますので、こちらでお答えさせていただきます。

天然ガスに切り替えた場合、環境面、企業の誘致、どういうように有利ということでありますけれども、環境面におきましては、都市ガスの二酸化炭素、これはCO_2ですか、この排出指数、これを100とした場合、Ａ重油で138、クリーンなＬＰガス、液化石油ガスで116と、他の燃料と比べましてかなり環境に優しいエネルギー、こういうところであると聞いております。また、企業におきましても他の燃料と比べまして、例えば燃料貯蔵庫あるいは消火設備など、こういう附帯設備を必要としない。さらには、企業の中では今言いました設備投資、管理面の中での相当の軽減が図られる、そういうことで聞いております。これらの附帯設備の減少、これによりまして、消防法の適用法令も減りまして、人件費の面でも企業には相当有利になる、そういうことで聞いております。

一番、企業のほうからは、担当者からは、安全なクリーンなエネルギーを使用することで、企業イメージが相当高まる、これが一番のメリット、そういうことで聞いております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　このクリーンで省エネな天然ガスに対して、本市の環境対策という側面からは、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今ご質問の中で私はちょっと話をしましたけれども、特に企業、委員から冒頭ありました京都議定書、この問題のクリアということは今叫ばれている、そんなことでこのガス管の利用につきましては、冒頭言いました企業間の連携、これが不可欠でありますので、そういうようなものを続けながら企業の環境の対策に結び付けていきたい、そういうふうに考えています。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　商工のほうで環境に対しても答弁いただきまして、ありがとうございました。

この建設により収入もかなり見込まれると思われますし、災害時のエネルギー対策などに国土強靭化計画を踏まえ、ぜひ検討してもらいたい、検討すべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　現在、旭市では国土強靭化地域計画を策定しておりますが、この中で大規模自然災害でも企業が生産停止に陥らないために、多様なエネルギー調達手段を確保することを記載する予定であります。具体的には、太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進や、災害に強いインフラ整備として、既存ガスパイプラインの利用の検討などが盛り込まれる予定であります。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは３項目め、公共事業の品質確保について、（１）入札・契約制度について再質問をいたします。

国は建設工事のダンピング受注の排除及び契約価格の適正化のため、最低制限価格を設定するものとしており、県はこれを受け、中央公共工事契約制度運用協議会モデルに準拠して最低制限価格を設定していますが、本市においての対応をお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　先ほどの答弁の中でも一部申し上げましたが、本市においては工事の種目ごとに予定価格に一定の率を乗じた額、これを最低制限価格としておりまして、ただいまありました県と同じような協議会モデル方式は使用しておりません。参考までに申し上

げますと、近隣の状況は、香取市がほぼ県と同様、銚子市、匝瑳市、横芝光町については、旭市と同様に予定額に一定の率を乗じた額ということでやっていると聞いております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　今、香取市の状況をお伺いしましたが、調べますと平成17年以降９回の改善を行っており、国や県に準拠しております。最低制限価格を国の低入札価格調査基準の見直しを受けて改正された中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠すべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　協議会モデルと現在の本市の方式の検討ということで、以前一度、過去の入札の例を使いまして最低制限価格を両方の方式で計算したことがございます。その時、議員おっしゃるとおり、協議会モデルで算定したもののほうが高い金額になりました。

現在、旭市の平成25年度の入札状況から考えますと、落札率80％以上で入札した業者が全体の87.6％となっており、最低制限価格で設定された金額付近、低い所で落札された案件は数％という状況であります。今のところ率の引き上げをする必要はないのかなと考えております。

ただ、今後仮に最低制限価格付近での入札、落札が多くなってきた場合、ダンピング防止などの観点からご意見のとおり最低制限価格の検討は必要であると思いますので、今後の入札の状況を注視するとともに近隣の状況、これを参考に検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　よろしくお願いします。

（２）の入札参加資格審査の基準について再質問をいたします。

本市の入札制度は、国・県及び近隣と比較し非常に遅れた制度となっており、建設工事等格付け基準について早急な改善が必要と考えますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　本市における工事業者の格付け、これについては先ほど申し上げたとおりですが、確かに建築一式、それから土木一式、これにおきましては、約半数の業者が

Ａ等級となっておりまして、全体的にバランスを欠く状態となっているのは事実であります。過去の入札、応札状況を勘案いたしまして、研究していきたいと考えております。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　入札参加資格審査基準規定の点数審査は、経営事項審査の結果によるものとし、基準点数を規定に明記し、県の規定に準拠し基準の引き上げを行うべきと考えますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　基準点数を規定に明記ということにつきましては、今後検討していきたいと考えております。

それから、基準点数を県の規定に準拠して基準の引き上げを行うべきということでありますが、千葉県では総合評定値を客観点数としてもう一つ主観点数、これは一定の対象期間内の工事成績による評価を県でいたしまして、これを主観点数として客観点数に加える、これを格付けの基準点としているということであります。

現在では、旭市ではこの主観点数は取り入れておりません。というのは、検査の際にそういった意図での調査がかつてなかったということで、現在の完成検査につきましては、そういったことも含めて点数を付けるようにしておりますので、これがある程度まとまってきた時点でこういった主観点数を導入すること、これを含めて基準点数の変更についても検討していきたいと考えております。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　じゃ、次に４項目め、病院事業について、（１）人間ドックの受診状況について再質問いたします。

旭市民が旭中央病院への人間ドック受診割合が少ないように感じますが、それはどのようなことが考えられるのか、また、国保の人間ドック受診契約医療機関が、今年度から市外の３医療機関と新たに契約した理由をお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（渡邊　満）　それでは、国保の医療機関の広げた理由でありますけれども、25年度までは旭中央病院と飯倉医院の２医療機関でありました。先ほど説明にもありましたように、既にこの時点で３月までの日帰りがいっぱいになっているという状況を踏まえまし

て、平成26年度からこの医療機関のほかに、銚子市の島田総合病院、匝瑳市の匝瑳市民病院、それから東庄町の東庄病院、この３医療機関を追加したところであります。

現時点で市外の医療機関に受診した件数ですけれども、21人であります。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　当院への受診割合が少ないという理由につきましては、当院の受診状況から見ますと、約３割が市内、７割が市外ということで、現在の人間ドックの割合も、１日ドックが35.6％、２日ドックが37.3％となっていることから、少ないといったわけではないのではないかと考えております。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　人間ドックの受診の予約待ちの解消や、それに伴い、今後受診者の拡大、縮小に対する考え、また、市民の早期受診を受け入れる市民枠等の検討をすべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　最初に、先ほど第１問の答弁におきまして、平成25年度の実績のうち２日ドックの実績を1,368名というふうにお答えしてしまいましたけれども、1,425名の誤りでございました。おわびして訂正させていただきます。

ただいまの今後拡大の余地があるのか、また、市民枠についてというご質問でございますけれども、ドックの受診者の検査につきましては通常の診療の合間を縫って実施しております。このため、単純に拡大するには別途医師及び医療機器の確保が必要であり、現状ではいろいろ制約があるところでありますので、現在の枠組みの中で拡大する方法はないか検討してまいりたいと考えております。

また、市民枠につきましては、他の公立病院の状況などを調査いたしまして、前向きに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　また、ここでもやはり医師不足ということなんでございますが、人間ドック受診により医業への影響、その部分がどの程度あるのか、また、医療機関の機能分離で紹介・逆紹介との関係をどのように考えるのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　まず、医業への影響でございますけれども、当然今申しましたとおり、拡大するといった場合には、医師、それから内視鏡検査やＭＲＩ、ＣＴなどの医療機器をそちらで使うということは、外来、入院の患者の医療に対して影響を与えることになると思いますので、なかなか、人間ドックと我々の行っている診療については、一方を急激に増やすことはちょっと難しいと思っております。

それから、紹介・逆紹介ですけれども、これにつきましても、本院で人間ドックを受けた方が、本院をそのままその結果で受診いたしますと当然紹介の対象になりませんので、できましたら、簡単な検査等はお近くの医院、病院等で受けて、その結果、その病院から紹介をしていただくのがいいんじゃないかと考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　では、（２）不動産等の賃貸借状況について再質問をいたします。

賃借地では、おおむねこれは駐車場用地のようでありますが、今後、用地購入等病院の使用地をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師　学）　それでは、ただいまのご質問、賃借地の今後、どのように使用地を考えているのかということでございますが、病院の所有地に隣接して今賃借しているものにつきましては、有効活用が可能であれば、条件が合えばということでございますが、買い取りをその時点で検討したいというふうに考えています。

また、他の駐車場の借地につきましては、院外処方の意向等による駐車場の混雑状況ですとか、そういうようなものを見ながら、必要台数分を確保しつつ検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、貸付地のほうについては、病院関係者と契約しているようですが、退職等をした場合にはどのような契約になっているのか、また、これまでにそのような事例等がありましたらお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師　学）　それでは、まず、契約には、賃貸借期間を定めてございます。ご質問のありました退職した場合ということでございますが、現在退職した職員が１名おりますが、賃貸借契約期間内であり、そのまま今居住してございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　今後、未利用地ができた場合や、使い方や処分等の考え、また、契約方法の変更等、考えがありましたら具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師　学）　ただいまのご質問の件でございますが、今後、未利用地ができた時点で、最も有効に活用できるような方法を検討して、活用のほうはしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、（３）の医薬品の取り扱いについて再質問いたします。

今、ご回答の中で中央病院においてもさまざまな検討を重ねてまいりましたとありました。そこで、基本的な実施方法について、いつどのような形で決められたのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　院外処方の検討状況についてのご質問でございますけれども、院外処方の検討につきましては、消費税の増税が国会で決議された2012年後半から消費税が８％、10％になった場合の収支への影響がどうなるか大まかに試算はしておりましたけれども、この時点では若干の黒字を確保できると考えておりまして、具体的な検討は、当時はしておりませんでした。

今年の初めになりまして、国の方針といたしましてジェネリック医薬品の使用促進の強化や薬剤師法の改正が行われることが明らかになり、これに伴いまして待ち時間がさらに延長し患者サービスの低下が懸念されたことから、急遽院外処方について内部での検討を始めたところであります。

その後、ジェネリック医薬品の導入が一段落した６月と７月の診療実績を基に、院外処方に移行した場合の試算を行ったところ、院内処方のままでは消費税８％でも赤字が見込まれることになり、10％ではさらに大きくなることが分かってまいりました。

こういう両方の面から総合的に検討した結果、患者サービスの向上を図り、かつ収支の悪化を回避するには院外処方が最も有効であろうと、９月中旬に開催いたしました経営管理会議において方針を定めたものであります。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　今後はどこの調剤薬局においても薬を受け取ることができるようになります。病院事業収支の改善にもつながるので、患者の利便性を一番に考え、早い時期に院外処方を実施すべきと思いますが、本市においての需要と供給のつり合いについてお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　本市における、薬局における薬局の需要と供給の話だと思うんですけれども、当院は現在１日1,200枚程度の処方をしております。これの９割ぐらい、約1,000枚近くが院外処方へ移行することになります。

現在の病院の周辺には当然でありますけれども、調剤薬局等は直近にはございません。車で少し行った所にはございますけれども、すぐにはございませんので、今後、周りの薬剤師会ですとか県と協議いたしまして、周辺及び各所に調剤薬局が開設されるよう働きかけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員。

○１番（林　晴道）　それでは、最後に質問します。

この院外処方をすることによる病院のプロジェクトチームというところで、県や薬剤師会に協力をいただきながら進めていくとのことですが、具体的に県や薬剤師会はどのような協力をしていただけるのかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　県及び薬剤師会へのお願いでございますけれども、まず、県に

おきましては、薬局開設の認可権限を持っておりますので、その辺につきましてスムーズに開設がいくようお願いしてまいりたいと考えております。

また、薬剤師会、これは県全体をつかさどっております県薬剤師会、それから、各市町村ごとにある各市町村における薬剤師会等がございまして、各薬剤師会それぞれにお願いして回ることはもとより、県薬剤師会のほうへお願いすることによりまして、広域的な医薬分業の推進ができるものと考えております。具体的には、病院の中にファクシミリ等を設けまして、それを各薬局のほうに患者の処方箋を送っていただくことになるわけですけれども、そういった設置の費用ですとか、そういったものを調整せざるを得ないと。

また、併せて薬剤師会と、本院には１割程度茨城県のほうからも患者がいらっしゃっておりますので、茨城県のほうとも併せて協議が必要ではないかと考えております。早急に協力をいただきながら進めてまいります。

また、林議員からは、いろいろと今回の院外処方につきまして質問していただきまして、市民の方に説明できる機会を与えていただいてありがたいと思っております。患者にも混乱が生じないよう、きちんと情報をお伝えして、スムーズな移行について心がけたいと思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時40分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時３６分

再開　午後　１時４０分

○議長（髙橋利彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　有　田　恵　子

○議長（髙橋利彦）　続いて、有田惠子議員、ご登壇願います。

（４番　有田惠子　登壇）

○４番（有田惠子）　議員番号４番、有田惠子でございます。

おきましては、薬局開設の認可権限を持っておりますので、その辺につきましてスムーズに開設がいくようお願いしてまいりたいと考えております。

また、薬剤師会、これは県全体をつかさどっております県薬剤師会、それから、各市町村ごとにある各市町村における薬剤師会等がございまして、各薬剤師会それぞれにお願いして回ることはもとより、県薬剤師会のほうへお願いすることによりまして、広域的な医薬分業の推進ができるものと考えております。具体的には、病院の中にファクシミリ等を設けまして、それを各薬局のほうに患者の処方箋を送っていただくことになるわけですけれども、そういった設置の費用ですとか、そういったものを調整せざるを得ないと。

また、併せて薬剤師会と、本院には１割程度茨城県のほうからも患者がいらっしゃっておりますので、茨城県のほうとも併せて協議が必要ではないかと考えております。早急に協力をいただきながら進めてまいります。

また、林議員からは、いろいろと今回の院外処方につきまして質問していただきまして、市民の方に説明できる機会を与えていただいてありがたいと思っております。患者にも混乱が生じないよう、きちんと情報をお伝えして、スムーズな移行について心がけたいと思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　林晴道議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時40分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時３６分

再開　午後　１時４０分

○議長（髙橋利彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　有　田　恵　子

○議長（髙橋利彦）　続いて、有田惠子議員、ご登壇願います。

（４番　有田惠子　登壇）

○４番（有田惠子）　議員番号４番、有田惠子でございます。

一般質問、今回は10項ございまして、１番から申し上げます。

本庁舎における喫煙について。

１、受動喫煙防止への取り組みについて伺います。

この項目については午前中の議員の質問とダブりますので、この点は確認だけさせていただいてほとんど割愛させていただきますけれども、確認事項ですね。本庁舎建物全部禁煙、敷地においては北側トイレ脇に限定ということで、管理は財政課が管理すると。お願い事項なんですけれども、議員も訪問者も職員も区別なくこれは適用、取り組みに対しては協力して適用されるということで、このことを今申し上げたこれらの方々に周知徹底していただくということをご提案させていただき、それができるかどうか、イエス・オア・ノーのご返事だけいただきたいということです。

２番にまいります。監査委員について。

１、市の予算規模に対する監査委員の人数について。

現在の状況、どういった法律でそうなっているかというようなことと、一番知りたいことは常勤、非常勤の別、勤務時間等をお聞きしたいということで、これはどこででも調べられることなんですけれども、なぜこれを今回申し上げたいかというと、財政状況が国は悪化しております。合併後10年が来ようとしております。大変厳しい時にあって、通例の監査では困難なことが起こるのではないかと危惧するわけでございます。今の状況がどうなっているかということをまずお聞きするということで、また次、質問させていただきます。

次に三つ目、三川蛇園道路と蛇園南地区流末排水整備事業について。これは事前にも建設課にお伺いしております。

１番、各事業の費用について。もちろんこれは用地買収費用も含まれるということですね。各事業ですから、三川道路と末水、流末ですね。排水事業、各事業の費用。

２番、費用対効果。これも私は前回もお聞きしましたけれども、値段、費用というのがかなり変わっております。直近の数値をいただきたいということ。

三つ目ですね、各事業の関連性。これはご存じのように同じ蛇園地区にございまして、なんですけれども、名前は同じ所なんですけれども結構離れて、全然別な感じがいたします。これを同時にやる。そしてその費用を教えていただくことになるんですけれども、この関連性、あるのかないのかというような話です。

四つ目、ここが大事な所なんですけれども、新市建設計画との整合性についてという。新市建設計画というのは、平成17年合併時に策定された計画でございます。それを基にこの三

川道路、蛇園道路ができたというようなことで流れておりますけれども、本当にそうかどうかというところをお聞きしたい。

四つ目の大きな項目に入ります。

行政改革アクションプラン。あまり聞きなれないんですけれども、今はやっているみたいな感じのことなんですけれども。

一つ目が、秘書広報課の取り組みがない理由。あちこちの各事業所ほとんど課がございまして、アクションを起こしているということなんですけれども、秘書広報課が抜けていたような気がいたします。もしそうでなかったら指摘していただいたらいいんですけれども、広報紙のことでお伺いいたします。

二つ目、地区懇談会での箱物インフラ整備の説明について。先般私も参加しましたけれども、地区懇は。この箱物インフラの整備のスライドを見せていただきました。そのスライドの内容というのは、詳しく数値を挙げながら、より分かりやすいプロの解説でやっておられたのでよく分かったんですけれども、その説明についてなんですけれども、今回敬老大会、次にいきますけれどもここでリンクさせているわけですけれども、お金の使い方ですね。そういう調整作用をする所が、いるものはいる、お金がかかってもいるものはいる。防災に関してはいるというような話で、いらないものはいらないというようなことを判断するような大事な部署であるわけですね。次の５番にリンクするんですけれども、その辺の一貫性、整合性、矛盾がないかとかいうような話をお聞かせいただきたいということ。

３番目、インフラ整備に対してアクションを起こさない理由。アクションプランを読ませていただいたときに、ぽんと抜けているのがインフラ整備に対してなんです。最後に来る結果まとめとして、皆さんで節約しましょうねと市民に呼びかける所があるんですね、スライドで。全く矛盾する話になっています。その辺のところをお聞かせいただきたい。わざわざ抜くのかというような話ですね。

５番目、敬老大会について。

１番目、参加者への対応について。参加者へというのは、招待される65歳以上の方ですね。70歳ですかね。対応について、今回パンが出なかった、ジュースが出なかったと大騒ぎになったんですけれども、それがなぜ、今までずっとやってきたことを初めてされたのかという理由です。

２番目、各会場の参加人数について。前回できなかったこともあるんですけれども、ずっと敬老大会は続いているわけです。今回の参加人数ですね、がた減りだったと思います。ど

れぐらい減ったかということをお聞きしたい。そのアンケートもとっておられたみたいですから、そのアンケートの結果も教えていただきたいということ。

６番目、道の駅。

道の駅はもう土地も整備してあと建てるだけとかいうような話で、駅長も選定されたとかいうような話なんですけれども、前回も私は質問させていただきましたが、ほかのことをもう言っても仕方ないから言いませんけれども、１番のこの赤字が出た場合の責任のとり方について、これをお伺いしたい。名前は今募集中で、懸賞付きみたいな感じで募集なんですけれども、いずれにしても株式会社の形態をとるわけですね。そうすると、もうかったら税金を払わないといけない。本来の株式会社組織でやられるわけですね。運営して半年は途中だから赤字が出るだろう、初めだから赤字が出る。次期目は、課長のお答えは、赤字は想定しておりませんという答えが前回でした。赤字というのは想定しないといけない。想定しないじゃなくて想定しないといけないんですよ。そこのところ。仮に赤字が出たらというよりも多分出ると思いますよ、次期から。初年度どころじゃないですね。この責任のとり方、一般的に株式会社であれば社長が身を切るということです。それを覚悟でやっておられますねと。

これを申しますのは、市民の税金は使っていただかないことを確約してほしいということが提案としてございますので、よろしくお願いいたします。

７番目、旭中央病院について。

この件についても、１番、介護施設の特養とグループホームの赤字について。これも再三私は質問しているわけなんですけれども、特に特養、特別養護老人ホームも全国的に知られた名前になってしまいましたけれども、特養。この特養は空前の黒字が出ております、全国的に。あまりにも黒字が出過ぎて、留保しているのが一つのホームで３億円もあって、これが、これだけもうかるんだったら介護報酬を下げるということで、去年下がったんです。えらい目に遭っているんですけれども、この３億円を減らすために国がやっているわけです。

グループホーム、これは精神科のいわゆる障害者用のグループホーム。ここも同じように、私は旭市内のを全部調べてまいりましたけれども、これも全部黒字です。全国黒字、近所も黒字。なぜここだけが赤字なのか。これはちょっと奇異な感じがいたします。これを説明していただきたいということ。

８番目、袋公園用地売買契約について。

１番、市と地権者との契約書についてとございます。これは私のシリーズみたいな感じで、４回目でございます。日増しに情報が入ってきております。これが最後のところで、疑義を

持つ解決すべき最後の質問となります。その内容がこの１番です、ずばり。市と地権者との契約書について。これはもうほかのことは一切お聞きいたしません。その後のこともお聞きいたしません。旭市と地権者、事前にもこの話は投げております。回答も来ております。もう一度確認をとりたいと思います、ここで。

地権者、平成21年５月12日に地権者自らが本庁舎に来られて、契約書にサインして実印を押してというような話があります。本当にそうですか。イエス・オア・ノー、これだけお聞きしたいと思います。本当に地権者ですかという話です。

次、９番目、避難道路の整備について。

１番、飯岡漁港から刑部岬への階段を避難道路にする提案をさせていただきたいと思います。私も3.11の時は３階から津波を見ていました。揺れてから２時間半、ずっと海を見ておりました。その動きは全部分かるんですけれども、皆さん、刑部岬に車で逃げました、上に。市内の人だけじゃないですよ、市外の人もみんな。当日も観光客がおられました、海に。みんな刑部岬に逃げたんです。近所の海の沿線のレストランが何軒かあったんですけれども、皆さん人はいなかったです。みんな逃げました。どこに、刑部岬です。それは車があるからなんですけれども、仮に車がなかったとしたら大変な迂回をさせないといけない。階段で上ったりしましたけれども。

これはＮＰＯ法人の方々からも再三言われているんですけれども、あの階段を何とか避難道路に変えていただけないかということの要望がありましてね、その階段の手前は緩やかなスロープで始まっているんですけれども、そのスロープが始まる前の道路がちょっと狭いわけですね。竹やぶとかめちゃくちゃだったんですけれども、たまたまＮＰＯ法人の方が花を植える会とかいろんな会があって、きれいな状態にしてくださっているから、こんな所に細い道路があったんだなんて思うんですけれども、あまりにも細い。せっかくそこまでしていただくし、避難道路のことに対しては本当に皆さん敏感になっておられて、これができれば60メートルの高さの刑部岬ですから一番安全な所なんですね。これをぜひ検討していただきたいという、私だけではないです、あちこちから申し出が来ております。

最後、10番目、産業まつりについて。

旭の産業まつり、これも全部行きましたし、時期を変えて飯岡の水産まつりというのもございます。それも、どれもこれも私はまいりますけれども、この前、旭もどっちも行って分かったんですけれども、同じ業者が同じものを、私は買ってしまったんですけれども、６割が重なっているわけですね。こっちにもこっちにも出していると。これって、椎名佐千子は

一人ですから、こっちしか行けないというような話で、せっかくのイベントが分散されるということは、これイベントとしては不利な感じではないか。経費節減、今もういろんな経費節減をやっているわけですから、そのために行政改革があるわけですから。一本化してさらに、経費節減だけの問題じゃないんですね。

イベントというものが、大きくやったほうが効果的だというような観点のほうが私は強いんですけれども、その辺検討も。１か所に集約というの、これは間違っていてすみません。１回で終わらせるという、そういう意味の。１回で集約して、例えば店が出店したい人が多過ぎるんだったら、別に旭でやっても海上でやっても別にいいんですけれども、場所は変わっても。一日でやれるような、ぐるっと車でも回れるように、そういうようなイベントにならないかなと。これも提案でございます。

以上、１回目の質問です。ありがとうございます。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　それでは、受動喫煙の防止についてお答え申し上げます。

受動喫煙の防止については、本庁舎の職員の喫煙場所については北側トイレ脇を喫煙場所として指定しており、これを徹底してまいります。また、来庁者への庁舎内禁煙を周知するため、出入り口に灰皿を設置し、庁舎内に入る際はたばこを消すようにご協力をお願いしているところであります。本庁舎３階の喫煙につきまして、本庁舎の３階は議会関係の施設でありますので、議会でご判断いただきながら受動喫煙の防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　それでは、２番の監査委員について、市の予算規模に対する監査委員の人数についてお答えいたします。

旭市の平成26年度予算は、一般会計、特別会計、病院事業や水道事業の企業会計を含めますと875億円です。県内で予算総額が800億円から1,000億円程度の規模である他市を参考に、また昨今の行政運営の多様化なども踏まえ、今年４月から監査委員３人体制といたしました。

監査委員制度について申し上げます。

まず、選任方法ですが、監査委員は議会の同意を得た上で市長が任命いたします。地方自治法第196条第１項に基づいて任命いたします。定数につきましては、人口25万人以上の市

では４人、そのほかの市町村では二人となっております。なお、識見を有する者から選任される委員は条例で増やすことができるとされております。この法律では、地方自治法第195条第２項に定められております。これにより、旭市では監査委員を定数３人と定め、本年４月から議員１名、識見を有する者２名の計３人で監査を行っていただいております。また、委員については非常勤でございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　それでは、３番目のご質問でございます。

三川蛇園道路と蛇園南地区流末排水整備事業について、４点ほどご質問がございました。

まず、１点目のご回答を申し上げます。

各事業の概算費用でございます。飯岡海上連絡道三川蛇園線、これは先の10月22日の全員協議会でお示しいたしました25億5,900万円を予定してございます。蛇園南地区流末排水路整備事業、こちらにつきましては19億600万円を予定してございます。

２点目でございます。費用対効果についてということでございますが、平成26年９月定例会の決算審査特別委員会におきまして、平成26年３月時点ではトンネルの概算工事費を約17億円と申し上げ、平成26年10月22日の議会全員協議会では、約17億円は高額であるため、トンネルの断面を縮小した概算工事費をＪＲに算出してもらったところ、約14億円との回答を得た旨をご報告させていただきました。この14億円も、まだ概算であること、また、トンネル断面を縮小することに伴う交差点の再協議を調えた上でトンネル工事費の再積算となるため、Ｂ／Ｃの分母となるコスト分が算出できないことから、現時点ではＢ／Ｃの算出はできない状況でございます。

質問の３点目でございます。各事業の関連性についてということでございます。

飯岡海上連絡道路三川蛇園線の整備を、社会資本整備総合交付金事業で採択を受けて、基幹事業として道路を整備し、この道路整備と関連する、懸案でありました蛇園南地区の排水対策を効果促進事業として、同じく社会資本総合整備交付金の事業採択を受け、蛇園南地区の地域排水と連絡道の道路排水を併せて処理するものでございます。

最後の４点目でございます。新市建設計画との整合について。

新市建設計画においては、地域間連絡道路の整備の道路新設事業、これは国道126号、海上町道0207号線として位置付けられております。ただし、事業を開始するに当たり幾つかのルートが検討されましたが、将来を見据えての結果が現在の計画となっておりまして、平成

22年度から社会資本整備総合交付金事業として着手したものでございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　有田議員の質問の第９番目、避難道路整備について、飯岡漁港から刑部岬への階段を避難道路にする提案についてお答えいたします。

災害はいつどこで起こるか分かりません。また、どこで被害に遭うか想定できない。そのような状況下では、個々が適切な避難行動をとらなければなりません。そのようなことから、観光遊歩道は、津波避難場所になっている上永井公園へ向かうための一つの手段であり近道となりますので、市では今年度中に、この観光遊歩道の入り口に避難経路を示す看板を設置する予定でおります。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦）　それでは、行政改革アクションプランにつきましてお答え申し上げます。

まず１点目でございますが、秘書広報課の取り組みがない、抜けているのではということでございますが、これはきちんと入っておりますことを申し上げたいと思います。

まず、秘書広報課につきましては、平成22年から26年度の第２次アクションプランで取り組む事項といたしまして、市民に対する情報発信という分類の中で、公正で透明性の高い市政運営を行うために広報やホームページの充実に努め、行政情報の可視化を図るとしています。なお、議員にもお配りしてございますけれども、アクションプランの平成25年度の進捗状況では、この項目は順調となっております。

広報紙という点でございますが、事務事業評価の中でも平成24年と26年度の２か年、広報あさひ発行業務の評価を実施しております。市民の重要な情報源として活用されることがこの事務事業の目的であるため、アンケートを実施し、より読みやすく市民ニーズに即した紙面づくりに取り組むとともに、発行部数を精査して経費の節減に努めるほか、延べ業務時間の削減などにも取り組んでいくという改革改善策を示しているところでございます。

２点目の地区懇談会での箱物インフラ整備などの説明、それから、３点目のインフラ整備に対してアクションを起こさない理由ということで、これにつきましては二つ一緒にお答えさせていただきたいと思います。

今年度の地区懇談会では、公共施設白書を基にいたしまして、主に箱物公共施設の現状と

課題をお示しいたしまして、今後避けることのできない公共施設の更新問題につきまして、市民の皆様に知っていただくため説明させていただいたところでございます。

議員からは、いらないもの、それからいるもの等を判断していかないのかというようなことがあったと思います。整合性ということでございますが、ご質問の趣旨でございますけれども、行政改革において公共施設の更新を問題とするのであれば、既に着手している事業等についての優先順位付けとか、そういうことをおっしゃりたいのかなと思っています。道路等の公共工事なんですけれども、施設担当の各部署、これがございます。基本計画等に基づいて計画を立案いたしまして、財政課等の関連する各部署と十分な協議・検討を行いまして、所定の決裁等の手続きを経て、議会への説明、承認も得て実施している事業でございます。全て市にとって必要な事業であるというふうに考えております。

行政改革推進課が事業の優先順位など、それから調整機能を持たないのかという含みもあるかと思いますけれども、行政改革は国が以前実施いたしました事業仕分けとは違います。各事業の優先順位を決めるとか、行政改革推進課が単独で事業の中止・廃止を決定することはございません。行政改革推進課といたしましては、旭市の行政改革の大綱でございます現在の第２次アクションプランに基づいて、求められる行政ニーズに的確に応えるため、さまざまな取り組みを行っているところで、その内容といたしましては、プランに記載してございますけれども、旭市の行政運営を実務の面から見直す。その上で、経常経費の削減や行政サービスの向上のために各部署において取り組むべき目標を抽出している。この取り組みのための調整、それから各部署への働きかけなどを行うということで行政改革を推進しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史）　私からは、５番目の敬老大会について、（１）参加者への対応についてということで、初めにパンとお茶を廃止した経緯について申し上げます。

社会福祉関係につきましては、需要の拡大とともに予算も増大しております。以前から検討しておりました事務事業の見直しの中で、敬老大会の経費も見直しの対象となりました。検討を重ねる中で、特定の方々にお配りするものであり、会場の一つである東総文化会館におきましては飲食は禁止となっております。そのようなことから、比較的元気な高齢者の方々には少し我慢していただきたいというような思いから、パン・お茶の配布を廃止したものであります。

続いて、（２）の各会場での参加人数について申し上げます。

東総文化会館においては486名の参加でした。これは、前回であります平成24年度よりも500名少ない状況でした。海上公民館においては174名の参加で、前回よりも187名の減少でした。いいおかユートピアセンターにおいては141名の参加で、前回よりも259名の減少となっております。

続いて、アンケート調査の結果ですけれども、パン・お茶の配布についての項目がありますので、その部分について申し上げますと、393名の方からの提出がございまして、39.7％に当たる156名の方が再開、またパンを出してほしいということを希望されました。また、お茶だけとか、コストを下げてでも復活してほしいと希望された方が30.5％に当たる120名いらっしゃいました。また、廃止のままでもよいと判断されている方が24.2％、95名いらっしゃいました。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　それでは、道の駅の赤字が出た場合の責任ということで、この議会でも３回か４回目くらいの質問になったかと思います。ここで、私のほうからまず道の駅の今の考え方、国を含めての、これを少しお話しさせていただいて、その責任という形で述べさせていただきます。

まず、道の駅は単なる利益を目的とするスーパーではございません。国土交通省が所管する道の駅の登録には三つの要件があります。一つ目が道路利用者の休憩、二つ目が地域の情報発信、三つ目が活力ある地域づくりを行うための地域連携であります。この三つが機能することで、地域とともにつくる個性豊かなにぎわいの場が創出されるものであります。

さらに、旭市道の駅では、産業振興、地域振興、観光振興、道の駅による防災機能の活用、整備を目的としております。道の駅が完成すれば、県内トップクラスの農畜水産産物の販売、流通、１年を通して人が集う交流の拠点、旭市の情報発信基地、雇用の創出など、旭市の産業の起爆剤になるものであります。だからこそ現在全国で道の駅が人気を呼んでいるものだと思っております。また、国の政策においても、まち・ひと・しごとの創生として、道の駅の第二ステージの本格展開、道の駅による地方創生拠点の形成を推進しているところであります。

これを受けて、赤字になったということの回答ですが、総務省の第三セクター等の経営健全に関する指針がございます。初年度以外は赤字を想定しておりませんが、仮に赤字になっ

た場合には、経営責任は第三セクターにあります。売上げとサービスの向上はもとより、徹底した効率化による健全経営にしっかりと取り組まなければなりません。それでも赤字が出てしまったら、第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体であり、公共性・公益性が高い事業を行う法人であり、その経営は原則として第三セクター等の自助努力によるべきでありますが、性質上、第三セクターの経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、これは例えばトイレとか駐車場部分ですね。そのような機能の経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められるケースについては、地方公共団体が公的資金を行うこともやむを得ないと、国のほうからも指針が出ております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　病院経理課長。

○病院経理課長（土師　学）　それでは、私のほうからは７番の中央病院について、介護施設、特老等グループホームの赤字についてご回答申し上げます。

ご質問は、なぜ赤字だと、赤字の理由はということだったろうと思います。赤字とおっしゃっているのは、先般認定いただきました25年度決算のことを指して、その中の一つのセグメントである施設のことをおっしゃっているんだろうと思いますが、まず25年度決算で特別養護老人ホームは事業収益が２億1,022万1,000円、特別養護老人ホームの事業費用は２億1,026万7,000円で、最終的には４万6,000円赤字でございました。

赤字の理由といたしましては、先ほど民間の特老との比較でおっしゃっておりましたけれども、民間の特老と比較いたしますと人件費が高額であるというところだろうというふうに思います。ちなみに、26年度は黒字化する予定で今見込んでございます。

グループホーム・ケアホーム事業につきましては職員２名で、届け出は６名ですけれども、入居定員、現状運用は４名で運営しております。平成25年度決算では収益は593万円、費用が1,418万6,000円で、825万6,000円の赤字でございました。要因といたしましては、こちらは入居定員４名で実際運用してございまして、１日平均は3.6名で、これ以上増加を見込むのはなかなか難しいということと、費用は職員２名の人件費の負担の比率が収益に対して高いということでございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　都市整備課長。

○都市整備課長（林　利夫）　私からは、８番目の袋公園用地売買契約についてお答えいたします。

この契約につきましては、平成21年５月12日、地権者本人が来庁し契約書に署名捺印しております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸）　農水産課のほうから、10番目、産業まつりについて。１か所に集約して実施しない理由ということで、一回でできるようなイベントにという提案をいただきました。

市といたしまして、産業まつり、これは旭の合併前から旧旭市、海上町、干潟町におきまして、昭和60年前後に産業の振興と住民の交流を目的に、さらなる地域の活性化のために、秋の農産物の豊富な時期に開催されておりました。合併後も引き続きまして３地区での産業まつりを開催してきたところでございますけれども、行政改革における事務事業評価、これにつきましては各まつりで重なる出店者も多く、開催形態が似通っているということですので、市の大きなまつりとして一体感を持った開催を進める方向として考えております。

産業まつりは地域に根付いたまつりとなっておりますので、産業まつりの再編につきましては各地域の理解を得る合意形成のために、平成25年12月から各まつりの代表者を委員といたしました産業まつり検討委員会、こちらを設けて、開催方法ですとか開催場所などにつきまして協議を重ねているところであります。今年の産業まつりも、皆様のおかげで無事終了することができましたので、今後検討委員会を開催して検討してまいりたいと思っております。

旭市は県内一の農産物の生産地としてまつりの情報を発信し、多くの市内外の方に来場いただけるようなイベントにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　それでは、再質問に入ります。

１番、本庁舎における喫煙のところ。

先ほどの回答、イエス・オア・ノーでいいんですけれども、条件付きみたいな形で、議会は勝手にしろというような話ですね。この建物はご存じのように吹き抜け、階段が吹き抜けておりますよね。空気が循環してしまうんです。だから、３階はご自由に吸ってください、１階・２階は真面目に外へ行きます。これじゃだめなんですよ。どういうふうに解釈された

んですか、私の質問。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　庁舎内が禁煙だといっているのだから、周知徹底をしっかりとしてくださいというふうにとりました。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　だから、庁舎内とはどこですかという話になりますね。３階は勝手にやれじゃないんですよ。どうぞ。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　冒頭、財政課長から、庁舎の中の３階はこういう議場、それから議員控室、正副議長の部屋、委員会室と。３階については議員のほうに管理をお願いしてある関係上から、お願いはしてあるんですけれども、あと議員、全員協議会なり議長に申し出て、そういうものはきちんと議会のほうで決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　ありがとうございました。そういうことです、回答というのは。それで結構です。

２番目の質問にまいります。監査委員について再質問です。

条例というか法律第196条で旭市の場合２名ということで、それはよくよく承知しているわけです。ただ、870億円という予算規模というのは、全国上場企業だけでも3,400社あるわけです。中小入れていきますと５万5,000社という数があるんですけれども、875億円の売上げという換算でいきましたら全国で40位なんです。大企業の中でも超一流です。そうなりますと、もうけるわけではない地方公共団体ではありますけれども、規模が大き過ぎます。

ちょっと質問なんですけれども、監査委員が３名、うち２名が議員から出るということであと１名が識者ですか。

（発言する人あり）

○４番（有田惠子）　２名が識者で議員が１名ですか。すみません、どうも。

その常勤２名が識者、常勤ですか。そこのところちょっと。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　監査委員につきましては３名、非常勤でございます。

有田惠子議員の申している意味はちょっと分かります。こういう八百何億円の予算を抱えてということで大変だということなんですが、一応法律等で決まっておりますので、もしそのほかの特殊な事情等ありましたら外部監査委員、そういうものを雇わなければなりません。そういうことで現在、現３名の監査委員で十分機能していると思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　ありがとうございます。

人口が25万以上の所が都道府県なんですけれども、都道府県で大体４名ぐらいいらっしゃるというような話がさっきありましたね。それ以外は２名で、結構、旭市はちょっとぜいたくに３名いるというような話なんですけれども、人口規模が25万人ですね。ここは人口規模が25万人というと大体300億円くらいの規模の地方自治体になるんですけれども、中央病院が350億円ぐらい加算されてしまいます。そこのところを私は申し上げていて、あまりにも大き過ぎるということを言っているんですけれども、独法化になれば恐らく監査法人が付くからそれでいいとは思いますけれども、それもまだ決定しているわけじゃないですから。

それで、875億円に対して25万人という規模で考えるよりも、はるかに超えてしまったあれなので、なるかならないかとかいうんじゃなくて、提案としてやっぱり監査法人を置くべきかなという感じがしたものですから、ちょっとお考えいただきたい。それが嫌だったらもう切り離して、独法化に早く中央病院をしてしまったほうが簡単な話かなと、ふと思ったりもしますけれども、そういうことです。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　監査委員については、自治法できちんと人数については決められております。当旭市の監査委員については公認会計士もおりますし、きちんと３名で職務に当たっていただいております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　それでは、３番目の三川蛇園道路に移りたいと思います。再質問です。

各事業の費用ということで言っていただいたんですけれども、25億円が道路で排水が19億

円ということなんですけれども、２番目の費用対効果、数値について。これは再三言っているんですけれども、６億円だったんです、最初に、トンネルぶち抜き。17億円、分母が11増えるだけの話なんですけれども、ちょっと今計算できますけれども、この時間の間で計算しておいてくれますか。これ算数なんですよ。難しくないですよ。これ何回も言っているんですけれども、なぜここだけを飛ばすんですか、あえて。こんな簡単な算数、小学生でもできますよ。間で、時間のある限り計算しておいてくださいね、簡単ですから。

３番に移ります、その間に。

各事業の関連性について。ここちょっと大事な所なんですけれども、三川の道路を造ることと、蛇園の南地区の排水、これは同時にしないといけないんですか。切り離した問題じゃないんですかということです。これちょっとお願いします。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の３番目の、各事業の関連性についての再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　これまでもご回答の中で申し上げましたが、単純に分母を変えればいいというものではございません。それと、１回目のご質問に対する回答でも申し上げました。あくまでもこれは概算額でございます。最初のトンネルの17億円と同じように、今正確でない数字を申し上げますと、またその数字が先行するおそれがありますので、今現在はＢ／Ｃについてははじけないというお答えをさせていただいております。

それと、各事業の関連性ということでございます。これにつきましては、私が今さら申し上げることではないと思いますが、まず、国交省のホームページの中で交付金の概要、こちらも以前有田議員、見ていますよということでした。これまでの補助金制度でありますと、道路は道路、地域の排水というものは補助事業がございません。これが交付金事業に変わりまして、まず政策課題を自ら抽出したものが基幹事業にプラスされることができます。これらを効果促進事業と申します。先ほどの回答でも申し上げさせていただきました。ですから、これまでの補助金ではなかなか認められなかったもの、複合事業として地域のインフラ整備としての複合事業、こちらが道路の整備と排水整備事業を改めて併用して活用しているものでございます。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　２番の、これ幾ら言ったってやっていただけない。ちょっと言っておきますね。費用対効果。これ分母へ17を入れると、費用対効果のこの計算方法を分かっておら

れる方はいいんですけれども、１が基準、１が効果あるかないかの基準。１より上が効果がありですね。１より下だったら何の効果もない、やめたほうがいいと。これ１切っているんですよ、17入れると。それが怖いから言えないんでしょう。それだけの話でしょう。怖くて数字入れられないでしょう、１切ってしまうから。0.68とかそういうふうな数字になってしまうんですよ。

３番の事業の関連性、効果促進事業とか言うんですけれども、これ別々にやれるんでしょう、道路は道路。ちょっとその辺のところの回答、ちゃんとおっしゃっていませんよ。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員に申し上げます。順番を追って質問をお願いしたいと思います。今の質問２ですか、３ですか。

○４番（有田惠子）　カウントに入れてください。

○議長（髙橋利彦）　じゃ（２）はいいですか。費用対効果。それはいいですか、もう質問は。

○４番（有田惠子）　費用対効果、これ必ず作ってください、今この間に。

○議長（髙橋利彦）　じゃ、大きい３の各事業の費用についてですか、１番目の。ここから順番を追ってやってください。

有田議員。

○４番（有田惠子）　各事業の費用、１番。これは聞きましたからいいですよ。費用対効果数値、作ってください、これ。

○議長（髙橋利彦）　１点目はいいですか。１点目の各事業の費用について。

○４番（有田惠子）　これはいいですよ。

○議長（髙橋利彦）　じゃ、２番目の費用対効果について。

○４番（有田惠子）　これ私が作りましょうか。１切っています。じゃ、これ結構です。

○議長（髙橋利彦）　これもいいですか。

○４番（有田惠子）　はい。次。

○議長（髙橋利彦）　じゃ、３番目。各事業の関連性について。

○４番（有田惠子）　各事業の関連性。これを再度確認させていただきますね。道路は道路で造る、排水整備は整備でする。これ日程を変えようと何年後にしようとしまいと、造れるという事業ですね。どうですか。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　別々の事業というお話ですが、これはできません。それこそ手戻

りになってしまいます。道路を先行させて後から排水を造るという部分では、必ず手戻りになってしまいますので、それはできません。それらの各市町村が抱える政策課題、これらを基幹事業に合わせてできるというものが、この交付金事業の特徴でございます。

ですから、これまでのルートの経緯も含めまして、地域の抱える政策課題というものを踏まえた中で当時判断いたしまして、道路の整備と併せて地域の排水の整備も実施しますということで議会に承認をいただいたものでございます。

○議長（髙橋利彦）　有田議員、残り時間11分ですので、その辺考慮いただきたいと思います。

○４番（有田恵子）　問題はここが一番大事な所ですから。

４番、新市建設計画との整合性について。道路の番号を正しくちゃんと記入していただいていますかね、新市計画。いいかげんというか、126から0207、0208、103とか、何か物によってみんな違っているんですけれども、それちゃんとされていますか。仮にそれ、ちゃんと国とか県ですね、言っていなかったら、それまでの間違った所はオジャンですからね。その辺ちゃんとやっておられますか。

○議長（髙橋利彦）　有田恵子議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　これまでもご答弁申し上げてきました。19年当時から新市建設計画で示された路線番号、どちらがより効果を発揮するものかということで検討してまいりました。その結果が、21年９月の議会にて１本でのルートをお示ししたものでございます。あくまでも地域間連絡道路という大冠がございます。こちらを優先させたものの中でルート検討をしていったものでございます。

○議長（髙橋利彦）　有田恵子議員。

○４番（有田恵子）　もう１回いけますか、ここ。

（発言する人あり）

○４番（有田恵子）　いいですか、はい。

じゃ、一体としてやられるということで、そうすると25億円が道路、排水が19億円、合計44億円。これ大き過ぎますよ。こういう、もっと優先するものがありますでしょう。アクセスだとか何とかかんとか、いっぱいあるわけでしょう。こういう所をなぜ優先するのかと。間違っていますよ、本当に。その意識は全然ないですか。これはライブですからね。議事録に全部載りますからね。

○議長（髙橋利彦）　有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治）　10月22日の全員協議会の中でも、地元の議員でございます林正一郎議員から、合併前の旧飯岡町・海上町議会議員連絡協議会なるもののご説明があったと思います。当時はそういった補助事業もなく、概算費用で60億円を超えると。とてもその体力が２町にはないということで、新市建設部会の中で地域間連絡道路としてどうしても取り上げていただきたいという部分を酌んだものがこの新市建設計画でございました。我々は、それに基づいて、全て議会に承認をいただいた中で実施をしているものでございます。

○議長（髙橋利彦）　市長。

○市長（明智忠直）　新市建設計画は合併時に計画されたものでありまして、それに基づきまして、平成19年に旭市総合計画基本構想が作成されたわけであります。その、今は後期基本計画に沿って、こういった総合計画というものはありますけれども、この中で地域間連絡道路の整備、その次に飯岡海上連絡道の整備ということをうたってあります。安全で魅力のあるまちづくりという基本方針の中で整備していこうと。そういうことに総合計画でなっておりますので、最上位計画でありますので、旭市の。それに従って今事業を遂行しているところでありますので、このことは議会でもかなりいろいろ、これまでにも議論していただいたことであり、今の状況の中で作られてきていると認識していただきたい、そのように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　今市長から最重要計画だという、合計44億円かけてもいいと。もともと60億円かけようかというような話があったというようなことですけれども、市庁舎の建設、40から50億円でできるということを前にもお聞きしたんですけれども、これは市庁舎よりもずっと大事なんですか。これ緊急ですか。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　総合計画は、やはり旭市のまちづくりの基本でありますので、庁舎もその中に入っております、きちっと。それで、有田議員が言いましたように、今両方で四十何億円と言いましたけれども、やはりこれは交付金事業であります。恐らく皆さん方は同じ税金ではないかと言われる方もいると思いますけれども、国からいただいてくるお金、県からの補助金、それを差し引きますと市の負担金というのは、道路のほうでは約５億円、そしてまた蛇園南流末排水路の中では約１億数千万円。その自治体の負担金で事業が完成するとい

うことになっております。

今後いろいろな状況の変化があろうかと思いますけれども、今言った数字が全部全てだとは言いませんけれども、大体そのくらいの額で自治体の負担、そういったことでできますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　行政改革アクションプランということで、先ほど課長のお話を聞いた限りでは、国の、昔民主党が派手にやっていたああいう行政改革とは違うんだと、この市は、ということでよろしいですかね。全然違うものだと。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦）　国の実施した行政改革とは違うものということではないです。国は事業を順位付けしながら、その事業を廃止に持っていくような事業を仕分けしておりました。このうちのほうのアクションプランというのは、少なくとも市民サービスを向上させるという大きな目的があります。そういう中で、経常経費も減らしていかなければいけないと。しかも、職員が事業を進める上で、例えば漫然と進めることのないような形で持っていけるように、そういったことも取り組みの中に全て入れて実施しているということで、単純にこの事業はやめますとか、そういう形ではないよということを言いたかったということでございます。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　１番はそれで結構でございます。

２番、地区懇の話ですね。あの説明を聞いて、そんなに多くの人がいるのか、一つの所に100名ほど参加されていましたね。何か所かやっておられましたけれども。あれを聞く限りでは、インフラを建てた後一番大事なことは、あとメンテがいるんだと。メンテが25億円、あのスライドですよ。メンテだけで25億円かかってしまうんだという、年間ですね。だから、インフラを造る、箱物、この２種類のものを造っていく段階であまり造れないんだというような話なんですね、あの話は。

その中で、メンテもかかってくる、老朽化どんどんしてくると。交付金がどんどん減らされると。15年後以降はがた減りになりますね、20億円減らされるというような話が来ますよね。そのときにインフラの古いもの、メンテがどんと入ってくるというようなことが書かれてあるわけですね。そうすると今の、ちょっと関係ないにしても、行政改革ということで関

係性を付けて話させていただきますけれども、造らないでいこう、メンテが大変だからという話の中でどんどん平気で44億円のができていくという、これは本当に矛盾した話の中でちょっと理解できないような感じで流れているんですけれども、これは行政改革の、課長のところで答えていただけるような話かどうかちょっと分からないんですけれども、どうですか。だめだったらだめでいいです。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦）　確かに地区懇で、今の公共施設、これは１市３町が合併して重複する施設もある、老朽化も相当進んでいる。今まであったものを全て同じように建て替えていきましょうという形であって、その時の費用を積み上げるとこのくらいの金額になりますよと。それをならしていくと年25億円が必要になってしまうのではないですかということを問題提起させていただきました。

ですから、この先にどういう形で行政改革を進めるのかというのは、いろいろな案があると思います。ただ、そこの中でも市民が近くにあればいいとかという形で、そのまま建て替えを進めていくことは難しいですよというのを、少なくとも意識の中に入れていただきたいということがまずあります。ですから、地区懇でご説明した内容につきましても断定的に、こうしますよということを言っていません。少なくとも今から考えていきませんかという形で投げかけています。そこのところが大事だと思っています。必要なもの、必要でないものを、少なくとも市民の側からも考えていただいた上で、将来のあるべき姿というのを考えていくというのがあるんだろうということで、示したものでございます。

今、有田議員は、インフラ施設についても、そこの中で考えていくとこの公共施設、いわゆる箱物だけじゃないから、矛盾があるんじゃないかということを言いたいのかもしれません。当然それは今うちのほうも、この先どういう形でいくのかというのを考えなければいけません。それについては、今公共施設等の総合管理計画というのを、国の中で平成28年度までに全て作りなさいよと。例えば今、国のほうはこれに位置付けられなければ社会資本整備等の補助金も付けない、そういうところに今方向転換しようとしています。

ですから、その計画が非常に大事であって、それらについて今後長寿命化計画をそれぞれ作って、それの中で公共施設、インフラも含めてどういうふうにしていくのか、その方針を立てていかなければいけないということであります。今現在はまだ、確かにお金に余裕があってできるという内容ではあります。ただ、将来的な危機感をうちのほうは申し上げた。今

から準備していきましょうということに、それをお話しさせていただいたということでございます。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　ありがとうございました。市民に対して警告、指導するということはすばらしいとは思います。

市民に言うだけじゃなくて、先にちゃんと考えてくださいね、執行部のほうも。何度も言いますけれども、税金なんですけれども、税金は、いわゆる市民税は取っていますよね、市は。でも、所得税、法人税は国に先に行きますね。結局戻ってきていますから、もらうんじゃないんですよ。払っているのを返してもらっているだけなんですよ。その辺が何か、税に対する考え方というのが執行部の方って、私ちょっと分からない。私、株式会社の社長をしておりますけれども、その感覚がやっぱり違うなと感じますね。

市は、蛇園に多くの市債を発行すればいいんだ、１億円の流末の市債を発行、足して５億円。この５億円だけでも大きいですよ。40億円もらえるとかいう、その感覚がですね。先に払っているんですよ、こっちが、市民が。その辺の感覚を訂正していただきたいなと、ちょっと頭を切り替えていただきたいなと思います。そういうことです。これで３番終わります。４番までね。

○議長（髙橋利彦）　答弁、どうします、今の。

○４番（有田惠子）　答弁は市長、お願いします。

○議長（髙橋利彦）　市長。

○市長（明智忠直）　先ほども申し上げましたように、税は国へも地方へも、皆さん方、私どもはじめ払っているわけでありますので、お札の色は分かりませんけれども、ただ言えることは、事業をやらなければ国からはお金は引っ張ってこられないということであります。事業がなくて払った分だけ返してくれと、そういうわけにはいかないということは国の仕組みでありますので、それはそれで理解いただきたいと、そのように思います。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　もう終わりますよね。

○議長（髙橋利彦）　今度はどれやりますか。

○４番（有田惠子）　今度は５番です。長いから混乱しますよね、すみません。

ここからは回答が出ています。ちょっとコメントだけだっと言って終わります。寝とってください。

敬老大会ですね。これパンの問題じゃないんです。電話がじゃんじゃんかかってきた。パンの問題じゃないんですよ。いろんな所でお金を使いまくって、何で自分らにけちるんだというようなことで、パンが食べたいからという話はなかったです。そこまで貧しくないでしょう、ここの人たち。要するに本当は、パンを出したほうがいいですよ。寝たきりで家に閉じこもって何も出ない。医療介護費を使われるよりは、300円、400円のことでみんな楽しく来てもらうんだったら、パンぐらい出したほうがいいと思いますよ。そういうことです。

道の駅。これも結局何ですか。地方公共団体から税金が投入されるんですか。これなんかやめてください。訴えていきますよ。

７番、中央病院の赤字。この赤字、介護施設と病院と切り離すような考え方がないんですかね。これだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師　学）　今現在、病院事業会計の一セグメントとして行っておりまして、現状、切り離すということは病院のほうでは考えてございません。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員。

○４番（有田惠子）　袋公園の、これ最終でいきたいんですけれども。ちょっと結論だけ言っておきますね。地権者ご本人が来られた。うそです、来ていません。これだけ。

９番いきます。続けていきますね。もう終わります。

避難道路整備。これはぜひもうちょっと考えていただいて、看板なんかあんなの安物ですよ。看板ぐらい立てるんじゃなくて、もうちょっと道路を整備していただいて、何かあった時には皆さん上がれるような入り口にしていただきたいなと思います。迂回させながらも、階段をスロープにできたらいいなと提案させていただきます。

産業まつり。これは、私はもう産業まつり大好きな人間ですから文句言いたくないんですけれども、イベントとして、日本中の一番のイベントにしていただきたいなという願いがありますから、分散投資は不利ですから一本にしたほうがいいんじゃないですかということを提案させていただきまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（髙橋利彦）　有田惠子議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、３時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時５４分

再開　午後　３時１０分

○副議長（平野忠作）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

引き続き一般質問を行います。

◇　伊　藤　　保

○副議長（平野忠作）　続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（１０番　伊藤　保　登壇）

○１０番（伊藤　保）　議席番号10番、公明党、伊藤保。発言の許可が出ましたので、質問をいたします。

今年も残すところ24日で新年を迎えることとなり、この14日には衆議院議員選挙が行われ、慌ただしい中、執行部の皆さんは現在新年度、平成27年度予算編成に追われていることと存じます。

来年は合併10周年を迎え、旭市にとって節目の年となるわけでございます。自主財源の少ない中、復興に向けた事業、新市計画事業や市民が安心して生活できる旭市へと、市政運営をしていかねばなりません。この時期、どうしても気になるのは新年度予算ですが、そこで１項目、平成27年度予算編成について３点ほど伺います。

１点目、市長がお考えになられる政策などは反映されると思いますので、新年度予算編成における市長の基本姿勢について伺います。

２点目、自主財源が少ない中での予算編成なので、収支見込みについて伺います。

３点目、行政改革について、来年度の目標を掲げると思います。その目標を伺います。

２項目めに、平成27年度予算で実施する施策について。

１点、新規に実施する施策について伺います。

３項目め、今、国が方針決定して今後行われるであろう制度が幾つかあります。旭市が実施する予定の施策、制度について３点ほど伺います。

先の国会で法案が成立しました地方創生について、どのような政策なのか伺います。

２点目、マイナンバー制度について、どのようなものか伺います。

３点目、地方公会計の整備推進についてこの５月に通達があったようですが、現在ほとんどの自治体では現金主義会計、単式簿記で、今後地方公共団体は平成30年３月、遅くとも平成33年３月までに発生主義会計、複式簿記に移行するようなことが雑誌に載っておりましたが、分かりやすく説明をお願いいたします。

消費税率が５％から８％になりましたが、植木や庭に水をまいたりする夏場から秋にかけて水道代が高いとあちこちで聞こえましたので、４項目めに水道料金について。

１点目、この近隣市町の水道料金について伺います。

２点目、料金を値上げした経緯について伺います。

３点目、繰出金等について伺います。

最後に、今後施設の老朽化などに伴い経費がかかることが予想されるのではないかと思われます。どのように対応するのか伺います。

以上で質問を終わります。再質問は自席で行いますので、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長　明智忠直　登壇）

○市長（明智忠直）　伊藤保議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、１項目めの27年度予算編成について、（１）の新年度予算編成における市長の基本姿勢についてということでお答えしたいと思います。

平成27年度の予算編成に当たっては、国・県の予算編成方針及び社会情勢等を十分に考慮しながら、旭市総合計画をはじめ各種主要計画に掲げる諸施策を着実に実施するとともに、市税等の自主財源の確保と歳出の見直し、合理化を図りながら、将来に向けてより効率的で健全な財政運営を進めるために、次の四つの基本的な考えに基づき予算編成を行ってまいります。

一つ目は、復興計画の仕上げへの取り組みとして被災者の生活再建、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくり及び「がんばろう！旭」復興支援事業等の着実な推進。

二つ目は、活力ある地域社会づくりへの対応として産業の活性化と市の魅力を高める道の駅施設を整備するとともに、定住促進や子育て世代への支援など人口減少対策に関する積極的な取り組みを図っていきたい。

三つ目は、「ひとが輝き　海とみどりがつくる健康都市“旭”」を将来像とした旭市総合

計画・後期基本計画の六つの基本方針に掲げる諸施策の計画的な実施を行ってまいります。

四つ目は、行政改革アクションプランに掲げる課題に対し、財政運営の効率化に関する取り組み事項に留意するとともに、事務事業評価や事務事業優先度評価等の結果を踏まえ予算編成をしていきたいと思っております。

以上が平成27年度の予算編成の基本方針であります。

○副議長（平野忠作）　財政課長。

○財政課長（林　清明）　私からは３点、お答え申し上げます。

初めに、予算編成についてのうち収支見込みについてであります。

新年度予算につきましては、現在予算編成に向けた作業を始めたところであり、各課の要求額の積み上げ作業を行っているところで、金額についてはこれからでありますので、ご容赦いただきたいと思います。ただ、ここ数年、震災・復興と合併関連事業により、本市の予算は増大してきております。平成28年度からの普通交付税の合併算定替えの終了に向けて経費を節減し、予算規模の抑制を図っていきたいと考えております。

次に、大きな２番目の実施する施策についてということでありますが、平成27年度に実施予定している主な施策については、現在継続中である事業が中心となるのだろうと思っておりますが、震災関連事業として震災復興、津波避難道路整備事業、津波被災住宅再建支援事業、飯岡中学校改築事業などを震災対策として、それから合併関連事業として、中央病院アクセス道路をはじめとした地域間連絡道路の整備、排水路整備事業など。また、活力ある社会づくりに向けた事業としては、道の駅施設整備事業や定住促進奨励金交付事業などを予定しております。

ご質問の新しい事業につきましては、今後関係部署と協議を重ねながら、施策の選択や事業費等を精査していきたいと考えておりますので、今の時点ではお話しできないところであります。

三つ目、最後ですが、大きな３番目の（３）として、地方公会計制度についての説明ということであります。

議員ご指摘のとおり、地方公会計制度は複式簿記、発生主義といった企業会計の考え方を取り入れ、道路や建物の資産、それから地方債の負債といったストック情報、減価償却費等の現金支出を伴わない費用や人件費等を含めた事業のフルコスト等を把握し、的確な財務マネジメントを実施するためのものであります。

本制度の導入の経緯につきましては、平成18年度総務省の通達により人口３万人以上の都

市に対して導入を図ることとされ、平成21年度（平成20年度決算）までに基準モデルまたは総務省方式改定モデルに基づいて、財務４表、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、これらの整備、または４表作成に必要な情報開示をすることとされました。

旭市は、作成を開始した平成21年度、平成20年度決算から基準モデルに基づいた財務４表の作成を行っており、市のホームページ等で公表するとともに議会にもお示ししてきたところであります。さらに、本年４月30日に総務省から公表された今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書、これによりますと、財務書類等の作成に係る新たな基準が示され、平成29年度、平成28年度決算から、全ての地方公共団体が固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準により、この財務４表を作成することが求められたところであります。旭市については、今までと同様、改定すべきところは改定しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦）　それでは、平成27年度予算編成についてのうち（３）の行政改革についてということでお答え申し上げます。

行政改革の目標を伺うというようなことでございました。平成27年度でございますが、次期第３次アクションプランの計画の初年度となります。このアクションプランにつきましては、現在は所管課から提出されました推進項目の取りまとめを終えまして、行政改革推進課で計画内容を検討しているところでございます。

このような状況ですので、新年度予算でまだ、それも予算の編成段階ということで、来年度予算の行政改革の目標をお答えするというのは非常に難しいのかなと思っています。今、冒頭市長からもございましたとおり、行政改革アクションプランに掲げる課題というのは、予算編成の中でも留意する事項ということで出ております。仮に予算編成において行革によって見込めるということであれば、例えば歳入といたしましては収納率の向上への取り組みだったり、未利用資産の処分を推進する。それから、歳出であれば一般的行政経費の削減等経常的経費の減というのを見込めるのかなと思っています。

今策定中の第３次アクションプランにつきましては、素案等の早い段階で議会の皆様にもご報告いたしまして、ご意見を反映していきたいなと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（平野忠作）　企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　それでは、３番の（１）地方創生についてお答え申し上げます。

国会の解散直前に、まち・ひと・しごと創生法が可決され、総選挙後には本格的に地方創生の動きが活発になると思われます。この、まち・ひと・しごと創生法の概要を申し上げますと、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごとの創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するとし、「まち」に関しては、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域を形成、「ひと」に関しては、地域社会を担う個性豊かな多様な人材の確保、「しごと」に関しては、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を目指すものというものであります。

以上です。

○副議長（平野忠作）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　では、３番の国の方針で市が実施するマイナンバー制度の概要についてご説明いたします。

法律によりますと、本制度の趣旨・目的は、国や地方公共団体など複数の公共機関にある個人の情報について、同一の者の情報であることを確認できるシステムを構築して迅速かつ安全に情報を管理し利用することにより、行政運営の効率化と公平・公正な行政サービスの推進を図るとともに、行政手続き等における各種届け出、申請等の手続きや、本人の確認の手段の簡素化など、国民の利便性の向上を目指すものとされております。

身近なことで説明いたしますと、住民票がある全ての住民に個人番号を付番し、番号法で定められた事務、例えば年金や手当といった社会保障分野、申告等の税務分野、災害の支援といった災害対策分野の事務において、国や地方公共団体等の複数の機関で管理されている個人情報を個人番号で関連付けて相互に活用していくことです。

そのことについて、市役所等の窓口での申請時に所得証明や課税証明、住民票などの添付書類が不要となります。市民の利便性が向上するとともに、文書でやりとりしていた国・県や他市町村への照会作業について、システムを活用することで時間や手間が大幅に軽減されるなど、行政にとっても事務の効率化に大きく資する制度となっております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　水道課長。

○水道課長（鈴木邦博）　大きい４番、水道料金についての（１）近隣市町村の料金についてでございますが、２か月20立方メートルの基本料金ということで回答させていただきます。銚子市が3,585円、東庄町が4,536円、香取市が4,536円、匝瑳市が4,449円となっております。旭市は5,184円でございます。

（２）料金を値上げした経緯についてでございますが、平成19年４月に水道料金を改定させていただきましたが、これは合併時における水道料金が合併前の各市町時代の水道料金をそのまま引き継いで暫定的な措置となっていたものを改定したものであり、平成12年４月改定以後、７年ぶりに改定させていただいたものであります。

水道料金設定に当たりましては、四つの水道事業体が一つになり運営を一本化したことによるメリットを生かすための緊急時の配水管のループ化。これは旭地区と飯岡地区、あるいは旭地区と干潟地区の連絡管、これは合併前からもあったんですけれども、合併したことによってより強固なものにするということで、さらにループ化を行ったということであります。

それから、配水場の集水管理システムや末端水質管理システムの導入。これは旭配水場の事務所におきまして、海上・飯岡・干潟配水場の配水池の水位や機械設備等の運転監視ができるようなシステムですけれども、そういったものを導入したということです。及び、その当時竣工後25年以上経過していて老朽化、機能低下、部品供給不能等の問題が発生していました電気計装機械設備等の維持・更新工事、さらには累積欠損金の解消を考慮して、料金設定を行ったものであります。

（３）の繰出金等についてでございますが、自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となり、高水準の料金設定をせざるを得ない水道事業に対しまして、料金格差を縮小させるために資本費の一部について一般会計から繰り出す制度があります。繰り出した場合は、交付税等によりその一部を措置されることになっております。繰り出しの対象となる上水道事業は平成26年度の基準で、末端給水事業のうち前々年度における当該事業の有収水量１立米当たりの資本費が164円以上及び給水原価が260円以上の場合で、経営健全化のための十分な努力をしていると認められる事業体が対象となります。

４番目の今後の対応ということで、老朽化あるいは更新工事というような意味合いの質問だったと思いますけれども、旭市の水道は昭和56年10月に給水を開始しました。一番古い管は35年ほどたっていることになります。水道管の耐用年数は40年とされておりますが、他の歴史のある水道事業体の状況を見ますと、特別過酷な条件、例えば交通量が多いとか、あるいは地盤が悪いとか、そういった所は別にしまして、40年を経過したからということで一律

的に更新を行っている所はありません。通常50年、60年というふうに長もちさせて使用しているというのが実態のようであります。

このように、歴史のある水道事業体の例からしますと、旭市の本格的な更新事業はまだ多少余裕があるのかなというふうに考えておりますが、しかし水道管が破裂しますと大きな事故につながったり、また、断水等水道利用者にも多大な迷惑をおかけすることになりますので、水道管の埋設状況等を考慮し、条件の悪い所から少しずつ更新作業を進めていくというふうに考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　何点か再質問をさせていただきます。

先ほど市長のほうから答弁をいただきました。第一に復興の完了というお話がありました。まだまだ、液状化をされた所とかそのまま残っているような状況であります。これを今後どうするのかということをこの中に、計画に入るのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　完了というような言葉では言わなかったと思います。仕上げへの取り組みをしっかりやっていくということを言ったつもりでありますけれども、当然まだまだ、それこそ皆さん方も、市民のみんなも、復興が完全になっていないというような部分がいっぱいあると思います。残った部分は仕上げということで全力を尽くして、県・国にもいろんな部分で要望していきながら、自治体単独でやれる事業についても、また生活再建、産業の振興、そういった部分でもしっかりとフォローしていかなければと、そんなふうに思っておりますので、そういった関連の予算はぜひ見積もっていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　ぜひお願いしたいと思います。

あと、２点目ですけれども、収支見込みについて伺いましたけれども、地方交付税、これは今年入っている部分があると思うんですけれども、地方交付税の見込みというのは来年度どのぐらいなのかというのは分かりますでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　総務省の思いとしては、減らさないでいきたいということのようでありますけれども、いろんな部分で改革が進んでおり、合併を進めてきた経緯もありますので、基準については若干落ちるものがあるのかなと思いますが、基本的には現状維持を目指してくれるものだと考えております。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　それでは、合併前の１市３町の交付税、合計の。それと今年の交付税はどのぐらい増えているのかお聞きしたいんですけれども、分かれば。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　申し訳ありません。合併前については今数字を持っておりませんのでご容赦いただいて、18年、合併直後と比べてということでよろしければお話ししたいと思います。平成18年度と昨年、平成25年度の交付税額を比較いたしますと、平成18年度が64億2,371万6,000円。これに対しまして平成25年度は73億4,372万2,000円で、９億2,000万6,000円、14.3％の増となっております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　これは病院分というのがあると思うんですけれども、これは別なんでしょうか。病院分を除いた金額はどのぐらいになるのか分かりますでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

しばらくお待ちください。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　先ほど申した数字が病院を除いた分ということであります。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　この項目は４回で終わりですね。

○副議長（平野忠作）　次、行政改革について。

○１０番（伊藤　保）　ぜひ市民に支障のないようなことをやっていただきたいと思います。

次に、行政改革について、来年の分、５か年ですか。長期であるというお話ですので、これもしっかりと市民に支障のないような形で、７年ですけれども、市民に支障がないような形で行っていただければと思います。人員削減とかさまざまな点で市民に支障を来すと、ま

た大変なことにもなりますので、よろしくお願いします。

次の質問に移ります。２項目め、実施する新しい施策についてはまだはっきりとは分からないということでよろしいんでしょうかね。およそこういったものをやりたいという、そういうお考えというのは持っていないんでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　先ほど申し上げましたとおり、現在各課の要求が上がってきて、それを精査しているところでありますので、新規事業についてはもうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　次に、３項目めに移ります。

地方創生についてですけれども、１点目。

これはまだ法律ができておりませんので、今後市としてまた、こちらからやはり上げなくてはいけないという、そういうものがあります。ですので、これはどのように今後行っていくのか、あるいは市民団体から聞いたものをやるのか。それとも、この地域の特性を生かしたということで市民から広く聞いて、それで行うのか。その点だけちょっとお聞きします。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　まず、地方創生の具体的な政策については現在のところまだ全体像が見えてきていません。内閣官房に設置されました、まち・ひと・しごと創生本部がありまして、そこによりますと、まず地方公共団体においては国がその策定する長期ビジョン、それと総合戦略、この二つを勘案して当該地方公共団体の人口動向をまず分析しまして、将来展望を示す地方人口ビジョンと、それを基に当該地方公共団体における今後５か年の目標、施策の基本的方向性や施策を提示する地方総合戦略を策定するものとされております。

旭市としましては、まず来年早々より人口動向の分析を開始いたします。そして、地方人口ビジョンを作成していきたいと考えております。その上で、旭市版の地方戦略を策定していくこととなると思います。今、市民の意見とかそういうものの聞き取りということなんですが、その辺もどうやっていいのかという国から示されているビジョンは、今この計画でいくと今年度12月くらいまでかかる。それを受けてやるということなものですから、その辺は今後しっかり国のほうのものを見ながら作成していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　この地方創生ですけれども、消滅する自治体が多いという話がありまして、人口減少に歯どめをかける。それから、地域の活性化というのがまずあって、これが作られたと思うんですね。地域の活性化ですから、こちらからやはり、旭市はこういう特徴があるんだというものを訴えていくというのも大事な点だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

次の質問ですけれども、マイナンバー制度についてですけれども、このメリット、デメリットがあると思うんですね。銀行の通帳の出し入れから何からすっかり分かってしまうというような、そういったものもお聞きしておりますけれども、そのメリット、デメリットというのはあるのかどうかお聞きします。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　ご質問のメリット、デメリットなんですが、メリットについては先ほど申し上げましたように、国や地方公共団体の複数の機関で管理されている個人情報を個人番号で関連付けて相互に活用していくこと。デメリットについては、ないものと信じておりますが、世間では要するに漏えい、そういうものを疑う方もいるかと思いますが、そういう情報の漏えいはないものと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　このマイナンバー制度ですけれども、小渕内閣の時に話があって、建設事業主から非常に反対されて一回取りやめになった経緯があるということで、それはなぜかというと、やはり税務署に数字が全部分かってしまうというお話で一回延びた経緯があるんですね。ですので、市民にやはりしっかりと利点としてのこと、デメリットのことというのはやはり掲示していただきたいなと、このように思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

地方公会計制度ですけれども、これは固定資産台帳とかそういったものはもうできているのでしょうか。それを聞きたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　固定資産台帳についてはできております。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　これ複雑になってくると思うので、若手の起用もあると思うので、人材育成という形ではどのようになっているのかお聞きしたいと思います。どのように取り組んでいるのか。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　資格を持ったという意味ではなくて、県や国が実施しております研修会等に職員を派遣しております。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　ぜひ支障がないようにお願いしたいと思います。

４点目の水道料金についてですけれども、近隣市と比べるとやはりかなり高いわけでございますけれども、これなぜ上げたかというと、先ほど話がありましたとおり８％になってからかなり高いんじゃないかというふうなお話が出ました。10％になって軽減税率ができれば、その辺のところも解消されるのかなというふうには思いますけれども、この近隣市の料金については伺いましたけれども、２点目の料金を上げた経緯についてはちょっと課長から先ほど答弁いただきましたけれども、その経緯については大体分かりました。ただ、３年に一遍見直しをするというふうに当時答弁されているわけです。いただいた資料を見ると、23年度でほぼ一般会計から繰り入れがないという形であります。そうなってくると、かなりもうけと言ったらおかしいけれども、利益が出ているんじゃないかというふうに思うんですね。現在のところ25年度６億8,200万円、このぐらい留保されているという話です。そうですね。

（発言する人あり）

○１０番（伊藤　保）　そうすると、県のほうの補助金というのは高料金対策として今まで出ていた分がなくなってきているわけですね。その辺のところをちょっとお聞きしたいのと、あともう１点は、３年後に見直しをするというふうに過去に答弁されているわけですから、答弁の３年後の内容、やったのかどうか、その辺のところ見直しの会議をしたのかどうか、これを伺いたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員に聞きます。水道料金の（１）の近隣市町村の料金についてか、あるいは（２）の料金を値上げした経緯についてか。２のほうですか。

では、伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博）　平成19年４月に値上げした時に、確かに３年後に見直ししますというようなことになっていました。水道料金は、基本的には３年から５年のスパンで見直ししなさいということなんですけれども、平成20年、21年ぐらいに企業債の５％、６％ぐらいで借りていたのが、借り替えしましたものですから、その辺で利息が随分下がった関係で、先ほど言った国の高料金対策に資本費と給水原価が基準に当てはまらなくなったために、23年以降該当にならないということでゼロになっているわけなんです。

今、19年４月に料金改定させていただきまして、先ほど言ったように、借り換えしたとかそういったもので利息が下がったりいろいろな状況で、純利益がここ何年か１億円、２億円、去年の25年も１億一千幾ら出て、その前も１億2,000万円とか出ていますので、今徐々に下がってはきているんですけれども、そういったような様子を見ますとまだもうちょっと大丈夫なのかなということもありますので、そのままでいるというような経過であります。

以上です。

（発言する人あり）

○水道課長（鈴木邦博）　会議は、そういったような状況、純利益が上がっていますので特別、水道課の中でそういった必要ないというような……。

失礼。運営協議会のほうで過去にそういった協議がなされて、先ほど言いましたように利益が上がっているということで、当面見直しは必要ないというようなことだと思います。

以上です。

○副議長（平野忠作）　水道課長に申し上げます。もうちょっとはっきり分かりやすく言ってください。聞いていてもちょっと分かりづらいもので。

伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　先ほど、行ったということでございますけれども、当時の資料を見てみますと、これは亡くなられた神子議員が質疑をしているわけですけれども、22年以降については改めて検討することとなっておりますので、将来にわたって水道水を安定供給し続けられるよう、事業の経営状況を見定めながら適正な料金設定をしてまいりますという当時の課長の答弁が出ておりますね。

そうすると適正な料金というのは、地方公共団体ですから、また公営企業ですから、これは留保をどんどんしていくというのはちょっと、市民に上げた金額に対して、今もうかって

いると、もう少しもうけようかと。もうけと言ったらおかしいけれども、利益がもう少しある、何か目的があってこういうふうに留保させているのでしょうか。それをちょっとお聞きします。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博）　先ほども説明いたしましたけれども、水道管につきましては耐用年数が40年ということで、まだ35年、多少余裕があるんですけれども、電機機械系統が当時25年以上経過していて老朽化、あるいは機能低下、部品供給不能等の問題が発生していたということで、それらを修繕していくというようなことと、先ほども更新、老朽化対策もまだ年数はありますけれども、ある程度事業費を平準化するために少しずつやっていくということで、それに充てていくというような考えでおります。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　充てていくという考えということですけれども、どれにどのぐらい充てるのかというのがこの留保資金では分からないわけですね。全体的な事業費、改良・改築する事業費ですね、それらはきちっと出ているんでしょうか、お聞きします。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　水道の留保資金がかなりあるということで、企業会計でありますので本当にいいことだなと思いますけれども、その留保資金の中でこれからの維持管理費用、例えばさっき耐震化の問題、新聞にも旭市では耐震化が一個もできていないというような話もありましたし、今、海上の配水池一つ、水道が順調に市内全域に回るようなことの計画の中で、配水池一つを工事するにしても15億円くらいかかるんですよね。だから、そういったこれからの整備、そしてまた維持管理費に充てていきたいということで、恐らく今の水道運営協議会の中でもその話は出たものと私も記憶しているんですけれども、そういった維持管理費に充てたいというようなことで、運営協議会の委員の皆さん方にはご理解いただいているところであります。

配水池、今海上のやつ15億円くらいかかりますので、そういった部分でもかなりの高額な出費があるわけでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　伊藤市長が話されていた中に、旭市だけじゃなくて、この地域はほか

の地域に比べると2.5倍から２倍ぐらい高いということで、県にもお願いしているというお話です。今、高料金対策が出ましたけれども、県にやはりお願いして、もう少し何とか水道料金を一般市並みにしてもらえるか、そういう部分を話していただきたいなと、このように思うんですけれども、その辺はできるんでしょうか、お聞きします。

○副議長（平野忠作）　５回目の質問ですけれども、特別。

（発言する人あり）

○副議長（平野忠作）　水道課長。

（発言する人あり）

○副議長（平野忠作）　いいですか。答えはいいということね。

では、答弁をお願いします。

○水道課長（鈴木邦博）　ただいま質問がありました県内の料金格差を縮めるために、県のほうでは水道事業の統合広域化というのを進めています。県内に今、用水供給事業というのが六つあるんですけれども、まずそこを統合広域化するということで、今六つ一気にはちょっと進められないということで、九十九里広域水道企業団と南房総広域水道企業団と県水が一本化して、そういった統合あるいは広域化ということを進めています。その状況に応じて、さらに他の地域あるいは私たちがやっている末端の給水事業についても広域化していって、料金の格差縮小というようなことをやっていくという方向付けになっておりますので、先ほど言いましたように九十九里と南房総との統合というのを見ながら進めるということになっておりますので、その様子を見ていきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員。

○１０番（伊藤　保）　ぜひね、格差がかなりあるんです。ですから市民に、やはり水道料金が高い所と安い所ではかなり違いますから、私も自分の家のことですけれども、水道料金が高いので井戸を掘りましたけれども、そういうふうな対策も自分ではして、市民もそういう対策をしていますけれども、やはりそれは強く県に訴えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○副議長（平野忠作）　伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、４時15分まで休憩いたします。

休憩　午後　４時　０分

再開　午後　４時１５分

○議長（髙橋利彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

市長。

○市長（明智忠直）　先ほど伊藤保議員の質問に対しての答弁で私の間違いがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

海上の配水場の増設・増築につきまして、十数億円かかると言いましたけれども、実際は５億4,000万円だそうでありますので、ご理解いただきたいと思います。訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◇　太　田　將　範

○議長（髙橋利彦）　続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（９番　太田將範　登壇）

○９番（太田將範）　日本共産党、太田將範でございます。ただいまより一般質問を行います。

一つ目につきましては、食彩の宿いいおか荘についての質問をしたいと思います。

ご存じのように、いいおか荘は飯岡の元の町民の方々から見ますと、大変気持ちのこもった施設といいますか、大切な施設だったというようにお聞きしております。ここが復興しませんと、なかなか東日本大震災からの復興というふうに結び付かないというのが飯岡の方々の、人たちの気持ちではないかと思います。

そこで、今３次の公募という形で業者を募集しておりますけれども、その貸付実務の進捗状況とか分かる範囲で、何社ぐらいが来ているというようなことをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、具体的に、例えば旧いいおか荘の時に雇用の状況で何人、人を雇っていたとか、地元の商売の方々からどれだけ商品を買い入れていたというようなことについて、経済効果といいますか、そういったものが分かれば、アバウトで結構ですのでお答えをいただきたいと思います。

それから、今度候補者の選定に当たりまして、３次の公募という形での募集要項というのが出ております。これを見ますと、賃貸契約というよりはむしろ経営の委託契約みたいな形

の契約に近いものなんですけれども、これが１次、２次、３次の時の公募の条件と一致しているのかどうか、あるいは変わったのかどうか、この辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

次に、２番目といたしましては、介護保険について質問します。

今年の６月に通常国会を通りまして、医療介護の総合法案というものが国会を通過しました。その前に、介護保険につきましては来年の４月からかなり大きな制度の変更がございます。これにつきまして、どのような形のものになっていくのか。また、医療介護総合法によりどのように旭市の介護が変わっていくのかというようなことにつきましてご回答をお願いしたいと思います。

次に、同じ介護保険につきまして、（２）といたしましては、要介護１・２の認定者の施設入居の制限ということがこれから出てくる可能性があります。ですから、これについて担当の課はどう考えているのかというようなことをお尋ねします。

（３）といたしまして、要支援１・２の方々の認定者の支援事業についてお尋ねします。どういった形になるのか。今まで介護保険で行われていたものが市の事業に移っていくということになりますけれども、具体的な準備だとか、どういうふうになるのかというようなことについて、担当課より説明を求めたいと思います。

それから、（４）として、医療介護総合法の財源問題と旭市の対応についてということでございますけれども、特に低所得者用の減免制度を入れる場合、国は消費税の増税分を充てると、10%になった時の増税分を充てるという主張でした。ところが、今度選挙で１年半ですか、先送りされてしまったということになりますと、当然事業が行われなくなるか、あるいは、このままやって旭市の自己負担でいくのかどうか。この辺についてお尋ねします。

大きな３番目として、子ども・子育て支援事業について質問いたします。

旭市の就学前の子育て支援事業の概況を求めたいと思います。

これも来年の４月から、かなり制度設計が変わります。幼保と一緒にやる認定こども園とか小規模保育、あるいは家庭的保育、あるいはショートステイといったさまざまなメニューが出てきております。今まで旭市の場合ですと、ほとんど幼稚園と保育園という形で就学前の子どもたちの支援といいますか、そういったものを行ってきているわけですけれども、これがどのように変わっていくのか。特に旭市の場合、主だった形での事業者が、ほとんど市が行うか、幼稚園等学校法人ですか、そういったところがやっていたと思うんですけれども、新しい形ですと、定員から何から物すごく種類が多くて、とても私どもではちょっと覚え切

れないような制度設計になってきております。

そうなってきておりますので、その制度設計について、例えば幼稚園型の３歳児以降を教育としてやっていたところが、保育に参入することもできるようになりますし、また逆もできるようになります。20人未満の定員で保育もできますし、いろんな形の保育ができますけれども、具体的にもう来年の４月からということになりますので、具体的に事業者の方がそういった事業に参画してくるのかどうか、この辺、担当課のほうで分かれば教えていただきたいと思います。

それから、保育と幼稚園の経営という形だけではなくて、就学前の子どもたちに対していろんな形での支援の事業に取り組まれることができるようになります。特に新しい事業として旭市で考えているものがあるのかどうか、これについてもちょっとお答えをいただきたいと思います。

特に心配なのは、（３）の小規模保育の認定基準、あるいは施設だとか人員配置の基準、こういったものがどうなっていくのか。国の基準ですとかなり、今の制度から見ると甘い基準です。これについて、例えば小規模保育の場合ですと、20人未満の子どもを預かることができますので、これから人口が減少していって定員の20名を維持できなくなった場合、そういった形での保育もできるわけですので、そういった形で９月の議会ではそういった法案が出てきています。ですから、そういったことにつきまして旭市の対応について、特に小規模あるいは家庭的保育を行っている場合に、支援の仕方について、基準のとり方について説明を求めたいと思います。

それから、（４）として、これもやはり消費税絡みなんですが、子育て支援の制度を実現するために消費税を10％に上げると、その財源を使うということが明記されております。ですから、これもやはり穴があいてしまうわけですから、この辺の財源問題をどう考えているのかということについて質問させていただきます。

次に、大きな４番として、病院事業について、旭中央病院の経営形態について質問します。

最初に、林議員からいろいろ一般質問がありましたけれども、似たような感じになってダブるかもしれませんけれども、中央病院との間では意見のやりとり、質問のやりとりはあったんですけれども、この議会の中で執行部あるいは企画政策課長あたりとのやりとりというのはまだ行われておりません。施政方針演説で独立行政法人化が妥当だという方向が出てきているということになりますので、特に独立行政法人化しなければならないメリットとかデメリット問題というのがまた出てくるはずなんです。それから、独立行政法人にしなければ

ならない必要性、こういったことについて担当課から説明を求めたいと思います。

次の質問は自席で行います。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　それでは、議員のほうからいいおか荘につきまして何点かご質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

最初に進捗の状況というようなことで、応募の状況につきましてお答えいたします。

募集につきましては、ご承知のように今週末、12月12日が申し込みの期日となっております。本日午前中現在でありますけれども、ちょっと確認した中では先週まで10の事業者に現地説明等を行って――申し訳ありません。その前に、現在での募集申し込みの提出はまだ１件もございません。ただ、申込者はありませんけれども、先週末まで10の事業者、この方々が現場いいおか荘等の現地説明、これに参加しております。本日午前中１件、それと午後１件、本日二つの事業者から現地説明の申し込みがあったところで、担当職員が現場を案内しております。そういうようなことで、12の事業者が現地を見ているということでご理解いただければと思います。

それと、２回目の公募と３回目の今回の公募の違いでございます。大きくは、議員のほうからありましたように、今回は無償貸し付けを前提といたしました。ただし、修繕は借りるほうでお願いをしたいと。今回につきましては、温泉施設の再開、これも明記をさせていただいた。それと貸付期間、これを15年以内というようなことで明記をさせていただきました。さらに、開業につきましては27年、来年７月の開業で計画をしていただきたい。そういうようなことであらかじめ明記をさせていただいたものでございます。

それと、議員のほうから経済効果等の質問がございました。

最初に、経済効果というか雇用の関係をお答えいたします。

旧飯岡町時代、平成16年ですと当時正職員が８名、臨時職員が７名というようなことで当時の職員から聞いております。その他パートがいたと。この中では、臨時職員のうち１名、これだけ市外。市外の方は１名であったということでございます。合併しまして、平成22年、この時点では正職員が３名、臨時職員が27名。この臨時職員27名のうち市外の方は２名であったということで、多くの方が市内の方を雇用していたということでございます。

あと、仕入れの関係、主に食材になろうかと思います。これにつきましては、いいおか荘を閉じる前の平成22年の時点では、食材、主に魚類ということで聞いております。４者とい

うようなことで。ただ、市外の業者からの買い付けもあったということで聞いております。ただ、飲料、お酒類等につきましては飯岡の酒販組合、ここから一括して納品を受けていたと、そういうことで確認をしてございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　それでは、介護保険について、最初に、このたびの改正により現制度にどのような影響が生じるかについてお答えいたします。

まず一つ目としまして、要支援の方が受ける予防給付の訪問介護と通所介護を、平成29年度までに市の実情に応じた地域の多様な資源を活用する新しい介護予防、日常生活支援総合事業に移行することになります。

二つ目は、特別養護老人ホームの新規入所の条件が、平成27年４月から要介護３以上の要介護者、または居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者になります。

三つ目は、平成27年度から、保険料につきまして低所得者の保険料の軽減割合が拡大されます。

四つ目は、利用者の自己負担割合が平成27年８月から、一定以上の所得がある方については１割から２割になります。

五つ目は、住民税非課税者の施設入所時にかかる費用のうち、食費、居住費を補助する補足給付につきまして、平成27年８月から預貯金の資産等の状況についても勘案することになります。

次に、（２）の要介護１・２の認定者の施設入所の制限についてお答えいたします。

新たに施設入所される方については、原則要介護３以上に制限することになりますが、やむを得ない事情により在宅での生活が著しく困難であると認められた場合には、市町村の適切な関与のもと施設ごとに設置している入所判定委員会を経て、特例的に施設入所が認められます。

次に、（３）ですが、要支援１・２の認定者の支援事業についてお答えいたします。

今回の改正によりまして、市町村が行う地域支援事業に新たな介護予防・日常生活総合事業が創設され実施されます。この事業は、要支援者を対象とした予防給付のうち訪問介護と通所介護を移行して実施するとともに、ＮＰＯ法人や民間企業、ボランティアなどの地域資源を活用して多様なサービスを提供していくものでございます。現在、本市では既存のサービス以外のサービス支援が不足しているため、29年４月までの２年間の猶予期間の中で、地

域の多様なサービスの充実を図りながら、事業が円滑に推進できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

（４）の医療介護総合法の財源問題と旭市の対応についての中で、低所得者の軽減の話がございましたけれども、低所得者の保険料の軽減措置としましては、国の方針は平成27年度の保険料から公費を投入し軽減割合が拡大される予定でございます。住民税非課税世帯で段階的に軽減が拡大され、今現在の１号被保険者の約27％の方が軽減される予定でございます。

保険料の軽減に関する指標は、国が２分の１、県が４分の１、市が４分の１負担することになります。国の指標につきましては、消費税増税分を充てることになっておりましたが、増税を見送った後、まだ国から具体的な内容等は示されておりません。今後は国の動向に注意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子）　それでは、３の子ども・子育て支援事業について、（１）から（４）までの４項目を回答させていただきます。

初めに、（１）旭市の就学前の子育て支援事業の概要説明を求めることについてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度では、市町村が地域の保育需要をはじめとしたさまざまな子育て支援サービスのニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画を策定することになっています。５年を１期とするこの計画には、認定こども園や幼稚園、保育所などにおける幼児期の教育・保育の提供体制の確保のほか、子育て支援センターや一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業の提供体制など、旭市における子ども・子育て支援事業などを定めてまいります。

平成27年４月の市内教育保育の提供体制等といたしましては、具体的に４月に新制度へ参加してくる私立幼稚園等はない予定でございまして、新制度に移行せず現行制度によってこれまでどおり運営を予定している民間幼稚園の４施設のほか、新制度により２号認定または３号認定の支給認定が必要となる市内全公立・私立合わせて18の保育所があります。

なお、少し利用者サイドから触れさせていただきますが、利用者の皆様には市のホームページですとか広報あさひ、また市内の保育施設等を通じて新制度の概要や教育・保育施設の利用に当たって市に申請が必要となる支給認定証の交付手続きなどの変更点について周知を図っているところであります。

新制度における支給認定の申請は、新年度保育所の入所申し込みと一緒に、今月12月11日から同時受付を実施いたします。新制度によって利用手続きには若干の変更があるものの、旭市として幼児期の教育や保育の内容そのものはこれまでどおり継続してまいりますとともに、より質の高い保育の提供を目指してまいります。

続きまして、（２）の2015年４月実施の子ども・子育て支援制度に基づく新たな事業予定はあるのかについてでございますが、（仮称）旭市子ども・子育て支援事業計画（案）の主なポイントといたしましては、保育の確保、認定こども園の普及等のほか、地域子ども・子育て支援の強化を挙げています。地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められております。この13事業は国・県の交付金の対象となります。

旭市の事業計画（案）では、法定13事業のうち既に実施してきた子育て支援センター事業や妊婦健康診査、一時預かり事業、病児・病後児保育事業などの７事業についてはこれまでどおり継続して実施するほか、平成27年４月からの新規事業といたしましては、利用者支援事業の実施を予定しております。これまで、市が運営する旭市子育て支援センターで子育て相談業務を行ってまいりましたが、この新規事業の利用者支援事業は事業を拡充いたしまして、保育コンシェルジュまたは保育コーディネーターなどと呼ばれている利用者支援専門職員として、市が実施するさまざまな保育施設や子ども・子育て支援事業などから、相談者のニーズに合った利用が受けられるように支援をするものでございます。

続きまして、（３）小規模保育の認定基準や人員の配置、国基準に対する旭市の対応についてでございますが、小規模保育事業の認定基準や人員の配置につきましては、議員からお話がありましたとおり、前回の９月市議会において旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例として議決をいただいたところでございます。

小規模保育事業は、定員が６人以上19人以下で、比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を実施する事業で、職員の資格、利用定員等によりＡ型、Ｂ型、Ｃ型の３種類に分かれております。この条例を制定するに当たり、旭市の基本的な考え方といたしましては、本市の実情を勘案して職員数や設備、面積などを定めた国基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、基本的には国の基準を旭市の基準といたしましたが、ご質問の小規模保育事業は低年齢の乳幼児の子どもをお預かりする施設であることからも、子どもの安全性確保に努めるため、定員数が６人以上10人以下となるＣ型において、家庭的保育者のうち１名は保育士資格を有する者とすると、市独自の基準を追加して

定めております。なお、６人以上19人以下のＡ型、Ｂ型につきましては、職員の配置数、保育室や園庭の面積基準は保育所と同じようになっております。

続きまして、最後になりますが、（４）新制度の財源についてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度に係る財源といたしましては、子ども・子育て支援法により国庫及び県交付金により市町村に交付されることとなっております。これらの財源は、ご質問にもありましたとおり、消費税率10％への引き上げによって恒久的に確保する7,000億円が新制度に充てられることになっています。今般、消費税率10％への引き上げが延期されましたが、新制度については予定どおり平成27年４月１日施行する旨の通知が国からあったところです。しかしながら、27年度の財源につきましては現段階では示されていませんが、今後も国の動向を見守り、平成27年４月１日からの新制度の本格施行に向けて準備に遺漏のないよう進めてまいりたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　それでは、経営形態につきましてのメリットとデメリット、どういうものがあるかということでお答えしたいと思います。

まず、最大のものは医師、看護師等の医療スタッフの確保が図れるということ。それから、国の医療施策の動向を勘案した柔軟かつ迅速な経営判断ができるということだと思っております。特に、今医療介護総合推進法との関連でいいますと、国が進める地域完結型を目指し、県が来年度は地域医療ビジョンの策定をすることになっておりますが、このことに関しましても、例えば香取海匝医療圏の地域完結型医療を考えたときに、旭中央病院と民間病院との連携が容易になるというようなメリットがあろうかと思います。

また、デメリットという形では、どうしても移行に対する移行経費が発生すると。それから、市民にとってみると、もしかすると政策医療、不採算部門が切り捨てられるのではないかという市民の不安がある。これにつきましては、地区懇談会等でもよく丁寧に説明をしたところであります。それからもう一つは、病院職員の皆さんが公務員ではなくなるということの不安ですか。これは病院のほうに今年の２月に２回ほど行って、病院の方々と説明会、それからそういった不安がありますかということで、何人かの方が手を挙げられて、そういうものがあるということで、実際にはそういうものを払拭できる説明はしてきたんですが、やはり不安があるというようなことがありました。

このようなことがメリット、デメリットなのかなと。まだたくさんあるんですが、主だっ

たものとして説明させていただきました。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（髙橋利彦）　おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　それでは、１番目のいいおか荘についてちょっと質問させてください。

この募集要項を見ますと、選定委員会が申請者について、書類審査及び申請者からプレゼンテーションによる提案を受けるということになっているようです。それで、この選定委員会というのはどういうような方々が委員になっているのかどうか。また、総合評価という形で評価する項目があるわけなんですけれども、点数制を採用しているということなんですけれども、どういった形で選定をするのか。総合評価の付け方とかそういったことについてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今議員のほうから、要項に沿った選定委員会のご質問をいただきました。

まず、選定委員会のほうの設置につきまして、要項のほうでは設置いたしますということで記載がございます。まだ市長の決裁はとってございません。ただ、前回と同様、おおむね10名程度でお願いをしたいというふうに担当課では考えています。特にいいおか荘の問題に精通した方々、この方々にお願いをする予定で考えております。

選定に当たりましては、議員のほうからありましたように、要項に実は５項目、大きく記

載があるかと思います。一つ目は事業計画に関すること、二つ目は施設の改修計画に関すること、三つ目としましては経営上の収支計画に関すること、４点目としまして申請者の現状の経営状況に関すること、さらに五つ目としまして地域活動への貢献。この大きく分けた５項目、それと細部では19事項になっております。これらにつきまして、それぞれ点数制を設けまして、一番点数の上位の方を有力候補者としまして選定をしたい、そういうふうな形で担当課では今考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　選定委員ですけれども、条例を見ますとかなり役所の課長が半分ぐらい入っているというのがほかの所でも多いんですけれども、その辺は間違いないんでしょうか。

それともう１点、第２回目の公募の時には非常に経営的に問題がある方々との契約になったと私は思っているんです。その時に、選定委員の方々はどういった人たちがいて、どういうような審査をしたのかというようなことについて質問いたします。指名競争入札の場合は、選定委員の方々は、経営上著しい不安定なことが予想される事業者に関しては選定しないということもあり得るよというふうになっているわけですね。ですから、これは公募ですから、もっと自由度が高いわけですから、選定する際の事業者としての能力、これについては非常に厳しくなければいけないというふうに思います。ですから、２回目の時に、担当課長だけじゃないと思うんですね、行政の課長たち、そうそうたる方々が恐らく入っていたと思うんです。ですから、一担当課の責任ということじゃなくてやはり全体の責任だということです。

旧飯岡町の方々というのは非常にいいおか荘の再開を待ち望んでいるわけですよ。ですから、それに沿ったような形での選定ができないものかということで、そういったことで、今私が言ったことで大体間違いないだろうかということをちょっとお答えください。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今、議員のほうから選定委員会の委員の関係につきましてご質問いただきました。

今、私ども担当課のほうでは、12日の募集期日の締め切りを見まして、早急に選定委員の皆さん方にお願いしたい。その中で、特に担当課で考えておりますのは、資金繰りですか、資金計画がちゃんと見られる方。そういうような方を、ぜひ今回につきましては就任していただきたいな、そんなことで今検討しているところでございます。

さらには、特にこのいいおか荘、観光の拠点ということで観光には本当に大切な施設でございます。観光に携わる方々の代表、さらには地元の食材、これをぜひ使ってほしい、そういう願いもございます。そういうような形で、場合によっては漁業協同組合の方々、こういう方にもぜひ連携という部分で選定の中に入っていただきたいなと、そういう思いは持っております。

先ほど、前回のということでございます。前回も10人のメンバーで組織させていただきました。その中には、前回は飯岡地区の区長会の会長、あるいは元の食彩の宿いいおか荘の運営委員会の会長等々入ってございました。あるいは女性の方にも入っていただきました。今回は若干ちょっと変えて、いいおか荘を本当に大事に思って、そのような方々も大事に思っていただいているわけでありますけれども、経営に関して直にかかわりのある方々、こういう方々にお願いをしたい、そういうふうな思いで今考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　選定基準の中に地元の雇用とか入っておりますけれども、今担当課長がおっしゃったように地元の食材だとか地元の経済が潤うような、そういうような条項をこれから入れていただきたいと。あるいは、この打ち合わせの時にそういった項目を、口約束でもいいからもらっておいていただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　答弁はいいですか。

太田將範議員。

○９番（太田將範）　では次に、介護保険について質問させていただきます。

ちょうど今回、今年が、第５期の介護保険事業計画が来年の３月で締めになるんですけれども、その辺の実態と、今後の６次の計画を組んでいく上でどの程度のずれがあるのか、この辺をちょっと、分かる範囲で教えていただきたいということと、あと、要介護３以上の方々で特老なんかに待機されている方はどのぐらいいるのか、ちょっとご回答をお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　再質問で、第５期の現状と今後の計画に反映されているかと。あと、要介護３以上の待機者というようなご質問に対してお答えいたします。

第５期では、基本施策としまして介護予防の推進と自立支援、地域ケア体制の整備、介護

保険サービスの充実、生活基盤の整備などを進めてまいりました。

平成26年10月末の65歳以上の第１号被保険者数は１万8,229人で、高齢化率は26.8％となっております。要支援・要介護認定者数は2,676人で、認定率は14.7％となっております。第５期計画値よりも、被保険者数、認定者数とも上回っている現状でございます。介護保険サービス給付費の推計では、計画値を下回っている状況でございます。

地域包括ケア体制の整備では、地域全体で支え合う体制づくりを目指し、介護事業者、医療機関、民生委員との連携体制の強化に取り組んでまいりました。また、介護保険サービスの充実では、第５期の特別養護老人ホーム48床の整備に取り組んでまいりました。第６期は、第５期を継承しまして、地域ケア体制の整備が中心となって計画を進めていく予定でございます。

あと、特別養護老人ホームの入所希望者ですか、これにつきましては、26年７月１日現在で、要支援１から全部希望される方は今368人となっておりまして、そのうち要介護の重度の方、ひとり暮らし等の世帯の状況を考慮いたしますと、約40人ぐらいがすぐ入所を待っている方だと感じております。これにつきまして、対応としましては、第６期の介護保険事業計画の中で施設整備を検討していきたいと考えております。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　医療と介護が連動しながら事業をしていかなければならないということになろうかと思いますけれども、医療のほうでは７・１看護の再検討、それから、今まで入院していた人たちをなるべく地域で見なさいよという形で、退院を迫られます。そういう方向がもう出てきております。それから、特別養護老人ホームも、施設から在宅へという形でのシフトがかなり進むというようなことが予想されております。

ですから、地域の中に要介護、要支援、非常に分かりづらい方々がこれから増えてくるというのが今の実態で、これからの実態になろうかと思います。年寄りが増えるだけではなくて、医療で面倒を見るのか介護で面倒を見るのか、境目が分からない。こういう人たちが増えてくるのではないかと。

それから、要介護１・２ということなんですけれども、この１・２の方々と要支援の方々との差というのは非常に分かりづらいらしいんですね。特に認知症だとか、そういった症状の方々につきましてはなかなか実態が分からないという、介護１になったり要支援になったりすると。状況によってまるきり変わってしまうというようなことが報告されております。

ですから、こういった形でかなりのボリュームの部分を地域包括支援という形で預かると

いうことになりますと、先ほど課長がおっしゃいましたけれども、29年からということで間に合うのかどうか。この辺をお聞きしたいんです。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　新しい総合事業のお話だと思いますけれども、これにつきましては来年の４月から国のほうでは実施しなさいと言っていますけれども、やはり今議員言われたように、いろいろな資源とか問題がございまして、うちのほうはそれをいろいろ考慮しながら２年先延ばしさせていただいて、その間によく包括支援体制を整えていくというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　介護保険のほうの総合事業のほうを先走ってやっているといいますか、先行事例といいますか、それの中ではかなりの部分、今までかかっていた、例えばヘルパーだとかが今までやってくれていた仕事の中身が総合事業の中に組み込まれていきますと、ＮＰＯの職員の方とかボランティアの方、あと雇われている会社の人たちになっていって専門家がいなくなってくると。その中で、専門的な介護だとか看護をせずに、そちらのほうが総合事業のほうに引っ張っていってしまうという事例がいっぱい出てきているようです。その上に、今度の総合事業の場合ですと介護保険から外れますので、介護認定というのが必要なくなってしまうと。特に要支援の方々はなくなってしまうということになりますよね。そうしますと、介護保険から完全に分離されてしまうという、そういう可能性があるわけです。むしろそういうことのほうが多くなるんじゃないかというふうに心配されております。

ですから、今こうしたガイドラインというのが出ているらしいんですけれども、安上がりのサービスへの流し込みとか、要介護認定を受けさせない、介護サービスからの卒業あるいは退学というようなことが現実の問題として起きているそうです。先行事例としてそういうのが報告されておりますので、こういったことについては担当課としてはどのようなお考えをお持ちになっていますでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　新しい総合事業で、要支援の方が介護保険から外れるということではございませんので、要支援はやはり要支援の認定を介護保険でいたしますので、そ

の分、十分ご理解いただきたいと思います。

先行事例があって、窓口とかでそういうサービスから外れると。あと、専門的な介護者がいないとかいう、そういう問題はございますけれども、まず認定におきましては市の窓口で包括支援センターなり、私どもの高齢者福祉課で受け付けいたします。その際にはそういう、介護保険ではございませんとか、認定されませんのであなたは違うサービスですと、そういうことはございませんので。あと、あくまで要支援者と非該当者についても、私どもで包括支援センターの職員がケアマネジメントをしますので、そういう締め出したようなサービスとか、そういうことは一切ございません。今後も今までどおりのサービスをしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　ありがとうございました。

とにかく要望ですけれども、非常に制度設計が複雑になってきているのと、難しくなってきているということと、分かりづらくなってきているということがありますので、それにつきましては市民の皆さんへの説明責任といいますか、そういったものを果たしながら事業を進めていっていただきたいと思います。

では次に、３番目の問題について質問いたします。

就学前の子育て支援ということではかなり細かくご説明をいただきまして、ありがとうございました。大体旭市の場合、今までどおりの子育て支援、これが受けられるということは、きょう一般質問させていただきまして確認できましたので、その辺はお礼申し上げたいと思います。

心配されることですけれども、財源がどうなるかと、やはりそこのところだと思うんです。ですから、その辺につきましても議会も協力する中で、やはりきちっと財源を保障してもらうように請求していくべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、旭中央病院の経営形態についてですけれども、先ほど担当課長からお話がありましたけれども、しなければならない必要性といいますか必然性というのが、病院当局との議論の中でも企画政策課の中でもちょっと分からないというのが実態ですね。なぜ移行しなければならないのか。

地方独立行政法人という組織が注目されたのは、やはり自治体病院が漫然とした経営をやっていたと。４分の３ぐらいが赤字を抱えていると。その中で、総務省がこれじゃちょっと

まずいよということで、民間型の経営形態を入れろと。病床をセットにすれば、例えばまだ赤字で資金ショートしそうな自治体病院が、要するに５年間とか７年間という形の起債を起こすことができて、そのおかげでいろいろな計画を５年間なりで作って再生しろというのが、これが独立行政法人を作った大きな原因なんですよ。

ですから、課長と話していても必要性とかそういったものが全然分からない、必然性とか分からないから話がすれ違ってしまうんですよ、僕らの感覚とね。意味分かりますでしょうか。ですから、そういった意味でのきちっとした、医者の問題でも病院のほうでも非常に頑張っているわけですから、組織形態をいじる必要は全くないというのが私どもの、市民の方々の感じなんですよ。

もう一つ申し上げたいのは、私どもは去年、選挙の折にアンケート調査を行いまして、病院の項目を１本入れました。その時にどういうことができたかというと、ちょうどそのころは地区懇談会を皆さん方がやった時期なんですね。その時のアンケートを見ますと、200通ぐらい返ってきまして、３分の２の方々が「地方独立行政法人って何」という、クエスチョンマークなんですよ。４分の１ぐらいの人が反対。賛成したのは８％。ですから、課長がこの間行って、皆さん賛成していますよというのは、私どもがとったアンケートの中では出てこないんですよ。出てこないということと同時に、課長は約束されましたよね、いろいろ意見を聞く機会を持ちますよと。それはこれからやるのでしょうか、やらないのでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　これから独法を進める中で、12月１日の全協でもお話ししたんですが、一つ一つクリアしていかなければならないと思っています。その進捗状況を踏まえた中で、市民にも説明していかなければならないと思っております。

それからもう１点、議員おっしゃった病院のほうの関係ということの中身。ちょっと私、痛切に感じたんですが、11月30日に地域医療シンポジウムがありました。飯岡のユートピアセンターです。この席の最後の病院長、田中先生のお話の中に、病院というのは適正な医師の数というのが、私どもも今まで全然知らなくて、100床当たり35人というお話を聞きました。これは病院にとってみると350人という形。そこに関係者がいろいろいて、ですから今240ですか。こういうのもすごく、今議員は私もよく知らないということで、確かに知らないんですが、そういうこともこれから知っておいて、やはり足りない中で病院の医者、それから医療スタッフが頑張っている。その経営形態云々よりも中身がそういうこともあるのか

なと痛切に感じました。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　医者の数が足りるか足りないかというのは、もう一つは、10万人当たりの医者の数ですよ。旭市は確かに単独の市としたら抜群の人数がいるわけですよ。中央病院にいらっしゃいますから。ところが、周辺部分になってしまいますと大体百五、六十人ぐらいじゃないかと思います。10万人当たりね。

それで、ここの病院がたくさん持っているから比較的数字がよく見えるんだけれども、中央病院以外に行ってしまいますとほとんど無医村に近いんですよ。そこで今、銚子市があの状態です。東金市は県立病院をなくしました。それから、匝瑳市は医師が半減しています。それから、多古町はもう診療の稼働率、ベッドの稼働率が半分近くになっています。佐原の病院も県は撤退すると、こういう計画になっておりまして、こういった計画と医療総合計画の中で地域の二次医療圏の医療をどうするかということが、県は今度義務付けられるわけですね。かなりいろいろな状況が出てくると思いますので、経営形態はそんなに早急にいじらないほうが僕はいいんではないかと思います。担当課長のちょっと意見も求めたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　先ほど来、いい状況の経営形態でいる中で経営形態をいじらないで病院に任せておけばいいというような話を、太田議員の発言がありましたけれども、我々にとっては病院からの要望がかなり多いものがあります。大きいものがあります。そういった中で検討委員会を立ち上げて、このいい時期に、体力のある時期に独立行政法人化へ移行したらいいのかなと、そんなような検討委員会の結果でありますし、私ども執行部のほうもそういった考えで進めていきたいという方向性を示したわけでありますので、病院に任せておけばいいというような部分では少し違うような気もしますし、病院側の独法の方向でやっていきたいというような希望もかなりあったわけでありますので、病院のほうの考えも聞いていただければと、そのように思います。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員。

○９番（太田將範）　話がかみ合っていないんですけれども、全部病院に任せなさいということは私は言っていないんですよ。むしろ逆に、執行部がこういう医療計画を県と一緒に作っ

ていくよという、そういうスタンスが私は感じられないんですよ。それはもう具体的に医療と介護の総合法案が通ってしまいましたので、早急に作っていかなければいけないと。県との整合性を持たせなければいけないということも出てくるんだろうと思うんですね。

ですから、それほど急いでやらずに、むしろそういった点でのすり合わせをきちっとした上で組織問題を考えていく必要があるのではないかと私は思います。ですから、そういうことですので、病院に全て任せなさいということではないということで、むしろ執行部のほうがそういう医療の計画を県と一緒に作っていくと。病院も含めますけれども、そういった姿勢がやはり必要なのではないのかなというふうに私は考えます。

もう１点は、やはり市民が知らされていないということですね。これにつきましては、やはり早急に手を打ってもらいたい、このように思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（髙橋利彦）　太田將範議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（髙橋利彦）　これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　５時１３分

平成２６年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第４号）

平成２６年１２月９日（火曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第　１　一般質問

出席議員（２０名）

２番	髙　橋　秀　典	３番	米　本　弥一郎
５番	宮　内　　保	６番	磯　本　　繁
７番	飯　嶋　正　利	８番	宮　澤　芳　雄
９番	太　田　將　範	１０番	伊　藤　　保
１１番	島　田　和　雄	１２番	平　野　忠　作
１３番	伊　藤　房　代	１４番	林　　七　巳
１５番	向　後　悦　世	１６番	景　山　岩三郎
１７番	滑　川　公　英	１８番	木　内　欽　市
１９番	佐久間　茂　樹	２０番	林　　俊　介
２１番	髙　橋　利　彦	２２番	林　　正一郎

欠席議員（２名）

１番	林　　晴　道	４番	有　田　惠　子

説明のため出席した者

市　　長	明　智　忠　直	副　市　長	加　瀬　寿　一
教　育　長	夛　田　哲　雄	病院事業管理者	吉　田　象　二
秘書広報課長	飯　島　　茂	行政改革推進課長	加　瀬　正　彦

総務課長	堀江通洋	企画政策課長	伊藤浩
財政課長	林清明	税務課長	佐藤一則
市民生活課長	伊藤正男	環境課長	浪川昭
保険年金課長	渡邊満	健康管理課長	野口國男
社会福祉課長	加瀬恭史	子育て支援課長	山口訓子
高齢者福祉課長	石毛健一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	高木寛幸	建設課長	大久保孝治
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
会計管理者	赤松正	消防長	佐藤清和
水道課長	鈴木邦博	病院事務部長	飯塚正志
病院経理課長	土師学	庶務課長	横山秀喜
学校教育課長	石見孝男	生涯学習課長	佐久間隆
体育振興課長	石嶋幸衛	監査委員事務局長	田杭平三
農業委員会事務局長	岩井正和		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤恒男	事務局次長	髙安一範

開議　午前１０時　０分

○議長（髙橋利彦）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（髙橋利彦）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　木　内　欽　市

○議長（髙橋利彦）　通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（１８番　木内欽市　登壇）

○１８番（木内欽市）　おはようございます。

18番、木内欽市です。旭市議会第４回定例議会において一般質問を行います。

今年も早いもので、残すところあと20日余り、さまざまな出来事がありました。

５月、元岩手県知事、総務大臣を務めた増田寛也氏が座長を務める日本創成会議が衝撃的な発表を行いました。2040年までに、日本では896の自治体が消滅する可能性があるという大変センセーショナルな内容です。日本の自治体は約1,800存在します。そのうち約半数が消滅する可能性があるということです。

幸い旭市はこの896の自治体には入っていませんが、周辺の自治体が消滅する可能性の自治体に入っているということは極めて深刻な事態です。これからの地方自治行政は、周辺の自治体と力を合わせながらも、市町村相互の知恵比べの生き残りの時代になりました。

このような市政を取り巻く状況下を念頭に置いて、一層の市民福祉の向上と旭市のさらなる発展を願って、市長をはじめ執行部の皆さんに真摯に質問いたしますので、どうか的確な

ご答弁をお願いします。

それでは、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、地区懇談会についてであります。

市長と執行部が直接市民と話し合う場として、各地区で毎年開催される地区懇談会、市民の意見、要望を市政に反映させるということですが、どのように反映させておられるのか伺います。

次に、防災対策について伺います。

3.11の大震災から３年と８か月になります。「喉元過ぎれば熱さを忘れる」という言葉がありますが、毎年行われる防災訓練、最近は参加者も少なくなっているような気がいたします。

大震災後、東大地震研究所が、首都圏を襲う首都圏直下型地震の起こる確率は４年以内に70％と発表いたしました。その発表から既に２年が経過しております。起きてほしくはありませんが、大地震は必ず起きます。防災対策、これからの計画予定について、車での避難訓練、避難所の整備、震災復興について、以上４点について伺います。

次に、上水道の今後の整備計画について伺います。

質問の大きな４番目、国土強靱化整備計画についてであります。

３年前の大震災では、死者、行方不明者15名という県下最大の被害に遭ったのが旭市であります。これは今後、将来の旭市のことを考えれば、全国的に津波が来たら危険なところであるとの認識を多くの人々が持ったということであります。言い替えると人口減少に拍車がかかる悪い条件を持っているということであります。

津波で亡くなられた方々、尊い命を落とされたみたまに報いるためにも、県内で一番災害に強いまちを目指すこと、災害に強いまちづくりに取り組まなければなりません。誰もが望む安心・安全のまちづくりです。

そうすることが、人口増加の面においてもハンディキャップをセールスポイント、人口を呼び込むことになります。このような意味で、旭市が国土強靱化地域計画にいち早く手を挙げ、全国市町村のモデルになったということは、まさに「災い転じて福となす」ということであります。市長並びに担当課には改めて敬意を表します。犠牲になった尊い命を無駄にしないということから、最大限の努力、英知を結集しなければなりません。旭市の力量が全国に問われるところであります。今後の取り組みを伺います。

次に、旧いいおか荘について伺います。

この問題は、昨日、太田議員の質問もありました。また、この後、滑川議員も質問する予定です。私のほうからは現在の状況、市内、市外からどのような業種の方々の問い合わせがあったのか伺います。

続いて、農業問題について１点伺います。

県下第一の農業生産高を誇る旭市、基幹産業であります農業、農家の経営が大変になってきております。特に主要作物の米価の下落は深刻であります。今までですと、米価が下がった年は、米の消費が増えて在庫が減ったのですが、今年はいつもと違います。外食産業も円安等の影響で輸入食材が上がっているので、米の使用量を控えて価格を抑えているからです。このままだと来年も在庫は膨れ上がり、米価のさらなる値下がりが懸念されます。

この後、建設経済常任委員長、飯嶋委員長のほうから、議員発議で政府に意見書が提出されますが、国・県の施策を待つ前に、市独自に知恵を出して対応を図るべきと考えるのは私１人ではないと思います。米価下落に対する対策を伺います。

最後に、コンサルタントへの委託について伺います。

髙橋議長も過去、一般質問で何度か質問されたことが私の記憶に残っているのですが、市行政を推進する中で、旭市の現状に一番詳しいのが市職員であって、職員の企画・立案がコンサルタントの企画書より優れていると思うのであります。委託はどのぐらい予定しているのか伺います。

以上、質問を終わりますが、質問の点数が多いもので時間がかかろうかと思います。答弁はひとつ手短にお願いいたします。再質問は自席でお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　私のほうからは、１番目の地区懇談会についてということと、２番目の防災対策の（４）災害復興について、それから大きな４番目、国土強靭化地域計画についてということと、７番、コンサルタントの外部委託につきまして答弁申し上げます。

まず、地区懇談会の意見をどのように市政に反映させるかということのご質問です。地区懇談会におきまして提案をいただいたのをどのように生かすかということにつきましては、内容についてその場で即答したり、またすぐに対応可能なものはありますが、それら以外のものにつきましては、庁内において対応を検討することとなります。このような場合は、提案についてはその後、企画政策課において進展の状況を調査し、過去のものを含めまして内容の把握に努めているところであります。

続きまして、防災対策についての震災復興についてであります。

震災復興とはどういうものかということで、実際には被災者の心の問題も含めまして、復興という言葉にはさまざまな要素があると思います。このような中、市では平成27年度までに集中復興期間と定めまして、旭市復興計画を策定し、「心をひとつに～共に進もう復興あさひ～」をスローガンとして復興に取り組んでおります。その状況を申し上げまして回答とさせていただきます。

復興計画に掲げました復興事業の進捗状況につきましては、取り組みの中で飯岡中学校の移転、避難道路の整備までを含めますと、現時点におきましては81％の進捗となっております。これは事業費ベースになります。

また、この復興の行き先を見据えた上で、現在新たなまちづくりの指針となる国土強靭化地域計画の策定を進めているところであります。

続きまして、国土強靭化計画につきまして今後取り組む方向としてということで、現在取り組んでいる国土強靭化地域計画について申し上げます。

先般、旭市国土強靭化地域計画方針にありましたとおり、その理念といたしましては、いかなる自然災害が発生しようとも、一つ目としまして、人命の保護が最大に図られる。それから、２番目といたしまして、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。３番目といたしまして、国民の財産及び公共施設に係る被害が最小限に図られるということ。それから、４番目です、迅速な復旧復興という基本目標といたしまして、強さとしなやかさを持った安全・安心な国土、地域、経済社会の構築に向けた国土強靭化を推進するものであります。

具体的な取り組み姿勢としましては、強靭性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証しまして、短期的な視点によらず長期的な視野を持って取り組む。３番目といたしまして地域の多様性の再構築、地域間の連携強化、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、自立・分散・強調型国土の形成につなげていくというものであります。

現在、庁内、これは市の内部の全課の副課長から成る旭市国土強靭化地域計画庁内推進会議において作業を進めるとともに、有識者、市民等で構成する旭市国土強靭化地域計画検討委員会の意見をいただきながら策定を進めております。

なお、本会議中には、議員の皆様に計画の骨子をお示しする予定であり、その後、市民の皆様に骨子に関するパブリックコメントを行う予定でありますので、よろしくお願いいたし

ます。

それから、７番目のコンサルタント外部委託につきまして、今委託はどのぐらい予定しているのかというご質問に対してお答えいたします。

各種計画策定のコンサルの委託の本年度につきまして申し上げますと、案件といたしましては３件、予算ベースでの金額では695万4,000円となっております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　それでは、２番目、防災対策についてお答えいたします。

まず１点目として、これからの計画予定でございますが、東日本大震災以降、災害に強い地域づくりを目指し、津波避難タワーや津波避難のための外階段の整備、防災備蓄倉庫の建設等の事業を進めてまいりました。津波防災の観点から申しますと、平成27年度に新たな津波避難施設の整備に向けて調査、検討を行います。

また、避難所用の備蓄食料や飲料水についても、平成24年度から５年で5,000人分を目標に計画的に備蓄を進めております。そのほかソフト事業で申しますと、地区からの依頼により防災出前講座を行ったり、総合防災訓練及び津波避難訓練を実施しております。このような訓練等を毎年繰り返し実施することにより、防災の啓蒙啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、２点目でございますが、車での避難訓練の予定はについてでございます。

平成25年９月議会で、木内議員から車での避難訓練を提案いただきました。本年３月の津波避難訓練において、横根・下永井地区を対象として車を利用した避難訓練を実施いたしました。

千葉県地域防災計画では、地震が発生し、津波警報が発令された場合、自家用車での避難の自粛を定めております。しかし、市民のことを考えますと、身体障害者や高齢のお年寄りのことを考えますと、徒歩での避難は非常に困難でありますので、車を利用した避難を考えざるを得ず、こうした社会的弱者に配慮した車での避難訓練を検討することも必要であろうと考えております。

３点目の避難所の整備についてでございます。

市内に、防災計画において避難所を指定してございます。指定避難所、避難場所、一時避難場所、広域避難場所、津波避難場所、津波避難ビルというものを防災計画では指定してございます。そういう指定避難場所となる市内各小中学校へ防災備蓄倉庫を順次整備しており

ます。そういうことで、いつ来るか分からない災害に対応すべく、順次整備なり訓練を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　水道課長。

○水道課長（鈴木邦博）　大きい３番目の、上水道の整備についての中の今後の整備計画について答弁させていただきます。

水道施設の老朽化による更新と、あと自然流下区域の拡大ということで、２点ほど答弁させていただきます。

水道施設の老朽化による更新につきましては、きのうも伊藤議員より質問がありましたけれども、水道管の耐用年数は40年とされておりますが、歴史のある水道事業体の例を見ますと、50年、60年使用しているのが実態のようであります。本市の場合、一番古い管で35年経過しておりますので、まだそのような例からしますと、多少余裕があるのかなというふうに考えております。

しかし、水道管が破裂しますと大きな事故につながったり、また断水等の水道利用者にも多大な迷惑をおかけすることになりますので、水道管の埋設状況、例えば国道だとか、そういった交通量の多い路線等、あるいは地盤の条件の悪い箇所を考慮しまして、計画的に更新作業を進めていきたいと考えております。

それから、自然流下区域の拡大ということも考えております。旭地区の配水方式は、地形的制約から給水区域の全域をポンプ圧送で配水しておりますが、それに対しまして海上、飯岡、干潟地区は、高台の区域を除いて自然流下方式による配水となっております。現在の水道が合併前に計画されたためこのような方式となっておりますが、合併後の全体的な地形を考えますと、高台の地の利を生かした自然流下区域を拡大することは動力費等を含めた維持管理費等の縮減につながり、水道経営の上からも必要なことであると考えております。

平成22年12月に策定しました旭市水道ビジョンでは、海上配水場、干潟配水場にそれぞれ配水池を増設し、自然流下区域の拡大を図っていくことになっておりますので、現在、海上配水池を増設すべく詳細設計を進めているところです。

私のほうからは以上です。

○議長（髙橋利彦）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　議員のほうから旧いいおか荘につきまして、現在の状況、特に問い合わせいただいている状況等につきましてご質問いただきました。

ご承知のようにいいおか荘は、現在３回目の公募を行っております。11月17日から12月17日までを期間としまして貸付先の公募を行っているところでございます。昨日現在、まだ応募書類の提出はございません。しかしながら、これまで12の事業者に現地説明を行っておるところでございます。この状況につきましてご説明申し上げます。

現地説明に参加いただきました事業者、地域別には市内の事業者の方が４事業者、市外事業者は８事業者でございます。うち一つは、県外ということで東京都でございます。

業種的には宿泊業を営んでいる方、これが三つの事業者、それと飲食業を営んでいる方が、同じく三つの事業者に参加をいただいています。

そのほかは建設業あるいは物品販売あるいはビル管理業を営んでいる方々、それぞれ一事業者ずつでございます。さらに個人で、現在商売を営んでいる方、これが２事業者、さらには複数の方で連合体というような形で組んで事業を起こしてみたい、そういう希望のある方が１事業者、合わせまして12の事業者に現地説明に参加をいただいている、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸）　それでは、農水産課より６番目、農業問題について。

（１）米価下落に対する対策はということをお答えさせていただきます。

国全体では、主食用米の需要が減り続ける中、米の民間在庫は、今年の６月時点で222万トンとなっておりまして、この10年間の在庫につきましては160万トンから220万トンで推移している中では高水準となっております。

今後厳しい状況が続くと思われますので、米の価格安定については、国での対策が必要なところです。農林水産省でも、26年産米について現在対策を検討されております。

市といたしまして、今年から数量払いとなりました飼料用米について早くから取り組んでおりまして、取り組みの環境が整っていますので、国の交付金及び市の補助金などで所得が予測できる飼料用米生産では、多収量が見込める専用品種での取り組みを進めて、米農家の経営安定を図りたいと思っているところであります。

また、収入減少によります影響を緩和し、安定的な経営ができるよう国と農業者の拠出に基づきますセーフティネットといたしまして、ナラシ対策と言われます経営所得安定対策、こういうものがあります。

現在この制度に加入している方は比較的少ないということですので、今後は一定の収入を

確保できるこの制度の周知、加入促進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　先ほど回答の中で募集期間、期限が12月17日と説明させていただきました。すみません、訂正で12月12日、今週の金曜日ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　それでは、再質問を行います。

まず、地区懇談会についてですが、主にどのような意見が出たのか、ざっとで結構です。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　すみません、今、今年度の状況の手持ちございません、後ほどということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　後ほどというのはいいんですが、それでは海上から出た意見ですが、毎回出ておるんですが、水道を引いてほしいとか、そういう意見が出るんですけれども、それともう一つ何だったか、とにかくそういう意見は、庁内では多少はもむけれども、別に市政に反映させていくということですが、あまり今反映されていない。できることとできないことがあるでしょうが、そういった点はどのように、どのような意見があって、どのぐらい反映されたかなというのを聞きたかったんですが、今まで出た意見でそういうのはありませんか、分かりませんか。

（発言する人あり）

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　じゃあ、後日で結構です。

それと、よく毎回私行くんですが、海上だけか分かりませんが、最初の出だしが物すごいビデオ見たり、あれで大体１時間ぐらいかかっちゃって、さあ質問というと、大体２回目の質問で打ち切られちゃって。先日も、後から質問なさろうとしたら「もう時間ですから」と、こうやって切られちゃうんですが、もしあった場合、せっかく来て質問を言おうと思って待っていたら、やっと自分の番が来たなと思ったら、「もう時間です」ではちょっとあれなん

で、そういう点ちょっと改善みたいなことはお考えいただけませんでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員、ちょっとお伺いしますが、この１番の地区懇につきましては一番最後に回して、この２番目の防災対策、ここからお願いしたいと思います。

○１８番（木内欽市）　はい、了解しました。

じゃあ、議長からの指示でございます、２番目に入ります。

防災対策、これからの計画予定については理解いたしました。

小さな２番目、車での避難計画のことで、多少やっていただいたということでいいかなと思います。結局、県の指導では徒歩でということですが、これはやっぱり都市部のことを想定していると思うんです。ですから、この辺は都市部でありませんので、恐らく津波が、地震が起きたと言ったら、ほとんどの方が車で避難すると思うんですよ。

住宅の次に大事な財産は大体車ですから、その車でも高級な車は1,000万円以上する車があるわけですから、その車をあえて置いて徒歩で避難するということは、通常は考えられません、前回もそうでした。まして、先ほどおっしゃったようにお年寄りがいるであるとか、あるいは夜間であるとか雨降りの日だとか、これふだん防災訓練やっているように、区長さんがヘルメット持って先頭で立って、ああいう避難はちょっと今の時代は合わないかなと。何か戦時中の防災訓練を見ているようで、ちょっと時代遅れのような感がいたします。

ですから、これは幾ら徒歩で避難しろと県の指示があっても、さっきも言いましたように車で避難しますので、そういった場合にやはりこれをやっておかないと、富士山の爆発を想定してこの間やったら、やはり大渋滞が起きて、さまざまな弊害があったということが新聞に大きく出ていました。

ですから、これをやることによって交差点はどの具合になるのか、あるいは国道を避難して飯岡のバイパスがどうなるのか、一旦やってみる価値あると思います。それをやらないと、例えば大渋滞が起きてしまって、救急車が来られなくなるとか消防車が入れなくなるとか、パトカーが入れなくなると、こういう事態になると必ずまずいことになりますので、もう少し大々的というか、ふだんの徒歩の避難訓練はもう参加者が少なくなっているんで、一度車での避難訓練を再度お考えいただけないでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　最初の答弁にもいたしましたけれども、やっぱり市民のことを考えると、お年寄りや足の不自由な方のことを考えると、車での避難訓練というのは必要ではないかと思います。ただ、ちょっと具体的に徒歩での避難が安全ということをちょっと述べさ

せていただきます。

平成23年３月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震に伴う、旭市における内陸部への最大津波到達距離は500から600メートルでありました。また、元禄地震を想定した場合、地震発生後、30分後に大津波が襲来しております。そのことから、子どもやお年寄りが30分間に歩ける距離を、普通、徒歩１時間に４キロと言います。30分間に２キロですが、それより半分にして１キロは30分間に歩けるだろうと考えて、津波が襲来するであろう内陸部１キロメートルの間に津波避難ビルや避難タワー、11か所ございますので、そのほかにも津波避難場所が10か所指定してございます。

そういう交通面で混乱を起こすかどうか、一度はやったらどうかというご質問ですので、そういうこともやっぱり試験的にやることが経験をしておくということはいいことだと思います。でも、徒歩で避難するというのが一つの原則かな。家族でふだんから話し合って集合場所を決めておくとか、そういうことを日常の中で話し合う。

先ほども木内議員が言いましたけれども、災害というのは昼夜問わず、いつ、どんな場所にいたときに、いる場所によって違います。本当に想定できないものですので、いろんな体験訓練をするということについては今後考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　徒歩ということですが、今、元禄地震という話が出ました。この間の津波は7.8ぐらいですよね。元禄津波のときは12メートルぐらい来ているんですよ。今度、首都圏直下型とか南海トラフがきた場合には、これを超える津波が来ることも想定しなければなりません。これからは想定外という言葉は通用しませんよ。

津波が来て、時間があるのに、この間の大津波はこっちに襲来するまで５時間ぐらいかかっているでしょう。元禄地震だって30分かかっているでしょう、津波が来るまで。その30分の間に避難タワーに上って津波が来るの待っていて、避難するという人を考えられますか。遠くへ遠くへ逃げるでしょう。逃げ遅れた人が避難タワーに行くんですよ。わざわざ逆のほうに行って、海岸道路の避難タワーに行って避難タワーに上る人って考えられませんよ。

ですから、現実にあった地震が来て、いつ来るか分かりません、先ほども言いましたが、４年以内に70％の確率で来ると、地震列島日本の最高機関、東大が発表しているんですよ。既に２年経過しているんです。あした来るかも分からないんですよ。さあ大津波が来ますよ

って、12メートルですよっていった場合にどうするんですか、これ避難タワー潜っちゃうでしょうよ。ですから、そうじゃなくて現実にあって、地区が違うんだから、車で逃げれる地区なんです、大都会と違うんですからどんどんそういう訓練も一度はやっていただきたいなと、このように思います。その答弁がなければこんな質問しないんですが、もう一度、くどいようですがお願いします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　分かりました。今後検討してまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　そうですね、やることによって、やはり避難道路をこうしたほうがいいよと、そういう新たな知恵も生まれてくると思うんですよ。ですから、一旦はやって、渋滞するな、信号でひっかかるなといった場合に、その避難道路が生きてくるわけですから、一旦はぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、避難所の整備でありますが、これはさっき言うの忘れて、ごめんなさい、地区懇談会に出たんです、このやつは、うちのほうで。避難所に行けと言って行っても、そこの小さな話ですが、例えばトイレとかはお年寄りが使えないと、そういったような整備もしてほしいと、こういうような要望については検討なさいましたか、それで併せて伺います。避難所の整備。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　今の避難所の整備でございますが、旭市地域防災計画で指定しております一時避難場所については、小中学校などの指定避難所までが遠い世帯の方もおりますので、避難途中の安全を確保するために一時的に避難し状況が安定したら移動する場所として指定してございます。

一般的には、一時避難場所についても公共施設を指定しておるんですが、その公共施設がない５地区について集会施設をしてございます。その木内議員が言われた一時避難する場合、お年寄りや、そういう子どもたちのためにもトイレ等の整備ができないかという、地区懇談会で質問がございました。そのことについては市民生活課のほうとの協議をいたしておりま

すので、そちらから回答いたしてもらいます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男）　ご質問ですが、幾世集会所トイレの修繕についてのことだと思います。それについてお答えいたします。各区のコミュニティ施設の修繕につきましては、旭市コミュニティ育成事業補助金交付要綱に基づき、地区集会施設修繕事業に対し補助金を交付しております。この補助金につきましては交付の制限を設けており、同種の地域団体に対し、補助金の交付を受けた日から起算して10年を経過するまでは新たに補助金を交付しないとしております。ご質問の幾世集会所につきましては、平成23年度に修繕を行っておりますが、市の一時避難場所となっており、トイレの修繕は高齢者などが使用するのに不便で困っているということであれば、特別な事情があるものとして認めることができると考えております。

ただし、修繕に係る補助率は補助対象経費の２分の１以内で対象経費が20万円以上の事業となっております。よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　これは、国土強靭化整備計画にもやはり避難所の整備ということが入っていますので、どうか皆さん、これも計画に盛り込んでいただきたいと、このように思います。よろしくお願いします。

それでは、小さな４番目の震災復興についてであります。

先ほど81％とおっしゃいました。これでどの辺までいったら、100％じゃないで、どの辺までいったら震災復興は、きのうは市長が答弁で、仕上げの段階とおっしゃいました。私もそうだと思います。どの辺までいったら震災復興は大体終わるのかなというのをお聞きします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　私どもで先ほど申し上げたのは、事業費ベースということでのものです。あと、残っているというのを飯岡中学校の解体費であるとか、あと多少のプラス要素ということで、おおむね事業内容については完了ということになっておりますので、このぐらいのパーセンテージいけば、100％というのが実際に完成ということになると思うんですが、完了したんではないかというようには考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　私も震災からの復興はまだなっていないと、そういう考えは持っております。ただ、一つちょっと最近気になるのが、何か決まり文句のように震災復興という言葉が出てまいります。被災者の心情を考慮して、明確な重みのある言葉の使い方がこれからは求められると思います。

といいますのは、仙台に行ってきた友達が、仙台市にはもう既に震災復興という言葉とか垂れ幕は全然ないと言うんです。安心なまちづくりとか、新しいまちづくりとか、そういう希望の持てるスローガンに代えてきているということですので、旭市ももうそろそろ希望の持てる新たなスローガン、日本一安全なまち、災害に強いまち、先ほども言いましたが、そういういったような時期に来ているのではないかなと、このようにちょっと思うのでありますが、ご見解を賜ります。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　大変前向きなお話でありますけれども、一応復興計画ということで５年、27年度いっぱい、28年３月まで復興計画が立ち上がっているわけでありまして、そういった部分ではまだまだ復興ということ、それと同時にやはり１年１年震災の風化といいましょうか、忘れるような状況が人間にはあるわけでありますので、そういった部分での記憶にとどめるという部分でも、復興はもう少し使いたいなという思いでいるところでありますけれども、今申されましたように、新たなみんなで心を一つにということもありますけれども、そういった新しい元気の出るようなそういったキャッチフレーズを考えてはいきたいと、そのように思っているところであります。

復興がどのくらいと、81％くらいと先ほど言いましたけれども、県の事業であります海岸の防護施設、あれを見ましてもまだ50％ぐらいだと思います。これも旭市の復興事業の大きな面でありますので、そういったことを含めますと、避難道路もまだ用地の買収にも入っていない。そういった部分で、まだ当分復興が続くのかなと、そんなような思いでいるところでありますので、もうしばらく復興という言葉を使わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　了解いたしました。

我々は、この地元にずっと住んでいますので、津波が来ちゃったからというような感じは、そんなに恐ろしさというか、怖いは怖いんですが。ただ、いつかありましたよね、中央病院の検討委員会の時に事業管理者がおっしゃっておられました。あの大津波以降、どういうわけか、やっぱりドクターが大変怖がっているといったご意見がございました。

やはりそうだと思います、最上階へ上って海を見ると、穏やかなときはいいですが、その海が津波が襲ってくるという、そういうのが頭にあると、やはり怖いというイメージを持つ方もいらっしゃると思いますので、そういった意味で先ほども言いましたが、それを教訓に安心なまちに生まれ変わったんだと、そういうような意味で申し上げておりますので、よろしくお願い申し上げます。

名誉市民であります飯島重雄先生の本にも書いてありました。旭市は災害の少ないまちだと、そのころの本には書いてあったんですね。どういうわけか旭市は災害に襲われていないと、安心なまちだということをうたってありましたが、今回の津波でそういうイメージを、怖いというイメージを持っている方がいますので、これを教訓に安心なまちになったというばねにしていただきたいということの質問でありますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、上水道の整備についてであります。昨日も市長の答弁で、貯水池が４億円とか５億円ぐらいということでありますが、やはりこれを掃除するのに、もう１回別で立てるでしょうから、そうしたらそれを少し大き目にして、合併したんで、旧町のときはあの貯水池だけで全部の用水を賄っていたわけです。ですから、今度合併したんですから、それを旧旭市にもそれを使うと、そうするとさっき言ったように電気代も何もかからないわけです。

それで簡易よりもここにあるポンプとモーター、これは耐用年数が短いですから、恐らく莫大な費用がかかっていると思うんですよ、今までにも。何億円というお金がもう既にかかっていると思います。それが利用者の負担にはね返るわけでありますから、大きなタンクをやれば、圧だけでこの地区全部当然間に合うはずであります。見広のあの上にあるやつ、あれは３層になっているんです。それで一番上のほうから下まで流しちゃうと圧強過ぎちゃうんで、第１は上の貯水を使っているんです。

下の蛇園のあのあたりは、上のあれを使っている、圧をかけるのに、逆か、逆だ。とにかく圧が物すごく強いんですよ。ですから、あの圧で十分間に合えるわけで、そうすればモーターとかポンプを変える必要がないので、そのようにしたらどうかなと思います。あそこに１個だけ足らないですから、干潟のほうにもやれば、これ全旭市間に合うと思いますが、どうですか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博）　ただいまの質問についてお答えします。

先ほど説明いたしましたけれども、水道事業は合併の後だったら、木内議員言ったように多分そういった計画だったと思うんですけれども、合併以前にも水道事業始まっていましたので、旭市はポンプ圧送ということです。

それで、先ほど説明しましたように水道ビジョンの中でも、今言ったように高台から旭市内も給水するというような計画になっております。

ただ、先ほど東日本大震災で、今の旭市の中心にある配水池も給水拠点的な役割を果たしましたので、全てなくすということもできませんので、できるだけ、例えば海上であれば、江ヶ崎あるいは網戸あたりをカバーするとか、干潟の配水場からは新町、谷丁場とか、琴田だとか、そういうところを配水するというような計画で今進めております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　あと、もっと広い意味で、例えばお隣の銚子市とか東庄町とか、そちらのほうとの一体の、そういうお考えはないのでしょうか。

例えばそういうことになれば、毎回出ている海上町の岩井の東部のあの辺の水道のそれも一気に解決しちゃうんですよね。あれは行政区が違うから、あそこで一旦水を古い水をあそこでもう捨てちゃったりしているでしょう。これもったいないですから、本当は銚子市とつないでもらえれば一体化になる。長い目で見れば、水道課という課はいらなくなるわけですから、もう匝瑳市には水道課なんてないわけですから、職員の削減にもなるし。

最終的には、消滅するし云々とありますが、仮にという、本当になくなってきた場合に周辺との合併も考えざるを得なくなるかなと、合併させられちゃうんじゃないかなと、そうも考えています。そうした場合に、文字どおり中心になるのが中核都市旭市で、市長が中心になっていただくわけですので、そういったお考えはどうでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博）　県内水道の統合広域化というのを今進めておりますので、ちょっとその辺説明させていただきます。

県では、県内の水道事業体の運営基盤の強化、用水供給料金の格差縮小などを目的に県内

水道の統合広域化を進めております。それによりますと、県内に六つある水道用水供給事業体の水平統合を目指し、まずは九十九里地域、南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合をリーディングケースとして進めております。具体的に平成25年５月には関係市町村に提案がなされております。

それから、その他の地域としまして、例えば北千葉、東総地域、ここですね、あと君津、印旛につきましてもそれぞれの地域の実情に配慮しつつ、市町村等の十分な対話を行い、合意形成を図りながら進めていくということになっております。今、木内議員質問ありました、我々市町村等が担う末端給水事業についても、統合広域化の促進支援に取り組むというふうになっていますので、先ほど言った水道用水事業の水平統合とは別に、具体的に木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市の上総４市と君津広域水道企業団の統合という話も覚書を交わして、今協議しているというような状況がありますので、県でもそうですけれども、そういった状況を見ながら進めていくということになっていますので、その様子を見ながら検討していくようになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　これからどんどん人口が減っていくわけで、水道収入もこれからは減少に入るということになると思います。先ほどおっしゃったように管の入れ替えだとかいろいろあって、今度経費のほうがかかるということですので、ぜひここは近隣とのそういうのを進めていただきたい。あとは課長には苦しい答弁になっちゃうでしょうから、この辺どうですか、地区のリーダーでありますから、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　統合の問題、広域化の問題、両方あると思いますけれども、今、東総水道企業団で東庄町、そして銚子市と旭市という企業体で組んでやっているわけでありますけれども、それぞれ東庄町と旭市は全面的に利根からもらっているわけでありますけれども、銚子市は自己の水源を持って今、ずっと歴史の古い、そういった仕組みがあるわけでありまして、その辺の銚子市との話し合いがつくのかどうかという部分も、これからそういったことでやっていかなければならないと思いますけれども、一回、前にそういった話を銚子市に投げかけたことがあると思いますけれども、なかなか自分のほうの手前の水道の体系があるということの中で乗ってくれなかったという経緯はあるわけですけれども、今後そういった

ことで協議をして進めていきたいなと、そのように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　ありがとうございます。

やはり、これから当然ごみの処理の問題であるとか消防あるいは病院、この水道もそういう一部に入ると思いますので、ぜひまた今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

続いて大きな４番目の、国土強靱化地域計画についてお尋ねをいたします。

これは、先ほどもう委員会を立ち上げたということでよろしいですか、はい。それで、これには副課長とありましたが、コンサルは入るんですか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　これにはコンサルは入っておりません。国の指導に基づく市のほうで今計画を策定するということで推進しております。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　よかったです。こういう問題は、やっぱり職員の人は自分のところは自分のところの考えがあるわけですから、こういうのにコンサルは使わないで、皆さんのほうが優秀なんですから。先ほども言いましたが、全国が注目しているモデル地区でありますので、いい計画ができたなと、ぜひ知恵を絞って頑張っていただきたいと、このようにお願いして次の質問に移ります。

旧いいおか荘についてでありますが、これは例えば契約の運びになった場合に、前回はそういうのはやっていなかったと思うんですが、例えば契約金であるとか保証料であるとか、あと火災保険はどっちが入るとか、そういったようなことは考えておられますか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今、委員のほうから契約金、保証料、要綱の中には特に明記はしてございません。あと、火災の保険等につきまして、これにつきましては建物自体が市の所有でございます。市のほうで加入ということになるかと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　通常だと、建物を貸す場合には契約金あるいは保証金とか、一旦預かりますよね。先ほどもちょっと話ししたんですが、例えば貸して、中に設備を設置して、その人がいなくなっちゃったと、その処理費は全部今度は市持ちでやらざるを得なくなります

ね。それを勝手に処分するわけにいきませんよ、当然裁判で裁判をかけて裁判所の判決がおりて、移動するのも全部裁判所の指示に従った業者、置く倉庫も指定した倉庫に置かせられると、そういったお金で莫大なお金がかかりますので、やはりその場合には保証金を積ませるとか、違約金の額を定めておくとか、賃料は無料でもですよ。そういった必要があると思いますが、いかがでしょう。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今ご指摘いただきましたけれども、いいおか荘、今回使用貸借でということで話を進めています。ただ、大前提が相当の被害が一部出ております。これにつきましては、借りる側が自ら修繕をということで、その辺もちょっと考慮いただければと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　ということは、保証金とかを積んでもらうという考えはないということなんでしょうか。

これが一般の取引で、皆さん方が一般の不動産宅地建物取引業者を普通は仲介入れるんですよ。その業者はちゃんと大臣あるいは知事の免許を持った業者が入ります。後々のトラブルがないように、それで責任を持ってやるわけです。通常の場合だったら、これ損害賠償ものなんですよね。入るって言って入らないでいっちゃったら、その間の家賃どうするんだよと大家さんから言われますよね。

ですから、そういったことを心配しているんですが、私は保証金ぐらいは積んでもらわないと、また保証金を積めないような業者であれば、保証金は何もなければ返るんですから、それを用意できないような業者であれば、最初から貸す、それにちょっと不適切でないのかなと、そんなふうに思っているのですが。

今までやっちゃったのはいいですよ、蔵王のことはこれは仕方ありません。それだって議会ではだいぶ出たんですよ、これはまずいだろうとか、ちゃんとしたリサーチ会社入れろとか、結構意見あったでしょう。ところが、このような結果。また同じようなことになった場合には、何だということになりますので、それを心配して言うのであります。お答えもう一度お願いします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の４回の答弁に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今、再三保証金につきましてご質問いただきました。再度になりますけれども、多分修繕につきましてはいろいろ見積もりを我々も見た中でも数千万円かかるのかなと。それにかかります資金調達能力、これがあるかどうか、これは我々もよく調べたい。そんなことで今回、仮にもし申し込みがあった場合、選定委員会等を設置します。その中には資金の調達能力が本当に適切かどうか、そういうことで市内の金融団の代表の方等につきましても就任をいただいて評価をしていただく、そういうことも視野に入れて、ここの部分につきましては進めてまいりたい、そういうふうに考えています。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　はい、分かりました。

保険のほうは市が入るということですが、地震保険は当然今回は入ったんでしょうね。前のときは地震保険入っていなかったんですよね、いいおか荘ね。同じ経済団体は別ですが、農協は入っていたんですよ、飯岡支所は。ですから、解体費用も全部地震保険でできました。今度は地震保険、ぜひ市が入るんであれば入るということをお勧めいたします。

そして、農業問題です。

やはりいろんな方法を考えていただいているということであります。一番心配するのは、農家も困るんですが、これ以上耕作意欲がなくなって、この干潟八万石が耕作放棄地がだんだん増えてくると、こうなった場合のことを非常にまた心配するわけであります。ダムの効果も相当あります。あの干潟八万石の洪水を防ぐ効果がありますので。それもありますし、防災・防犯上、火災の危険、いろんな面でもありますので、やはりこれは国のそれを待つ前に市独自で何らかの方法、ひとつすぐは出ないでしょうが、ぜひそのお考えをいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸）　市での対応ということであります。市のほうでも今回の米の下落というのは大変心配しております。その中でも農林水産省の施策をお願いするという方法をまずとろうかということで、米の直接支払交付金の年内払いですとか、ＪＡグループの仮渡金の早期の追加払い、農林漁業セーフティネット資金の１年間実質無利子化と、ナラシ対策の特例措置、これを国のほうに要望して今進めておいてもらっているという状態です。

市といたしましても、先ほど言われました耕作放棄地が増えるんではないか。その対策でありますけれども、担い手への農地の規模拡大、そういうのも通じましてコスト軽減ですと

か、米消費拡大、こういうことも考えております。市といたしましても優良農地の確保、こちらを少しでも米生産農家の助けになるようにしていきたいというように考えておりますので、具体的に何をということはないんですけれども、今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　ひとつ知恵を絞って、よろしくお願いをいたします。

それでは、最後のコンサルタントの外部委託についてお伺いをいたします。

これは補正予算で100万円、独法のこれはやっぱり仕方ないと思います。これだけになると、なかなか幾ら皆さん優秀でも委託したほうがいいのかなと、このように私も思っております。これ３月まで100万円ですよね、最終的にどのぐらい見ていますか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　まず、全体金額についての算出はしておりません。先進地事例等でよく言われているのは２億円から３億円と言われているんですが、そんなにはかからないと思っております。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　コンサルタント料が２億円か３億円。

（発言する人あり）

○１８番（木内欽市）　そうですか、やっぱりすごいですね、違うでしょう。

○議長（髙橋利彦）　企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　すみません、コンサル委託料についてはそれほどないです。全体の移行経費という形でして、コンサルタント料としてはまだ算定しておりません。すみません。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　やはりそれ以外の、例えば地区の問題、人口減の問題であるとか、道の駅の問題であるとか、そういったような面であれば、これはやっぱり職員の皆さんのほうが地元で知恵を持っていますので、あえてコンサルに依存しないでやったほうがいいのかなと、このように思っているわけであります。近隣の町で実際にあった話ですが、やはりコンサルを頼もうと思ったら、その町長さんが、そんなのどこでやったって同じだから隣の町に行ってもらってこいよと、標章なら名前書いてあるだけだと、極例ですがね、それでコンサ

ルタント料を相当浮かしたって、現実に退職した方が言うんですから。そういうことも今まであったみたいです、旭市じゃないでしょうがね。ですから、そういうこともありますので、地元でお願いしたいと。

それで、コンサルから出て、その意見に対して職員がこうやって訂正させたような事例というのは今まであるんですか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　コンサルからは資料に基づいた提案とか助言ですから、それに対して内部であったり、そういうものは協議をしていく、検討するということになりますので、そのままの答えという形ではないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　それにはやっぱり職員の方々が勉強していないと意見も言えませんから、よく勉強していただいて、コンサルに全て丸投げじゃなくて、ここはどうだと、この地域はこうだよというような意見でぜひお願いしたいと思います。

ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（髙橋利彦）　ちょっと待ってください。木内議員、１番目の地区懇談会ですか、これ準備できましたので、この質問をお願いしたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（髙橋利彦）　では、企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　すみませんでした。今年度の意見といたしまして71件ございました。その中には、スライドもあった中の意見もありましたし、特には道の駅の特色はということ、それから市役所の建設計画ということ、それから避難所の、先ほど出ましたようにトイレですね、集会所ということもありました。それから、ごみ焼却場についてどうだと、この辺の意見を含めて71件ということです。

それと、それに沿いまして木内議員のほうから、時間的な配分ということのご質問がありました。この地区懇談会、行政側からのいろんな情報をお知らせするということと、ご意見をいただくということだと思います。今年度について少し時間が長かったのかなと、公共施設の関係等もあって。これ最後に私も海上に行ったときに、一番最後の向後さんだったか、以前区長さんをやられた方、ちょっと呼ばれまして、そのお話をさせていただきました。

今後においてやはり時間調整、うちのほうも長くやる、それから意見もいただくというこ

とになると長時間かかります。その辺は、私どものほうの説明をある程度明確に簡略化した中でご説明をいたして、なるべく市民の方々からご意見をいただくというような方向で検討してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　どうもありがとうございます。

その地区懇のときに配っていただいた資料ありますよね。きのう課長がお答えになった、このまま整備したら25億円かかるとか、あれば非常によくできていますね。

あれはやっぱり職員の方が考えていただいたということですので、私は最初あれもコンサルが考えたのかなと思ったんです。そうしたら、そうじゃなくて、執行のほうの方に言わせたら、ちょっと耳の痛いようなことも書いてあるので、よくこうやって書いたな、よくできているなと思って感心していました。ひとつそういうことでよろしくお願いしたいと思います。

ああいう資料も地区懇のときに大変いいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時30分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時１３分

再開　午前１１時３０分

○副議長（平野忠作）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

引き続き、一般質問を行います。

◇　滑　川　公　英

○副議長（平野忠作）　続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（１７番　滑川公英　登壇）

○１７番（滑川公英）　17番、滑川公英。平成26年旭市議会第４回定例会におきまして一般質

問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

師走の慌ただしさに輪をかけた安倍総理の衆議院解散総選挙です。アベノミクスの評価を問う選挙ですが、投票率の低さがささやかれています。これからの日本の進路を決める大事な選挙です。ぜひ投票所にご足労をいただきたいと思います。

大きく分けて三つの質問をいたします。

何度か質問している項目もありますが、明瞭な答弁をお願いいたします。

１番目として、産業政策について。

（１）太陽光発電について。

６月議会でも質問し、太陽光発電１キロワット当たりの工事費99万円が妥当との答弁でした。旭市の道の駅の屋根に49.5キロワットの太陽光発電設備を導入する予定でしたが、今年１月の千都設計の見積もり価格は100万円、そんな高い価格ではお話にならんと私は再提出させ、その価格が60万円。これには裏がありまして、中身は３割カットされても利益が出るように約47万円に３割を乗せた見積もり価格でした。千都設計は太陽光発電の設計を下請に発注しました。

この経緯については、道の駅建設準備委員会で何回も皆様に説明をいたしました。この下請設計は京セラの子会社で、太陽光発電工事を20年以上施工しているとのことです。

皆さんもご存じのように、新聞、チラシ等はただいまでは１キロワット当たりの価格は20万円台が普通になっております。しかるに企画課は、総務常任委員会で60万円プラス共通費26万円で約87万円と説明。行政はこんなにいいかげんなのでしょうか。３割カットプラス共通費上乗せの73万円ならまだつじつまが合うんですが、いかがなものでしょうか。

（２）として、食彩の宿いいおか荘の契約について。

この問題については、きのうからたくさん質問がありました。ダブることがあるかとは思いますが、よろしくお願いいたします。

24年１月、いいおか荘自費修繕5,000万円では修理できるわけはないとグロリアを退け、24年７月までの解体予定が凍結になり、解体予算が廃案になり、その後、復興交付金事業が採択になり、３階屋上が避難所に。また、プロポーザルで２階、３階の営業をみやぎ蔵王高原ホテルに無償貸与いたしました。

契約書には、きょう問題になっていた契約の内容で再開日の条項等は一切なし。３回も再開日を議会に説明したのは課長のパフォーマンスと私は思っております。その挙げ句撤退。もともと債務超過の企業では無理だったのではないでしょうか。これは昨年度の９月議会の

前にも全協の説明会ではそこを注意している議員が多々おりました。

行政が試行錯誤、迷走し、約４年の空白期間を作るわけですから、飯岡地域発展のための速やかで慎重な契約をお願いしたいと思います。選定委員会を作り、５項目で選定するそうですが、昔に振り返りますと、ＪＴＢコンサルの方針を丸のみした経営検討委員会、その後5,000万円の修理費用を出す企業を排除した経営検討委員会、また債務超過企業をいい会社と選定した昨年の検討委員会、みんな前のめりで行政のレールに乗った委員会ではなかったのでしょうか。４度目の正直、前のめりな人選で専門家を交えたニュートラルな人選を考えているようには、きのうの答弁では一向に見当たりません。

（３）長熊釣堀センターの運営状況について。

昨年４月から、大阪のビルメンテナンス企業が指定管理者ということで運営しております。その後１年と８か月が経過しましたが、年２回の釣り大会、日々の結果について説明をお願いしたいと思います。

（４）観光協会の統合の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

11月16日に（仮称）あさひの道の駅の起工式が行われました。来年10月オープン予定、それに向け、計画どおりのスタートを切りました。食彩の郷、交流の郷として文化観光の発信基地として観光協会に情報発信館に入館していただきたいと計画しておりますが、１市３町の文化観光を網羅した観光協会でありたいわけですが、どこまで進捗しているのかご説明をお願いいたします。

（５）工業団地の進出企業について。

昨年、暮れごろから、鎌数工業団地に400人の雇用規模のある企業が進出しそうだが、まだ公表できないということでしたが、現在工事中の企業は何だろうという問い合わせがあり、市長の政務報告でゼンショーホールディングスが進出とのことでした。詳しい説明をお願いいたします。

大きい２として、新庁舎建設について。

新庁舎建設については、これまで議会でもさまざまな質疑が行われました。数少ないパブリックコメントの中では、文化の杜公園が適地だろうとの意見が多いそうです。そもそも文化の杜公園は、市民に都市公園を１人10平米以上拡充するため、また防災公園機能を持たせるため、平成23年に完成した公園ですが、それを庁舎敷地にすると国に1.5億円ほど補助金を返還するそうですが、市民の皆様へこのような経緯について説明をしているのでしょうか。

また、1.5億円あれば庁舎の用地についてはほぼ旭市どこにでも買収できるでしょう。地権者に対して公共用地買収の所得税免除5,000万円は、税務署に対し本当に説明ができるのでしょうか。税務署との交渉に大変苦労した先輩職員の努力が水泡に帰すのではないでしょうか。都市公園拡充のお題目も人口減でそれはチャラなのか。四つの候補地の中で一番整合性がないのが文化の杜公園ではないでしょうか。何とか委員会の答申というのが全てなんでしょうか。

大きい３として、地方創生と国土強靱化地域計画について。

（１）として、今後の取り組みについて。

日本創成会議発表の、2040年に約半分の900自治体が消滅するとのショッキングニュース、これに危機感を感じた政府はすぐに対応し、人口減対策、東京一極集中阻止、地方再生、2042年に人口１億人、出生率1.8を目指すとした計画が地方創生の骨幹です。旭市では概要が決まっているだけのまち・ひと・しごとを27年度予算からどのように肉付けしようとしているのか。また、６月に発表された国土強靱化法の中で、千葉県内では旭市がモデル地区となっております。

また、国土強靱化地域計画を作ろうとしています。国土強靱化基本計画のもとに防災基本計画と国土形成計画があり、食料・農業・農村基本計画や社会資本整備重点計画等の三つの計画が配備されております。政府のこの二つの重要な方針に対して、行政としてはどのようにこれから介していくのでしょうか。

（２）として、インフラ計画について。

地方創生法は７割くらいがソフト事業だと思います。あとの３割ぐらいは国土強靱化法とダブったインフラ整備だと思われますが、執行はこの２法を旭市のインフラ計画に反映させるのか。旭市の５か年計画の前倒しができるのか伺います。

１回目の質問を終わります。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　それでは、私のほうから、大きい１番の（１）太陽光発電についてと３番の地方創生と国土強靱化地域計画についての今後の取り組みとインフラ整備についての回答を申し上げます。

先に太陽光発電につきまして、道の駅太陽光発電につきまして、整備単価が民間と比べて高いというご指摘だと思います。この整備につきましては、去る９月議会の総務委員会にお

きまして整備単価や、売電による収入との整備回収見込みなどについてご指摘を受けたところであります。この道の駅建設準備委員会におきまして、この関係について検討したところであります。

仮に太陽光発電設備を設置する場合、公共工事となります。この公共工事につきましては、公共工事の進出確保と促進に関する法律におきまして、良質な品質を確保することが求められております。そのため設計額の積算に当たっては、国の公共建設工事、標準仕様書に基づいて積算することが必要であります。

また、予定価格についても適正な算出が求められ、安易に価格を下げるようなことのないよう国が指導しております。市といたしましても、公共工事の積算においては、国が定めている標準仕様や積算基準を根拠としていきたいと考えておりますが、公共工事費の縮減に努めることは当然重要であると考えております。

次に、大きな３番です。この国土強靱化と地方創生の計画についてということのご回答を申し上げます。

まず、地方創生と国土強靱化計画の位置付けの事業はどんなものかということで、地方創生につきましては、10月20日に県の担当課長への説明会が開催され、まち・ひと・しごと創生法の概要が示されたところであります。この法律は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域に住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものであります。

国では、この法律に従って年内に長期ビジョンと総合戦略を決定する予定で、地方自治体において今後、地方人口ビジョンや地方版総合戦略を策定することとなります。具体的な施策につきましては、この地方版総合戦略に位置付けることとなりますが、まだ国の取り組みが始まったばかりで、国の動向を注視しながら今後検討していきたいと考えております。

それから、インフラ整備につきましての質問ですが、国土強靱化計画につきまして、今現在検討しております。これまでの議論の中では、脆弱性度評価を行うとともに、国土強靱化に寄与すべき旭市の特質、いわば強みを一つといたしまして、東日本大震災の被災体験によるさまざまな教訓を生かした地域の強靱性の発揮、それから旭中央病院が持つ千葉県北東部の災害拠点としての機能、それから首都圏の食料供給基地の維持を挙げております。

特に首都圏直下型地震の発生において、旭中央病院についても、けが人等を搬送する道路が不要になってしまえば無理ですし、また旭市の一大食料基地としての機能発揮についても、

これらを輸送する道路が使用不能になってしまえばできません。つまり国道126号線が使用不能となってしまっては、国土強靱化において、旭市が発揮すべき特性が発揮できないということの事態になってしまうわけです。したがって、国道126号線の代替機能という面において議員ご指摘の道路網整備等についての国土強靱化施策上の上でも極めて重要だと思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　それでは、議員のほうから産業政策につきまして質問がございました。うちのほうからは、２番目のいいおか荘につきまして最初にお答えさせていただきます。

ご承知のように、今週の金曜日までの期日をもちまして貸し付けの募集を行っております。期日にもし手を挙げていただける業者がおりましたらば、早急に貸付先の選定委員会、これを立ち上げしまして貸付先の候補者、これを年内12月末までには終了したい、そういうことで考えております。その後、候補者の選定が決まりましたらば、早期に議会に上程をしまして議会の議決をいただいた暁には契約を締結したい、そういうような形で現在は進んでおります。

議員のほうからも、この選定委員会の部分につきましてご質問いただきました。今回一番の担当課としまして危惧しているものが、資金調達の部分かと思っております。金融機関に聞きますと、その貸し付け物件、営業する物件がお客様のものでないという、そうなりますと担保物件がないという、担保にその物件ができない、そういうふうなことで融資という部分につきまして、我々も相当これは慎重に判断していきたい。要は、自己資金等も含めて貸付先が適当であるかどうか、これを一つの審査の大きな項目として今回考えております。

そういうふうなことで、いいおか荘につきましては以上でございます。

あと、長熊の釣堀センターにつきましてお答えをさせていただきます。

ご承知のように、長熊の釣堀センターは市営でございます。旧干潟町の地先にあるわけでありますけれども、これにつきましては平成25年度から指定管理者の制度を導入してございます。民間会社に管理運営を行っていただいております。期間は３年間ということで、平成27年度までということになっております。

ご質問の現在の運営状況でございます。過去、市が経営していたときと、指定管理者にしていたとき、これを比較させていただきます。市が経営をしておりましたとき、24年度につ

きましては、入場者の数が１万8,590人でございました。民間にお願いした中で、平成25年度は１万6,343人、2,247人の減ということになっております。

さらに、平成26年、本年の４月から10月まで、この期間でお答えを申し上げますと、市の経営していた時期、24年度では9,986人、本年26年につきましては7,345人、2,641人の減でございます。

議員からも、釣りの大会の参加者ということでご質問いただきました。長熊の釣堀センターにつきましては、春と秋に釣りの大会を実施しております。合計の数で申し上げますと、市が経営をしておりました24年、これは309人、民間に委託しました25年、これが284人、本年、平成26年につきましては344人、これは天候等によるかと思いますけれども、以上のような数値でございます。

あと、議員のほうから、観光協会の統合の進捗状況につきましてご質問いただきました。ご案内のように旭市は現在、旭市観光協会、飯岡観光協会の二つございます。

これにつきましては、本年６月に両観光協会の正副会長さん方との話し合いを設けまして、来年度、平成27年度の早い時期に統合しよう、そういうふうなことでお互い協会の意思の確認をしてございます。

それと、飯岡観光協会につきましては、既に役員会等を実施していただきまして、協会そのものでもう合併しようという、一つになろうという確認はしていただいてございます。旭市観光協会につきましては、明日役員会を開催して、観光協会の一つ、統一について全ての役員さん方のご理解をいただきたい、そういう会議を催すところで聞いております。

これにつきましては、二つの観光協会が一つになるということでなくて、旧干潟、旧海上、そこにもいろんな観光資源がございます。それと今回併せまして物産、これも含めてＰＲをしたい、そういうことで（仮称）旭市観光物産協会、そういうふうなことで設立に向けまして現在具体的な話し合いをさせていただいております。

特に、今回市のほうでは（仮称）旭市観光物産協会設立の準備委員会、これを12月中に開催いたしまして、それぞれ旧干潟、旧海上の方々にも観光に携わる方にも参加していただく。併せまして、ＪＡ、漁協等にも参加をいただきたい。

併せまして、先ほど議員のほうからありました道の駅の関係、担当課の課長にも出席をいただきたい。そういうことで年内には第１回目の準備委員会の立ち上げを考えております。

それと、最後に工業団地の進出につきましてご質問いただきました。

市長から政務報告でご報告がありました鎌数の工業団地、ゼンショーホールディングス、これはご承知のように外食産業でトップクラスの企業でございます。今回用地面積としましては1.75ヘクタール、これを購入していただきました。現在、第１期工事としまして、７月より工事の建設を行っておるところでございます。現在行っている建物につきましては、第１期工事としまして建築面積が1,645平方メートルでございます。ゼンショーさんからは、今回はあくまでも第１期工事、順次工場の拡大をしていきたいということでは話は伺っております。

稼動日につきましては、来年４月１日を予定したいと。雇用します従業員としましては、当初ですので20名程度、取り急ぎ募集をしたいと聞いております。

主な生産アイテムとしましては、グループ店舗、ここへの食材の生産と聞き及んでおります。この会社の報告と今回遅くなりましたけれども、土地を持っております千葉県土地開発公社、ここからの発表をちょっと控えていただきたい、そういう趣旨がございました。そういうことでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　では、滑川議員の新庁舎の建設について何点かございましたので、順を追ってお答えしたいと思います。

まず市民会議で、旭文化の杜公園が一番よいということについてと、二つ目は都市公園１人当たりの公園面積を減らしてまで建てるのかということ。三つ目として、国費、要するにまちづくり交付金１億5,000万円と言っておりますが、試算では１億1,800万円を返すのは無駄ではないか、ほかに用地取得できるのではないかという３点についてお答えいたします。

まず、市民会議の件なんですが、昨年、基本構想、四つの場所を決めて基本構想を作成しました。議員方にも合意をいただいて、その四つの候補地の中から市民会議、市内旧１市３町からお願いした15名の委員さん方で検討いたしました。その検討の内容なんですが、一つとして利便性、二つとして防災安全性、三つとしてまちづくりとの整合性、四つとして経済性、五つとして法令適合性について比較検討を行ってまいりました。

その中で、旭文化の杜公園については、都市公園の位置付けや公園機能、補助金、公園の長所・短所等含め、説明をいたしました。その議論の結果、市民会議として都市計画の変更手続きや補助金返納等の課題はあるものの、市の中心部にあり、市民の利便性も高い点、防災拠点として公園と一体的な活用が図られる点等を総合的に判断し、市民会議の方向性とし

て新庁舎の位置は旭文化の杜が望ましいとの提言を市長に提出していただいております。

それと、補助金の返還は無駄ではないかというご質問に対してですが、新規に土地を求めた場合にも用地取得が生じます。相手がいることでございますので、期間がどのくらいになるか予測できません。また、公園施設の一部撤去に際しましても、部材等の再利用を考慮するなど設計を行い、無駄のないような形で進めることになります。

仮に文化の杜公園に庁舎整備を行えば、公園と庁舎の一体的な活用が可能となり、防災上においても、より強固な施設となるほか、市民の利便性、公園機能も相乗的に高まるものと考えております。そういうことから補助金の返還ということでありますが、金に代えられない部分があろうかと思います。

ここで、一つ合併特例債について申し上げたいと思います。

市では、庁舎建設のために旭市庁舎整備基金を平成21年から積み立てております。この昨年の25年度末には約15億円が積み立ててございます。予定であります29年度末には27億円の積み立てを想定してございます。

それと、１市３町を合併したことにより、合併特例債というものが庁舎建設に該当いたします。それを簡単に説明しますと、想定した50億円に対して合併特例債の対象となる率は、95％が合併特例債の対象額になります。その95％のうち70％が交付税措置対応となりますので、後年度に交付税で見ていただきますので、95％のうちの70％が市に戻ってくる、そんな計算になります。

そういうことで50億円の建設費を想定した場合、最終的に市の持ち出し額は18億円、残りの32億円は交付税で措置される。新市・新庁舎積立基金、これは29年度末に27億円を、現在は15億円ですが、27億円を見込んでございます。そういうことで、この合併特例債がきく今行わないと、将来にわたって耐震性のない庁舎を建てる、このままでいかなければならないのかなというふうに考えております。

それと今、建設費50億円ということで申し上げました。昨日、林七巳議員から、「コンクリートの部分だけで50億円なら」という質問がございます。それについて誤解されているようですので、ちょっと付け加えて説明したいと思います。

建設費50億円と試算した中には、建物本体、コンクリート部分ですね、そのほかに免震、耐震、設計を組んだときにどっちにするか、そういう装置を付けます。それと電気設備、空調設備、防火設備、エレベーター、自動ドア、上下水道設備、トイレ・洗面、それと皆様の議論していただく議場等の整備も含んで50億円と想定をしてございます。

それと最後、補助金を返還してまで行うのかということなんですが、文化の杜公園は平成24年４月１日に供用された公園でありますが、補助金の返還や公園区域の変更を示した中で、庁舎建設について最も意見が多かった場所であります。パブリックコメント、市民会議、それと庁内の新庁舎建設委員会、この３点からも文化の杜が妥当であるという回答をいただいております。実際の公園面積が減ってしまいますが、駐車場の緑地や敷地内への植栽等を行うことにより、現公園と一体となった仕様を考えていかなければならないと思っております。

また、防災面でも、防災機能を有した公園と一体利用することにより、より安全で安心な利用も可能と考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　９分

再開　午後　１時１０分

○副議長（平野忠作）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　どうもありがとうございます。

丁寧過ぎる回答をいただきまして、ありがとうございました。１番目のほうから、太陽光発電について２回目の質問をいたします。

皆さんは、自宅の屋根にもし太陽光発電設備を導入するとしたら、今どき47万円で導入する気がありますか。そういう計算の弱い方はいないと思いますね。最新の変換効率で言うと、パナソニックの23％が一番変換効率が高くて、これは価格も高いんですけれども１キロ当たり47万円とか48万円には絶対なりません。

先ほどの質問で、共通費を乗せて60万円プラス26万円で86万円ですよね。それで補助金が６割を超えれば実質34万円だから、事務局はそれで安いと思っているんじゃないか。なぜ私がこの導入価格にこだわるかというのは、落札した企業１者だけが通常価格、市場価格の約３倍以上ですよ。かけ離れたおいしい仕事にありつけるのかということなんです。これに対して執行はどう考えているでしょうか。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　価格の関係ですけれども、道の駅太陽光設備における費用対効果も考えております。売電収入や自家消費、それから節電費用、また環境対策といった大前提があるものの、現在想定されている工事価格と売電価格との比較、あるいは今、九州電力で太陽光発電の導入が急増したことによって再生エネルギーの固定買取価格制度に基づく契約の受け付けを中断したといった部分。また、今後の売電価格の上昇にもよりますが、全売電、全自家消費、いずれにおきましても経済的な採算性は確保できず、唯一期待できる費用対効果については環境への寄与のみとなります。これらのリスクを考慮しまして、また、道の駅準備委員会での意見等も含めまして、道の駅の太陽光発電設備につきましては整備しないということにいたしました。

以上です。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　私が言いたいのはそういうことよりも、もとの市場価格になぜ反映する基礎価格を採用しないのかということなんですよ。それで、お隣の香取市では今年の３月25日に、出力が2,127キロワットで１キロワット当たり工事費は30.2万円なんですよ。で、太陽光発電所を完成したわけです。この中には共通費はゼロ円です。なぜ同じ地方自治体なのに片方は共通費が何十万円も、少なくとも30万円とか40万円乗せる、片方はゼロ円。同じ国土交通省ないしは経済産業省の指導を受けているわけでしょう。これについての説明お願いします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　私どものほうの工事、これは去年行っております。その中で、先ほども申し上げましたように、公共工事の品質確保という意味ではやはり国の建設工事、その標準仕様に基づいて積算ということになっております。その辺を含めますと、単価的には香取市でやられたような金額にはいかないということの差だと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　全然答弁になっていないんじゃないですか。私は、何回も言うように基本的な１キロワット当たりの工事費が、何であなた方はべらぼうな２倍も３倍もするよう

な工事費を基本にするんだと言っているんですよ。

それで、香取市が30.2万円でできるということは、我々の団体もできるということなんですよ。プロポーザルでやればいいだけの話じゃないですか。だったら、これからやることについては全部、太陽光についてはプロポーザルでやれば市民の皆様が採用すると同じようなことができるわけじゃないですか。やるのかやらないのか、どっちだ。それを伺いたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　この太陽光発電につきましては、プロポーザルは考えておりません。

以上です。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　考えていないということですね。はい、分かりました。

では、４回やっちゃったので……。

○副議長（平野忠作）　いいおか荘についてお願いします。

○１７番（滑川公英）　次に移ります。

では、いいおか荘なんですけれども、契約書についてプロのアドバイスを受ける気があるのか。例えば、これは私が今までも質問しましたけれども、匝瑳市の望洋荘について契約の内容を調べているんですか。何にも調べていないから、去年みたいないいかげんな懸案が出てきたわけでしょうよ。これからもそういう契約が出る可能性が多いんじゃないですか。

先ほども言いましたように、行政のやり方を大体委員会は踏襲しますからね。ほとんどが踏襲しちゃうから、割を食ってもそっちの意見が反映するわけですよ。これプロの契約者、先ほども、ここにもプロの大先生が何人もいるわけですよ。その方々の話ないしは意見を聞いたことがあるんですか、職員で。だからあんないいかげんな契約ができるわけでしょうよ。検討委員会、検討委員会と、先ほども言ったようにもうこれは決まっていることを検討している委員会と同じじゃないですか。もっと財務諸表ができるような人をなぜ入れないんですか、分かる人をなぜ入れないんですか。答えを求めます。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今、議員のほうから契約に関しまして、プロのアドバイスを受

けるべきではないかというご質問をいただきました。

今回につきましては、私どものほうも３回目ということで、契約につきましては万全を期したい。そういうことで、顧問弁護士の先生方にもご教授いただきたいなと個人的には考えております。

あと選定につきましては、先ほど申しましたように実は今回プロの、金融面で特に資金調達能力を提案する事業者があるかどうか、そこも含めまして市内の金融団の代表の方、こういう方に就任をお願いしたいなと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　去年の８月の全員協議会の中でも、優秀な先生方はこれはもう、先ほども言いましたけれども、債務超過だからやばいといったことをちゃんと言っているわけでしょうよ。去年と同じようなメンバーで検討委員会をやるんだったら意味がないでしょう。絶対そういうことではないですよね。もしこれ貸付業者が決まらないとしたらどうなるんですか。それと、もしこれができたとしたら、今月中に臨時議会でも開いて議決していただけるんでしょうか。その二つについてお答えいただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　最初に、スケジュールにつきましては、仮に金曜日、12日が申し込みの期限でございます。ここまでに仮に申し込みがあった場合等につきましては、速やかに選定委員会、年内には開催をしたい、そういうふうに担当課では考えています。速やかに議会の議決をいただくべく、議会への上程を行っていきたいなと。ただ、これにつきましては年内には無理だと思いますので、年が明けるかと思いますけれども、年内には候補者、これはもし仮に応募があったときには年を越さずに選定したい、そういうふうに考えております。

契約につきましては、あといろいろアドバイスいただきましたことを、議員からありましたことを胸に置きながら、選定委員会につきましては前回と若干変わった形での選定を考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　どうもありがとうございました。

もしこれが、先ほども言いましたように適当な貸付業者がないとしたら、10月の全協の中

でも旭市が修理費を全部持ってリースするのか、それとも指定管理者でやっていくのか。その辺のこともこの議会の中で答えていただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　今回の貸付先公募の中で、もし貸付先が見つからなかったという場合、やはり市で全面的に改修をして、指定管理か委託業者をお願いするか、どっちかということでやっていきたいと思いますけれども、今回の公募で受けてくれる人があることを本当に期待をして今いるところでありますけれども、それがなかったら今のようなことでやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　明確な答弁、どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

では、３番目の長熊の釣堀センターの成績なんですけれども、皆様聞いて分かりますようにあまり成績はよくないですよね。ということは、24年度は市の職員が努力していたということになるかとも思いますが、この業績を回復するには担当課としてはどのように考えておるのですか。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　先ほど、市の施設であります長熊釣堀センター、24年度までは市において直営で実施をしていた。25年から民間に指定管理者として管理運営を任せている。その中で、25年１年間で2,247人の減があったわけですけれども、内容を実はうちのほうでひもといてみますと、ほとんどが、実は市内の方の来場が減っておる。その減っている人数がそのまま全体の入場者の減につながっている。そういう実は分析をしてございます。

そういうようなことで、今指定管理業者とは、市内の方にいかに来ていただけるか、そういうことを模索しようということで種々協議には入っております。そういうようなことで、単に施設を任せただけではなくて、市のほうにつきましてもいろんな宣伝、そういうものも含めまして一緒になって集客の努力をしていきたい、そういうように考えています。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　では、ヘラブナの投入についてなんですけれども、ヘラブナの投入については商工観光課が関与していくというような答弁をもらっていますけれども、去年、今

年についてのヘラブナの投入についての回数とか業者数とかトン数とか、明細にお知らせ願いたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　ヘラブナの放流につきましては各年、３年間の協定とは別に年度協定の中でそれぞれ管理費用等も決めてあります。ヘラブナにつきましては、７トンを放流するということで協定の中で結んでおります。この契約に際しましては、全て管理は民間のほうにお任せをしていきます。ただ、量につきまして、それと大きさにつきましてはキロ2.5倍、２匹半ですかね、そういうような形で大きなヘラブナを放流してほしい、そういう要望は出してございます。

それと、年何回かに分けてありますけれども、それぞれ放流の際にうちのほうの職員が立ち会いさせていただいている。正しい数字が入っているかどうかを含めまして、立ち会いをさせていただいている、そういう状況でございます。

（発言する人あり）

○副議長（平野忠作）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　ちょっと手元に業者数はあれですけれども、関西のほうの１社から入れているということで認識しております。１社から７トンでございます。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　ということは、旧市で運営したときも１社ということで問題があって、ヘラブナでないものも入っているとか、そういうこともあって改善するというような答弁をいただいていたんですけれども、じゃ、そのままやっているということですね。そうですか、分かりました。

袋公園以外の公園についての――袋公園じゃなくて長熊公園以外についての、例えば川口沼とか袋公園についての投入実績というのはどのくらいになっているんですか。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　ちょっと私の記憶では、長熊以外に市で放流しているのは袋公園、袋のため池、ここに１トンほど放流している、そういうことで理解をしております。

（発言する人あり）

○商工観光課長（堀江隆夫）　そのほかには、市としては放流はないです。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　どうもありがとうございました。

　では、４番目の観光協会の統合については、観光物産協会にするということでありますので、道の駅が予定しているのが10月オープンなんですけれども、その前にはっきりした組織を作っていただきまして、なおかつ、やはり人事が大事なものでヘッドを決めていただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　観光協会の統合ということで、今、（仮称）旭市観光物産協会、単なる観光だけではなくて物産も取り入れようということで進んでおります。

　この新たな組織の立ち上げの時期でございます。我々、春先ということで今まで考えておりました。それぞれ旧二つの観光協会の会計年度、３月末等に閉めていただきまして、その後に新たな組織の設立になるかと思います。ただ、４月の第１週に袋公園での桜まつり、これが旭市観光協会等の主催になっております。そういうようなことで、この桜まつりが終わった後になるかと思います。

　ただ、旭市の観光は夏が大きなイベント等たくさんあります。この夏前にはぜひ立ち上げをしていきたい、そういうふうに考えております。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　では、今商工会館にある観光協会の窓口も移動するわけですか。そのまま置いて道の駅のほうにも１個ということになるのか。その辺についてはまだ考えているのかいないのか、お答え願いたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　現在、旭市の観光協会の事務局につきましては、現在の商工会の事務所の中に机を一つ置きまして事務局職員が従事しております。ただ、商工会のほうからも、将来的には商工会も各支所の職員がそこに集まって来る可能性もある。そんなことで、一つ以上の席の確保は難しいということも聞いております。そういうようなことで、私ども商工観光課としましてはどこか別の場所に、できれば１人体制ではなくて、新たな事業も入ってきますので、２人体制で常時観光あるいは物産行政に携わるようなそういう組織にしたい。それは担当課としては考えております。ただ、財政的なものもあります。今後協議させ

ていただきたいと思っております。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　どうもありがとうございました。

次に移ります。

進出企業なんですけれども、ゼンショーホールディングスは売上げが4,684億円、これは14年の３月期の決算なんですけれども、外食ナンバーワンを目指している企業で、旭市では、皆さんご存じのように国道沿いに、はま寿司、ビッグボーイ、ココス、すき家、宝島、なか卯と展開し、簡単に言うと旭市の飲食店業者をいじめているような企業でございます。そのほかに、ジョリーパスタとか、それから久兵衛、華屋与兵衛、牛庵の10チェーンを日本全国に展開している企業ですが、このチェーンに加工した食材を送るというための工場であれば、飲食店業界には本当に逆風なんですが、食材を提供する農畜産・水産については順風になりまして、すごいチャンスが到来したと思うんですが、中身について、旭市の食材を受け入れてくれる方向にあるのかないのかお尋ねしたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今、議員のほうから、今回鎌数の工業団地に進出していただきます外食産業のご紹介をいただいたわけでございます。

我々も、この会社が相当大きな会社でございます。期待として旭市の農畜産物、これをぜひ使っていただきたい。これは担当の方にも話をしてございます。特に卵につきましては一部、契約云々ではありませんけれども、こういうＧＰセンターが近くにありますよ、それと一つ何か向こうからもその話し合いの土俵、そういうことは設けられたみたいな話は聞いております。あと、野菜等につきましても、旭市の農産物、千葉県断トツの第１位です。そういうことは会社にも言ってございます。

ちょっとある話ですけれども、私どもも貴味メロンをＰＲすべく、担当の方にぜひ貴味メロンを入れていただきたい。向こうから返ってきた言葉が「課長さん、１日に2,000個絶えず用意できますか」ということで、いかにこの旭市で食材の提供が連携できるような、そういうＰＲができるようなこちら側の体制も必要でないかなと、そういうようなことで農水産課とも打ち合わせをしながら旭市の農畜産物のＰＲ、まずはそこから始めていきたい、そういうように考えています。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　ということは、農水産・畜産物についてロットがあれば対応していただけると理解してよろしいですね。数、ロットというのは数ね。

先ほど従業員数が20名と言いましたけれども、昨年うわさされた400名から比べるとべらぼうに低い数字なんですけれども、工場の拡張計画とか人員採用計画についての知ってる限りの説明をお願いいたします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　最初に、この会社との取引の関係でございます。

当然、地元から入れることによってそれだけ流通コストが、あるいは鮮度が保たれる。そういうことで会社としては理解しています。一つ大きなクリアはやはり値段だと思います。そういうようなことで、その値段が会社と農家側で、あるいは携わる側で合うかどうか。それと、値引き競争は絶対避けていきたい。ここと契約することによって農産物の値段が下がっていく、そういうことではなくて採算に見合う、農家側にもメリットがあるような、そういうことで話し合いの中ではそこははっきり、市として、担当課としては考えております。

それと人数でございます。ちょっと400人というのがどこから出たかあれですけれども、今回取りあえず20人、今の工場の中ではパート等を主体に入れていきたい。企業としましても、本当に人の確保が一番重要だということで、どういうふうに集めたらいいですかということは担当から今来ております。そういうようなことで、市としてはできる中でアドバイス、協力はいたしますと。

それと、ゼンショーさんの担当の職員から、今回の面積は1,645平米の面積でございます。大部分まだ空いております。ゼンショーさんが購入した面積ですね。ゼンショーとしては、あれを空かせておくつもりはないと、順次、第２期、第３期の工事に入っていく。そういうことで市としてはご理解くださいと、そういう話は聞いております。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　答弁、どうもありがとうございました。

では、大きい２の新庁舎建設についてなんですけれども、執行は四つの候補地を立て検討してきました。一番解せないのは、旭市は東総地区有数の土地持ちの自治体ですよね。跡地利用というのは中央病院でさえ再整備計画の中で最初のほうにうたっていますよ。この４か所についてゼロ回答じゃないですか。誰も質問しなかったかもしれないですけれどもね、こういうふざけた話はないわけですよ。ただ造る造るだけで。

じゃ、この４か所というのは、簡単に言えば今の本市庁舎、干潟、海上、飯岡なんですよ。これをその後どうするんですか。もし新庁舎に譲った場合にはどうするんですか。また解体して更地にして遊休土地にして、ただ蓄えておくだけの自治体になるんですか。最初にこういうことを明示するのが当然だと思いますよ。何を考えているんですか。ただ建てればいいだけの話じゃないでしょうよ。

それで、先ほどもちょっとクレームをつけましたけれども、じゃ、防災と新庁舎はどちらが大切なんですか。防災公園の面積がなくなるわけでしょう。それで、浜のほうの液状化になった所は別として、内陸部で液状化になっている土地というのはあそこしかないんですよ。それを何であそこに持っていくような方向に進めているんですか。

もう一つ、あそこの海抜をちょっと教えていただきたいんですよ。大震災になって、もし津波が仁玉川を遡上した場合に、一番危険な所に建てると言っていると同じじゃないですか。もうちょっとその辺を考えるべきじゃないですか。23年３月11日に、我々の市はあれだけの被害をこうむっているわけでしょうよ。それに近い所にまた造るなんて、事によったら津波が仁玉川を遡上する可能性もあるわけでしょうよ。そういうことに対する執行の考えをお知らせください。それと、さっき言った防災が大事なのか新庁舎が先なのか、よろしくご回答をお願いいたします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　防災が先なのか庁舎が先なのかというご質問に対して、新庁舎自体を防災センター機能が発揮できるように、今後の計画で検討していきたいと考えております。それと、文化の杜近辺の海抜については、たしか６メートルか７メートルぐらいだと思います。それと、跡地計画については、行革のほうでお答えさせていただきます。

以上です。

○副議長（平野忠作）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦）　跡地の利用、特に干潟、海上、飯岡等の明示がないということでございました。

ちょっと前段といたしまして、平成23年８月に旭市公共施設の活用方針というのを作ってありました。ここの中では、学校、旭中央病院を除いた個別の施設の整備方針等、活用していく方針等を示しておるところでございます。この時点では、まだ新庁舎の建設、これは合併後に優先して実施してきました学校施設であるとか主要公共施設等の耐震化の整備が終了

する見通しである平成30年ごろの建設を目指すというようなことであったため、そこの中ではまだ本庁舎プラス第２庁舎、支所等の個別施設についてはそのまま活用していくよというような記載がございました。

今ご質問の中では、新庁舎の建設の計画と併せて跡地利用も含めて公共施設全体の中での明示というのがございましたけれども、新庁舎建設に伴う施設等の再整備計画を考える場合には、全ての公共施設を考慮に入れる必要がございます。そういう中で、まず新庁舎の位置、これが決まっていることが前提ではないかと思います。

今回四つ示されておったわけで、そこの中のどこに決まるかというのは、具体的には今文化の杜ということで回答の中では進んでおりますけれども、現時点までは明確ではなかったということでございまして、この跡地については今後どういう形で進めるのか、これはこれからの、例えば公共施設の総合管理計画がありますので、そこの中でもさらに方針として示していく必要があるんだと思います。ですから、今の時点でまだ示していないというのはやむを得ないのかなというふうに思っております。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　何年か前に、神奈川県の秦野市の公共施設にあまりにも金がかかるということで、もうその時点で、多分２年前だと思うんですよ。そういうことをやっているにもかかわらず、ここではただ計画しているというけれども計画の実態が何もないじゃないですか。

それで、先ほどの質問でも、私の質問ではないですけれどもね、防災センターというのは必ず行政の中に一つはなくてはしょうがないことなんですよ。きのうの質問でもそういう話があったじゃないですか。0.9はどこにもないんですか。ほかの３町には0.9になる所がないんですか。ないんだったら早く造るのが当たり前でしょうよ。司令塔がないということですよ。司令塔がなくてどこで指令するんですか。全然お話にならないでしょうよ。

そういうことも考えないで、ただ新庁舎新庁舎だけじゃないでしょうということ。最初にもっとやるべきことがあるでしょう。企画課もそうですよ、総務課もそうですよ。一番ひどいのは行政改革でしょうよ。改革したのは何ですかというんですよ。もう何年も、５年も６年もたってデータ、データ、データ。データだけではだめでしょうよ。お話じゃないけれども「ダメダメ」ですよ、本当。ちゃんとやることをやってからの話じゃないですかということ。

ただ、私は反対しているわけじゃないですよ。早くやらなくちゃだめだと思うんです。や

はり防災センターを早く造るには、立派な新庁舎を造らなくちゃしょうがない。それから、合併特例債ができるうちに造らなくちゃしょうがないというのは思っていますよ。

ただ、その前にちゃんと市民の皆様にあからさまにすることがあるでしょうと言ってるんですよ。何もやらないでただ新庁舎だけで、こんないいかげんな話はないでしょうと。これだったらまだ中央病院のほうがずっとましでしょうよ。お願いいたします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　新庁舎の中に防災災害拠点、防災センターに合うようなことを入れるというのは、議員もご理解をいただいていると思います。新庁舎の中で丈夫な庁舎の中で指揮命令系統、情報のキャッチ、そういったものは全部災害拠点本部ということで庁舎に入れるということで、早く造らなければと、そういうこともありましたし、今回30年を目安にということで総合計画・基本計画の中であったわけでありますので、１年前倒しにしようというようなことをしてきたわけであります。

市長がいろんな部分で市民の多くの皆さん方から意見を聞きながら、庁舎の位置は決めなければならないというようなことで、本来だったら議員間でその庁舎の位置を決めてくれるのが一番いいのかもしれませんけれども、いろんな部分で市民に多くの意見を聞きたいということで、庁舎建設検討委員会、そういったものを立ち上げて、庁内でまず立ち上げて、そしてまたそれを市民会議という形で、多くの市民の皆さん方に協議をしていただいたわけであります。半年くらい議論をしていただいたところであります。

庁内でのワーキンググループの中で、最初の４候補地を出したわけでありますけれども、その中で庁内の建設検討委員会、また市民会議へと移って、最終的に市長へ答申をいただいたわけであります。そういう結果で、この庁舎の位置も皆さん方に本当に理解をしていただくためにきょうも、９月議会後の全員協議会でも皆さん方にご理解をいただくために説明会やら、今政策を、施政方針といいましょうか、政務報告の中で申し上げたところでありますのでご理解をいただきたいと、そのように思っているところであります。

何回か申し上げましたように、都市計画法という法律があります。法律がクリアできなければまた新たな問題で出発をしなければならないということの中で今、県と国との調整をしているところでありますので、今県にも国にも担当の職員は本当に一生懸命交渉をしているところであります。市民会議の結論、そしてまた庁舎内の検討委員会の結論、皆そうでありましたので、私としてもここに決定をしたいという思いでいますので、ご理解をいただきた

いと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　どうなんでしょうかね。よく分かりませんね。

では次に移ります。

大きい３番目ですね。地方創生と国土強靭化地域計画についてということなんですけれども、復興交付金事業のように五月雨的に国に申請できるものなのか、それとも一括してアンブレラ計画として出していくのか。その辺のことについて行政はどのように考えているのかお伺いいたします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　計画につきましてはまだ、ずっと説明も今までしてきましたが、10月に地方創生については説明会が県にあったということで、具体的にどのような計画をということ、それから内容的なものがまだ示されておりませんので、その辺でご理解していただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　では、この二つの国の政策というのはすごく大事なものなので、その中に我々としてもぜひ入れていただきたい。国会議員、県会議員にお願いしてもなかなからちが明かないインフラ整備もありますので、その辺もぜひどっちかに入れていただけないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　今のご質問、地方創生と国土強靭化での計画上のリンクができるのか。国土強靭化につきましては、全体的な骨子がまとまりました。先ほど申し上げましたが、今議会の中の最終日にご説明させていただくということで。あくまでも地方のいろいろな特性を生かした地域づくりをこれから進めるわけですから、この辺の中にインフラ整備についても盛り込んでいく。そのインフラも国土強靭化への対応、要は、起きてはならないという事態を招くことのないように政策展開をしていくということは考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　この計画ですけれども、今計画を立てている方々も大体が50代だと思

うんですよ。もっと若い人の考えもぜひ、こういう大事な計画の中に入れていただかないと、若い人が我々を援護してくれるようになるわけですね、高齢化社会になったら。ですから、そういう若い人の声をやはり政策に届けるというためには、例えば、近くにも大学がありますし東金市にもあります、県にもあります。そういうような大学との連携をしてみてはいかがなものなんでしょうか。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　貴重なご意見だと思います。若い世代がこれから継いでいくわけですから、その辺がこの地方創生、それから国土強靱化もこれから推進計画という形になります。その中で、そういうように反映できるものがあれば、ご意見をいただきながら計画づくりに反映させていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　どうもありがとうございました。

２番目のほうなんですけれども、道の駅の周りですね。どこでも道の駅の周りというのは結構新しく企業が、企業というより個人企業が出てきて商売をやったりするわけですけれども、今年の８月から、要するに農振除外することはまず個人では不可能になりましたので、その辺を地方創生ないしは強靱化に取り入れていただきまして、あの近辺の農地をやはり農振除外するのがこれからの旭市の発展のためになるかと、私個人ではなくてそういう考えを持っている方々もたくさんあるんですが、それを取り入れるということはいかがでしょうか。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　今の国土強靱化の中で地域的な、具体的な農振除外という計画が取り入れられるかということはまだ検討しておりません。農振除外というのは非常に地域で、例えばいろんな特性を生かした計画があって、その計画が人口減少対策であったり産業集積であったり、新しい産業の創設ということの計画があって、その計画を遂行するために農振が除外できるということの条件が整ってできるということもあるのかなとは思いますが、農振除外を前提に考えた施策というのはちょっと無理があるのかなというふうに感じております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　道の駅の近辺に行ったことが、課長、ないんですか。たくさんあるわけでしょう。そこには民間の個人企業が店舗を構えているところもたくさんあるわけですよ、ないところもありますけれどもね。だったら、旭市ではもうできないんですよ。もう18年も個人では農振除外を解除することはできないんですよ。まして商売のためには。

発展を見越してそういうこともやっておくべきではないか、将来のためにやっておくべきではないかと、そう言っているんですよ。課長は先ほどからだめ、だめ、だめ、全部だめですね。何とかイエスと言ってくださいよ。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　今、地方創生と国土強靭化、そういったものが旭市にとってもこれからのまちづくりの基本になっていくのかなと、そんなように思っているところであります。

言われましたように、道の駅ができますし、中央病院との連携、そのところに何か国の施策が及ぶような、そんなような方向はやはり旭市としても考えていかなければならないと、そんなように認識しているところでありまして、特に地方創生の一番のネックはやはり岩盤規制といいましょうか、それを打ち破るということが一番大事でありまして、それでなければ地方は活性化できないという思いがありますので、国にも今、土地利用の問題あるいはいろんな規制緩和の問題、それを市長会としても要望していますけれども、せっかくの地方創生と国土強靭化モデル地区に指定されたということもありますので、その中に何らかの形で岩盤規制を打ち破るとか、規制緩和、土地利用を本当に地元自治体に任せてくださいというようなことをやっていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　市長のお言葉、大変ありがたく思っております。

課長方は、かたい商売と言いますけれども頭がかたくてはだめですからね。市長くらいやわらかい考えで臨んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇　伊　藤　房　代

○副議長（平野忠作）　続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（１３番　伊藤房代　登壇）

○１３番（伊藤房代）　議席番号13番、伊藤房代です。

平成26年度第４回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて４点の質問をさせていただきます。

１点目、地域サポート事業について。２点目、産後ケア体制の支援強化について。３点目、自転車の交通安全マナーについて。４点目、ＪＲ旭駅の駐車場の設置について質問いたします。

まず、１点目、地域サポート事業について。

（１）高齢者配食サービスの支払い方法について質問いたします。

最近は、高齢者の人が配食サービスを利用してお弁当をとられている方が増えています。大変便利だと喜んでいます。しかし、支払いの仕方が銀行振り込みということで、銀行まで足を運んで支払わなければならず、歩いて行くのが遠いとの声が出ています。銀行まで行かないで支払いができる方法はないか質問いたします。

（２）地域老人会が活発に活動できないか質問いたします。

先日の長野県の地震災害の際のニュースで、一人の老人が「命を助けてくれたのは地域の友人です」とのことが放映されました。その人は、地域の老人会で活動している人で、いつも仲間と集まっている方でした。その地震の避難場所に皆が集まってきたとき、いつも老人会に来ているその人がいないので、老人会の仲間と地域の人でその人の家へ行ってみると家が倒壊していて、下のほうで「助けて、助けて」との声が聞こえて、地域のメンバーで壊れた部分を持ち上げて救出したことが報道されました。その人は、「私は一生忘れません。もう少し遅ければ押しつぶされたと思います。地域の人と仲よくしていて、気が付いてくれて本当に感謝しています」とのことでした。いざというときは地域の方が、仲間が飛んできてくれるということでした。やはり、近くの仲間が集まり仲よくお茶飲み会も大事だと考えます。

地域老人会が活動できるよう、お茶菓子代などは助成できないか質問いたします。

２点目、産後ケア体制の支援強化について。

（１）旭市として、妊娠・出産の届け出の人数は何人いるのでしょうか、質問いたします。

（２）妊娠・出産包括支援モデル事業は実施できないか質問いたします。

現在は晩婚・晩産により女性の出産年齢が高くなっています。そのため、出産女性の親の

年齢も高齢化しており十分な手助けを受けられず、また親の介護と同時になること。また、核家族化が進み地域との交流が薄く、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするということもあります。

出産後の女性はホルモンのバランスが変調を来し、情緒不安定になっています。今現在必要とされているのが、出産直後の母子の心身をサポートする産後ケアの取り組みが注目されています。出産に当たり、助産師などが付き添って授乳指導や育児相談を行うなど、心強い存在が必要ではないでしょうか。旭市としても、妊娠・出産の届け出をしている人たちに出産・産後ケアをすることができないか質問いたします。

３点目、自転車の交通安全マナーについて。

（１）自転車が車道を通るようになってからの自転車と車の接触事故が多発になっています。旭市として何件くらいの事故が起こっているのでしょうか、質問いたします。また、子どもたちへの通学時の交通マナー、交通ルールの徹底ができないか質問いたします。

４点目、ＪＲ旭駅の駐車場の設置について。

（１）旭駅まで車で来た人のための駐車場の確保はできないか、質問いたします。

最近、ＪＲ旭駅から通勤や出かけるために旭駅まで車で来る人が増えています。近隣に車の駐車場がなく不便だとのことです。少しでも空き地があれば、有料でも駐車場の設置場所が確保できないか質問いたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　それでは、１番目の地域サポート事業についての（１）高齢者の配食サービスの支払い方法についてお答えいたします。

配食サービス事業は、老化や疾病などの理由により食事の調理が困難な65歳以上のひとり暮らしの高齢者などに、栄養のバランスに配慮した食事を自宅へ届けるとともに安否確認を行う事業で、12月１日現在で150人の方が利用されております。

ご質問の支払い方法につきましては、市から本人または本人が指定された身内の方等に納付書を送付し、金融機関や市役所の本所、各支所でお支払いをしていただいている状況でございます。金融機関でのお支払いの困難な方につきましては、職員が現在集金をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史）　それでは、私からは１番の地域サポート事業についてのうち、（２）地域の老人会が活発に活動できるよう、お茶菓子代等を助成できないかというご質問にお答えいたします。

今後、高齢者人口の著しい増加が見込まれる中、高齢者同士の支え合いや助け合いといった地域のコミュニティはますます重要になってくると思います。旭市には現在単位老人クラブが61クラブあり、2,033名の方が加入されております。市では、各クラブへの活動補助金としまして１クラブ当たり４万6,000円、会員１名当たり150円を支給しております。各クラブにおきましては、補助金をうまくやりくりをされまして、定例の懇親会をはじめ各種スポーツや健康学習等の健康づくり、趣味やレクリエーション、文化教養活動を通じての仲間づくり、地域活動としての環境美化運動や児童・高齢者世帯の見守り等奉仕活動などをされているところであります。

ご質問のお茶菓子代等の助成ですが、これまでも経費をどうにか捻出されまして活動しているクラブが多数ある中で、また、社会福祉関係予算が年々増大しているという状況を鑑みますと、お茶菓子代等の助成の優先順位といいますか、それは低くならざるを得ないのかなと思います。その辺をご理解いただきましてお願いをしたいと思います。

また、旭市には単位クラブを総括する、すこやかクラブ旭がございます。そこへの助成金は年額で24万円、それに１クラブにつき9,600円、また会員１名につき90円を加算しており、すこやかクラブ旭では補助金を原資に各スポーツ大会や美化運動、芸能大会、作品展などを開催し活動を支援しております。今年の10月23日には、役員７名が旭警察署の振り込め詐欺防止委員として委嘱されまして、防犯活動に力を入れるとともに高齢者の交通事故防止にも努めているところであります。さらには、以前11クラブありました干潟地域に現在はないということで、その再発足に向けまして地域の方々と協議を進めております。

市といたしましても、すこやかクラブ旭を軸に単位クラブ及び会員が増えることによる補助金の増加等を優先していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（平野忠作）　健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男）　それでは、私のほうから産後ケア体制の支援強化につきまして、２点について答弁を申し上げたいと思います。

初めに、旭市として妊娠・出産の届け出の人数は何人いるかということであります。まず

届け出のほうですけれども、これは件数であります。過去３か年でご報告したいと思います。平成23年につきましては563件、平成24年度が501件、平成25年度が494件であります。出生数ですけれども、平成23年が519人、24年度が543人、25年度が506人ということであります。

次に、議員ご指摘の妊娠・出産包括支援モデル事業は実施できないかということであります。まず、モデル事業のご説明をさせていただきたいと思います。

近年の核家族化の進展や妊娠・出産などの悩みを抱えて、孤立感を深めてしまいがちな妊産婦が少なくないことから、結婚から妊娠・出産を経て子育て期間に至るまで、身近な場所で切れ目のない支援の強化を図ることを目的といたしまして、厚生労働省のほうで今年度からスタートしたものであります。事業の内容ですけれども、まず母子コーディネーターを配置するというようなことが一つあります。妊産婦とその家族が抱えるさまざまな不安や疑問について、その支援の要望、これらに応ずるコーディネーターであります。

２点目は、専門の助産師の相談支援、また子育て経験のあった方の話し相手による相談支援ということでありまして、産前・産後のサポート事業というのがあります。

３点目は、出産直後の心身のケアや休養、育児サポート等を支援する産後ケア事業でありますけれども、これには宿泊型と日帰り型がございます。いわゆる助産所を利用いたしましてショートステイをするとかデイ・ケアサービスをするというような体制であります。

このモデル事業の実施ということでありますけれども、事業の中心となります助産所、それと助産師の確保が最優先というようなことになります。したがいまして、近隣の市町村あるいは県内におきましても助産師、助産所が非常に少ないという現状がございますので、妊産婦のニーズによって、さらにまた24時間体制でこれに対応するというようなシステムになっておりますので、そういった施設整備等も必要になるのかなということであります。

したがいまして、本モデル事業の導入というのは非常に、現在のところは難しいのかなというふうに考えます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男）　それでは、３番目の自転車の交通安全マナーについてお答えいたします。

初めに、旭市において自転車事故が何件起きているかについてお答えいたします。

平成26年11月末現在の自転車の人身事故件数は31件となっております。平成25年中の年間件数は34件ですので、現在ほぼ同じ件数となっております。

次に、子どもたちへの通学時の交通マナー、交通ルールの徹底ができないかについてですが、市では交通安全教室の一環として毎年市内小・中学校で自転車教室を、旭警察署や旭市交通安全指導員のご協力をいただきながら開催しているところであります。小学校では、主に小学校３年生を対象に、中学校では中学１年生を対象に、４月から６月までの間で順次開催しています。内容といたしましては、小学校では自転車の点検方法、安全な乗り方の講話、その後校庭での実技講習を実施しております。また、中学校では、自転車の点検方法、安全な乗り方の講話の終了後、自転車の乗り方のＤＶＤを視聴していただいております。

平成26年度は市内全ての小・中学校20校で実施したところであります。今後も、子どもたちが交通事故に遭わないように交通ルールの徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　都市整備課長。

○都市整備課長（林　利夫）　それでは、私から４番目のＪＲ旭駅の駐車場の設置についてお答えいたします。

現在、旭駅付近には民間の月決め駐車場が170台分ほどございます。しかし、議員おっしゃっているのは一般にコインパーキングと言われるような時間貸しや、１日単位で利用できる駐車場だと思いますけれども、そういうものは現在ございません。駅前に民間のコインパーキングなどが設置されないのは、採算の面で厳しいからでないかと推察されます。仮に市が設置するとしても、駅前には駐車場用地となる公有地がなく、また、整備工事費や維持管理等が必要となってまいります。そういった状況を考えますと、市として駐車場を整備することについては難しい状況であります。

しかし、現在の月決め駐車場でも未契約のスペースを１日当たり500円から700円程度で利用できるというふうに聞いておりますので、できればそちらの駐車場のご利用を検討いただければと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　何点か再質問させていただきます。

大きい１点目の（１）の高齢者の配食サービスの支払い方法ということで、今課長のほうから集金にも伺いますということでお聞きしました。皆さんそれをご存じない方が多いようで、どうしても銀行まで行かなくてはというような思いで、何人もの方から問い合わせがありましたけれども、今度その辺、どうしても無理な方に関してはまた徹底していただければ高齢者のおひとり暮らしの、本当に皆さん助かるかなと思いますけれども、その辺はいかが

でしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　問い合わせ等がございましたら情報は提供させていただいて、集金に伺うということをさせていただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　問い合わせというよりも、こちらの市のほうからそういう部分でのお知らせというのは徹底はできるんでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　全員の方に集金に伺うと言いますと、やはり行ける方まで市のほうに集金に来てくださいと、そういうことも考えられますので、どうしても身内なりの人が行けない方とか自分でどうしても行けない、そういう方に対しては市へお電話いただければ、今でも何件かは行っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　例えば、銀行の振り込みとか銀行口座から引き落としとか、そういうのは考えいらっしゃらないですか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　口座振替というお話ですけれども、口座振替にするにはシステムが必要になります。今現在の利用者は150人ということで、システムにするには多額の経費がかかりますので、利用者があまり多くなっても困るんですけれども、多くなったときにはまた考えていかないといけないと思っております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　どうぞまた検討をお願いしたいと思います。

次に、大きい２点目の、産後ケア体制の支援強化についてということで再質問をさせていただきます。（２）のほうですね。

妊娠・出産包括支援モデル事業ということで、これは先進地事例のことなんですけれども、世田谷区では産後ケア事業、産後のお母さんを応援しますということで産後４か月未満の母

子を対象に、母体ケア、乳児ケア、育児相談指導などを行っております。また、ショートステイ、宿泊、デイケア、日帰りで利用もできます。旭市としても、今後ぜひとも産後ケア事業に取り組んでいただきたいと思いますが、今現在は無理かもしれませんけれども今後どのようにお考えでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男）　それではご質問のほうですけれども、今世田谷区というお話が出ました。私ども承知しております。比較的規模の大きい自治体が導入しているのかなということで認識しておりますけれども、やはり助産師、助産所というのが拠点になるのかなというようなことでありまして、非常に少ないわけですので非常に現状では無理があるのかなと思います。

では、産後ケアは今どんな形でやっているのかということでありますけれども、母子保健法というのがありまして、当然私ども保健師12名が拠点で構えておりますけれども、その中には、やはり全戸訪問ももちろんやっておりますけれども、育児サークルというのが23団体もできているんですね。多いところはやはり20人程度おります。そういったサークルが、こちらから指示をして動くのではなくて自ら動いていただくようなサークルということで、年間10回以上活動されているという、そういったこともあります。

そして、核家族化というご指摘がございました。しかし、里帰り等も含めまして現在のところ核家族傾向ではありますけれども、やはり家族の支援が受けられないというのはほとんどないということで、ちょっとご報告をさせていただきたいと思います。そういった意味では、仮にこの事業ができたとしても、ニーズは非常に低いのかなというふうに考えるわけでありますけれども。

それにしても、育児サークル含めて保健師による産後ケア体制、枠組みは十分できているのかなというふうに考えておりますので、これから職員のスキルアップを図りながら対応していきたいと考えておりますので、その辺ご理解をいただければなと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　どうぞ、またよろしくお願いいたします。これからだんだん必要になってくると思いますので、近隣に先駆けてお願いしたいと思います。

次に、大きい３点目の自転車の交通安全マナーということで再質問させていただきます。

以前、やはり定例議会で自転車の交通安全マナーについてということで質問させていただ

きました。それは、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室ということで、スケアード・ストレート自転車交通安全教室ということで、その辺、今現在されているのかお伺いいたします。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男）　スタントマンによる交通安全教室ですが、現在旭市ではちょっと実施しておりません。ただ、今年、旭農業高校で１回、県によるスタントマンによる教室を実施しております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　そうしますと、旭農業高校でされたということで。これから地域の方、また中学生、高齢者の方までスタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室も、ぜひ手を挙げていただければと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男）　このスタントマンによる教室ですが、県で実施しているものでありまして、可能であればちょっと手を挙げて来ていただければと思っております。ただ、予算的なものもあろうかと思いますので、なかなか難しいのかなと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　ぜひ県へ手を挙げていただければと、１校でも２校でもしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、大きい４点目のＪＲ旭駅の駐車場の設置ということで、非常に厳しいということで、今現在は考えていらっしゃらないということでありますけれども、これからやはりＪＲ旭駅、今エレベーターもいろいろやっていると、工事中でありますけれども、ぜひこの旭から東京、また千葉市へ行かれる方に関しても、１台でも２台でも、３台でもいいと思うんですけれども、市のほうで駐車場の確保というお考えはないでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林　利夫）　先ほどもお答えしましたけれども、なかなか土地の確保が難し

いということで、ちょっと厳しい状況ですので、そういう土地が確保できればということで、もしできれば考えていきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　土地の確保、また、今契約でされている民間もあるということでありますけれども、その辺との協議もしていただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林　利夫）　民間の、月決めでやっている方もかなり厳しい状況のようですので、その辺。そういう方が１日とか時間貸しをしないのは、やっぱりいろいろな事情があると思いますので。市が仮にやるとしてもいろいろ、やっぱり一時貸しというとどうしても、コインパーキングというと施設がかかりますよね、料金の徴収とか。その辺がちょっと難しいのでかなりの検討が必要かなというふうに考えております。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　いろいろ知恵を絞って、また検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、２時40分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時２４分

再開　午後　２時４０分

○議長（髙橋利彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　髙　橋　秀　典

○議長（髙橋利彦）　続いて、髙橋秀典議員、ご登壇願います。

（２番　髙橋秀典　登壇）

○２番（高橋秀典）　議席番号２番、髙橋秀典でございます。第４回定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

国政選挙のさなかではございますが、先月末、国会においては、まち・ひと・しごと創生法案が可決され、政府は地方創生に全力を挙げていくということで、今後地域振興に向け具体的な政策が打ち出されてくることと思います。しかしながら、地方創生の鍵を握るのはやはり地方自身であり、今後の10年、20年後を見据え、持続可能な地域社会の構築に向け、子や孫の世代のために私たち自身が強い意思を持って取り組めるかどうかにかかっているのではないかと思います。そんな中で、今年最後の定例会、ラストの一般質問となります。よろしくお願いいたします。

私からは、大きく三つの項目について質問させていただきます。

まず、平成27年度予算に関してお伺いいたします。

先般行われた地区懇談会におきまして、執行部の方から市民の皆様に向け分かりやすくお伝えいただきましたが、合併算定替えの終了、人口減による税収減、また社会保障費の増加や施設インフラの老朽化、そういったものに伴う改修費の増加などを背景として、今後の財政に関しては抜本的に手を打っていかなければならない状況であるのは明らかであります。

今回の地区懇談会においてのスライドを使っての説明は、よい意味での危機感を市民の皆さんと行政とが共有することができるよい機会になったのではないかと思っております。それを受け、将来的に困難な財政状況が予想される中、平成27年度の予算編成に当たってはどのような基本方針を持って臨むのかお伺いする予定でございましたが、基本方針につきましては昨日、伊藤保議員の一般質問において市長よりご答弁いただいております。したがいまして、私からは、当市における今後の適正な予算規模についてどのようにお考えか、この点についてお伺いいたします。

次に、認知症関連施策についてお伺いいたします。

厚生労働省の推計によれば、2012年時点の認知症高齢者の数は約462万人に上るとされています。軽度の認知障害（ＭＣＩ）、この数を入れますと約400万人、足しますと高齢者人口の実に４人に１人が該当することとなります。これは、高齢者人口が増加するに伴いますます増加していくことは明らかであります。

国では、平成25年度より厚労省主導で認知症５か年計画、いわゆるオレンジプランが発動しております。それによれば、連携のためのパスの作成、早期診断・早期対応の仕組みづくり、地域生活を支える医療やサービスの構築、地域による支援の強化、支援する人材の育成

など多角的なアプローチがなされることとなっています。また、安倍首相は、この認知症施策を加速するために新たな戦略を策定する方針を示しております。

いずれにしましても、地域包括ケアシステムの構築に向かう流れの中で、認知症ケアにおいても施設中心の考えから、人材も含めた地域の資源を生かそうという方向にシフトしてきています。認知症の方ができる限り住みなれた地域での暮らしを継続できるようにサポートすることに重点を置こうと、そういったものであります。

そのような中、現状において旭市の実施している認知症関連施策はどのようなものがあるのか、これを総括してお伺いいたします。

次に、認知症への理解促進と早期発見に関してであります。

本人や家族の不安を軽減する上でも、また、認知症の方が地域の中で尊厳を持って暮らしていくためにも、認知症に関する正しい理解を社会の、これはあらゆるレベルで促進していくことが必要であります。また、理解の促進と同時に早期発見のための仕組みを作っていくことも必要であります。早期発見によりなるべく早い時期からかかわり、生活環境を調整、そして不安を取り除いていけば、それまでと同じような生活を送ることができる可能性といったものが高まるということも言われております。

国は、認知症が疑われる段階から医療・介護の専門の方々が、ご本人や家族を訪問して支援する初期集中支援チームの制度化を検討しており、幾つかのモデル地域において施行されています。そのような中、当市としては今後、認知症への理解促進、早期発見のための仕組みづくりについてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

続きまして、地域医療連携に関してお伺いいたします。

これまで当地域においては旭中央病院による病院完結型医療が行われ、よく言えば何でも診てもらえる、いわばワンストップの医療が行われてきたわけであります。しかしながら、ご存じのとおり国の、これは強力な強制力を伴った方針により地域医療の機能分化を進め、大規模病院は高度急性期医療に特化し、地域の医院、クリニックとの連携において地域完結型医療を目指すこととされております。

そんな中で、お伺いいたします。まず、回復期・慢性期医療の体制についてお伺いいたします。

中央病院が想定される紹介率・逆紹介率を維持しつつ、高度急性期医療に特化していくに当たり、それ以外の回復期あるいは慢性期等の患者さんに当たる医療支援が相当量、地域全体では必要になるわけですが、旭市また広域の医療圏で見たときに、現時点において量的に

それだけのニーズを賄うだけの医療資源がこの地域にあると言えるのか、お伺いいたします。

次に、地域連携クリニカルパスについてお伺いいたします。

この地域連携クリニカルパスですが、疾患別の標準的な診療計画に従って、患者さんに切れ目のない最善の医療連携を提供するためのシステムということであります。これにより、患者さんが治療の経過や入院生活を具体的にイメージすることができ、安心して治療を受けることができるというものです。例えばでありますが、急性期病院で初期治療が終了した後、かかりつけ医で定期診療を行い、その後も状況に応じて急性期病院で精密検査などを継続していく。そうした連携の一連の流れが、患者さんにとって目に見える形で示されるということであります。

中央病院においては、そうした地域連携クリニカルパスの運用状況が現在どのようになっているのかお伺いいたします。

質問は以上であります。再質問は自席にて行わせていただきます。ありがとうございます。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　市の適正な予算規模は幾らかというご質問にお答えいたします。

現在の旭市の予算規模については、新市建設計画・基本計画に基づいた合併関連事業や復興関連事業の実施等による市の行政需要の増加により、合併当初と比較して当初予算ベースで約50億円増加しております。今後の市の予算につきましては、震災の被災地として安全で安心な新たなまちづくりや人口減少対策など、行政需要は常に変化していくものと思いますので、現時点で市の適正な予算規模を設定するのは非常に難しい状況にありますので、数字はご容赦いただきたいと思います。

ただ、ご指摘のとおり、歳入が減り予算規模のダウンサイジングが必要であることは明らかでありますので、今後も市税等の自主財源の確保に努め、事務事業の選択と集中を進めながら最少の経費で最大の効果を上げられるよう、継続的な行財政改革を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　それでは、２番目の認知症についての（１）本市の認知症関連施策についてお答えいたします。

まず一つ目として、総合窓口については高齢者福祉課内に設置の地域包括支援センターに

おいて、認知症を含む高齢者のさまざまな相談に対し電話、窓口や訪問により相談を行っております。

二つ目は、認知症の方の早期受診や適切な介護サービスにつながるよう、認知症状などを記入する千葉県オレンジ連携シートを活用し、医療機関、介護サービス等との連携を進めております。

三つ目は、認知症に対する正しい理解と予防の推進のため、高齢者を対象とした介護予防教室や地域に出向いて出前講座を実施しております。また、市の広報紙に認知症を正しく理解していただくための記事を掲載し、市民への啓発等を行っております。

四つ目は、介護家族への支援として認知症家族交流会を開催し、同じ悩みを持つ家族同士の交流を図っております。

五つ目は、認知症の方やその家族を温かく見守る、地域の応援者である認知症サポーターの養成講座を開催し、支援活動の推進に努めております。

次に、（２）認知症への理解促進及び早期発見のための仕組みづくりについてお答えいたします。

認知症の理解促進につきましては、先にご説明しました出前講座や認知症サポーター養成講座、広報への記事の掲載等により普及啓発の充実を図っております。早期発見につきましては、75歳、80歳、85歳を対象に実施する基本チェックリストや、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の健康面・生活面を把握する訪問調査により、認知症状等の健康状態の把握を行うほか、地域の民生委員との連携により、支援が必要な方の早期発見と適切な支援を図ってまいります。

新たな事業としましては、民間企業等の協力を得て、市内の事業活動を行う中での高齢者の見守りをしていただく高齢者見守りネットワーク事業の立ち上げに向け、現在準備を進めております。また、介護保険制度改正による新たな事業として、認知症初期集中支援チームの配置や認知症地域支援推進員の設置等の事業が位置付けられておりますので、医療機関などの関係機関と協議をし、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　私からは、３番目の地域医療連携についてということで、（１）回復期・慢性期に対する地域医療体制について、（２）地域連携クリニカルパスの運用状況についてお答えいたします。

まず、回復期・慢性期に対する地域医療の体制について。

現在、当地域で回復期・慢性期の医療提供体制は十分なのかといったご質問でございますけれども、現在、国の方針に基づき他の医療機関への逆紹介を推進しておりますが、周辺の医療機関の協力もあり、10月の実績で36％程度で最低限のレベルはクリアできている状況です。今後、さらに国の重要課題である病院の機能分化などを一層進めていくに当たりましては、より広域での連携が必要になるのではないかと考えております。

それから、（２）の地域連携クリニカルパスの運用状況についてでございますけれども、平成25年度の当病院の地域連携パスの実績についてでございます。まず、がん地域連携パスが13件、脳卒中地域連携パスが123件、前立腺がん検診地域連携パスが76件となっております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　それでは、再質問をさせていただきます。

まず１点目、今後の適正な予算規模についてということで、ご答弁ありがとうございます。

選択と集中、また事業のコストパフォーマンスを向上させていくということで理解させていただきました。適正な財政規模を明確にするということは、交付金あるいは補助金等の関係からもこうなのかもしれませんし、また、単に大きければいいとか小さければいいといった話ではないということも理解をしております。しかしながら、少なくとも合併算定替え終了による差額分、これに相当する程度の規模の縮減というのは必要になってくるのかなというふうに思います。影響を最小限に抑えつつ、緩やかな縮減を行っていく、言ってみれば軟着陸といいますか、ソフトランディングのための計画が早急に必要なのではないかなというふうに思います。

そのような中で、今回特にお伺いしたいのは、公共施設等の抱える課題に対する予算措置について、今回の予算編成においてはどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　公共施設等の老朽化問題に対する予算、大規模改修等につきましては多額の整備費用が必要とされることから、現在行政改革推進課において進めております公共施設等総合管理計画、これの策定を待って計画的な修繕、長寿命化などを進めるべきであると考え、現在は必要最低限の補修のみ予算化している状況であります。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　ありがとうございます。

人口が減少し、また年齢構成が変化してくれば、これは当然必要な施設の総量、あるいはその施設の役割へのニーズといったものも変わってくると思います。今後各施設の用途の見直し、あるいは統合といったものも今後は必要になってくるのではないかと思います。また、合併による特別措置というのも、そもそもそういった合理化に係る費用に充てることが本義であろうかと思います。

学校を含む諸施設の今後について、いずれ市としての明確なビジョンを示すことと思いますけれども、その前段階として、まずは市民の意見吸収が大切なのかなというふうに考えます。そういった意味で、民意を吸収する機会ということについて、現時点でどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦）　民意の収集ということでご質問がございました。

この前段といたしまして、確かに地区懇談会の中でご説明を申し上げたことがございます。それと、実はこの８月から15日号の広報に、公共施設の抱える課題ということで連載を始めました。小さいスペースではございますけれども、１年間を通じて見る機会を持っていただけるようにということで、１回の特集でやることは簡単なんですけれども、できるだけ長期にわたってやることによって市民が、こういう課題があるんだということを認識していただけるのかなというふうに思っています。

この後、実際には計画を策定していく段階では当然議会の皆様のご意見を伺う。それから、当然管理している各課の職員の意見も吸い上げなければいけない。でき上がる段階であれば、重要施策については今パブリックコメントを実施するような形もとっておりますので、どういう段階でいけるかははっきりしませんが、民意は十分に取り入れながら施設総量を減らしていくと。旭市に見合った公共施設の配置というのを基本的な方針の中に取り入れながら進めていく必要があるんだと思っています。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　それこそ、10年あるいは20年先というのを見据えたときに非常に大切なことでありますので、十分な議論が、これは市民の間でも起きてくるように、行政のほうに

引き続きしっかりとしたリードをお願いいたしたいなというふうに思います。

また、今回予算の基本方針という質問項目ですので予算各論については質問を避けたいと思いますけれども、今回の予算編成につきまして市民の皆さんは強い関心を持って注視しているわけでございます。ぜひこれからの旭市のあり方の指針を示すような、希望を持てるものとなりますことを切に願う次第です。

続きまして、そのまま次の認知症施策について入らせていただきます。

確認といいますか、基本的な質問ではありますけれども、現状認知症かもしれないといった不安、あるいは疑いを持った方、これは本人あるいはご家族が、その段階でまず第一に相談できる窓口というのはどこになるのかということをお示しいただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　認知症について、本人、家族が第一に相談できる窓口はどこになるのかの質問についてお答えいたします。

認知症についての総合窓口につきましては、地域包括支援センターが主に行っております。また、介護サービス事業所や病院においても相談対応はされており、随時地域包括支援センターとの連携により支援を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　認知症になっても住みなれた地域での生活をできる限り続けていくためには、医療・介護あるいは生活支援といったサービスが有機的にネットワークを組んでいく必要、連携していく必要があるのかなと思います。

そのために、これは支援の輪をつなぐ、いわゆるコーディネーターとして認知症地域支援推進員という設置が進められているようであります。この認知症地域支援推進員ですが、多くの場合、地域包括支援センターに配置されている、そういったケースが多いようですけれども、旭市における現状及び今後の見通しをお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　認知症地域支援推進員の配置についての今後の見通しについてということのご質問でございますけれども、認知症地域支援推進員につきましては、医療・介護の連携強化や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域の支援体制の構築の

ために企画調整を行うものとして、市町村が平成30年４月までに配置するものと決定されております。

現在、県では同様の役割を担う千葉県認知症コーディネーターの養成研修を実施しており、本市では、25年度に地域包括支援センター職員、26年度には旭中央病院職員と合わせて４名がコーディネーターとなり、支援体制づくりに取り組んでおる状況でございます。27年度に旭中央病院に認知症疾患医療センターが設置されますので、関係者等との協議を行い、より効果的な事業実施を目指し、認知症地域支援推進員の配置場所、業務内容等を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　推進員の設置は30年からということで、ただ、コーディネーターの方、言ってみれば認知症の初期の段階で相談に乗っていただける方というのが、包括支援センターのほうに行けば常時いらっしゃるということで理解いたしました。

続きまして、再質問させていただきます。

認知症に関して今後、今出ました地域包括支援センターと病院との連携というのが、これは肝になってくるのかなというふうに思います。まず、これは病院サイドのほうにお伺いしたいのですが、認知症に関して新たな取り組みとして、今話にも出ました認知症疾患医療センターが設立される予定であるということのお話を伺いました。その内容について、どのようなものかご説明をお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　私どもで設置する認知症疾患医療センターのことでご答弁させていただきます。

高齢化の推進に伴いまして認知症高齢者が非常に数が増加しているということが見込まれまして、県内各二次医療圏に１か所ずつ認知症疾患医療センターを設置するということを県は進めておりまして、当病院は来年度から、香取海匝二次医療圏を担当する、県内では７番目となるセンターとして指定されることとなりました。

認知症疾患医療センターというものですけれども、認知症患者の方やその家族の方々が、住みなれた地域で安心して生活するための支援の一つといたしまして、地域における認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで、必要な医療を提供できる機能体制の構築を図る

ことを目的に設置されるということになっております。

主な役割といたしましては、その疾患の原因を特定して治療方針策定に役立てる、いわゆる患別診断と言われるもの、それと、それに基づく初期の対応、それから身体の合併症や周辺症状の初期診断・治療、それから、かかりつけ医などへの研修会の開催、認知症医療に関する情報発信、電話相談等による専門医療の相談、それから、今お話が出ました地域包括支援センターなど介護サービス提供者との連携などがございます。

現在は、指定に向けまして県の担当者をはじめ県域内各市町村の地域包括支援センター担当者、それから地域の医療機関を交えまして準備会議を実施しております。今後ですけれども、指定された後、地域の認知症サポート医、かかりつけ医、それから各市町村の地域包括支援センターから患者さんが紹介されることが想定されますので、これらの機関に対しまして専門的医療の提供ですとか、認知症に関する研修会の開催など実施いたしまして、連携強化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　ありがとうございます。

認知症疾患医療センターということで、地域包括支援センターの役割としては、そうすると認知症センターのほうは診断から先というふうに今理解いたしましたけれども、認知症の疑いや不安を感じたとき、言ってみれば初期段階での対応というのは地域包括支援センターが中心になって今後担っていくのかというふうに思います。

ですので、センターとして病院との連携について方針をお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　それでは、支援センターと病院との連携についてというご質問でございますけれども、現在地域包括支援センターでは、認知症の相談に対しまして医療機関との連携が必要な場合には、先ほどご回答しました千葉県認知症オレンジ連携シートに認知症状などを記載し、情報提供を行っております。医療機関からも包括支援センターに情報提供があり、その後の支援に活用しております。また、病院が行う家族を含めた退院支援会議に参加し、認知症の方への支援を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　ありがとうございました。

それでは、続きまして認知症への理解促進、あるいは早期発見ということについて再質問させていただきます。

先ほどお話の中でありました認知症見守りネットワークですか、これについてですが、民間事業者の協力を得て地域での連携をとるということでお伺いいたしましたが、どのような事業者に協力を要請するのかなど、もう少し詳しく事業内容の説明をお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　３時　９分

再開　午後　３時１０分

○議長（髙橋利彦）　では、再開します。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　高齢者見守りネットワーク事業の概要についてということでお答えさせていただきます。

事業活動を通じて高齢者と接することの多い民間事業者、具体的には郵便事業者や新聞・牛乳販売店や電気・ガス・水道事業者並びに生協等と旭市が連携することにより、異変があり何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行い、地域全体で高齢者を見守る体制を構築し、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう支援する事業で、平成27年４月の事業開始を目指し、今準備を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　失礼しました。ちょっと回数が私の手元で混乱しましてすみません。認知症関連はもう終わりですね。

○議長（髙橋利彦）　終わりです。

○２番（髙橋秀典）　分かりました。

では、最後になりますけれども、認知症の重症化を抑えるということは、家庭にとっても

行政の負担を軽減する意味でも大切かと思いますので、また、重症化を防ぐためには早期発見・早期対応が必要であります。手元にちょっとこんなものを用意したんですけれども、自治体によっては、地域に向けた認知症への理解を地域でしていこうということで、こういった漫画で分かりやすいものを全県配布したりしていますので、ぜひ認知症への正しい理解の促進ということに力を入れていただきたいなというふうに思いまして、次に移らせていただきます。

次に、病院関係ですね。回復期・慢性期医療の体制について、まず再質問させていただきます。

文教福祉常任委員会において京都市民病院を視察させていただいた際に、高度急性期への特化と医療連携を進める上で、地元の医師会との連携、あるいは意思の疎通といったものが非常に大切であるというふうに感じさせていただきました。中央病院と旭市、また近隣医師会との関係について現状をお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　地域の医師会との関係性についてのご質問にお答えさせていただきます。

地元医師会、近隣医師会との関係についてですけれども、紹介・逆紹介率を上げ地域連携を推進するための対策といたしまして、本年３月に紹介患者センターを立ち上げ、以来、病院長が先頭に立ちまして連携担当者とともに各地域の医師会やクリニックを訪問してまいりました。また、地域の医師を招き、連携のための会議を２度開催いたしまして、意見交換や登録医制度の説明や高額機器の共同利用参加の説明なども実施しております。

結果といたしましては、11月末現時点での、いわゆる先ほど申し上げました登録医制度の関係ですけれども、登録医療機関数は81施設に上っております。今後も引き続き登録医への参加をお願いして連携を強化してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　ありがとうございました。

続きまして質問させていただきますけれども、地域の医療資源ということに関しては、単に中央病院の責任の範疇を超えて、旭市あるいは広域での医療全体にかかわる問題で、今後中央病院を地域の宝として守っていくためには、この問題について香取海匝医療圏全体で考

えるべきであろうかと考えます。

今後、県主導で地域医療ビジョンが策定されることにはなっていますが、やはり地域の現状において旭市がリーダーシップをとって、対象となる自治体間での話し合いと連携が先行すべきではないかと思います。現在そのような場、会議等は設けられているのでしょうか、お伺いします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　自治体連携の現状についてということですが、過去、平成18年に千葉県並びに銚子市、旭市、匝瑳市及び東庄町からなる東総地域医療連携協議会が組織されまして、病院間の連携について話し合いが持たれ提言等も行っていましたが、平成20年９月の銚子市立総合病院の診療中止等により当該協議会の活動も休止状態となり、現在に至っている現状です。

一方、先般、医療・介護総合推進法が成立し、平成27年度から28年度にかけまして県が地域医療ビジョンを策定することとなりました。今後は、これらの動向も踏まえた上で、特に近隣自治体及び県との意見交換や協議が活発化していくことと考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　中央病院がございますので、ぜひその場でイニシアチブを旭市がとっていただければなというふうに思います。

続きまして、先月末に開催されたシンポジウムで、病院側よりこれは指摘があったことでありますけれども、大都市においては大規模病院が高度急性期医療に特化していくに当たっては、その近隣に提携先としての医療資源は、大都市の場合は豊富であります。一方で、中央病院の場合、これまでワンストップで全てを担ってきたという背景と同時に、大都市に比べ連携先は少ないという状況であり、国が都会の大病院を基準にして、いわば一律的に想定した医療環境とは非常に異なる、そういった現実となっているのではないかというふうに思います。

この当地域、そして中央病院の特殊性を考えたときに、今後、県あるいは国に対して特別な措置を講じていただくようにお願いするということはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　県や国に対しまして特別な措置をお願いしていくことはできないのかというご質問でございますけれども、実は先般、厚生労働省に県とともに出向きまして、当地域の現状の説明や制度の見直しなどについて要望してきたところでございます。引き続き、市と協力いたしまして国・県へ要望してまいりたいと思います。

なお、先ほど市のほうから出ましたけれども、来年度から作ります地域医療ビジョンの場として、地域医療構想調整会議というものが設けられることになったということで、そこでは、参加者は医師会、歯科医師会、病院団体、医療保険者などが基本になるということですので、そういう場をかりて、また県等に対しまして病院の状況等を訴えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　ありがとうございます。

続きまして、地域連携クリニカルパスのほうの再質問に移らせていただきます。

まずはこの地域連携クリニカルパスですが、患者さんにとっては非常に安心感を持って地域の医療連携に身を任せることができる、そういった仕組みであるというふうに思います。今後の運用の拡充についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　先ほど連携パスの実績についてお答えいたしましたけれども、その中で脳卒中の地域連携パス、123件と非常に多くなっております。これにつきましては、香取海匝脳卒中地域連携の会というものを開催いたしまして、普及に取り組んでおります。ほかの疾患につきましても、今後普及のための活動を拡充していくことが必要だと考えておるところではございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　これは本当に、医療に関しては素人ながらですが思うのは、地域において急性期病院とかかりつけ医の連携のありようというのは、例えばがんの場合と慢性腎臓病などの場合と、疾患ごとにその連携のありようというのは異なってくるのかなというふうに思います。地域における医療連携といいますが、あくまで患者さんを中心としたものであり

ますので、患者さんを真ん中に置いた連携、またそのための施策を今後とも推進をお願いしたいと思います。

そして、最後にお伺いいたします。

ここまで地域の医療連携ということでお伺いしてきましたけれども、その中核となる旭中央病院の組織形態について、本議会において市長より、独立行政法人化を進めるとの明確な意思表示がありました。それを受け、病院サイドとしての考え、独法化を含め今後の中央病院のあり方についてどうお考えか、こちら年内最後の議会となりますので、これはぜひ病院事業管理者にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二）　独法化につきましては、私が病院長になったとき以来ずっとお願いしていたわけであります。と申しますのは、やはりこれだけの大病院を運営していくには、やはりなるべく公的なものの中にも自由に民間のアイデアが入るような病院経営、こういうのが一番いいのではないだろうかと、このようなふうに思っていたわけでありますが、なかなかずっと今までたってきたわけであります。

ここに来て、ずっと右肩上がりで成長してきたわけでありますが、この数年、特にこの二、三年、人口減という大問題がだんだん表れてまいりました。そして、我が国の財政難ということであります。高齢化すると、やはり医療費が毎年１兆円というふうに言われますが、ずつ上がるわけであります。どうも１兆円で済まなくなってきて、１兆2,000億円、3,000億円ぐらい毎年上がってきているわけです。国はこれを抑制しようということで、病院あるいは医療体制を再編しようということで、2025年に向けて新たなる施策を立ててきたわけであります。

それに対応して、我々も動かなければいけないということでありますが、国の施策は一般的に人口の多い大都市中心の施策でありまして、なかなかこういう地方におきましては不利なことがいろいろ出てまいりました。人口減は患者さんももちろん減るわけでありますが、病院の職員、特に医師、まず医師不足に始まりました。何とか苦労してやっていくうちに、今度また出てきたのが看護師不足であります。これが今度大問題にまたなってきつつあります。特に千葉県は3,600床増やすということで、近隣の病院がどんどんベッドを増やしますが、看護師の養成はしてくれません。したがって、今いる看護師の人たちがそういうところに流れていくと、こういうような図式にもなっております。

また、看護師養成につきましても、今奨学金制度ということで盛んに学生を集めて、そして養成しているわけでありますが、近隣の金持ちの市町村は高額な奨学金を出しまして、この５年間で奨学金の値段が倍になってしまった。看護師確保についてもかなりのコストがかかるようになりました。医師の人件費も上がりました。看護師の人件費もどんどん上がってまいります。かなり厳しくなってまいりました。

このような時代で、さらに来年、再来年の改定、そのさらに２年後の改定、この５年間というのがまた目まぐるしく制度が変わるだろうと思います。特にこういう地域においてはかなり不利をもう既にこうむっているわけでありまして、先ほど事務部長のほうから、厚生省、厚生大臣、県当局に行ってさんざん陳情もしているわけでありますが。そのようなことで、我々の話が果たして通るかどうか、これはかなり厳しいだろうというふうにも思いますが。しかし、今度地域医療ビジョンが、今年11月に既に１回目の調査が来て、来年の調査で再来年までに、来年度いっぱいにできるわけであります。今度少し県が主導ということで、都道府県単位までおろしてくれるということで、我々もいち早く県当局に、千葉県が画一的にいろんな計画を立てては非常に困りますよと。この地域の実情というのがあるわけでありますからということで、既に各部署に当たっております。

そういうような時代、やはり目まぐるしく動いておりまして、昨日赤字の病院が独法化になったんだと。そのための独法化だというお話が出ましたが、つい最近も佐世保市立病院、これはうちの病院が３年前に総務大臣表彰を受けました、翌年の優良病院として表彰されている病院でありますが、これも今のところ全適でありますが、いよいよこういう時代では独法化に移行しようということで、再来年から独法化を決定いたしました。大病院はほとんどが独法化を今考えている最中でありまして、あるいはなっているところはもうなっております。

当市も、人口50万人規模の大きなまちならば、このままでもやっていけないことはないんだろうなと、こういうふうに思いますが、やはりリスク管理のことも全部考えますと、どうしても一つのまちでは、うちのような病院は持ち切れないのではないだろうかと、このようなことも考えているわけであります。じゃ、もっとダウンサイズして市立病院だけにすればいいんじゃないかということでありますが、当世、医師の集まる所は、看護師もそうですが、マグネットホスピタルと言いまして、ある規模があって高度医療をそろえた、人材もそろえてあるところに皆さん集まってきて、周りを見ていただくと分かりますが、この周りの病院にはほとんどそういう方は集まっていただけません。

ということで、やはりここまで発展させた病院を維持、これから先も継続的に安定して経営させていただくには、やはり今考えられる道としては独法しかないだろうと、このように考える次第であります。というわけで、まだ独法についてはあまり説明を受けてないというような議員もいらっしゃるようでありますが、どうぞ前向きにぜひ捉えていただいて、ご検討いただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　ご答弁ありがとうございます。

今後、これからクリアしなければならない課題、あるいは議論すべき点というのも多々ございます。また、市民から不安の声も正直聞かれておりますので、それらを払拭していただくのも病院また行政の責務であろうかというふうに思います。

私が言うのもあれですが、全ては患者様のためにというその理念をぜひとも堅持していただいて、また、市民の中央病院への思いといったものもしっかりと今後酌んでいただくことをお願いいたしまして、私からの一般質問を全て終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（髙橋利彦）　これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は17日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　３時２９分

開議　午前１０時　０分

○議長（髙橋利彦）　おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第１　一般質問

○議長（髙橋利彦）　日程第１、一般質問。

一般質問を行います。

◇　木　内　欽　市

○議長（髙橋利彦）　通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（１８番　木内欽市　登壇）

○１８番（木内欽市）　おはようございます。

18番、木内欽市です。旭市議会第４回定例議会において一般質問を行います。

今年も早いもので、残すところあと20日余り、さまざまな出来事がありました。

５月、元岩手県知事、総務大臣を務めた増田寛也氏が座長を務める日本創成会議が衝撃的な発表を行いました。2040年までに、日本では896の自治体が消滅する可能性があるという大変センセーショナルな内容です。日本の自治体は約1,800存在します。そのうち約半数が消滅する可能性があるということです。

幸い旭市はこの896の自治体には入っていませんが、周辺の自治体が消滅する可能性の自治体に入っているということは極めて深刻な事態です。これからの地方自治行政は、周辺の自治体と力を合わせながらも、市町村相互の知恵比べの生き残りの時代になりました。

このような市政を取り巻く状況下を念頭に置いて、一層の市民福祉の向上と旭市のさらなる発展を願って、市長をはじめ執行部の皆さんに真摯に質問いたしますので、どうか的確な

ご答弁をお願いします。

それでは、順次通告に従い質問を行います。

まず最初に、地区懇談会についてであります。

市長と執行部が直接市民と話し合う場として、各地区で毎年開催される地区懇談会、市民の意見、要望を市政に反映させるということですが、どのように反映させておられるのか伺います。

次に、防災対策について伺います。

3.11の大震災から３年と８か月になります。「喉元過ぎれば熱さを忘れる」という言葉がありますが、毎年行われる防災訓練、最近は参加者も少なくなっているような気がいたします。

大震災後、東大地震研究所が、首都圏を襲う首都圏直下型地震の起こる確率は４年以内に70％と発表いたしました。その発表から既に２年が経過しております。起きてほしくはありませんが、大地震は必ず起きます。防災対策、これからの計画予定について、車での避難訓練、避難所の整備、震災復興について、以上４点について伺います。

次に、上水道の今後の整備計画について伺います。

質問の大きな４番目、国土強靱化整備計画についてであります。

３年前の大震災では、死者、行方不明者15名という県下最大の被害に遭ったのが旭市であります。これは今後、将来の旭市のことを考えれば、全国的に津波が来たら危険なところであるとの認識を多くの人々が持ったということであります。言い替えると人口減少に拍車がかかる悪い条件を持っているということであります。

津波で亡くなられた方々、尊い命を落とされたみたまに報いるためにも、県内で一番災害に強いまちを目指すこと、災害に強いまちづくりに取り組まなければなりません。誰もが望む安心・安全のまちづくりです。

そうすることが、人口増加の面においてもハンディキャップをセールスポイント、人口を呼び込むことになります。このような意味で、旭市が国土強靱化地域計画にいち早く手を挙げ、全国市町村のモデルになったということは、まさに「災い転じて福となす」ということであります。市長並びに担当課には改めて敬意を表します。犠牲になった尊い命を無駄にしないということから、最大限の努力、英知を結集しなければなりません。旭市の力量が全国に問われるところであります。今後の取り組みを伺います。

次に、旧いいおか荘について伺います。

この問題は、昨日、太田議員の質問もありました。また、この後、滑川議員も質問する予定です。私のほうからは現在の状況、市内、市外からどのような業種の方々の問い合わせがあったのか伺います。

続いて、農業問題について１点伺います。

県下第一の農業生産高を誇る旭市、基幹産業であります農業、農家の経営が大変になってきております。特に主要作物の米価の下落は深刻であります。今までですと、米価が下がった年は、米の消費が増えて在庫が減ったのですが、今年はいつもと違います。外食産業も円安等の影響で輸入食材が上がっているので、米の使用量を控えて価格を抑えているからです。このままだと来年も在庫は膨れ上がり、米価のさらなる値下がりが懸念されます。

この後、建設経済常任委員長、飯嶋委員長のほうから、議員発議で政府に意見書が提出されますが、国・県の施策を待つ前に、市独自に知恵を出して対応を図るべきと考えるのは私１人ではないと思います。米価下落に対する対策を伺います。

最後に、コンサルタントへの委託について伺います。

髙橋議長も過去、一般質問で何度か質問されたことが私の記憶に残っているのですが、市行政を推進する中で、旭市の現状に一番詳しいのが市職員であって、職員の企画・立案がコンサルタントの企画書より優れていると思うのであります。委託はどのぐらい予定しているのか伺います。

以上、質問を終わりますが、質問の点数が多いもので時間がかかろうかと思います。答弁はひとつ手短にお願いいたします。再質問は自席でお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　私のほうからは、１番目の地区懇談会についてということと、２番目の防災対策の（４）災害復興について、それから大きな４番目、国土強靭化地域計画についてということと、７番、コンサルタントの外部委託につきまして答弁申し上げます。

まず、地区懇談会の意見をどのように市政に反映させるかということのご質問です。地区懇談会におきまして提案をいただいたのをどのように生かすかということにつきましては、内容についてその場で即答したり、またすぐに対応可能なものはありますが、それら以外のものにつきましては、庁内において対応を検討することとなります。このような場合は、提案についてはその後、企画政策課において進展の状況を調査し、過去のものを含めまして内容の把握に努めているところであります。

続きまして、防災対策についての震災復興についてであります。

震災復興とはどういうものかということで、実際には被災者の心の問題も含めまして、復興という言葉にはさまざまな要素があると思います。このような中、市では平成27年度までに集中復興期間と定めまして、旭市復興計画を策定し、「心をひとつに～共に進もう復興あさひ～」をスローガンとして復興に取り組んでおります。その状況を申し上げまして回答とさせていただきます。

復興計画に掲げました復興事業の進捗状況につきましては、取り組みの中で飯岡中学校の移転、避難道路の整備までを含めますと、現時点におきましては81％の進捗となっております。これは事業費ベースになります。

また、この復興の行き先を見据えた上で、現在新たなまちづくりの指針となる国土強靱化地域計画の策定を進めているところであります。

続きまして、国土強靱化計画につきまして今後取り組む方向としてということで、現在取り組んでいる国土強靱化地域計画について申し上げます。

先般、旭市国土強靱化地域計画方針にありましたとおり、その理念といたしましては、いかなる自然災害が発生しようとも、一つ目としまして、人命の保護が最大に図られる。それから、２番目といたしまして、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。３番目といたしまして、国民の財産及び公共施設に係る被害が最小限に図られるということ。それから、４番目です、迅速な復旧復興という基本目標といたしまして、強さとしなやかさを持った安全・安心な国土、地域、経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進するものであります。

具体的な取り組み姿勢としましては、強靱性を損なう本質的原因をあらゆる側面から検証しまして、短期的な視点によらず長期的な視野を持って取り組む。３番目といたしまして地域の多様性の再構築、地域間の連携強化、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、自立・分散・強調型国土の形成につなげていくというものであります。

現在、庁内、これは市の内部の全課の副課長から成る旭市国土強靱化地域計画庁内推進会議において作業を進めるとともに、有識者、市民等で構成する旭市国土強靱化地域計画検討委員会の意見をいただきながら策定を進めております。

なお、本会議中には、議員の皆様に計画の骨子をお示しする予定であり、その後、市民の皆様に骨子に関するパブリックコメントを行う予定でありますので、よろしくお願いいたし

ます。

それから、７番目のコンサルタント外部委託につきまして、今委託はどのぐらい予定しているのかというご質問に対してお答えいたします。

各種計画策定のコンサルの委託の本年度につきまして申し上げますと、案件といたしましては３件、予算ベースでの金額では695万4,000円となっております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　それでは、２番目、防災対策についてお答えいたします。

まず１点目として、これからの計画予定でございますが、東日本大震災以降、災害に強い地域づくりを目指し、津波避難タワーや津波避難のための外階段の整備、防災備蓄倉庫の建設等の事業を進めてまいりました。津波防災の観点から申しますと、平成27年度に新たな津波避難施設の整備に向けて調査、検討を行います。

また、避難所用の備蓄食料や飲料水についても、平成24年度から５年で5,000人分を目標に計画的に備蓄を進めております。そのほかソフト事業で申しますと、地区からの依頼により防災出前講座を行ったり、総合防災訓練及び津波避難訓練を実施しております。このような訓練等を毎年繰り返し実施することにより、防災の啓蒙啓発を図ってまいりたいと考えております。

次に、２点目でございますが、車での避難訓練の予定はについてでございます。

平成25年９月議会で、木内議員から車での避難訓練を提案いただきました。本年３月の津波避難訓練において、横根・下永井地区を対象として車を利用した避難訓練を実施いたしました。

千葉県地域防災計画では、地震が発生し、津波警報が発令された場合、自家用車での避難の自粛を定めております。しかし、市民のことを考えますと、身体障害者や高齢のお年寄りのことを考えますと、徒歩での避難は非常に困難でありますので、車を利用した避難を考えざるを得ず、こうした社会的弱者に配慮した車での避難訓練を検討することも必要であろうと考えております。

３点目の避難所の整備についてでございます。

市内に、防災計画において避難所を指定してございます。指定避難所、避難場所、一時避難場所、広域避難場所、津波避難場所、津波避難ビルというものを防災計画では指定してございます。そういう指定避難場所となる市内各小中学校へ防災備蓄倉庫を順次整備しており

ます。そういうことで、いつ来るか分からない災害に対応すべく、順次整備なり訓練を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　水道課長。

○水道課長（鈴木邦博）　大きい３番目の、上水道の整備についての中の今後の整備計画について答弁させていただきます。

水道施設の老朽化による更新と、あと自然流下区域の拡大ということで、２点ほど答弁させていただきます。

水道施設の老朽化による更新につきましては、きのうも伊藤議員より質問がありましたけれども、水道管の耐用年数は40年とされておりますが、歴史のある水道事業体の例を見ますと、50年、60年使用しているのが実態のようであります。本市の場合、一番古い管で35年経過しておりますので、まだそのような例からしますと、多少余裕があるのかなというふうに考えております。

しかし、水道管が破裂しますと大きな事故につながったり、また断水等の水道利用者にも多大な迷惑をおかけすることになりますので、水道管の埋設状況、例えば国道だとか、そういった交通量の多い路線等、あるいは地盤の条件の悪い箇所を考慮しまして、計画的に更新作業を進めていきたいと考えております。

それから、自然流下区域の拡大ということも考えております。旭地区の配水方式は、地形的制約から給水区域の全域をポンプ圧送で配水しておりますが、それに対しまして海上、飯岡、干潟地区は、高台の区域を除いて自然流下方式による配水となっております。現在の水道が合併前に計画されたためこのような方式となっておりますが、合併後の全体的な地形を考えますと、高台の地の利を生かした自然流下区域を拡大することは動力費等を含めた維持管理費等の縮減につながり、水道経営の上からも必要なことであると考えております。

平成22年12月に策定しました旭市水道ビジョンでは、海上配水場、干潟配水場にそれぞれ配水池を増設し、自然流下区域の拡大を図っていくことになっておりますので、現在、海上配水池を増設すべく詳細設計を進めているところです。

私のほうからは以上です。

○議長（髙橋利彦）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　議員のほうから旧いいおか荘につきまして、現在の状況、特に問い合わせいただいている状況等につきましてご質問いただきました。

ご承知のようにいいおか荘は、現在３回目の公募を行っております。11月17日から12月17日までを期間としまして貸付先の公募を行っているところでございます。昨日現在、まだ応募書類の提出はございません。しかしながら、これまで12の事業者に現地説明を行っておるところでございます。この状況につきましてご説明申し上げます。

現地説明に参加いただきました事業者、地域別には市内の事業者の方が４事業者、市外事業者は８事業者でございます。うち一つは、県外ということで東京都でございます。

業種的には宿泊業を営んでいる方、これが三つの事業者、それと飲食業を営んでいる方が、同じく三つの事業者に参加をいただいています。

そのほかは建設業あるいは物品販売あるいはビル管理業を営んでいる方々、それぞれ一事業者ずつでございます。さらに個人で、現在商売を営んでいる方、これが２事業者、さらには複数の方で連合体というような形で組んで事業を起こしてみたい、そういう希望のある方が１事業者、合わせまして12の事業者に現地説明に参加をいただいている、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸）　それでは、農水産課より６番目、農業問題について。

（１）米価下落に対する対策はということをお答えさせていただきます。

国全体では、主食用米の需要が減り続ける中、米の民間在庫は、今年の６月時点で222万トンとなっておりまして、この10年間の在庫につきましては160万トンから220万トンで推移している中では高水準となっております。

今後厳しい状況が続くと思われますので、米の価格安定については、国での対策が必要なところです。農林水産省でも、26年産米について現在対策を検討されております。

市といたしまして、今年から数量払いとなりました飼料用米について早くから取り組んでおりまして、取り組みの環境が整っていますので、国の交付金及び市の補助金などで所得が予測できる飼料用米生産では、多収量が見込める専用品種での取り組みを進めて、米農家の経営安定を図りたいと思っているところであります。

また、収入減少によります影響を緩和し、安定的な経営ができるよう国と農業者の拠出に基づきますセーフティネットといたしまして、ナラシ対策と言われます経営所得安定対策、こういうものがあります。

現在この制度に加入している方は比較的少ないということですので、今後は一定の収入を

確保できるこの制度の周知、加入促進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　先ほど回答の中で募集期間、期限が12月17日と説明させていただきました。すみません、訂正で12月12日、今週の金曜日ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　それでは、再質問を行います。

まず、地区懇談会についてですが、主にどのような意見が出たのか、ざっとで結構です。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　すみません、今、今年度の状況の手持ちございません、後ほどということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　後ほどというのはいいんですが、それでは海上から出た意見ですが、毎回出ておるんですが、水道を引いてほしいとか、そういう意見が出るんですけれども、それともう一つ何だったか、とにかくそういう意見は、庁内では多少はもむけれども、別に市政に反映させていくということですが、あまり今反映されていない。できることとできないことがあるでしょうが、そういった点はどのように、どのような意見があって、どのぐらい反映されたかなというのを聞きたかったんですが、今まで出た意見でそういうのはありませんか、分かりませんか。

（発言する人あり）

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　じゃあ、後日で結構です。

それと、よく毎回私行くんですが、海上だけか分かりませんが、最初の出だしが物すごいビデオ見たり、あれで大体１時間ぐらいかかっちゃって、さあ質問というと、大体２回目の質問で打ち切られちゃって。先日も、後から質問なさろうとしたら「もう時間ですから」と、こうやって切られちゃうんですが、もしあった場合、せっかく来て質問を言おうと思って待っていたら、やっと自分の番が来たなと思ったら、「もう時間です」ではちょっとあれなん

で、そういう点ちょっと改善みたいなことはお考えいただけませんでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員、ちょっとお伺いしますが、この１番の地区懇につきましては一番最後に回して、この２番目の防災対策、ここからお願いしたいと思います。

○１８番（木内欽市）　はい、了解しました。

じゃあ、議長からの指示でございます、２番目に入ります。

防災対策、これからの計画予定については理解いたしました。

小さな２番目、車での避難計画のことで、多少やっていただいたということでいいかなと思います。結局、県の指導では徒歩でということですが、これはやっぱり都市部のことを想定していると思うんです。ですから、この辺は都市部でありませんので、恐らく津波が、地震が起きたと言ったら、ほとんどの方が車で避難すると思うんですよ。

住宅の次に大事な財産は大体車ですから、その車でも高級な車は1,000万円以上する車があるわけですから、その車をあえて置いて徒歩で避難するということは、通常は考えられません、前回もそうでした。まして、先ほどおっしゃったようにお年寄りがいるであるとか、あるいは夜間であるとか雨降りの日だとか、これふだん防災訓練やっているように、区長さんがヘルメット持って先頭で立って、ああいう避難はちょっと今の時代は合わないかなと。何か戦時中の防災訓練を見ているようで、ちょっと時代遅れのような感がいたします。

ですから、これは幾ら徒歩で避難しろと県の指示があっても、さっきも言いましたように車で避難しますので、そういった場合にやはりこれをやっておかないと、富士山の爆発を想定してこの間やったら、やはり大渋滞が起きて、さまざまな弊害があったということが新聞に大きく出ていました。

ですから、これをやることによって交差点はどの具合になるのか、あるいは国道を避難して飯岡のバイパスがどうなるのか、一旦やってみる価値あると思います。それをやらないと、例えば大渋滞が起きてしまって、救急車が来られなくなるとか消防車が入れなくなるとか、パトカーが入れなくなると、こういう事態になると必ずまずいことになりますので、もう少し大々的というか、ふだんの徒歩の避難訓練はもう参加者が少なくなっているんで、一度車での避難訓練を再度お考えいただけないでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　最初の答弁にもいたしましたけれども、やっぱり市民のことを考えると、お年寄りや足の不自由な方のことを考えると、車での避難訓練というのは必要ではないかと思います。ただ、ちょっと具体的に徒歩での避難が安全ということをちょっと述べさ

せていただきます。

平成23年３月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震に伴う、旭市における内陸部への最大津波到達距離は500から600メートルでありました。また、元禄地震を想定した場合、地震発生後、30分後に大津波が襲来しております。そのことから、子どもやお年寄りが30分間に歩ける距離を、普通、徒歩１時間に４キロと言います。30分間に２キロですが、それより半分にして１キロは30分間に歩けるだろうと考えて、津波が襲来するであろう内陸部１キロメートルの間に津波避難ビルや避難タワー、11か所ございますので、そのほかにも津波避難場所が10か所指定してございます。

そういう交通面で混乱を起こすかどうか、一度はやったらどうかというご質問ですので、そういうこともやっぱり試験的にやることが経験をしておくということはいいことだと思います。でも、徒歩で避難するというのが一つの原則かな。家族でふだんから話し合って集合場所を決めておくとか、そういうことを日常の中で話し合う。

先ほども木内議員が言いましたけれども、災害というのは昼夜問わず、いつ、どんな場所にいたときに、いる場所によって違います。本当に想定できないものですので、いろんな体験訓練をするということについては今後考えていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　徒歩ということですが、今、元禄地震という話が出ました。この間の津波は7.8ぐらいですよね。元禄津波のときは12メートルぐらい来ているんですよ。今度、首都圏直下型とか南海トラフがきた場合には、これを超える津波が来ることも想定しなければなりません。これからは想定外という言葉は通用しませんよ。

津波が来て、時間があるのに、この間の大津波はこっちに襲来するまで５時間ぐらいかかっているでしょう。元禄地震だって30分かかっているでしょう、津波が来るまで。その30分の間に避難タワーに上って津波が来るの待っていて、避難するという人を考えられますか。遠くへ遠くへ逃げるでしょう。逃げ遅れた人が避難タワーに行くんですよ。わざわざ逆のほうに行って、海岸道路の避難タワーに行って避難タワーに上る人って考えられませんよ。

ですから、現実にあった地震が来て、いつ来るか分かりません、先ほども言いましたが、４年以内に70％の確率で来ると、地震列島日本の最高機関、東大が発表しているんですよ。既に２年経過しているんです。あした来るかも分からないんですよ。さあ大津波が来ますよ

って、12メートルですよっていった場合にどうするんですか、これ避難タワー潜っちゃうでしょうよ。ですから、そうじゃなくて現実にあって、地区が違うんだから、車で逃げれる地区なんです、大都会と違うんですからどんどんそういう訓練も一度はやっていただきたいなと、このように思います。その答弁がなければこんな質問しないんですが、もう一度、くどいようですがお願いします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　分かりました。今後検討してまいりますので、よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　そうですね、やることによって、やはり避難道路をこうしたほうがいいよと、そういう新たな知恵も生まれてくると思うんですよ。ですから、一旦はやって、渋滞するな、信号でひっかかるなといった場合に、その避難道路が生きてくるわけですから、一旦はぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、避難所の整備でありますが、これはさっき言うの忘れて、ごめんなさい、地区懇談会に出たんです、このやつは、うちのほうで。避難所に行けと言って行っても、そこの小さな話ですが、例えばトイレとかはお年寄りが使えないと、そういったような整備もしてほしいと、こういうような要望については検討なさいましたか、それで併せて伺います。避難所の整備。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（髙橋利彦）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　今の避難所の整備でございますが、旭市地域防災計画で指定しております一時避難場所については、小中学校などの指定避難所までが遠い世帯の方もおりますので、避難途中の安全を確保するために一時的に避難し状況が安定したら移動する場所として指定してございます。

一般的には、一時避難場所についても公共施設を指定しておるんですが、その公共施設がない５地区について集会施設をしてございます。その木内議員が言われた一時避難する場合、お年寄りや、そういう子どもたちのためにもトイレ等の整備ができないかという、地区懇談会で質問がございました。そのことについては市民生活課のほうとの協議をいたしておりま

すので、そちらから回答いたしてもらいます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男）　ご質問ですが、幾世集会所トイレの修繕についてのことだと思います。それについてお答えいたします。各区のコミュニティ施設の修繕につきましては、旭市コミュニティ育成事業補助金交付要綱に基づき、地区集会施設修繕事業に対し補助金を交付しております。この補助金につきましては交付の制限を設けており、同種の地域団体に対し、補助金の交付を受けた日から起算して10年を経過するまでは新たに補助金を交付しないとしております。ご質問の幾世集会所につきましては、平成23年度に修繕を行っておりますが、市の一時避難場所となっており、トイレの修繕は高齢者などが使用するのに不便で困っているということであれば、特別な事情があるものとして認めることができると考えております。

ただし、修繕に係る補助率は補助対象経費の２分の１以内で対象経費が20万円以上の事業となっております。よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　これは、国土強靭化整備計画にもやはり避難所の整備ということが入っていますので、どうか皆さん、これも計画に盛り込んでいただきたいと、このように思います。よろしくお願いします。

それでは、小さな４番目の震災復興についてであります。

先ほど81％とおっしゃいました。これでどの辺までいったら、100％じゃないで、どの辺までいったら震災復興は、きのうは市長が答弁で、仕上げの段階とおっしゃいました。私もそうだと思います。どの辺までいったら震災復興は大体終わるのかなというのをお聞きします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　私どもで先ほど申し上げたのは、事業費ベースということでのものです。あと、残っているというのを飯岡中学校の解体費であるとか、あと多少のプラス要素ということで、おおむね事業内容については完了ということになっておりますので、このぐらいのパーセンテージいけば、100％というのが実際に完成ということになると思うんですが、完了したんではないかというようには考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　私も震災からの復興はまだなっていないと、そういう考えは持っております。ただ、一つちょっと最近気になるのが、何か決まり文句のように震災復興という言葉が出てまいります。被災者の心情を考慮して、明確な重みのある言葉の使い方がこれからは求められると思います。

といいますのは、仙台に行ってきた友達が、仙台市にはもう既に震災復興という言葉とか垂れ幕は全然ないと言うんです。安心なまちづくりとか、新しいまちづくりとか、そういう希望の持てるスローガンに代えてきているということですので、旭市ももうそろそろ希望の持てる新たなスローガン、日本一安全なまち、災害に強いまち、先ほども言いましたが、そういういったような時期に来ているのではないかなと、このようにちょっと思うのでありますが、ご見解を賜ります。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　大変前向きなお話でありますけれども、一応復興計画ということで５年、27年度いっぱい、28年３月まで復興計画が立ち上がっているわけでありまして、そういった部分ではまだまだ復興ということ、それと同時にやはり１年１年震災の風化といいましょうか、忘れるような状況が人間にはあるわけでありますので、そういった部分での記憶にとどめるという部分でも、復興はもう少し使いたいなという思いでいるところでありますけれども、今申されましたように、新たなみんなで心を一つにということもありますけれども、そういった新しい元気の出るようなそういったキャッチフレーズを考えてはいきたいと、そのように思っているところであります。

復興がどのくらいと、81％くらいと先ほど言いましたけれども、県の事業であります海岸の防護施設、あれを見ましてもまだ50％ぐらいだと思います。これも旭市の復興事業の大きな面でありますので、そういったことを含めますと、避難道路もまだ用地の買収にも入っていない。そういった部分で、まだ当分復興が続くのかなと、そんなような思いでいるところでありますので、もうしばらく復興という言葉を使わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　了解いたしました。

我々は、この地元にずっと住んでいますので、津波が来ちゃったからというような感じは、そんなに恐ろしさというか、怖いは怖いんですが。ただ、いつかありましたよね、中央病院の検討委員会の時に事業管理者がおっしゃっておられました。あの大津波以降、どういうわけか、やっぱりドクターが大変怖がっているといったご意見がございました。

やはりそうだと思います、最上階へ上って海を見ると、穏やかなときはいいですが、その海が津波が襲ってくるという、そういうのが頭にあると、やはり怖いというイメージを持つ方もいらっしゃると思いますので、そういった意味で先ほども言いましたが、それを教訓に安心なまちに生まれ変わったんだと、そういうような意味で申し上げておりますので、よろしくお願い申し上げます。

名誉市民であります飯島重雄先生の本にも書いてありました。旭市は災害の少ないまちだと、そのころの本には書いてあったんですね。どういうわけか旭市は災害に襲われていないと、安心なまちだということをうたってありましたが、今回の津波でそういうイメージを、怖いというイメージを持っている方がいますので、これを教訓に安心なまちになったというばねにしていただきたいということの質問でありますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、上水道の整備についてであります。昨日も市長の答弁で、貯水池が４億円とか５億円ぐらいということでありますが、やはりこれを掃除するのに、もう１回別で立てるでしょうから、そうしたらそれを少し大き目にして、合併したんで、旧町のときはあの貯水池だけで全部の用水を賄っていたわけです。ですから、今度合併したんですから、それを旧旭市にもそれを使うと、そうするとさっき言ったように電気代も何もかからないわけです。

それで簡易よりもここにあるポンプとモーター、これは耐用年数が短いですから、恐らく莫大な費用がかかっていると思うんですよ、今までにも。何億円というお金がもう既にかかっていると思います。それが利用者の負担にはね返るわけでありますから、大きなタンクをやれば、圧だけでこの地区全部当然間に合うはずであります。見広のあの上にあるやつ、あれは３層になっているんです。それで一番上のほうから下まで流しちゃうと圧強過ぎちゃうんで、第１は上の貯水を使っているんです。

下の蛇園のあのあたりは、上のあれを使っている、圧をかけるのに、逆か、逆だ。とにかく圧が物すごく強いんですよ。ですから、あの圧で十分間に合えるわけで、そうすればモーターとかポンプを変える必要がないので、そのようにしたらどうかなと思います。あそこに１個だけ足らないですから、干潟のほうにもやれば、これ全旭市間に合うと思いますが、どうですか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博）　ただいまの質問についてお答えします。

先ほど説明いたしましたけれども、水道事業は合併の後だったら、木内議員言ったように多分そういった計画だったと思うんですけれども、合併以前にも水道事業始まっていましたので、旭市はポンプ圧送ということです。

それで、先ほど説明しましたように水道ビジョンの中でも、今言ったように高台から旭市内も給水するというような計画になっております。

ただ、先ほど東日本大震災で、今の旭市の中心にある配水池も給水拠点的な役割を果たしましたので、全てなくすということもできませんので、できるだけ、例えば海上であれば、江ヶ崎あるいは網戸あたりをカバーするとか、干潟の配水場からは新町、谷丁場とか、琴田だとか、そういうところを配水するというような計画で今進めております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　あと、もっと広い意味で、例えばお隣の銚子市とか東庄町とか、そちらのほうとの一体の、そういうお考えはないのでしょうか。

例えばそういうことになれば、毎回出ている海上町の岩井の東部のあの辺の水道のそれも一気に解決しちゃうんですよね。あれは行政区が違うから、あそこで一旦水を古い水をあそこでもう捨てちゃったりしているでしょう。これもったいないですから、本当は銚子市とつないでもらえれば一体化になる。長い目で見れば、水道課という課はいらなくなるわけですから、もう匝瑳市には水道課なんてないわけですから、職員の削減にもなるし。

最終的には、消滅するし云々とありますが、仮にという、本当になくなってきた場合に周辺との合併も考えざるを得なくなるかなと、合併させられちゃうんじゃないかなと、そうも考えています。そうした場合に、文字どおり中心になるのが中核都市旭市で、市長が中心になっていただくわけですので、そういったお考えはどうでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博）　県内水道の統合広域化というのを今進めておりますので、ちょっとその辺説明させていただきます。

県では、県内の水道事業体の運営基盤の強化、用水供給料金の格差縮小などを目的に県内

水道の統合広域化を進めております。それによりますと、県内に六つある水道用水供給事業体の水平統合を目指し、まずは九十九里地域、南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合をリーディングケースとして進めております。具体的に平成25年５月には関係市町村に提案がなされております。

それから、その他の地域としまして、例えば北千葉、東総地域、ここですね、あと君津、印旛につきましてもそれぞれの地域の実情に配慮しつつ、市町村等の十分な対話を行い、合意形成を図りながら進めていくということになっております。今、木内議員質問ありました、我々市町村等が担う末端給水事業についても、統合広域化の促進支援に取り組むというふうになっていますので、先ほど言った水道用水事業の水平統合とは別に、具体的に木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市の上総４市と君津広域水道企業団の統合という話も覚書を交わして、今協議しているというような状況がありますので、県でもそうですけれども、そういった状況を見ながら進めていくということになっていますので、その様子を見ながら検討していくようになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　これからどんどん人口が減っていくわけで、水道収入もこれからは減少に入るということになると思います。先ほどおっしゃったように管の入れ替えだとかいろいろあって、今度経費のほうがかかるということですので、ぜひここは近隣とのそういうのを進めていただきたい。あとは課長には苦しい答弁になっちゃうでしょうから、この辺どうですか、地区のリーダーでありますから、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直）　統合の問題、広域化の問題、両方あると思いますけれども、今、東総水道企業団で東庄町、そして銚子市と旭市という企業体で組んでやっているわけでありますけれども、それぞれ東庄町と旭市は全面的に利根からもらっているわけでありますけれども、銚子市は自己の水源を持って今、ずっと歴史の古い、そういった仕組みがあるわけでありまして、その辺の銚子市との話し合いがつくのかどうかという部分も、これからそういったことでやっていかなければならないと思いますけれども、一回、前にそういった話を銚子市に投げかけたことがあると思いますけれども、なかなか自分のほうの手前の水道の体系があるということの中で乗ってくれなかったという経緯はあるわけですけれども、今後そういった

ことで協議をして進めていきたいなと、そのように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　ありがとうございます。

やはり、これから当然ごみの処理の問題であるとか消防あるいは病院、この水道もそういう一部に入ると思いますので、ぜひまた今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

続いて大きな４番目の、国土強靱化地域計画についてお尋ねをいたします。

これは、先ほどもう委員会を立ち上げたということでよろしいですか、はい。それで、これには副課長とありましたが、コンサルは入るんですか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　これにはコンサルは入っておりません。国の指導に基づく市のほうで今計画を策定するということで推進しております。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　よかったです。こういう問題は、やっぱり職員の人は自分のところは自分のところの考えがあるわけですから、こういうのにコンサルは使わないで、皆さんのほうが優秀なんですから。先ほども言いましたが、全国が注目しているモデル地区でありますので、いい計画ができたなと、ぜひ知恵を絞って頑張っていただきたいと、このようにお願いして次の質問に移ります。

旧いいおか荘についてでありますが、これは例えば契約の運びになった場合に、前回はそういうのはやっていなかったと思うんですが、例えば契約金であるとか保証料であるとか、あと火災保険はどっちが入るとか、そういったようなことは考えておられますか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今、委員のほうから契約金、保証料、要綱の中には特に明記はしてございません。あと、火災の保険等につきまして、これにつきましては建物自体が市の所有でございます。市のほうで加入ということになるかと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　通常だと、建物を貸す場合には契約金あるいは保証金とか、一旦預かりますよね。先ほどもちょっと話ししたんですが、例えば貸して、中に設備を設置して、その人がいなくなっちゃったと、その処理費は全部今度は市持ちでやらざるを得なくなります

ね。それを勝手に処分するわけにいきませんよ、当然裁判で裁判をかけて裁判所の判決がおりて、移動するのも全部裁判所の指示に従った業者、置く倉庫も指定した倉庫に置かせられると、そういったお金で莫大なお金がかかりますので、やはりその場合には保証金を積ませるとか、違約金の額を定めておくとか、賃料は無料でもですよ。そういった必要があると思いますが、いかがでしょう。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今ご指摘いただきましたけれども、いいおか荘、今回使用貸借でということで話を進めています。ただ、大前提が相当の被害が一部出ております。これにつきましては、借りる側が自ら修繕をということで、その辺もちょっと考慮いただければと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　ということは、保証金とかを積んでもらうという考えはないということなんでしょうか。

これが一般の取引で、皆さん方が一般の不動産宅地建物取引業者を普通は仲介入れるんですよ。その業者はちゃんと大臣あるいは知事の免許を持った業者が入ります。後々のトラブルがないように、それで責任を持ってやるわけです。通常の場合だったら、これ損害賠償ものなんですよね。入るって言って入らないでいっちゃったら、その間の家賃どうするんだよと大家さんから言われますよね。

ですから、そういったことを心配しているんですが、私は保証金ぐらいは積んでもらわないと、また保証金を積めないような業者であれば、保証金は何もなければ返るんですから、それを用意できないような業者であれば、最初から貸す、それにちょっと不適切でないのかなと、そんなふうに思っているのですが。

今までやっちゃったのはいいですよ、蔵王のことはこれは仕方ありません。それだって議会ではだいぶ出たんですよ、これはまずいだろうとか、ちゃんとしたリサーチ会社入れろとか、結構意見あったでしょう。ところが、このような結果。また同じようなことになった場合には、何だということになりますので、それを心配して言うのであります。お答えもう一度お願いします。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の４回の答弁に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今、再三保証金につきましてご質問いただきました。再度になりますけれども、多分修繕につきましてはいろいろ見積もりを我々も見た中でも数千万円かかるのかなと。それにかかります資金調達能力、これがあるかどうか、これは我々もよく調べたい。そんなことで今回、仮にもし申し込みがあった場合、選定委員会等を設置します。その中には資金の調達能力が本当に適切かどうか、そういうことで市内の金融団の代表の方等につきましても就任をいただいて評価をしていただく、そういうことも視野に入れて、ここの部分につきましては進めてまいりたい、そういうふうに考えています。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　はい、分かりました。

保険のほうは市が入るということですが、地震保険は当然今回は入ったんでしょうね。前のときは地震保険入っていなかったんですよね、いいおか荘ね。同じ経済団体は別ですが、農協は入っていたんですよ、飯岡支所は。ですから、解体費用も全部地震保険でできました。今度は地震保険、ぜひ市が入るんであれば入るということをお勧めいたします。

そして、農業問題です。

やはりいろんな方法を考えていただいているということであります。一番心配するのは、農家も困るんですが、これ以上耕作意欲がなくなって、この干潟八万石が耕作放棄地がだんだん増えてくると、こうなった場合のことを非常にまた心配するわけであります。ダムの効果も相当あります。あの干潟八万石の洪水を防ぐ効果がありますので。それもありますし、防災・防犯上、火災の危険、いろんな面でもありますので、やはりこれは国のそれを待つ前に市独自で何らかの方法、ひとつすぐは出ないでしょうが、ぜひそのお考えをいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸）　市での対応ということであります。市のほうでも今回の米の下落というのは大変心配しております。その中でも農林水産省の施策をお願いするという方法をまずとろうかということで、米の直接支払交付金の年内払いですとか、ＪＡグループの仮渡金の早期の追加払い、農林漁業セーフティネット資金の１年間実質無利子化と、ナラシ対策の特例措置、これを国のほうに要望して今進めておいてもらっているという状態です。

市といたしましても、先ほど言われました耕作放棄地が増えるんではないか。その対策でありますけれども、担い手への農地の規模拡大、そういうのも通じましてコスト軽減ですと

か、米消費拡大、こういうことも考えております。市といたしましても優良農地の確保、こちらを少しでも米生産農家の助けになるようにしていきたいというように考えておりますので、具体的に何をということはないんですけれども、今後考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　ひとつ知恵を絞って、よろしくお願いをいたします。

それでは、最後のコンサルタントの外部委託についてお伺いをいたします。

これは補正予算で100万円、独法のこれはやっぱり仕方ないと思います。これだけになると、なかなか幾ら皆さん優秀でも委託したほうがいいのかなと、このように私も思っております。これ３月まで100万円ですよね、最終的にどのぐらい見ていますか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　まず、全体金額についての算出はしておりません。先進地事例等でよく言われているのは２億円から３億円と言われているんですが、そんなにはかからないと思っております。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　コンサルタント料が２億円か３億円。

（発言する人あり）

○１８番（木内欽市）　そうですか、やっぱりすごいですね、違うでしょう。

○議長（髙橋利彦）　企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　すみません、コンサル委託料についてはそれほどないです。全体の移行経費という形でして、コンサルタント料としてはまだ算定しておりません。すみません。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　やはりそれ以外の、例えば地区の問題、人口減の問題であるとか、道の駅の問題であるとか、そういったような面であれば、これはやっぱり職員の皆さんのほうが地元で知恵を持っていますので、あえてコンサルに依存しないでやったほうがいいのかなと、このように思っているわけであります。近隣の町で実際にあった話ですが、やはりコンサルを頼もうと思ったら、その町長さんが、そんなのどこでやったって同じだから隣の町に行ってもらってこいよと、標章なら名前書いてあるだけだと、極例ですがね、それでコンサ

ルタント料を相当浮かしたって、現実に退職した方が言うんですから。そういうことも今まであったみたいです、旭市じゃないでしょうがね。ですから、そういうこともありますので、地元でお願いしたいと。

それで、コンサルから出て、その意見に対して職員がこうやって訂正させたような事例というのは今まであるんですか。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　コンサルからは資料に基づいた提案とか助言ですから、それに対して内部であったり、そういうものは協議をしていく、検討するということになりますので、そのままの答えという形ではないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　それにはやっぱり職員の方々が勉強していないと意見も言えませんから、よく勉強していただいて、コンサルに全て丸投げじゃなくて、ここはどうだと、この地域はこうだよというような意見でぜひお願いしたいと思います。

ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（髙橋利彦）　ちょっと待ってください。木内議員、１番目の地区懇談会ですか、これ準備できましたので、この質問をお願いしたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（髙橋利彦）　では、企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　すみませんでした。今年度の意見といたしまして71件ございました。その中には、スライドもあった中の意見もありましたし、特には道の駅の特色はということ、それから市役所の建設計画ということ、それから避難所の、先ほど出ましたようにトイレですね、集会所ということもありました。それから、ごみ焼却場についてどうだと、この辺の意見を含めて71件ということです。

それと、それに沿いまして木内議員のほうから、時間的な配分ということのご質問がありました。この地区懇談会、行政側からのいろんな情報をお知らせするということと、ご意見をいただくということだと思います。今年度について少し時間が長かったのかなと、公共施設の関係等もあって。これ最後に私も海上に行ったときに、一番最後の向後さんだったか、以前区長さんをやられた方、ちょっと呼ばれまして、そのお話をさせていただきました。

今後においてやはり時間調整、うちのほうも長くやる、それから意見もいただくというこ

とになると長時間かかります。その辺は、私どものほうの説明をある程度明確に簡略化した中でご説明をいたして、なるべく市民の方々からご意見をいただくというような方向で検討してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　どうもありがとうございます。

その地区懇のときに配っていただいた資料ありますよね。きのう課長がお答えになった、このまま整備したら25億円かかるとか、あれば非常によくできていますね。

あれはやっぱり職員の方が考えていただいたということですので、私は最初あれもコンサルが考えたのかなと思ったんです。そうしたら、そうじゃなくて、執行のほうの方に言わせたら、ちょっと耳の痛いようなことも書いてあるので、よくこうやって書いたな、よくできているなと思って感心していました。ひとつそういうことでよろしくお願いしたいと思います。

ああいう資料も地区懇のときに大変いいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時30分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時１３分

再開　午前１１時３０分

○副議長（平野忠作）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

引き続き、一般質問を行います。

◇　滑　川　公　英

○副議長（平野忠作）　続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（１７番　滑川公英　登壇）

○１７番（滑川公英）　17番、滑川公英。平成26年旭市議会第４回定例会におきまして一般質

とになると長時間かかります。その辺は、私どものほうの説明をある程度明確に簡略化した中でご説明をいたして、なるべく市民の方々からご意見をいただくというような方向で検討してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員。

○１８番（木内欽市）　どうもありがとうございます。

その地区懇のときに配っていただいた資料ありますよね。きのう課長がお答えになった、このまま整備したら25億円かかるとか、あれば非常によくできていますね。

あれはやっぱり職員の方が考えていただいたということですので、私は最初あれもコンサルが考えたのかなと思ったんです。そうしたら、そうじゃなくて、執行のほうの方に言わせたら、ちょっと耳の痛いようなことも書いてあるので、よくこうやって書いたな、よくできているなと思って感心していました。ひとつそういうことでよろしくお願いしたいと思います。

ああいう資料も地区懇のときに大変いいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（髙橋利彦）　木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時30分まで休憩いたします。

休憩　午前１１時１３分

再開　午前１１時３０分

○副議長（平野忠作）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

引き続き、一般質問を行います。

◇　滑　川　公　英

○副議長（平野忠作）　続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（１７番　滑川公英　登壇）

○１７番（滑川公英）　17番、滑川公英。平成26年旭市議会第４回定例会におきまして一般質

問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

師走の慌ただしさに輪をかけた安倍総理の衆議院解散総選挙です。アベノミクスの評価を問う選挙ですが、投票率の低さがささやかれています。これからの日本の進路を決める大事な選挙です。ぜひ投票所にご足労をいただきたいと思います。

大きく分けて三つの質問をいたします。

何度か質問している項目もありますが、明瞭な答弁をお願いいたします。

１番目として、産業政策について。

（１）太陽光発電について。

６月議会でも質問し、太陽光発電１キロワット当たりの工事費99万円が妥当との答弁でした。旭市の道の駅の屋根に49.5キロワットの太陽光発電設備を導入する予定でしたが、今年１月の千都設計の見積もり価格は100万円、そんな高い価格ではお話にならんと私は再提出させ、その価格が60万円。これには裏がありまして、中身は３割カットされても利益が出るように約47万円に３割を乗せた見積もり価格でした。千都設計は太陽光発電の設計を下請に発注しました。

この経緯については、道の駅建設準備委員会で何回も皆様に説明をいたしました。この下請設計は京セラの子会社で、太陽光発電工事を20年以上施工しているとのことです。

皆さんもご存じのように、新聞、チラシ等はただいまでは１キロワット当たりの価格は20万円台が普通になっております。しかるに企画課は、総務常任委員会で60万円プラス共通費26万円で約87万円と説明。行政はこんなにいいかげんなのでしょうか。３割カットプラス共通費上乗せの73万円ならまだつじつまが合うんですが、いかがなものでしょうか。

（２）として、食彩の宿いいおか荘の契約について。

この問題については、きのうからたくさん質問がありました。ダブることがあるかとは思いますが、よろしくお願いいたします。

24年１月、いいおか荘自費修繕5,000万円では修理できるわけはないとグロリアを退け、24年７月までの解体予定が凍結になり、解体予算が廃案になり、その後、復興交付金事業が採択になり、３階屋上が避難所に。また、プロポーザルで２階、３階の営業をみやぎ蔵王高原ホテルに無償貸与いたしました。

契約書には、きょう問題になっていた契約の内容で再開日の条項等は一切なし。３回も再開日を議会に説明したのは課長のパフォーマンスと私は思っております。その挙げ句撤退。もともと債務超過の企業では無理だったのではないでしょうか。これは昨年度の９月議会の

前にも全協の説明会ではそこを注意している議員が多々おりました。

行政が試行錯誤、迷走し、約４年の空白期間を作るわけですから、飯岡地域発展のための速やかで慎重な契約をお願いしたいと思います。選定委員会を作り、５項目で選定するそうですが、昔に振り返りますと、ＪＴＢコンサルの方針を丸のみした経営検討委員会、その後5,000万円の修理費用を出す企業を排除した経営検討委員会、また債務超過企業をいい会社と選定した昨年の検討委員会、みんな前のめりで行政のレールに乗った委員会ではなかったのでしょうか。４度目の正直、前のめりな人選で専門家を交えたニュートラルな人選を考えているようには、きのうの答弁では一向に見当たりません。

（３）長熊釣堀センターの運営状況について。

昨年４月から、大阪のビルメンテナンス企業が指定管理者ということで運営しております。その後１年と８か月が経過しましたが、年２回の釣り大会、日々の結果について説明をお願いしたいと思います。

（４）観光協会の統合の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

11月16日に（仮称）あさひの道の駅の起工式が行われました。来年10月オープン予定、それに向け、計画どおりのスタートを切りました。食彩の郷、交流の郷として文化観光の発信基地として観光協会に情報発信館に入館していただきたいと計画しておりますが、１市３町の文化観光を網羅した観光協会でありたいわけですが、どこまで進捗しているのかご説明をお願いいたします。

（５）工業団地の進出企業について。

昨年、暮れごろから、鎌数工業団地に400人の雇用規模のある企業が進出しそうだが、まだ公表できないということでしたが、現在工事中の企業は何だろうという問い合わせがあり、市長の政務報告でゼンショーホールディングスが進出とのことでした。詳しい説明をお願いいたします。

大きい２として、新庁舎建設について。

新庁舎建設については、これまで議会でもさまざまな質疑が行われました。数少ないパブリックコメントの中では、文化の杜公園が適地だろうとの意見が多いそうです。そもそも文化の杜公園は、市民に都市公園を１人10平米以上拡充するため、また防災公園機能を持たせるため、平成23年に完成した公園ですが、それを庁舎敷地にすると国に1.5億円ほど補助金を返還するそうですが、市民の皆様へこのような経緯について説明をしているのでしょうか。

また、1.5億円あれば庁舎の用地についてはほぼ旭市どこにでも買収できるでしょう。地権者に対して公共用地買収の所得税免除5,000万円は、税務署に対し本当に説明ができるのでしょうか。税務署との交渉に大変苦労した先輩職員の努力が水泡に帰すのではないでしょうか。都市公園拡充のお題目も人口減でそれはチャラなのか。四つの候補地の中で一番整合性がないのが文化の杜公園ではないでしょうか。何とか委員会の答申というのが全てなんでしょうか。

大きい３として、地方創生と国土強靱化地域計画について。

（１）として、今後の取り組みについて。

日本創成会議発表の、2040年に約半分の900自治体が消滅するとのショッキングニュース、これに危機感を感じた政府はすぐに対応し、人口減対策、東京一極集中阻止、地方再生、2042年に人口１億人、出生率1.8を目指すとした計画が地方創生の骨幹です。旭市では概要が決まっているだけのまち・ひと・しごとを27年度予算からどのように肉付けしようとしているのか。また、６月に発表された国土強靱化法の中で、千葉県内では旭市がモデル地区となっております。

また、国土強靱化地域計画を作ろうとしています。国土強靱化基本計画のもとに防災基本計画と国土形成計画があり、食料・農業・農村基本計画や社会資本整備重点計画等の三つの計画が配備されております。政府のこの二つの重要な方針に対して、行政としてはどのようにこれから介していくのでしょうか。

（２）として、インフラ計画について。

地方創生法は７割くらいがソフト事業だと思います。あとの３割ぐらいは国土強靱化法とダブったインフラ整備だと思われますが、執行はこの２法を旭市のインフラ計画に反映させるのか。旭市の５か年計画の前倒しができるのか伺います。

１回目の質問を終わります。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　それでは、私のほうから、大きい１番の（１）太陽光発電についてと３番の地方創生と国土強靱化地域計画についての今後の取り組みとインフラ整備についての回答を申し上げます。

先に太陽光発電につきまして、道の駅太陽光発電につきまして、整備単価が民間と比べて高いというご指摘だと思います。この整備につきましては、去る９月議会の総務委員会にお

きまして整備単価や、売電による収入との整備回収見込みなどについてご指摘を受けたところであります。この道の駅建設準備委員会におきまして、この関係について検討したところであります。

仮に太陽光発電設備を設置する場合、公共工事となります。この公共工事につきましては、公共工事の進出確保と促進に関する法律におきまして、良質な品質を確保することが求められております。そのため設計額の積算に当たっては、国の公共建設工事、標準仕様書に基づいて積算することが必要であります。

また、予定価格についても適正な算出が求められ、安易に価格を下げるようなことのないよう国が指導しております。市といたしましても、公共工事の積算においては、国が定めている標準仕様や積算基準を根拠としていきたいと考えておりますが、公共工事費の縮減に努めることは当然重要であると考えております。

次に、大きな３番です。この国土強靱化と地方創生の計画についてということのご回答を申し上げます。

まず、地方創生と国土強靱化計画の位置付けの事業はどんなものかということで、地方創生につきましては、10月20日に県の担当課長への説明会が開催され、まち・ひと・しごと創生法の概要が示されたところであります。この法律は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域に住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものであります。

国では、この法律に従って年内に長期ビジョンと総合戦略を決定する予定で、地方自治体において今後、地方人口ビジョンや地方版総合戦略を策定することとなります。具体的な施策につきましては、この地方版総合戦略に位置付けることとなりますが、まだ国の取り組みが始まったばかりで、国の動向を注視しながら今後検討していきたいと考えております。

それから、インフラ整備につきましての質問ですが、国土強靱化計画につきまして、今現在検討しております。これまでの議論の中では、脆弱性度評価を行うとともに、国土強靱化に寄与すべき旭市の特質、いわば強みを一つといたしまして、東日本大震災の被災体験によるさまざまな教訓を生かした地域の強靱性の発揮、それから旭中央病院が持つ千葉県北東部の災害拠点としての機能、それから首都圏の食料供給基地の維持を挙げております。

特に首都圏直下型地震の発生において、旭中央病院についても、けが人等を搬送する道路が不要になってしまえば無理ですし、また旭市の一大食料基地としての機能発揮についても、

これらを輸送する道路が使用不能になってしまえばできません。つまり国道126号線が使用不能となってしまっては、国土強靱化において、旭市が発揮すべき特性が発揮できないということの事態になってしまうわけです。したがって、国道126号線の代替機能という面において議員ご指摘の道路網整備等についての国土強靱化施策上の上でも極めて重要だと思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　それでは、議員のほうから産業政策につきまして質問がございました。うちのほうからは、２番目のいいおか荘につきまして最初にお答えさせていただきます。

ご承知のように、今週の金曜日までの期日をもちまして貸し付けの募集を行っております。期日にもし手を挙げていただける業者がおりましたらば、早急に貸付先の選定委員会、これを立ち上げしまして貸付先の候補者、これを年内12月末までには終了したい、そういうことで考えております。その後、候補者の選定が決まりましたらば、早期に議会に上程をしまして議会の議決をいただいた暁には契約を締結したい、そういうような形で現在は進んでおります。

議員のほうからも、この選定委員会の部分につきましてご質問いただきました。今回一番の担当課としまして危惧しているものが、資金調達の部分かと思っております。金融機関に聞きますと、その貸し付け物件、営業する物件がお客様のものでないという、そうなりますと担保物件がないという、担保にその物件ができない、そういうふうなことで融資という部分につきまして、我々も相当これは慎重に判断していきたい。要は、自己資金等も含めて貸付先が適当であるかどうか、これを一つの審査の大きな項目として今回考えております。

そういうふうなことで、いいおか荘につきましては以上でございます。

あと、長熊の釣堀センターにつきましてお答えをさせていただきます。

ご承知のように、長熊の釣堀センターは市営でございます。旧干潟町の地先にあるわけでありますけれども、これにつきましては平成25年度から指定管理者の制度を導入してございます。民間会社に管理運営を行っていただいております。期間は３年間ということで、平成27年度までということになっております。

ご質問の現在の運営状況でございます。過去、市が経営していたときと、指定管理者にしていたとき、これを比較させていただきます。市が経営をしておりましたとき、24年度につ

きましては、入場者の数が１万8,590人でございました。民間にお願いした中で、平成25年度は１万6,343人、2,247人の減ということになっております。

さらに、平成26年、本年の４月から10月まで、この期間でお答えを申し上げますと、市の経営していた時期、24年度では9,986人、本年26年につきましては7,345人、2,641人の減でございます。

議員からも、釣りの大会の参加者ということでご質問いただきました。長熊の釣堀センターにつきましては、春と秋に釣りの大会を実施しております。合計の数で申し上げますと、市が経営をしておりました24年、これは309人、民間に委託しました25年、これが284人、本年、平成26年につきましては344人、これは天候等によるかと思いますけれども、以上のような数値でございます。

あと、議員のほうから、観光協会の統合の進捗状況につきましてご質問いただきました。ご案内のように旭市は現在、旭市観光協会、飯岡観光協会の二つございます。

これにつきましては、本年６月に両観光協会の正副会長さん方との話し合いを設けまして、来年度、平成27年度の早い時期に統合しよう、そういうふうなことでお互い協会の意思の確認をしてございます。

それと、飯岡観光協会につきましては、既に役員会等を実施していただきまして、協会そのものでもう合併しようという、一つになろうという確認はしていただいてございます。旭市観光協会につきましては、明日役員会を開催して、観光協会の一つ、統一について全ての役員さん方のご理解をいただきたい、そういう会議を催すところで聞いております。

これにつきましては、二つの観光協会が一つになるということでなくて、旧干潟、旧海上、そこにもいろんな観光資源がございます。それと今回併せまして物産、これも含めてＰＲをしたい、そういうことで（仮称）旭市観光物産協会、そういうふうなことで設立に向けまして現在具体的な話し合いをさせていただいております。

特に、今回市のほうでは（仮称）旭市観光物産協会設立の準備委員会、これを12月中に開催いたしまして、それぞれ旧干潟、旧海上の方々にも観光に携わる方にも参加していただく。併せまして、ＪＡ、漁協等にも参加をいただきたい。

併せまして、先ほど議員のほうからありました道の駅の関係、担当課の課長にも出席をいただきたい。そういうことで年内には第１回目の準備委員会の立ち上げを考えております。

それと、最後に工業団地の進出につきましてご質問いただきました。

市長から政務報告でご報告がありました鎌数の工業団地、ゼンショーホールディングス、これはご承知のように外食産業でトップクラスの企業でございます。今回用地面積としましては1.75ヘクタール、これを購入していただきました。現在、第１期工事としまして、７月より工事の建設を行っておるところでございます。現在行っている建物につきましては、第１期工事としまして建築面積が1,645平方メートルでございます。ゼンショーさんからは、今回はあくまでも第１期工事、順次工場の拡大をしていきたいということでは話は伺っております。

稼動日につきましては、来年４月１日を予定したいと。雇用します従業員としましては、当初ですので20名程度、取り急ぎ募集をしたいと聞いております。

主な生産アイテムとしましては、グループ店舗、ここへの食材の生産と聞き及んでおります。この会社の報告と今回遅くなりましたけれども、土地を持っております千葉県土地開発公社、ここからの発表をちょっと控えていただきたい、そういう趣旨がございました。そういうことでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　では、滑川議員の新庁舎の建設について何点かございましたので、順を追ってお答えしたいと思います。

まず市民会議で、旭文化の杜公園が一番よいということについてと、二つ目は都市公園１人当たりの公園面積を減らしてまで建てるのかということ。三つ目として、国費、要するにまちづくり交付金１億5,000万円と言っておりますが、試算では１億1,800万円を返すのは無駄ではないか、ほかに用地取得できるのではないかという３点についてお答えいたします。

まず、市民会議の件なんですが、昨年、基本構想、四つの場所を決めて基本構想を作成しました。議員方にも合意をいただいて、その四つの候補地の中から市民会議、市内旧１市３町からお願いした15名の委員さん方で検討いたしました。その検討の内容なんですが、一つとして利便性、二つとして防災安全性、三つとしてまちづくりとの整合性、四つとして経済性、五つとして法令適合性について比較検討を行ってまいりました。

その中で、旭文化の杜公園については、都市公園の位置付けや公園機能、補助金、公園の長所・短所等含め、説明をいたしました。その議論の結果、市民会議として都市計画の変更手続きや補助金返納等の課題はあるものの、市の中心部にあり、市民の利便性も高い点、防災拠点として公園と一体的な活用が図られる点等を総合的に判断し、市民会議の方向性とし

て新庁舎の位置は旭文化の杜が望ましいとの提言を市長に提出していただいております。

それと、補助金の返還は無駄ではないかというご質問に対してですが、新規に土地を求めた場合にも用地取得が生じます。相手がいることでございますので、期間がどのくらいになるか予測できません。また、公園施設の一部撤去に際しましても、部材等の再利用を考慮するなど設計を行い、無駄のないような形で進めることになります。

仮に文化の杜公園に庁舎整備を行えば、公園と庁舎の一体的な活用が可能となり、防災上においても、より強固な施設となるほか、市民の利便性、公園機能も相乗的に高まるものと考えております。そういうことから補助金の返還ということでありますが、金に代えられない部分があろうかと思います。

ここで、一つ合併特例債について申し上げたいと思います。

市では、庁舎建設のために旭市庁舎整備基金を平成21年から積み立てております。この昨年の25年度末には約15億円が積み立ててございます。予定であります29年度末には27億円の積み立てを想定してございます。

それと、１市３町を合併したことにより、合併特例債というものが庁舎建設に該当いたします。それを簡単に説明しますと、想定した50億円に対して合併特例債の対象となる率は、95％が合併特例債の対象額になります。その95％のうち70％が交付税措置対応となりますので、後年度に交付税で見ていただきますので、95％のうちの70％が市に戻ってくる、そんな計算になります。

そういうことで50億円の建設費を想定した場合、最終的に市の持ち出し額は18億円、残りの32億円は交付税で措置される。新市・新庁舎積立基金、これは29年度末に27億円を、現在は15億円ですが、27億円を見込んでございます。そういうことで、この合併特例債がきく今行わないと、将来にわたって耐震性のない庁舎を建てる、このままでいかなければならないのかなというふうに考えております。

それと今、建設費50億円ということで申し上げました。昨日、林七巳議員から、「コンクリートの部分だけで50億円なら」という質問がございます。それについて誤解されているようですので、ちょっと付け加えて説明したいと思います。

建設費50億円と試算した中には、建物本体、コンクリート部分ですね、そのほかに免震、耐震、設計を組んだときにどっちにするか、そういう装置を付けます。それと電気設備、空調設備、防火設備、エレベーター、自動ドア、上下水道設備、トイレ・洗面、それと皆様の議論していただく議場等の整備も含んで50億円と想定をしてございます。

それと最後、補助金を返還してまで行うのかということなんですが、文化の杜公園は平成24年４月１日に供用された公園でありますが、補助金の返還や公園区域の変更を示した中で、庁舎建設について最も意見が多かった場所であります。パブリックコメント、市民会議、それと庁内の新庁舎建設委員会、この３点からも文化の杜が妥当であるという回答をいただいております。実際の公園面積が減ってしまいますが、駐車場の緑地や敷地内への植栽等を行うことにより、現公園と一体となった仕様を考えていかなければならないと思っております。

また、防災面でも、防災機能を有した公園と一体利用することにより、より安全で安心な利用も可能と考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時10分まで休憩いたします。

休憩　午後　零時　９分

再開　午後　１時１０分

○副議長（平野忠作）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　どうもありがとうございます。

丁寧過ぎる回答をいただきまして、ありがとうございました。１番目のほうから、太陽光発電について２回目の質問をいたします。

皆さんは、自宅の屋根にもし太陽光発電設備を導入するとしたら、今どき47万円で導入する気がありますか。そういう計算の弱い方はいないと思いますね。最新の変換効率で言うと、パナソニックの23％が一番変換効率が高くて、これは価格も高いんですけれども１キロ当たり47万円とか48万円には絶対なりません。

先ほどの質問で、共通費を乗せて60万円プラス26万円で86万円ですよね。それで補助金が６割を超えれば実質34万円だから、事務局はそれで安いと思っているんじゃないか。なぜ私がこの導入価格にこだわるかというのは、落札した企業１者だけが通常価格、市場価格の約３倍以上ですよ。かけ離れたおいしい仕事にありつけるのかということなんです。これに対して執行はどう考えているでしょうか。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　価格の関係ですけれども、道の駅太陽光設備における費用対効果も考えております。売電収入や自家消費、それから節電費用、また環境対策といった大前提があるものの、現在想定されている工事価格と売電価格との比較、あるいは今、九州電力で太陽光発電の導入が急増したことによって再生エネルギーの固定買取価格制度に基づく契約の受け付けを中断したといった部分。また、今後の売電価格の上昇にもよりますが、全売電、全自家消費、いずれにおきましても経済的な採算性は確保できず、唯一期待できる費用対効果については環境への寄与のみとなります。これらのリスクを考慮しまして、また、道の駅準備委員会での意見等も含めまして、道の駅の太陽光発電設備につきましては整備しないということにいたしました。

以上です。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　私が言いたいのはそういうことよりも、もとの市場価格になぜ反映する基礎価格を採用しないのかということなんですよ。それで、お隣の香取市では今年の３月25日に、出力が2,127キロワットで１キロワット当たり工事費は30.2万円なんですよ。で、太陽光発電所を完成したわけです。この中には共通費はゼロ円です。なぜ同じ地方自治体なのに片方は共通費が何十万円も、少なくとも30万円とか40万円乗せる、片方はゼロ円。同じ国土交通省ないしは経済産業省の指導を受けているわけでしょう。これについての説明お願いします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　私どものほうの工事、これは去年行っております。その中で、先ほども申し上げましたように、公共工事の品質確保という意味ではやはり国の建設工事、その標準仕様に基づいて積算ということになっております。その辺を含めますと、単価的には香取市でやられたような金額にはいかないということの差だと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　全然答弁になっていないんじゃないですか。私は、何回も言うように基本的な１キロワット当たりの工事費が、何であなた方はべらぼうな２倍も３倍もするよう

な工事費を基本にするんだと言っているんですよ。

それで、香取市が30.2万円でできるということは、我々の団体もできるということなんですよ。プロポーザルでやればいいだけの話じゃないですか。だったら、これからやることについては全部、太陽光についてはプロポーザルでやれば市民の皆様が採用すると同じようなことができるわけじゃないですか。やるのかやらないのか、どっちだ。それを伺いたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　この太陽光発電につきましては、プロポーザルは考えておりません。

以上です。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　考えていないということですね。はい、分かりました。

では、４回やっちゃったので……。

○副議長（平野忠作）　いいおか荘についてお願いします。

○１７番（滑川公英）　次に移ります。

では、いいおか荘なんですけれども、契約書についてプロのアドバイスを受ける気があるのか。例えば、これは私が今までも質問しましたけれども、匝瑳市の望洋荘について契約の内容を調べているんですか。何にも調べていないから、去年みたいないいかげんな懸案が出てきたわけでしょうよ。これからもそういう契約が出る可能性が多いんじゃないですか。

先ほども言いましたように、行政のやり方を大体委員会は踏襲しますからね。ほとんどが踏襲しちゃうから、割を食ってもそっちの意見が反映するわけですよ。これプロの契約者、先ほども、ここにもプロの大先生が何人もいるわけですよ。その方々の話ないしは意見を聞いたことがあるんですか、職員で。だからあんないいかげんな契約ができるわけでしょうよ。検討委員会、検討委員会と、先ほども言ったようにもうこれは決まっていることを検討している委員会と同じじゃないですか。もっと財務諸表ができるような人をなぜ入れないんですか、分かる人をなぜ入れないんですか。答えを求めます。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今、議員のほうから契約に関しまして、プロのアドバイスを受

けるべきではないかというご質問をいただきました。

今回につきましては、私どものほうも３回目ということで、契約につきましては万全を期したい。そういうことで、顧問弁護士の先生方にもご教授いただきたいなと個人的には考えております。

あと選定につきましては、先ほど申しましたように実は今回プロの、金融面で特に資金調達能力を提案する事業者があるかどうか、そこも含めまして市内の金融団の代表の方、こういう方に就任をお願いしたいなと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　去年の８月の全員協議会の中でも、優秀な先生方はこれはもう、先ほども言いましたけれども、債務超過だからやばいといったことをちゃんと言っているわけでしょうよ。去年と同じようなメンバーで検討委員会をやるんだったら意味がないでしょう。絶対そういうことではないですよね。もしこれ貸付業者が決まらないとしたらどうなるんですか。それと、もしこれができたとしたら、今月中に臨時議会でも開いて議決していただけるんでしょうか。その二つについてお答えいただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　最初に、スケジュールにつきましては、仮に金曜日、12日が申し込みの期限でございます。ここまでに仮に申し込みがあった場合等につきましては、速やかに選定委員会、年内には開催をしたい、そういうふうに担当課では考えています。速やかに議会の議決をいただくべく、議会への上程を行っていきたいなと。ただ、これにつきましては年内には無理だと思いますので、年が明けるかと思いますけれども、年内には候補者、これはもし仮に応募があったときには年を越さずに選定したい、そういうふうに考えております。

契約につきましては、あといろいろアドバイスいただきましたことを、議員からありましたことを胸に置きながら、選定委員会につきましては前回と若干変わった形での選定を考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　どうもありがとうございました。

もしこれが、先ほども言いましたように適当な貸付業者がないとしたら、10月の全協の中

でも旭市が修理費を全部持ってリースするのか、それとも指定管理者でやっていくのか。その辺のこともこの議会の中で答えていただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　今回の貸付先公募の中で、もし貸付先が見つからなかったという場合、やはり市で全面的に改修をして、指定管理か委託業者をお願いするか、どっちかということでやっていきたいと思いますけれども、今回の公募で受けてくれる人があることを本当に期待をして今いるところでありますけれども、それがなかったら今のようなことでやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　明確な答弁、どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

では、３番目の長熊の釣堀センターの成績なんですけれども、皆様聞いて分かりますようにあまり成績はよくないですよね。ということは、24年度は市の職員が努力していたということになるかとも思いますが、この業績を回復するには担当課としてはどのように考えておるのですか。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　先ほど、市の施設であります長熊釣堀センター、24年度までは市において直営で実施をしていた。25年から民間に指定管理者として管理運営を任せている。その中で、25年１年間で2,247人の減があったわけですけれども、内容を実はうちのほうでひもといてみますと、ほとんどが、実は市内の方の来場が減っておる。その減っている人数がそのまま全体の入場者の減につながっている。そういう実は分析をしてございます。

そういうようなことで、今指定管理業者とは、市内の方にいかに来ていただけるか、そういうことを模索しようということで種々協議には入っております。そういうようなことで、単に施設を任せただけではなくて、市のほうにつきましてもいろんな宣伝、そういうものも含めまして一緒になって集客の努力をしていきたい、そういうように考えています。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　では、ヘラブナの投入についてなんですけれども、ヘラブナの投入については商工観光課が関与していくというような答弁をもらっていますけれども、去年、今

年についてのヘラブナの投入についての回数とか業者数とかトン数とか、明細にお知らせ願いたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　ヘラブナの放流につきましては各年、３年間の協定とは別に年度協定の中でそれぞれ管理費用等も決めてあります。ヘラブナにつきましては、７トンを放流するということで協定の中で結んでおります。この契約に際しましては、全て管理は民間のほうにお任せをしていきます。ただ、量につきまして、それと大きさにつきましてはキロ2.5倍、２匹半ですかね、そういうような形で大きなヘラブナを放流してほしい、そういう要望は出してございます。

それと、年何回かに分けてありますけれども、それぞれ放流の際にうちのほうの職員が立ち会いさせていただいている。正しい数字が入っているかどうかを含めまして、立ち会いをさせていただいている、そういう状況でございます。

（発言する人あり）

○副議長（平野忠作）　商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　ちょっと手元に業者数はあれですけれども、関西のほうの１社から入れているということで認識しております。１社から７トンでございます。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　ということは、旧市で運営したときも１社ということで問題があって、ヘラブナでないものも入っているとか、そういうこともあって改善するというような答弁をいただいていたんですけれども、じゃ、そのままやっているということですね。そうですか、分かりました。

袋公園以外の公園についての――袋公園じゃなくて長熊公園以外についての、例えば川口沼とか袋公園についての投入実績というのはどのくらいになっているんですか。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　ちょっと私の記憶では、長熊以外に市で放流しているのは袋公園、袋のため池、ここに１トンほど放流している、そういうことで理解をしております。

（発言する人あり）

○商工観光課長（堀江隆夫）　そのほかには、市としては放流はないです。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　どうもありがとうございました。

では、４番目の観光協会の統合については、観光物産協会にするということでありますので、道の駅が予定しているのが10月オープンなんですけれども、その前にはっきりした組織を作っていただきまして、なおかつ、やはり人事が大事なものでヘッドを決めていただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　観光協会の統合ということで、今、（仮称）旭市観光物産協会、単なる観光だけではなくて物産も取り入れようということで進んでおります。

この新たな組織の立ち上げの時期でございます。我々、春先ということで今まで考えておりました。それぞれ旧二つの観光協会の会計年度、３月末等に閉めていただきまして、その後に新たな組織の設立になるかと思います。ただ、４月の第１週に袋公園での桜まつり、これが旭市観光協会等の主催になっております。そういうようなことで、この桜まつりが終わった後になるかと思います。

ただ、旭市の観光は夏が大きなイベント等たくさんあります。この夏前にはぜひ立ち上げをしていきたい、そういうふうに考えております。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　では、今商工会館にある観光協会の窓口も移動するわけですか。そのまま置いて道の駅のほうにも１個ということになるのか。その辺についてはまだ考えているのかいないのか、お答え願いたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　現在、旭市の観光協会の事務局につきましては、現在の商工会の事務所の中に机を一つ置きまして事務局職員が従事しております。ただ、商工会のほうからも、将来的には商工会も各支所の職員がそこに集まって来る可能性もある。そんなことで、一つ以上の席の確保は難しいということも聞いております。そういうようなことで、私ども商工観光課としましてはどこか別の場所に、できれば１人体制ではなくて、新たな事業も入ってきますので、２人体制で常時観光あるいは物産行政に携わるようなそういう組織にしたい。それは担当課としては考えております。ただ、財政的なものもあります。今後協議させ

ていただきたいと思っております。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　どうもありがとうございました。

次に移ります。

進出企業なんですけれども、ゼンショーホールディングスは売上げが4,684億円、これは14年の３月期の決算なんですけれども、外食ナンバーワンを目指している企業で、旭市では、皆さんご存じのように国道沿いに、はま寿司、ビッグボーイ、ココス、すき家、宝島、なか卯と展開し、簡単に言うと旭市の飲食店業者をいじめているような企業でございます。そのほかに、ジョリーパスタとか、それから久兵衛、華屋与兵衛、牛庵の10チェーンを日本全国に展開している企業ですが、このチェーンに加工した食材を送るというための工場であれば、飲食店業界には本当に逆風なんですが、食材を提供する農畜産・水産については順風になりまして、すごいチャンスが到来したと思うんですが、中身について、旭市の食材を受け入れてくれる方向にあるのかないのかお尋ねしたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　今、議員のほうから、今回鎌数の工業団地に進出していただきます外食産業のご紹介をいただいたわけでございます。

我々も、この会社が相当大きな会社でございます。期待として旭市の農畜産物、これをぜひ使っていただきたい。これは担当の方にも話をしてございます。特に卵につきましては一部、契約云々ではありませんけれども、こういうＧＰセンターが近くにありますよ、それと一つ何か向こうからもその話し合いの土俵、そういうことは設けられたみたいな話は聞いております。あと、野菜等につきましても、旭市の農産物、千葉県断トツの第１位です。そういうことは会社にも言ってございます。

ちょっとある話ですけれども、私どもも貴味メロンをＰＲすべく、担当の方にぜひ貴味メロンを入れていただきたい。向こうから返ってきた言葉が「課長さん、１日に2,000個絶えず用意できますか」ということで、いかにこの旭市で食材の提供が連携できるような、そういうＰＲができるようなこちら側の体制も必要でないかなと、そういうようなことで農水産課とも打ち合わせをしながら旭市の農畜産物のＰＲ、まずはそこから始めていきたい、そういうように考えています。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　ということは、農水産・畜産物についてロットがあれば対応していただけると理解してよろしいですね。数、ロットというのは数ね。

先ほど従業員数が20名と言いましたけれども、昨年うわさされた400名から比べるとべらぼうに低い数字なんですけれども、工場の拡張計画とか人員採用計画についての知ってる限りの説明をお願いいたします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫）　最初に、この会社との取引の関係でございます。

当然、地元から入れることによってそれだけ流通コストが、あるいは鮮度が保たれる。そういうことで会社としては理解しています。一つ大きなクリアはやはり値段だと思います。そういうようなことで、その値段が会社と農家側で、あるいは携わる側で合うかどうか。それと、値引き競争は絶対避けていきたい。ここと契約することによって農産物の値段が下がっていく、そういうことではなくて採算に見合う、農家側にもメリットがあるような、そういうことで話し合いの中ではそこははっきり、市として、担当課としては考えております。

それと人数でございます。ちょっと400人というのがどこから出たかあれですけれども、今回取りあえず20人、今の工場の中ではパート等を主体に入れていきたい。企業としましても、本当に人の確保が一番重要だということで、どういうふうに集めたらいいですかということは担当から今来ております。そういうようなことで、市としてはできる中でアドバイス、協力はいたしますと。

それと、ゼンショーさんの担当の職員から、今回の面積は1,645平米の面積でございます。大部分まだ空いております。ゼンショーさんが購入した面積ですね。ゼンショーとしては、あれを空かせておくつもりはないと、順次、第２期、第３期の工事に入っていく。そういうことで市としてはご理解くださいと、そういう話は聞いております。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　答弁、どうもありがとうございました。

では、大きい２の新庁舎建設についてなんですけれども、執行は四つの候補地を立て検討してきました。一番解せないのは、旭市は東総地区有数の土地持ちの自治体ですよね。跡地利用というのは中央病院でさえ再整備計画の中で最初のほうにうたっていますよ。この４か所についてゼロ回答じゃないですか。誰も質問しなかったかもしれないですけれどもね、こういうふざけた話はないわけですよ。ただ造る造るだけで。

じゃ、この４か所というのは、簡単に言えば今の本市庁舎、干潟、海上、飯岡なんですよ。これをその後どうするんですか。もし新庁舎に譲った場合にはどうするんですか。また解体して更地にして遊休土地にして、ただ蓄えておくだけの自治体になるんですか。最初にこういうことを明示するのが当然だと思いますよ。何を考えているんですか。ただ建てればいいだけの話じゃないでしょうよ。

それで、先ほどもちょっとクレームをつけましたけれども、じゃ、防災と新庁舎はどちらが大切なんですか。防災公園の面積がなくなるわけでしょう。それで、浜のほうの液状化になった所は別として、内陸部で液状化になっている土地というのはあそこしかないんですよ。それを何であそこに持っていくような方向に進めているんですか。

もう一つ、あそこの海抜をちょっと教えていただきたいんですよ。大震災になって、もし津波が仁玉川を遡上した場合に、一番危険な所に建てると言っていると同じじゃないですか。もうちょっとその辺を考えるべきじゃないですか。23年３月11日に、我々の市はあれだけの被害をこうむっているわけでしょうよ。それに近い所にまた造るなんて、事によったら津波が仁玉川を遡上する可能性もあるわけでしょうよ。そういうことに対する執行の考えをお知らせください。それと、さっき言った防災が大事なのか新庁舎が先なのか、よろしくご回答をお願いいたします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋）　防災が先なのか庁舎が先なのかというご質問に対して、新庁舎自体を防災センター機能が発揮できるように、今後の計画で検討していきたいと考えております。それと、文化の杜近辺の海抜については、たしか６メートルか７メートルぐらいだと思います。それと、跡地計画については、行革のほうでお答えさせていただきます。

以上です。

○副議長（平野忠作）　行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦）　跡地の利用、特に干潟、海上、飯岡等の明示がないということでございました。

ちょっと前段といたしまして、平成23年８月に旭市公共施設の活用方針というのを作ってありました。ここの中では、学校、旭中央病院を除いた個別の施設の整備方針等、活用していく方針等を示しておるところでございます。この時点では、まだ新庁舎の建設、これは合併後に優先して実施してきました学校施設であるとか主要公共施設等の耐震化の整備が終了

する見通しである平成30年ごろの建設を目指すというようなことであったため、そこの中ではまだ本庁舎プラス第２庁舎、支所等の個別施設についてはそのまま活用していくよというような記載がございました。

今ご質問の中では、新庁舎の建設の計画と併せて跡地利用も含めて公共施設全体の中での明示というのがございましたけれども、新庁舎建設に伴う施設等の再整備計画を考える場合には、全ての公共施設を考慮に入れる必要がございます。そういう中で、まず新庁舎の位置、これが決まっていることが前提ではないかと思います。

今回四つ示されておったわけで、そこの中のどこに決まるかというのは、具体的には今文化の杜ということで回答の中では進んでおりますけれども、現時点までは明確ではなかったということでございまして、この跡地については今後どういう形で進めるのか、これはこれからの、例えば公共施設の総合管理計画がありますので、そこの中でもさらに方針として示していく必要があるんだと思います。ですから、今の時点でまだ示していないというのはやむを得ないのかなというふうに思っております。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　何年か前に、神奈川県の秦野市の公共施設にあまりにも金がかかるということで、もうその時点で、多分２年前だと思うんですよ。そういうことをやっているにもかかわらず、ここではただ計画しているというけれども計画の実態が何もないじゃないですか。

それで、先ほどの質問でも、私の質問ではないですけれどもね、防災センターというのは必ず行政の中に一つはなくてはしょうがないことなんですよ。きのうの質問でもそういう話があったじゃないですか。0.9はどこにもないんですか。ほかの３町には0.9になる所がないんですか。ないんだったら早く造るのが当たり前でしょうよ。司令塔がないということですよ。司令塔がなくてどこで指令するんですか。全然お話にならないでしょうよ。

そういうことも考えないで、ただ新庁舎新庁舎だけじゃないでしょうということ。最初にもっとやるべきことがあるでしょう。企画課もそうですよ、総務課もそうですよ。一番ひどいのは行政改革でしょうよ。改革したのは何ですかというんですよ。もう何年も、５年も６年もたってデータ、データ、データ。データだけではだめでしょうよ。お話じゃないけれども「ダメダメ」ですよ、本当。ちゃんとやることをやってからの話じゃないですかということ。

ただ、私は反対しているわけじゃないですよ。早くやらなくちゃだめだと思うんです。や

はり防災センターを早く造るには、立派な新庁舎を造らなくちゃしょうがない。それから、合併特例債ができるうちに造らなくちゃしょうがないというのは思っていますよ。

ただ、その前にちゃんと市民の皆様にあからさまにすることがあるでしょうと言ってるんですよ。何もやらないでただ新庁舎だけで、こんないいかげんな話はないでしょうと。これだったらまだ中央病院のほうがずっとましでしょうよ。お願いいたします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　新庁舎の中に防災災害拠点、防災センターに合うようなことを入れるというのは、議員もご理解をいただいていると思います。新庁舎の中で丈夫な庁舎の中で指揮命令系統、情報のキャッチ、そういったものは全部災害拠点本部ということで庁舎に入れるということで、早く造らなければと、そういうこともありましたし、今回30年を目安にということで総合計画・基本計画の中であったわけでありますので、１年前倒しにしようというようなことをしてきたわけであります。

市長がいろんな部分で市民の多くの皆さん方から意見を聞きながら、庁舎の位置は決めなければならないというようなことで、本来だったら議員間でその庁舎の位置を決めてくれるのが一番いいのかもしれませんけれども、いろんな部分で市民に多くの意見を聞きたいということで、庁舎建設検討委員会、そういったものを立ち上げて、庁内でまず立ち上げて、そしてまたそれを市民会議という形で、多くの市民の皆さん方に協議をしていただいたわけであります。半年くらい議論をしていただいたところであります。

庁内でのワーキンググループの中で、最初の４候補地を出したわけでありますけれども、その中で庁内の建設検討委員会、また市民会議へと移って、最終的に市長へ答申をいただいたわけであります。そういう結果で、この庁舎の位置も皆さん方に本当に理解をしていただくためにきょうも、９月議会後の全員協議会でも皆さん方にご理解をいただくために説明会やら、今政策を、施政方針といいましょうか、政務報告の中で申し上げたところでありますのでご理解をいただきたいと、そのように思っているところであります。

何回か申し上げましたように、都市計画法という法律があります。法律がクリアできなければまた新たな問題で出発をしなければならないということの中で今、県と国との調整をしているところでありますので、今県にも国にも担当の職員は本当に一生懸命交渉をしているところであります。市民会議の結論、そしてまた庁舎内の検討委員会の結論、皆そうでありましたので、私としてもここに決定をしたいという思いでいますので、ご理解をいただきた

いと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　どうなんでしょうかね。よく分かりませんね。

では次に移ります。

大きい３番目ですね。地方創生と国土強靭化地域計画についてということなんですけれども、復興交付金事業のように五月雨的に国に申請できるものなのか、それとも一括してアンブレラ計画として出していくのか。その辺のことについて行政はどのように考えているのかお伺いいたします。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　計画につきましてはまだ、ずっと説明も今までしてきましたが、10月に地方創生については説明会が県にあったということで、具体的にどのような計画をということ、それから内容的なものがまだ示されておりませんので、その辺でご理解していただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　では、この二つの国の政策というのはすごく大事なものなので、その中に我々としてもぜひ入れていただきたい。国会議員、県会議員にお願いしてもなかなからちが明かないインフラ整備もありますので、その辺もぜひどっちかに入れていただけないかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　今のご質問、地方創生と国土強靭化での計画上のリンクができるのか。国土強靭化につきましては、全体的な骨子がまとまりました。先ほど申し上げましたが、今議会の中の最終日にご説明させていただくということで。あくまでも地方のいろいろな特性を生かした地域づくりをこれから進めるわけですから、この辺の中にインフラ整備についても盛り込んでいく。そのインフラも国土強靭化への対応、要は、起きてはならないという事態を招くことのないように政策展開をしていくということは考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　この計画ですけれども、今計画を立てている方々も大体が50代だと思

うんですよ。もっと若い人の考えもぜひ、こういう大事な計画の中に入れていただかないと、若い人が我々を援護してくれるようになるわけですね、高齢化社会になったら。ですから、そういう若い人の声をやはり政策に届けるというためには、例えば、近くにも大学がありますし東金市にもあります、県にもあります。そういうような大学との連携をしてみてはいかがなものなんでしょうか。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　貴重なご意見だと思います。若い世代がこれから継いでいくわけですから、その辺がこの地方創生、それから国土強靱化もこれから推進計画という形になります。その中で、そういうように反映できるものがあれば、ご意見をいただきながら計画づくりに反映させていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　どうもありがとうございました。

２番目のほうなんですけれども、道の駅の周りですね。どこでも道の駅の周りというのは結構新しく企業が、企業というより個人企業が出てきて商売をやったりするわけですけれども、今年の８月から、要するに農振除外することはまず個人では不可能になりましたので、その辺を地方創生ないしは強靱化に取り入れていただきまして、あの近辺の農地をやはり農振除外するのがこれからの旭市の発展のためになるかと、私個人ではなくてそういう考えを持っている方々もたくさんあるんですが、それを取り入れるということはいかがでしょうか。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　今の国土強靱化の中で地域的な、具体的な農振除外という計画が取り入れられるかということはまだ検討しておりません。農振除外というのは非常に地域で、例えばいろんな特性を生かした計画があって、その計画が人口減少対策であったり産業集積であったり、新しい産業の創設ということの計画があって、その計画を遂行するために農振が除外できるということの条件が整ってできるということもあるのかなとは思いますが、農振除外を前提に考えた施策というのはちょっと無理があるのかなというふうに感じております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　道の駅の近辺に行ったことが、課長、ないんですか。たくさんあるわけでしょう。そこには民間の個人企業が店舗を構えているところもたくさんあるわけですよ、ないところもありますけれどもね。だったら、旭市ではもうできないんですよ。もう18年も個人では農振除外を解除することはできないんですよ。まして商売のためには。

発展を見越してそういうこともやっておくべきではないか、将来のためにやっておくべきではないかと、そう言っているんですよ。課長は先ほどからだめ、だめ、だめ、全部だめですね。何とかイエスと言ってくださいよ。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　今、地方創生と国土強靭化、そういったものが旭市にとってもこれからのまちづくりの基本になっていくのかなと、そんなように思っているところであります。

言われましたように、道の駅ができますし、中央病院との連携、そのところに何か国の施策が及ぶような、そんなような方向はやはり旭市としても考えていかなければならないと、そんなように認識しているところでありまして、特に地方創生の一番のネックはやはり岩盤規制といいましょうか、それを打ち破るということが一番大事でありまして、それでなければ地方は活性化できないという思いがありますので、国にも今、土地利用の問題あるいはいろんな規制緩和の問題、それを市長会としても要望していますけれども、せっかくの地方創生と国土強靭化モデル地区に指定されたということもありますので、その中に何らかの形で岩盤規制を打ち破るとか、規制緩和、土地利用を本当に地元自治体に任せてくださいというようなことをやっていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　市長のお言葉、大変ありがたく思っております。

課長方は、かたい商売と言いますけれども頭がかたくてはだめですからね。市長くらいやわらかい考えで臨んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇　伊　藤　房　代

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　道の駅の近辺に行ったことが、課長、ないんですか。たくさんあるわけでしょう。そこには民間の個人企業が店舗を構えているところもたくさんあるわけですよ、ないところもありますけれどもね。だったら、旭市ではもうできないんですよ。もう18年も個人では農振除外を解除することはできないんですよ。まして商売のためには。

発展を見越してそういうこともやっておくべきではないか、将来のためにやっておくべきではないかと、そう言っているんですよ。課長は先ほどからだめ、だめ、だめ、全部だめですね。何とかイエスと言ってくださいよ。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直）　今、地方創生と国土強靭化、そういったものが旭市にとってもこれからのまちづくりの基本になっていくのかなと、そんなように思っているところであります。

言われましたように、道の駅ができますし、中央病院との連携、そのところに何か国の施策が及ぶような、そんなような方向はやはり旭市としても考えていかなければならないと、そんなように認識しているところでありまして、特に地方創生の一番のネックはやはり岩盤規制といいましょうか、それを打ち破るということが一番大事でありまして、それでなければ地方は活性化できないという思いがありますので、国にも今、土地利用の問題あるいはいろんな規制緩和の問題、それを市長会としても要望していますけれども、せっかくの地方創生と国土強靭化モデル地区に指定されたということもありますので、その中に何らかの形で岩盤規制を打ち破るとか、規制緩和、土地利用を本当に地元自治体に任せてくださいというようなことをやっていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員。

○１７番（滑川公英）　市長のお言葉、大変ありがたく思っております。

課長方は、かたい商売と言いますけれども頭がかたくてはだめですからね。市長くらいやわらかい考えで臨んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○副議長（平野忠作）　滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇　伊　藤　房　代

○副議長（平野忠作）　続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（１３番　伊藤房代　登壇）

○１３番（伊藤房代）　議席番号13番、伊藤房代です。

平成26年度第４回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は大きく分けて４点の質問をさせていただきます。

１点目、地域サポート事業について。２点目、産後ケア体制の支援強化について。３点目、自転車の交通安全マナーについて。４点目、ＪＲ旭駅の駐車場の設置について質問いたします。

まず、１点目、地域サポート事業について。

（１）高齢者配食サービスの支払い方法について質問いたします。

最近は、高齢者の人が配食サービスを利用してお弁当をとられている方が増えています。大変便利だと喜んでいます。しかし、支払いの仕方が銀行振り込みということで、銀行まで足を運んで支払わなければならず、歩いて行くのが遠いとの声が出ています。銀行まで行かないで支払いができる方法はないか質問いたします。

（２）地域老人会が活発に活動できないか質問いたします。

先日の長野県の地震災害の際のニュースで、一人の老人が「命を助けてくれたのは地域の友人です」とのことが放映されました。その人は、地域の老人会で活動している人で、いつも仲間と集まっている方でした。その地震の避難場所に皆が集まってきたとき、いつも老人会に来ているその人がいないので、老人会の仲間と地域の人でその人の家へ行ってみると家が倒壊していて、下のほうで「助けて、助けて」との声が聞こえて、地域のメンバーで壊れた部分を持ち上げて救出したことが報道されました。その人は、「私は一生忘れません。もう少し遅ければ押しつぶされたと思います。地域の人と仲よくしていて、気が付いてくれて本当に感謝しています」とのことでした。いざというときは地域の方が、仲間が飛んできてくれるということでした。やはり、近くの仲間が集まり仲よくお茶飲み会も大事だと考えます。

地域老人会が活動できるよう、お茶菓子代などは助成できないか質問いたします。

２点目、産後ケア体制の支援強化について。

（１）旭市として、妊娠・出産の届け出の人数は何人いるのでしょうか、質問いたします。

（２）妊娠・出産包括支援モデル事業は実施できないか質問いたします。

現在は晩婚・晩産により女性の出産年齢が高くなっています。そのため、出産女性の親の

年齢も高齢化しており十分な手助けを受けられず、また親の介護と同時になること。また、核家族化が進み地域との交流が薄く、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするということもあります。

出産後の女性はホルモンのバランスが変調を来し、情緒不安定になっています。今現在必要とされているのが、出産直後の母子の心身をサポートする産後ケアの取り組みが注目されています。出産に当たり、助産師などが付き添って授乳指導や育児相談を行うなど、心強い存在が必要ではないでしょうか。旭市としても、妊娠・出産の届け出をしている人たちに出産・産後ケアをすることができないか質問いたします。

３点目、自転車の交通安全マナーについて。

（１）自転車が車道を通るようになってからの自転車と車の接触事故が多発になっています。旭市として何件くらいの事故が起こっているのでしょうか、質問いたします。また、子どもたちへの通学時の交通マナー、交通ルールの徹底ができないか質問いたします。

４点目、ＪＲ旭駅の駐車場の設置について。

（１）旭駅まで車で来た人のための駐車場の確保はできないか、質問いたします。

最近、ＪＲ旭駅から通勤や出かけるために旭駅まで車で来る人が増えています。近隣に車の駐車場がなく不便だとのことです。少しでも空き地があれば、有料でも駐車場の設置場所が確保できないか質問いたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　それでは、１番目の地域サポート事業についての（１）高齢者の配食サービスの支払い方法についてお答えいたします。

配食サービス事業は、老化や疾病などの理由により食事の調理が困難な65歳以上のひとり暮らしの高齢者などに、栄養のバランスに配慮した食事を自宅へ届けるとともに安否確認を行う事業で、12月１日現在で150人の方が利用されております。

ご質問の支払い方法につきましては、市から本人または本人が指定された身内の方等に納付書を送付し、金融機関や市役所の本所、各支所でお支払いをしていただいている状況でございます。金融機関でのお支払いの困難な方につきましては、職員が現在集金をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史）　それでは、私からは１番の地域サポート事業についてのうち、（２）地域の老人会が活発に活動できるよう、お茶菓子代等を助成できないかというご質問にお答えいたします。

今後、高齢者人口の著しい増加が見込まれる中、高齢者同士の支え合いや助け合いといった地域のコミュニティはますます重要になってくると思います。旭市には現在単位老人クラブが61クラブあり、2,033名の方が加入されております。市では、各クラブへの活動補助金としまして１クラブ当たり４万6,000円、会員１名当たり150円を支給しております。各クラブにおきましては、補助金をうまくやりくりをされまして、定例の懇親会をはじめ各種スポーツや健康学習等の健康づくり、趣味やレクリエーション、文化教養活動を通じての仲間づくり、地域活動としての環境美化運動や児童・高齢者世帯の見守り等奉仕活動などをされているところであります。

ご質問のお茶菓子代等の助成ですが、これまでも経費をどうにか捻出されまして活動しているクラブが多数ある中で、また、社会福祉関係予算が年々増大しているという状況を鑑みますと、お茶菓子代等の助成の優先順位といいますか、それは低くならざるを得ないのかなと思います。その辺をご理解いただきましてお願いをしたいと思います。

また、旭市には単位クラブを総括する、すこやかクラブ旭がございます。そこへの助成金は年額で24万円、それに１クラブにつき9,600円、また会員１名につき90円を加算しており、すこやかクラブ旭では補助金を原資に各スポーツ大会や美化運動、芸能大会、作品展などを開催し活動を支援しております。今年の10月23日には、役員７名が旭警察署の振り込め詐欺防止委員として委嘱されまして、防犯活動に力を入れるとともに高齢者の交通事故防止にも努めているところであります。さらには、以前11クラブありました干潟地域に現在はないということで、その再発足に向けまして地域の方々と協議を進めております。

市といたしましても、すこやかクラブ旭を軸に単位クラブ及び会員が増えることによる補助金の増加等を優先していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（平野忠作）　健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男）　それでは、私のほうから産後ケア体制の支援強化につきまして、２点について答弁を申し上げたいと思います。

初めに、旭市として妊娠・出産の届け出の人数は何人いるかということであります。まず

届け出のほうですけれども、これは件数であります。過去３か年でご報告したいと思います。平成23年につきましては563件、平成24年度が501件、平成25年度が494件であります。出生数ですけれども、平成23年が519人、24年度が543人、25年度が506人ということであります。

次に、議員ご指摘の妊娠・出産包括支援モデル事業は実施できないかということであります。まず、モデル事業のご説明をさせていただきたいと思います。

近年の核家族化の進展や妊娠・出産などの悩みを抱えて、孤立感を深めてしまいがちな妊産婦が少なくないことから、結婚から妊娠・出産を経て子育て期間に至るまで、身近な場所で切れ目のない支援の強化を図ることを目的といたしまして、厚生労働省のほうで今年度からスタートしたものであります。事業の内容ですけれども、まず母子コーディネーターを配置するというようなことが一つあります。妊産婦とその家族が抱えるさまざまな不安や疑問について、その支援の要望、これらに応ずるコーディネーターであります。

２点目は、専門の助産師の相談支援、また子育て経験のあった方の話し相手による相談支援ということでありまして、産前・産後のサポート事業というのがあります。

３点目は、出産直後の心身のケアや休養、育児サポート等を支援する産後ケア事業でありますけれども、これには宿泊型と日帰り型がございます。いわゆる助産所を利用いたしましてショートステイをするとかデイ・ケアサービスをするというような体制であります。

このモデル事業の実施ということでありますけれども、事業の中心となります助産所、それと助産師の確保が最優先というようなことになります。したがいまして、近隣の市町村あるいは県内におきましても助産師、助産所が非常に少ないという現状がございますので、妊産婦のニーズによって、さらにまた24時間体制でこれに対応するというようなシステムになっておりますので、そういった施設整備等も必要になるのかなということであります。

したがいまして、本モデル事業の導入というのは非常に、現在のところは難しいのかなというふうに考えます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男）　それでは、３番目の自転車の交通安全マナーについてお答えいたします。

初めに、旭市において自転車事故が何件起きているかについてお答えいたします。

平成26年11月末現在の自転車の人身事故件数は31件となっております。平成25年中の年間件数は34件ですので、現在ほぼ同じ件数となっております。

次に、子どもたちへの通学時の交通マナー、交通ルールの徹底ができないかについてですが、市では交通安全教室の一環として毎年市内小・中学校で自転車教室を、旭警察署や旭市交通安全指導員のご協力をいただきながら開催しているところであります。小学校では、主に小学校３年生を対象に、中学校では中学１年生を対象に、４月から６月までの間で順次開催しています。内容といたしましては、小学校では自転車の点検方法、安全な乗り方の講話、その後校庭での実技講習を実施しております。また、中学校では、自転車の点検方法、安全な乗り方の講話の終了後、自転車の乗り方のＤＶＤを視聴していただいております。

平成26年度は市内全ての小・中学校20校で実施したところであります。今後も、子どもたちが交通事故に遭わないように交通ルールの徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　都市整備課長。

○都市整備課長（林　利夫）　それでは、私から４番目のＪＲ旭駅の駐車場の設置についてお答えいたします。

現在、旭駅付近には民間の月決め駐車場が170台分ほどございます。しかし、議員おっしゃっているのは一般にコインパーキングと言われるような時間貸しや、１日単位で利用できる駐車場だと思いますけれども、そういうものは現在ございません。駅前に民間のコインパーキングなどが設置されないのは、採算の面で厳しいからでないかと推察されます。仮に市が設置するとしても、駅前には駐車場用地となる公有地がなく、また、整備工事費や維持管理等が必要となってまいります。そういった状況を考えますと、市として駐車場を整備することについては難しい状況であります。

しかし、現在の月決め駐車場でも未契約のスペースを１日当たり500円から700円程度で利用できるというふうに聞いておりますので、できればそちらの駐車場のご利用を検討いただければと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　何点か再質問させていただきます。

大きい１点目の（１）の高齢者の配食サービスの支払い方法ということで、今課長のほうから集金にも伺いますということでお聞きしました。皆さんそれをご存じない方が多いようで、どうしても銀行まで行かなくてはというような思いで、何人もの方から問い合わせがありましたけれども、今度その辺、どうしても無理な方に関してはまた徹底していただければ高齢者のおひとり暮らしの、本当に皆さん助かるかなと思いますけれども、その辺はいかが

でしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　問い合わせ等がございましたら情報は提供させていただいて、集金に伺うということをさせていただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　問い合わせというよりも、こちらの市のほうからそういう部分でのお知らせというのは徹底はできるんでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　全員の方に集金に伺うと言いますと、やはり行ける方まで市のほうに集金に来てくださいと、そういうことも考えられますので、どうしても身内なりの人が行けない方とか自分でどうしても行けない、そういう方に対しては市へお電話いただければ、今でも何件かは行っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　例えば、銀行の振り込みとか銀行口座から引き落としとか、そういうのは考えいらっしゃらないですか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　口座振替というお話ですけれども、口座振替にするにはシステムが必要になります。今現在の利用者は150人ということで、システムにするには多額の経費がかかりますので、利用者があまり多くなっても困るんですけれども、多くなったときにはまた考えていかないといけないと思っております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　どうぞまた検討をお願いしたいと思います。

次に、大きい２点目の、産後ケア体制の支援強化についてということで再質問をさせていただきます。（２）のほうですね。

妊娠・出産包括支援モデル事業ということで、これは先進地事例のことなんですけれども、世田谷区では産後ケア事業、産後のお母さんを応援しますということで産後４か月未満の母

子を対象に、母体ケア、乳児ケア、育児相談指導などを行っております。また、ショートステイ、宿泊、デイケア、日帰りで利用もできます。旭市としても、今後ぜひとも産後ケア事業に取り組んでいただきたいと思いますが、今現在は無理かもしれませんけれども今後どのようにお考えでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男）　それではご質問のほうですけれども、今世田谷区というお話が出ました。私ども承知しております。比較的規模の大きい自治体が導入しているのかなということで認識しておりますけれども、やはり助産師、助産所というのが拠点になるのかなというようなことでありまして、非常に少ないわけですので非常に現状では無理があるのかなと思います。

では、産後ケアは今どんな形でやっているのかということでありますけれども、母子保健法というのがありまして、当然私ども保健師12名が拠点で構えておりますけれども、その中には、やはり全戸訪問ももちろんやっておりますけれども、育児サークルというのが23団体もできているんですね。多いところはやはり20人程度おります。そういったサークルが、こちらから指示をして動くのではなくて自ら動いていただくようなサークルということで、年間10回以上活動されているという、そういったこともあります。

そして、核家族化というご指摘がございました。しかし、里帰り等も含めまして現在のところ核家族傾向ではありますけれども、やはり家族の支援が受けられないというのはほとんどないということで、ちょっとご報告をさせていただきたいと思います。そういった意味では、仮にこの事業ができたとしても、ニーズは非常に低いのかなというふうに考えるわけでありますけれども。

それにしても、育児サークル含めて保健師による産後ケア体制、枠組みは十分できているのかなというふうに考えておりますので、これから職員のスキルアップを図りながら対応していきたいと考えておりますので、その辺ご理解をいただければなと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　どうぞ、またよろしくお願いいたします。これからだんだん必要になってくると思いますので、近隣に先駆けてお願いしたいと思います。

次に、大きい３点目の自転車の交通安全マナーということで再質問させていただきます。

以前、やはり定例議会で自転車の交通安全マナーについてということで質問させていただ

きました。それは、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室ということで、スケアード・ストレート自転車交通安全教室ということで、その辺、今現在されているのかお伺いいたします。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男）　スタントマンによる交通安全教室ですが、現在旭市ではちょっと実施しておりません。ただ、今年、旭農業高校で１回、県によるスタントマンによる教室を実施しております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　そうしますと、旭農業高校でされたということで。これから地域の方、また中学生、高齢者の方までスタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室も、ぜひ手を挙げていただければと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男）　このスタントマンによる教室ですが、県で実施しているものでありまして、可能であればちょっと手を挙げて来ていただければと思っております。ただ、予算的なものもあろうかと思いますので、なかなか難しいのかなと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　ぜひ県へ手を挙げていただければと、１校でも２校でもしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、大きい４点目のＪＲ旭駅の駐車場の設置ということで、非常に厳しいということで、今現在は考えていらっしゃらないということでありますけれども、これからやはりＪＲ旭駅、今エレベーターもいろいろやっていると、工事中でありますけれども、ぜひこの旭から東京、また千葉市へ行かれる方に関しても、１台でも２台でも、３台でもいいと思うんですけれども、市のほうで駐車場の確保というお考えはないでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林　利夫）　先ほどもお答えしましたけれども、なかなか土地の確保が難し

いということで、ちょっと厳しい状況ですので、そういう土地が確保できればということで、もしできれば考えていきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　土地の確保、また、今契約でされている民間もあるということでありますけれども、その辺との協議もしていただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林　利夫）　民間の、月決めでやっている方もかなり厳しい状況のようですので、その辺。そういう方が１日とか時間貸しをしないのは、やっぱりいろいろな事情があると思いますので。市が仮にやるとしてもいろいろ、やっぱり一時貸しというとどうしても、コインパーキングというと施設がかかりますよね、料金の徴収とか。その辺がちょっと難しいのでかなりの検討が必要かなというふうに考えております。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　いろいろ知恵を絞って、また検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、２時40分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時２４分

再開　午後　２時４０分

○議長（髙橋利彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　髙　橋　秀　典

○議長（髙橋利彦）　続いて、髙橋秀典議員、ご登壇願います。

（２番　髙橋秀典　登壇）

いということで、ちょっと厳しい状況ですので、そういう土地が確保できればということで、もしできれば考えていきたいと思います。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　土地の確保、また、今契約でされている民間もあるということでありますけれども、その辺との協議もしていただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（林　利夫）　民間の、月決めでやっている方もかなり厳しい状況のようですので、その辺。そういう方が１日とか時間貸しをしないのは、やっぱりいろいろな事情があると思いますので。市が仮にやるとしてもいろいろ、やっぱり一時貸しというとどうしても、コインパーキングというと施設がかかりますよね、料金の徴収とか。その辺がちょっと難しいのでかなりの検討が必要かなというふうに考えております。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員。

○１３番（伊藤房代）　いろいろ知恵を絞って、また検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○副議長（平野忠作）　伊藤房代議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、２時40分まで休憩いたします。

休憩　午後　２時２４分

再開　午後　２時４０分

○議長（髙橋利彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇　髙　橋　秀　典

○議長（髙橋利彦）　続いて、髙橋秀典議員、ご登壇願います。

（２番　髙橋秀典　登壇）

○２番（高橋秀典）　議席番号２番、髙橋秀典でございます。第４回定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

国政選挙のさなかではございますが、先月末、国会においては、まち・ひと・しごと創生法案が可決され、政府は地方創生に全力を挙げていくということで、今後地域振興に向け具体的な政策が打ち出されてくることと思います。しかしながら、地方創生の鍵を握るのはやはり地方自身であり、今後の10年、20年後を見据え、持続可能な地域社会の構築に向け、子や孫の世代のために私たち自身が強い意思を持って取り組めるかどうかにかかっているのではないかと思います。そんな中で、今年最後の定例会、ラストの一般質問となります。よろしくお願いいたします。

私からは、大きく三つの項目について質問させていただきます。

まず、平成27年度予算に関してお伺いいたします。

先般行われた地区懇談会におきまして、執行部の方から市民の皆様に向け分かりやすくお伝えいただきましたが、合併算定替えの終了、人口減による税収減、また社会保障費の増加や施設インフラの老朽化、そういったものに伴う改修費の増加などを背景として、今後の財政に関しては抜本的に手を打っていかなければならない状況であるのは明らかであります。

今回の地区懇談会においてのスライドを使っての説明は、よい意味での危機感を市民の皆さんと行政とが共有することができるよい機会になったのではないかと思っております。それを受け、将来的に困難な財政状況が予想される中、平成27年度の予算編成に当たってはどのような基本方針を持って臨むのかお伺いする予定でございましたが、基本方針につきましては昨日、伊藤保議員の一般質問において市長よりご答弁いただいております。したがいまして、私からは、当市における今後の適正な予算規模についてどのようにお考えか、この点についてお伺いいたします。

次に、認知症関連施策についてお伺いいたします。

厚生労働省の推計によれば、2012年時点の認知症高齢者の数は約462万人に上るとされています。軽度の認知障害（ＭＣＩ）、この数を入れますと約400万人、足しますと高齢者人口の実に４人に１人が該当することとなります。これは、高齢者人口が増加するに伴いますます増加していくことは明らかであります。

国では、平成25年度より厚労省主導で認知症５か年計画、いわゆるオレンジプランが発動しております。それによれば、連携のためのパスの作成、早期診断・早期対応の仕組みづくり、地域生活を支える医療やサービスの構築、地域による支援の強化、支援する人材の育成

など多角的なアプローチがなされることとなっています。また、安倍首相は、この認知症施策を加速するために新たな戦略を策定する方針を示しております。

いずれにしましても、地域包括ケアシステムの構築に向かう流れの中で、認知症ケアにおいても施設中心の考えから、人材も含めた地域の資源を生かそうという方向にシフトしてきています。認知症の方ができる限り住みなれた地域での暮らしを継続できるようにサポートすることに重点を置こうと、そういったものであります。

そのような中、現状において旭市の実施している認知症関連施策はどのようなものがあるのか、これを総括してお伺いいたします。

次に、認知症への理解促進と早期発見に関してであります。

本人や家族の不安を軽減する上でも、また、認知症の方が地域の中で尊厳を持って暮らしていくためにも、認知症に関する正しい理解を社会の、これはあらゆるレベルで促進していくことが必要であります。また、理解の促進と同時に早期発見のための仕組みを作っていくことも必要であります。早期発見によりなるべく早い時期からかかわり、生活環境を調整、そして不安を取り除いていけば、それまでと同じような生活を送ることができる可能性といったものが高まるということも言われております。

国は、認知症が疑われる段階から医療・介護の専門の方々が、ご本人や家族を訪問して支援する初期集中支援チームの制度化を検討しており、幾つかのモデル地域において施行されています。そのような中、当市としては今後、認知症への理解促進、早期発見のための仕組みづくりについてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

続きまして、地域医療連携に関してお伺いいたします。

これまで当地域においては旭中央病院による病院完結型医療が行われ、よく言えば何でも診てもらえる、いわばワンストップの医療が行われてきたわけであります。しかしながら、ご存じのとおり国の、これは強力な強制力を伴った方針により地域医療の機能分化を進め、大規模病院は高度急性期医療に特化し、地域の医院、クリニックとの連携において地域完結型医療を目指すこととされております。

そんな中で、お伺いいたします。まず、回復期・慢性期医療の体制についてお伺いいたします。

中央病院が想定される紹介率・逆紹介率を維持しつつ、高度急性期医療に特化していくに当たり、それ以外の回復期あるいは慢性期等の患者さんに当たる医療支援が相当量、地域全体では必要になるわけですが、旭市また広域の医療圏で見たときに、現時点において量的に

それだけのニーズを賄うだけの医療資源がこの地域にあると言えるのか、お伺いいたします。

次に、地域連携クリニカルパスについてお伺いいたします。

この地域連携クリニカルパスですが、疾患別の標準的な診療計画に従って、患者さんに切れ目のない最善の医療連携を提供するためのシステムということであります。これにより、患者さんが治療の経過や入院生活を具体的にイメージすることができ、安心して治療を受けることができるというものです。例えばでありますが、急性期病院で初期治療が終了した後、かかりつけ医で定期診療を行い、その後も状況に応じて急性期病院で精密検査などを継続していく。そうした連携の一連の流れが、患者さんにとって目に見える形で示されるということであります。

中央病院においては、そうした地域連携クリニカルパスの運用状況が現在どのようになっているのかお伺いいたします。

質問は以上であります。再質問は自席にて行わせていただきます。ありがとうございます。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　市の適正な予算規模は幾らかというご質問にお答えいたします。

現在の旭市の予算規模については、新市建設計画・基本計画に基づいた合併関連事業や復興関連事業の実施等による市の行政需要の増加により、合併当初と比較して当初予算ベースで約50億円増加しております。今後の市の予算につきましては、震災の被災地として安全で安心な新たなまちづくりや人口減少対策など、行政需要は常に変化していくものと思いますので、現時点で市の適正な予算規模を設定するのは非常に難しい状況にありますので、数字はご容赦いただきたいと思います。

ただ、ご指摘のとおり、歳入が減り予算規模のダウンサイジングが必要であることは明らかでありますので、今後も市税等の自主財源の確保に努め、事務事業の選択と集中を進めながら最少の経費で最大の効果を上げられるよう、継続的な行財政改革を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　それでは、２番目の認知症についての（１）本市の認知症関連施策についてお答えいたします。

まず一つ目として、総合窓口については高齢者福祉課内に設置の地域包括支援センターに

おいて、認知症を含む高齢者のさまざまな相談に対し電話、窓口や訪問により相談を行っております。

二つ目は、認知症の方の早期受診や適切な介護サービスにつながるよう、認知症状などを記入する千葉県オレンジ連携シートを活用し、医療機関、介護サービス等との連携を進めております。

三つ目は、認知症に対する正しい理解と予防の推進のため、高齢者を対象とした介護予防教室や地域に出向いて出前講座を実施しております。また、市の広報紙に認知症を正しく理解していただくための記事を掲載し、市民への啓発等を行っております。

四つ目は、介護家族への支援として認知症家族交流会を開催し、同じ悩みを持つ家族同士の交流を図っております。

五つ目は、認知症の方やその家族を温かく見守る、地域の応援者である認知症サポーターの養成講座を開催し、支援活動の推進に努めております。

次に、（２）認知症への理解促進及び早期発見のための仕組みづくりについてお答えいたします。

認知症の理解促進につきましては、先にご説明しました出前講座や認知症サポーター養成講座、広報への記事の掲載等により普及啓発の充実を図っております。早期発見につきましては、75歳、80歳、85歳を対象に実施する基本チェックリストや、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の健康面・生活面を把握する訪問調査により、認知症状等の健康状態の把握を行うほか、地域の民生委員との連携により、支援が必要な方の早期発見と適切な支援を図ってまいります。

新たな事業としましては、民間企業等の協力を得て、市内の事業活動を行う中での高齢者の見守りをしていただく高齢者見守りネットワーク事業の立ち上げに向け、現在準備を進めております。また、介護保険制度改正による新たな事業として、認知症初期集中支援チームの配置や認知症地域支援推進員の設置等の事業が位置付けられておりますので、医療機関などの関係機関と協議をし、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　私からは、３番目の地域医療連携についてということで、（１）回復期・慢性期に対する地域医療体制について、（２）地域連携クリニカルパスの運用状況についてお答えいたします。

まず、回復期・慢性期に対する地域医療の体制について。

現在、当地域で回復期・慢性期の医療提供体制は十分なのかといったご質問でございますけれども、現在、国の方針に基づき他の医療機関への逆紹介を推進しておりますが、周辺の医療機関の協力もあり、10月の実績で36％程度で最低限のレベルはクリアできている状況です。今後、さらに国の重要課題である病院の機能分化などを一層進めていくに当たりましては、より広域での連携が必要になるのではないかと考えております。

それから、（２）の地域連携クリニカルパスの運用状況についてでございますけれども、平成25年度の当病院の地域連携パスの実績についてでございます。まず、がん地域連携パスが13件、脳卒中地域連携パスが123件、前立腺がん検診地域連携パスが76件となっております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　それでは、再質問をさせていただきます。

まず１点目、今後の適正な予算規模についてということで、ご答弁ありがとうございます。

選択と集中、また事業のコストパフォーマンスを向上させていくということで理解させていただきました。適正な財政規模を明確にするということは、交付金あるいは補助金等の関係からもこうなのかもしれませんし、また、単に大きければいいとか小さければいいといった話ではないということも理解をしております。しかしながら、少なくとも合併算定替え終了による差額分、これに相当する程度の規模の縮減というのは必要になってくるのかなというふうに思います。影響を最小限に抑えつつ、緩やかな縮減を行っていく、言ってみれば軟着陸といいますか、ソフトランディングのための計画が早急に必要なのではないかなというふうに思います。

そのような中で、今回特にお伺いしたいのは、公共施設等の抱える課題に対する予算措置について、今回の予算編成においてはどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林　清明）　公共施設等の老朽化問題に対する予算、大規模改修等につきましては多額の整備費用が必要とされることから、現在行政改革推進課において進めております公共施設等総合管理計画、これの策定を待って計画的な修繕、長寿命化などを進めるべきであると考え、現在は必要最低限の補修のみ予算化している状況であります。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　ありがとうございます。

人口が減少し、また年齢構成が変化してくれば、これは当然必要な施設の総量、あるいはその施設の役割へのニーズといったものも変わってくると思います。今後各施設の用途の見直し、あるいは統合といったものも今後は必要になってくるのではないかと思います。また、合併による特別措置というのも、そもそもそういった合理化に係る費用に充てることが本義であろうかと思います。

学校を含む諸施設の今後について、いずれ市としての明確なビジョンを示すことと思いますけれども、その前段階として、まずは市民の意見吸収が大切なのかなというふうに考えます。そういった意味で、民意を吸収する機会ということについて、現時点でどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦）　民意の収集ということでご質問がございました。

この前段といたしまして、確かに地区懇談会の中でご説明を申し上げたことがございます。それと、実はこの８月から15日号の広報に、公共施設の抱える課題ということで連載を始めました。小さいスペースではございますけれども、１年間を通じて見る機会を持っていただけるようにということで、１回の特集でやることは簡単なんですけれども、できるだけ長期にわたってやることによって市民が、こういう課題があるんだということを認識していただけるのかなというふうに思っています。

この後、実際には計画を策定していく段階では当然議会の皆様のご意見を伺う。それから、当然管理している各課の職員の意見も吸い上げなければいけない。でき上がる段階であれば、重要施策については今パブリックコメントを実施するような形もとっておりますので、どういう段階でいけるかははっきりしませんが、民意は十分に取り入れながら施設総量を減らしていくと。旭市に見合った公共施設の配置というのを基本的な方針の中に取り入れながら進めていく必要があるんだと思っています。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　それこそ、10年あるいは20年先というのを見据えたときに非常に大切なことでありますので、十分な議論が、これは市民の間でも起きてくるように、行政のほうに

引き続きしっかりとしたリードをお願いいたしたいなというふうに思います。

また、今回予算の基本方針という質問項目ですので予算各論については質問を避けたいと思いますけれども、今回の予算編成につきまして市民の皆さんは強い関心を持って注視しているわけでございます。ぜひこれからの旭市のあり方の指針を示すような、希望を持てるものとなりますことを切に願う次第です。

続きまして、そのまま次の認知症施策について入らせていただきます。

確認といいますか、基本的な質問ではありますけれども、現状認知症かもしれないといった不安、あるいは疑いを持った方、これは本人あるいはご家族が、その段階でまず第一に相談できる窓口というのはどこになるのかということをお示しいただきたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　認知症について、本人、家族が第一に相談できる窓口はどこになるのかの質問についてお答えいたします。

認知症についての総合窓口につきましては、地域包括支援センターが主に行っております。また、介護サービス事業所や病院においても相談対応はされており、随時地域包括支援センターとの連携により支援を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　認知症になっても住みなれた地域での生活をできる限り続けていくためには、医療・介護あるいは生活支援といったサービスが有機的にネットワークを組んでいく必要、連携していく必要があるのかなと思います。

そのために、これは支援の輪をつなぐ、いわゆるコーディネーターとして認知症地域支援推進員という設置が進められているようであります。この認知症地域支援推進員ですが、多くの場合、地域包括支援センターに配置されている、そういったケースが多いようですけれども、旭市における現状及び今後の見通しをお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　認知症地域支援推進員の配置についての今後の見通しについてということのご質問でございますけれども、認知症地域支援推進員につきましては、医療・介護の連携強化や認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域の支援体制の構築の

ために企画調整を行うものとして、市町村が平成30年４月までに配置するものと決定されております。

現在、県では同様の役割を担う千葉県認知症コーディネーターの養成研修を実施しており、本市では、25年度に地域包括支援センター職員、26年度には旭中央病院職員と合わせて４名がコーディネーターとなり、支援体制づくりに取り組んでおる状況でございます。27年度に旭中央病院に認知症疾患医療センターが設置されますので、関係者等との協議を行い、より効果的な事業実施を目指し、認知症地域支援推進員の配置場所、業務内容等を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　推進員の設置は30年からということで、ただ、コーディネーターの方、言ってみれば認知症の初期の段階で相談に乗っていただける方というのが、包括支援センターのほうに行けば常時いらっしゃるということで理解いたしました。

続きまして、再質問させていただきます。

認知症に関して今後、今出ました地域包括支援センターと病院との連携というのが、これは肝になってくるのかなというふうに思います。まず、これは病院サイドのほうにお伺いしたいのですが、認知症に関して新たな取り組みとして、今話にも出ました認知症疾患医療センターが設立される予定であるということのお話を伺いました。その内容について、どのようなものかご説明をお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　私どもで設置する認知症疾患医療センターのことでご答弁させていただきます。

高齢化の推進に伴いまして認知症高齢者が非常に数が増加しているということが見込まれまして、県内各二次医療圏に１か所ずつ認知症疾患医療センターを設置するということを県は進めておりまして、当病院は来年度から、香取海匝二次医療圏を担当する、県内では７番目となるセンターとして指定されることとなりました。

認知症疾患医療センターというものですけれども、認知症患者の方やその家族の方々が、住みなれた地域で安心して生活するための支援の一つといたしまして、地域における認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで、必要な医療を提供できる機能体制の構築を図る

ことを目的に設置されるということになっております。

主な役割といたしましては、その疾患の原因を特定して治療方針策定に役立てる、いわゆる患別診断と言われるもの、それと、それに基づく初期の対応、それから身体の合併症や周辺症状の初期診断・治療、それから、かかりつけ医などへの研修会の開催、認知症医療に関する情報発信、電話相談等による専門医療の相談、それから、今お話が出ました地域包括支援センターなど介護サービス提供者との連携などがございます。

現在は、指定に向けまして県の担当者をはじめ県域内各市町村の地域包括支援センター担当者、それから地域の医療機関を交えまして準備会議を実施しております。今後ですけれども、指定された後、地域の認知症サポート医、かかりつけ医、それから各市町村の地域包括支援センターから患者さんが紹介されることが想定されますので、これらの機関に対しまして専門的医療の提供ですとか、認知症に関する研修会の開催など実施いたしまして、連携強化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　ありがとうございます。

認知症疾患医療センターということで、地域包括支援センターの役割としては、そうすると認知症センターのほうは診断から先というふうに今理解いたしましたけれども、認知症の疑いや不安を感じたとき、言ってみれば初期段階での対応というのは地域包括支援センターが中心になって今後担っていくのかというふうに思います。

ですので、センターとして病院との連携について方針をお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　それでは、支援センターと病院との連携についてというご質問でございますけれども、現在地域包括支援センターでは、認知症の相談に対しまして医療機関との連携が必要な場合には、先ほどご回答しました千葉県認知症オレンジ連携シートに認知症状などを記載し、情報提供を行っております。医療機関からも包括支援センターに情報提供があり、その後の支援に活用しております。また、病院が行う家族を含めた退院支援会議に参加し、認知症の方への支援を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　ありがとうございました。

それでは、続きまして認知症への理解促進、あるいは早期発見ということについて再質問させていただきます。

先ほどお話の中でありました認知症見守りネットワークですか、これについてですが、民間事業者の協力を得て地域での連携をとるということでお伺いいたしましたが、どのような事業者に協力を要請するのかなど、もう少し詳しく事業内容の説明をお伺いしたいと思います。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩　午後　３時　９分

再開　午後　３時１０分

○議長（髙橋利彦）　では、再開します。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石毛健一）　高齢者見守りネットワーク事業の概要についてということでお答えさせていただきます。

事業活動を通じて高齢者と接することの多い民間事業者、具体的には郵便事業者や新聞・牛乳販売店や電気・ガス・水道事業者並びに生協等と旭市が連携することにより、異変があり何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行い、地域全体で高齢者を見守る体制を構築し、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう支援する事業で、平成27年４月の事業開始を目指し、今準備を進めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　失礼しました。ちょっと回数が私の手元で混乱しましてすみません。認知症関連はもう終わりですね。

○議長（髙橋利彦）　終わりです。

○２番（髙橋秀典）　分かりました。

では、最後になりますけれども、認知症の重症化を抑えるということは、家庭にとっても

行政の負担を軽減する意味でも大切かと思いますので、また、重症化を防ぐためには早期発見・早期対応が必要であります。手元にちょっとこんなものを用意したんですけれども、自治体によっては、地域に向けた認知症への理解を地域でしていこうということで、こういった漫画で分かりやすいものを全県配布したりしていますので、ぜひ認知症への正しい理解の促進ということに力を入れていただきたいなというふうに思いまして、次に移らせていただきます。

次に、病院関係ですね。回復期・慢性期医療の体制について、まず再質問させていただきます。

文教福祉常任委員会において京都市民病院を視察させていただいた際に、高度急性期への特化と医療連携を進める上で、地元の医師会との連携、あるいは意思の疎通といったものが非常に大切であるというふうに感じさせていただきました。中央病院と旭市、また近隣医師会との関係について現状をお伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　地域の医師会との関係性についてのご質問にお答えさせていただきます。

地元医師会、近隣医師会との関係についてですけれども、紹介・逆紹介率を上げ地域連携を推進するための対策といたしまして、本年３月に紹介患者センターを立ち上げ、以来、病院長が先頭に立ちまして連携担当者とともに各地域の医師会やクリニックを訪問してまいりました。また、地域の医師を招き、連携のための会議を２度開催いたしまして、意見交換や登録医制度の説明や高額機器の共同利用参加の説明なども実施しております。

結果といたしましては、11月末現時点での、いわゆる先ほど申し上げました登録医制度の関係ですけれども、登録医療機関数は81施設に上っております。今後も引き続き登録医への参加をお願いして連携を強化してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　ありがとうございました。

続きまして質問させていただきますけれども、地域の医療資源ということに関しては、単に中央病院の責任の範疇を超えて、旭市あるいは広域での医療全体にかかわる問題で、今後中央病院を地域の宝として守っていくためには、この問題について香取海匝医療圏全体で考

えるべきであろうかと考えます。

今後、県主導で地域医療ビジョンが策定されることにはなっていますが、やはり地域の現状において旭市がリーダーシップをとって、対象となる自治体間での話し合いと連携が先行すべきではないかと思います。現在そのような場、会議等は設けられているのでしょうか、お伺いします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤　浩）　自治体連携の現状についてということですが、過去、平成18年に千葉県並びに銚子市、旭市、匝瑳市及び東庄町からなる東総地域医療連携協議会が組織されまして、病院間の連携について話し合いが持たれ提言等も行っていましたが、平成20年９月の銚子市立総合病院の診療中止等により当該協議会の活動も休止状態となり、現在に至っている現状です。

一方、先般、医療・介護総合推進法が成立し、平成27年度から28年度にかけまして県が地域医療ビジョンを策定することとなりました。今後は、これらの動向も踏まえた上で、特に近隣自治体及び県との意見交換や協議が活発化していくことと考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　中央病院がございますので、ぜひその場でイニシアチブを旭市がとっていただければなというふうに思います。

続きまして、先月末に開催されたシンポジウムで、病院側よりこれは指摘があったことでありますけれども、大都市においては大規模病院が高度急性期医療に特化していくに当たっては、その近隣に提携先としての医療資源は、大都市の場合は豊富であります。一方で、中央病院の場合、これまでワンストップで全てを担ってきたという背景と同時に、大都市に比べ連携先は少ないという状況であり、国が都会の大病院を基準にして、いわば一律的に想定した医療環境とは非常に異なる、そういった現実となっているのではないかというふうに思います。

この当地域、そして中央病院の特殊性を考えたときに、今後、県あるいは国に対して特別な措置を講じていただくようにお願いするということはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の４回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　県や国に対しまして特別な措置をお願いしていくことはできないのかというご質問でございますけれども、実は先般、厚生労働省に県とともに出向きまして、当地域の現状の説明や制度の見直しなどについて要望してきたところでございます。引き続き、市と協力いたしまして国・県へ要望してまいりたいと思います。

なお、先ほど市のほうから出ましたけれども、来年度から作ります地域医療ビジョンの場として、地域医療構想調整会議というものが設けられることになったということで、そこでは、参加者は医師会、歯科医師会、病院団体、医療保険者などが基本になるということですので、そういう場をかりて、また県等に対しまして病院の状況等を訴えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　ありがとうございます。

続きまして、地域連携クリニカルパスのほうの再質問に移らせていただきます。

まずはこの地域連携クリニカルパスですが、患者さんにとっては非常に安心感を持って地域の医療連携に身を任せることができる、そういった仕組みであるというふうに思います。今後の運用の拡充についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志）　先ほど連携パスの実績についてお答えいたしましたけれども、その中で脳卒中の地域連携パス、123件と非常に多くなっております。これにつきましては、香取海匝脳卒中地域連携の会というものを開催いたしまして、普及に取り組んでおります。ほかの疾患につきましても、今後普及のための活動を拡充していくことが必要だと考えておるところではございます。

以上です。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　これは本当に、医療に関しては素人ながらですが思うのは、地域において急性期病院とかかりつけ医の連携のありようというのは、例えばがんの場合と慢性腎臓病などの場合と、疾患ごとにその連携のありようというのは異なってくるのかなというふうに思います。地域における医療連携といいますが、あくまで患者さんを中心としたものであり

ますので、患者さんを真ん中に置いた連携、またそのための施策を今後とも推進をお願いしたいと思います。

そして、最後にお伺いいたします。

ここまで地域の医療連携ということでお伺いしてきましたけれども、その中核となる旭中央病院の組織形態について、本議会において市長より、独立行政法人化を進めるとの明確な意思表示がありました。それを受け、病院サイドとしての考え、独法化を含め今後の中央病院のあり方についてどうお考えか、こちら年内最後の議会となりますので、これはぜひ病院事業管理者にお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二）　独法化につきましては、私が病院長になったとき以来ずっとお願いしていたわけであります。と申しますのは、やはりこれだけの大病院を運営していくには、やはりなるべく公的なものの中にも自由に民間のアイデアが入るような病院経営、こういうのが一番いいのではないだろうかと、このようなふうに思っていたわけでありますが、なかなかずっと今までたってきたわけであります。

ここに来て、ずっと右肩上がりで成長してきたわけでありますが、この数年、特にこの二、三年、人口減という大問題がだんだん表れてまいりました。そして、我が国の財政難ということであります。高齢化すると、やはり医療費が毎年１兆円というふうに言われますが、ずつ上がるわけであります。どうも１兆円で済まなくなってきて、１兆2,000億円、3,000億円ぐらい毎年上がってきているわけです。国はこれを抑制しようということで、病院あるいは医療体制を再編しようということで、2025年に向けて新たなる施策を立ててきたわけであります。

それに対応して、我々も動かなければいけないということでありますが、国の施策は一般的に人口の多い大都市中心の施策でありまして、なかなかこういう地方におきましては不利なことがいろいろ出てまいりました。人口減は患者さんももちろん減るわけでありますが、病院の職員、特に医師、まず医師不足に始まりました。何とか苦労してやっていくうちに、今度また出てきたのが看護師不足であります。これが今度大問題にまたなってきつつあります。特に千葉県は3,600床増やすということで、近隣の病院がどんどんベッドを増やしますが、看護師の養成はしてくれません。したがって、今いる看護師の人たちがそういうところに流れていくと、こういうような図式にもなっております。

また、看護師養成につきましても、今奨学金制度ということで盛んに学生を集めて、そして養成しているわけでありますが、近隣の金持ちの市町村は高額な奨学金を出しまして、この５年間で奨学金の値段が倍になってしまった。看護師確保についてもかなりのコストがかかるようになりました。医師の人件費も上がりました。看護師の人件費もどんどん上がってまいります。かなり厳しくなってまいりました。

このような時代で、さらに来年、再来年の改定、そのさらに２年後の改定、この５年間というのがまた目まぐるしく制度が変わるだろうと思います。特にこういう地域においてはかなり不利をもう既にこうむっているわけでありまして、先ほど事務部長のほうから、厚生省、厚生大臣、県当局に行ってさんざん陳情もしているわけでありますが。そのようなことで、我々の話が果たして通るかどうか、これはかなり厳しいだろうというふうにも思いますが。しかし、今度地域医療ビジョンが、今年11月に既に１回目の調査が来て、来年の調査で再来年までに、来年度いっぱいにできるわけであります。今度少し県が主導ということで、都道府県単位までおろしてくれるということで、我々もいち早く県当局に、千葉県が画一的にいろんな計画を立てては非常に困りますよと。この地域の実情というのがあるわけでありますからということで、既に各部署に当たっております。

そういうような時代、やはり目まぐるしく動いておりまして、昨日赤字の病院が独法化になったんだと。そのための独法化だというお話が出ましたが、つい最近も佐世保市立病院、これはうちの病院が３年前に総務大臣表彰を受けました、翌年の優良病院として表彰されている病院でありますが、これも今のところ全適でありますが、いよいよこういう時代では独法化に移行しようということで、再来年から独法化を決定いたしました。大病院はほとんどが独法化を今考えている最中でありまして、あるいはなっているところはもうなっております。

当市も、人口50万人規模の大きなまちならば、このままでもやっていけないことはないんだろうなと、こういうふうに思いますが、やはりリスク管理のことも全部考えますと、どうしても一つのまちでは、うちのような病院は持ち切れないのではないだろうかと、このようなことも考えているわけであります。じゃ、もっとダウンサイズして市立病院だけにすればいいんじゃないかということでありますが、当世、医師の集まる所は、看護師もそうですが、マグネットホスピタルと言いまして、ある規模があって高度医療をそろえた、人材もそろえてあるところに皆さん集まってきて、周りを見ていただくと分かりますが、この周りの病院にはほとんどそういう方は集まっていただけません。

ということで、やはりここまで発展させた病院を維持、これから先も継続的に安定して経営させていただくには、やはり今考えられる道としては独法しかないだろうと、このように考える次第であります。というわけで、まだ独法についてはあまり説明を受けてないというような議員もいらっしゃるようでありますが、どうぞ前向きにぜひ捉えていただいて、ご検討いただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員。

○２番（髙橋秀典）　ご答弁ありがとうございます。

今後、これからクリアしなければならない課題、あるいは議論すべき点というのも多々ございます。また、市民から不安の声も正直聞かれておりますので、それらを払拭していただくのも病院また行政の責務であろうかというふうに思います。

私が言うのもあれですが、全ては患者様のためにというその理念をぜひとも堅持していただいて、また、市民の中央病院への思いといったものもしっかりと今後酌んでいただくことをお願いいたしまして、私からの一般質問を全て終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（髙橋利彦）　髙橋秀典議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全部終了いたしました。

○議長（髙橋利彦）　これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は17日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会　午後　３時２９分

平成２６年旭市議会第４回定例会会議録

議　事　日　程　（第５号）

平成２６年１２月１７日（水曜日）午前１０時開議

第　１　常任委員長報告

第　２　質疑、討論、採決

第　３　事務報告

第　４　閉　　会

本日の会議に付した事件

日程第　１　常任委員長報告

日程第　２　質疑、討論、採決

追加日程第１　発議案上程

追加日程第２　提案理由の説明

追加日程第３　質疑、討論、採決

日程第　３　事務報告

追加日程　議長辞職の件

追加日程　議長選挙の件

追加日程　副議長辞職の件

追加日程　副議長選挙の件

追加日程　議長報告事項の件

日程第　４　閉　　会

出席議員（２１名）

１番	林　　晴　道	２番	髙　橋　秀　典
３番	米　本　弥一郎	５番	宮　内　　保
６番	磯　本　　繁	７番	飯　嶋　正　利
８番	宮　澤　芳　雄	９番	太　田　將　範
１０番	伊　藤　　保	１１番	島　田　和　雄

１２番	平　野　忠　作	１３番	伊　藤　房　代
１４番	林　　七　巳	１５番	向　後　悦　世
１６番	景　山　岩三郎	１７番	滑　川　公　英
１８番	木　内　欽　市	１９番	佐久間　茂　樹
２０番	林　　俊　介	２１番	髙　橋　利　彦
２２番	林　　正一郎		

欠席議員（１名）

４番　有　田　惠　子

説明のため出席した者

市長	明　智　忠　直	副市長	加　瀬　寿　一
教育長	夛　田　哲　雄	病院事業管理者	吉　田　象　二
秘書広報課長	飯　島　　茂	行政改革推進課長	加　瀬　正　彦
総務課長	堀　江　通　洋	企画政策課長	伊　藤　　浩
財政課長	林　　清　明	税務課長	佐　藤　一　則
市民生活課長	伊　藤　正　男	環境課長	浪　川　　昭
保険年金課長	渡　邊　　満	健康管理課長	野　口　國　男
社会福祉課長	加　瀬　恭　史	子育て支援課長	山　口　訓　子
高齢者福祉課長	石　毛　健　一	商工観光課長	堀　江　隆　夫
農水産課長	高　木　寛　幸	建設課長	大久保　孝　治
都市整備課長	林　　利　夫	下水道課長	石　毛　　隆
会計管理者	赤　松　　正	消防長	佐　藤　清　和
水道課長	鈴　木　邦　博	病院事務部長	飯　塚　正　志
病院経理課長	土　師　　学	庶務課長	横　山　秀　喜
学校教育課長	石　見　孝　男	生涯学習課長	佐久間　　隆
体育振興課長	石　嶋　幸　衛	監査委員事務局長	田　杭　平　三
農業委員会事務局長	岩　井　正　和		

事務局職員出席者

事 務 局 長　　伊 藤 恒 男　　事務局次長　　髙 安 一 範

開議　午前１０時　０分

○議長（髙橋利彦）　おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（髙橋利彦）　議案第１号から議案第８号までと議案第12号の９議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　配布漏れないものと認めます。

◎日程第１　常任委員長報告

○議長（髙橋利彦）　日程第１、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長　飯嶋正利　登壇）

○建設経済常任委員長（飯嶋正利）　建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項についての１議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月11日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第１号の主な質疑２点とその答弁の内容を申し上げます。

１点目として、水田農業構造改革推進事業について、主食用米での取り組みが155ヘクタール、多収性専用品種の取り組みが55ヘクタールとのことだが、それぞれの収穫量はどのくらいかとの質疑では、主食用米品種が930トンで１万5,500俵、多収性専用品種が396トン、6,600俵となっているとの答弁がありました。

２点目として、家畜伝染病予防事業補助金について、流行性下痢（ＰＥＤ）関連に使用するとのことだが、その具体的な内容はとの質疑では、予防用として、逆性石けん製剤18リットル入りを50個、車両のタイヤ用消毒マット６セットを購入する予定であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第１号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成26年12月17日、建設経済常任委員長、飯嶋正利。

○議長（髙橋利彦）　建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉委員会委員長、林七巳議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長　林　七巳　登壇）

○文教福祉常任委員長（林　七巳）　文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第６号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第８号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についての３議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月12日午前10時より、議会委員会室において、議案等説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第１号の主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

地域生活支援事業について、それぞれの事業の利用者数と日中一時支援事業の利用時間はどのくらいかとの質疑では、移動支援事業の利用者数は月平均48.3人、日中一時支援事業の利用者数は月平均41人、利用時間は月平均201時間となっており、利用者数、利用時間とも増加しているとの答弁がありました。

次に、議案第８号の主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

分娩について、特別なリスク管理や特別な新生児処置の件数はどのくらいかとの質疑では、本年４月から10月までの分娩件数は652件で、そのうち特別なリスク管理が58件、特別な新生児処置が133件となっているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、３議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成26年12月17日、文教福祉常任委員長、林七巳。

○議長（髙橋利彦）　文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長　向後悦世　登壇）

○総務常任委員長（向後悦世）　総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る12月４日の本会議において、本委員会に付託されました議案第１号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第２号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第３号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４号、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第５号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第７号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号、専決処分の承認についての７議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る12月15日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第７号の審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

市営住宅について、今回、５戸を廃止し、解体撤去するとのことだが、その費用はどのくらいか、また解体した後の跡地はどのようになるのかとの質疑では、解体費用は528万円を見込んでいる。跡地については、まだ住宅が残っているので、ある程度まとまった空き地ができたら売却を考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第２号、議案第３号、議案第４号は賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成26年12月17日、総務常任委員長、向後悦世。

○議長（髙橋利彦）　総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第２　質疑、討論、採決

○議長（髙橋利彦）　日程第２、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。討論なしと認めます。

これより議案第１号議案から議案第８号までと議案第12号の９議案について採決いたします。

議案第１号、平成26年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（髙橋利彦）　全員賛成。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（髙橋利彦）　全員賛成。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号、旭市特別食の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（髙橋利彦）　全員賛成。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号、旭市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（髙橋利彦）　全員賛成。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（髙橋利彦）　全員賛成。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（髙橋利彦）　全員賛成。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（髙橋利彦）　全員賛成。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第８号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（髙橋利彦）　全員賛成。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（髙橋利彦）　全員賛成。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩　午前１０時１７分

再開　午前１０時２３分

○議長（髙橋利彦）　休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第１号、米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出についての１発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、景山岩三郎議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長　景山岩三郎　登壇）

○議会運営委員長（景山岩三郎）　ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について、私よりご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第１号、米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出についての１発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成26年旭市議会第４回定例会議事日程（その３）、本日12月17日水曜日をご覧いただきたいと思いますが、この後、追加日程第１、発議案上程。追加日程第２、提案理由の説明。追加日程第３、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第１号の１発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第１　発議案上程

○議長（髙橋利彦）　追加日程第１、発議案上程。

発議第１号の１発議案を上程いたします。

発議第１号　米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について

◎追加日程第２　提案理由の説明

○議長（髙橋利彦）　追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第１号について、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（７番　飯嶋正利　登壇）

○７番（飯嶋正利）　それでは、発議第１号、米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を郎読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

米価下落に対する緊急対策を求める意見書。

旭市の基幹産業である農業の生産額は県内でもトップクラスであり、首都圏の食料供給基地として、重要な役割を果たしております。

近年、輸入農産物の増加等を背景に農産物価格は低迷し、農家自身においても、担い手の高齢化、後継者不足といった問題を抱えており、農業経営は厳しさをましています。

農林水産省の試算では、米１俵当たりの平均生産費が、約１万6,000円とされていますが、今年産の生産者米価は、前年比で約3,500円安という想定外の下落になっています。旭市の

水田面積は、およそ3,700haで、約12億円の減収が見込まれます。

このことは、地域経済にも深刻な打撃を与え、地域の衰退につながりかねず、農業経営の安定なくして地域経済と市の発展はありえません。

この事態を放置すれば、稲作農家の営農意欲減退を招き、大幅な米価下落に対する緊急対策を施さなければ、来年以降の米生産断念が懸念されます。

農家と地域経済を守り、国民に安全な食料を今後も安定して供給されるよう政府関係機関があらゆる対策を講じるよう強く願うものです。

よって、以下の事項を早急に実施されるよう求めます。

大幅な米価下落対策のために、政府備蓄米を途上国への支援にあてたり、古い備蓄米は主食用外に処理して、政府備蓄米の買い入れを進めるなど、過剰米処理のために緊急対策をとり、米価回復の諸対策を取ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、経済再生担当・経済財政政策担当大臣、経済産業大臣、農林水産大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（髙橋利彦）　提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３　質疑、討論、採決

○議長（髙橋利彦）　追加日程第３、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第１号の１発議案を議題といたします。

発議第１号について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　質疑なしと認めます。

これより発議第１号について討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（髙橋利彦）　討論なしと認めます。

これより発議第１号について採決いたします。

発議第１号、米価下落に対する緊急対策を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（髙橋利彦）　全員賛成。

よって、発議第１号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　事務報告

○議長（髙橋利彦）　日程第３、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長　堀江通洋　登壇）

○総務課長（堀江通洋）　それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

１つ、旭市内沿岸小・中学校６校の児童・生徒に対し、千葉ロッテマリーンズ成瀬善久様より、５月11日から９月６日にかけてＱＶＣマリンフィールドへ計６回の招待をいただきました。

１つ、金350万円を小川美枝子様より、９月24日受納いたしました。

１つ、金250万円を有限会社ブライトピック千葉様より、９月29日受納いたしました。

１つ、金12万1,000円を旭中央病院リハビリテーション科ＡＣ－ｊｕｎｃｔｉｏｎ2014様より、10月７日受納いたしました。

１つ、豚肉257.4キログラムを農事組合法人千葉スワイン様より、11月13日受納いたしました。

１つ、ＤＶＤプレイヤー５台、メガホン１台、冷水機１台を旭市ゴルフ協会様より、11月25日受納いたしました。

１つ、保育用品一式を干潟ライオンズクラブ様より、11月27日受納いたしました。

１つ、金16万2,000円を2014ぬくもりコンサート実行委員会様より、12月３日受納いたしました。

１つ、金14万円をホテル日航成田様より、12月10日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（髙橋利彦）　事務報告は終わりました。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩　午前１０時３５分

再開　午前１０時３８分

○副議長（平野忠作）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程　議長辞職の件

○副議長（平野忠作）　議長の都合により、議長に代わって議事の進行を努めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいま、髙橋利彦議長より議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（平野忠作）　ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

（事務局長　伊藤恒男　登壇）

○事務局長（伊藤恒男）　それでは、辞職願を代読いたします。

辞職願。

このたび、一身上の都合により市議会議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

平成26年12月17日　旭市議会議長　髙橋利彦。

旭市議会副議長様。

以上でございます。

○副議長（平野忠作）　おはかりいたします。髙橋利彦議員の議長の辞職を許可することに賛

成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（平野忠作）　全員賛成。

よって、髙橋利彦議員の議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、しばらくお待ちください。

（２１番　髙橋利彦　入場）

○副議長（平野忠作）　ここで、長い間、お骨折りをいただきました前議長、髙橋利彦議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

（２１番　髙橋利彦　登壇）

○２１番（髙橋利彦）　退任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

改選後初めての臨時議会におきまして、議員の皆さん方のご推挙をいただきまして議長という重責を担わせていただきました。そしてこの１年、皆さん方のご協力をいただきまして議会運営に当たってまいりましたが、皆さん方には、多々、意に沿わないことがあったことをお許しいただきたいと思います。

これからは一議員として、市政発展のために努力していく覚悟でございますので、皆さん方にはさらなるご厚情を賜りたいと思います。

また、市長をはじめ執行部の皆さん方には、任期中、大変ご協力をいただきまして、議長職を大過なく過ごすことができましたことを改めて心から、この場をおかりして厚く御礼申し上げる次第でございます。

簡単でございますが、退任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

◎追加日程　議長選挙の件

○副議長（平野忠作）　髙橋利彦議員の議長辞職により、議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（平野忠作）　ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（平野忠作）　ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局員、投票の準備をする）

○副議長（平野忠作）　議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（平野忠作）　ただいまの出席議員は21名であります。

これより投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○副議長（平野忠作）　投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（平野忠作）　配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（平野忠作）　異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○副議長（平野忠作）　投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（平野忠作）　投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

11番、島田和雄議員、13番、伊藤房代議員、以上の２議員を指名いたします。

島田和雄議員、伊藤房代議員は、立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開　票）

○副議長（平野忠作）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数　　２１票

有効投票　　１９票

無効投票　　２票です。

有効投票のうち　　景山岩三郎議員　　１９票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は５票であります。

よって、景山岩三郎議員が旭市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました景山岩三郎議員が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

（立会人、自席へ着席）

○副議長（平野忠作）　議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（平野忠作）　ただいま議長に当選されました景山岩三郎議員より就任のご挨拶がございます。

ご登壇願います。

（１６番　景山岩三郎　登壇）

○１６番（景山岩三郎）　ただいま議員の皆様のご推挙により、議長につくことができました。誠にありがとうございます。

間もなく合併後10年を迎える節目の年に議長に就任したという光栄をいただきまして、身に余る思いでございます。

旭市も震災から３年９か月を迎えようとしていますが、いまだ復興半ばでございます。旭市民の安心と安全、そして豊かな暮らしのため、市執行部と力を合わせ、微力ではありますが、邁進の努力をいたします。ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

そして、議員の皆様のすばらしいお知恵をおかりいたしまして、旭議会のさらなる成長を望みたいと思いますので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。

皆様、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（平野忠作）　ここで、議長を交代いたします。

議長、景山岩三郎議員、議長席にご着席願います。

（副議長　平野忠作　議長席退席）

（議長　景山岩三郎　議長席着席）

○議長（景山岩三郎）　議長を交代いたしました。

ここで、しばらく自席で休憩いたします。

休憩　午前１１時　３分

再開　午前１１時　５分

○議長（景山岩三郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程　副議長辞職の件

○議長（景山岩三郎）　ただいま、平野忠作副議長より副議長の辞職願が提出されました。

おはかりいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎）　ご異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

事務局長に辞職願を代読させます。

（事務局長　伊藤恒男　登壇）

○事務局長（伊藤恒男）　辞職願。

このたび、一身上の都合により市議会副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。

平成26年12月17日　旭市議会副議長　平野忠作。

旭市議会議長様。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎）　おはかりいたします。平野忠作議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎）　全員賛成。

よって、平野忠作議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、しばらくお待ちください。

（１２番　平野忠作　入場）

○議長（景山岩三郎）　ここで、長い間、お骨折りをいただきました前副議長、平野忠作議員よりご挨拶をお願いいたします。

ご登壇願います。

（１２番　平野忠作　登壇）

○１２番（平野忠作）　私、平野忠作、この１年間、髙橋利彦議長のもとで、旭市政発展のため、また旭市発展ために、微力ながら努めてまいりました。これからは一議員として、旭市発展のために、市政発展のために、これからももっともっと尽くしていきたいと思いますので、本当に議員の皆様方には、１年間ありがとうございました。（拍手）

◎追加日程　副議長選挙の件

○議長（景山岩三郎）　平野忠作議員の副議長辞職により、副議長が欠員となりました。

おはかりいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎）　ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決しました。

これより選挙を行います。

おはかりいたします。選挙の方法は投票によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎）　ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票と決しました。

準備のため、そのまましばらくお待ちください。

（事務局員、投票の準備をする）

○議長（景山岩三郎）　議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（景山岩三郎）　ただいまの出席議員は21名であります。

これより投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（景山岩三郎）　投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎）　配布漏れないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（景山岩三郎）　異状ないものと認めます。

投票は単記無記名であります。

点呼に応じて前へお進みいただき、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

投票用紙には、名字と名前を正確に記載願います。なお、名字と名前を正確に記載したもののみを有効といたします。また、名字と名前を正確に記載していないもの、白票、名字のみ、名前のみの投票は無効といたしますので、ご了解願います。

投票を開始いたします。

点呼を命じます。

（点呼に応じ投票）

○議長（景山岩三郎）　投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎）　投票漏れないものと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の指名をいたします。

12番、平野忠作議員、14番、林七巳議員、以上の２議員を指名いたします。

平野忠作議員、林七巳議員は、立会人席へご着席願います。

（立会人、立会人席へ着席）

（開　票）

○議長（景山岩三郎）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数　　２１票

有効投票　　１９票

無効投票　　２票です。

有効投票のうち　　伊藤房代議員　　１９票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は５票であります。

よって、伊藤房代議員が旭市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました伊藤房代議員が議場におられますので、会議規則第32条第２項の規定により、当選を告知いたします。

立会人の方はご苦労さまでした。自席へお戻り願います。

（立会人、自席へ着席）

○議長（景山岩三郎）　議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（景山岩三郎）　ただいま副議長に当選されました伊藤房代議員より就任のご挨拶がございます。

ご登壇願います。

（１３番　伊藤房代　登壇）

○１３番（伊藤房代）　一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、議員の皆様方のご推挙によりまして副議長に就任をさせていただきました伊

藤房代でございます。どうぞよろしくお願いいたします。心より感謝を申し上げます。

微力ではございますが、一生懸命、精進してまいります。景山議長に呼吸を合わせ、任期中は議会運営がスムーズにいきますよう努力してまいります。どうぞ議員の皆様、今まで以上、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、就任の挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（景山岩三郎）　ここで、しばらく休憩いたします。

休憩　午前１１時２６分

再開　午前１１時５５分

○議長（景山岩三郎）　休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議長報告事項の件

○議長（景山岩三郎）　おはかりいたします。議長報告事項を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎）　ご異議なしと認めます。

よって、議長報告事項の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

議長報告事項を申し上げます。

ただいま議会運営委員が欠員となりましたので、旭市議会委員会条例第８条の規定により、議長指名により選任いたしましたので、報告いたします。

議会運営委員に島田和雄議員。

以上のとおりであります。

また、議会運営委員会において正副委員長の互選が行われましたので、その当選結果につきまして報告いたします。

議会運営委員会委員長に伊藤保議員、議会運営委員会副委員長に飯嶋正利議員。

以上のとおりでございます。

以上で議長報告事項を終わります。

○議長（景山岩三郎）　以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年旭市議会第４回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会　午前１１時５６分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

旭市議会　議　　長　　景　山　岩三郎

前 議 長　　髙　橋　利　彦

前副議長　　平　野　忠　作

議　　員　　島　田　和　雄